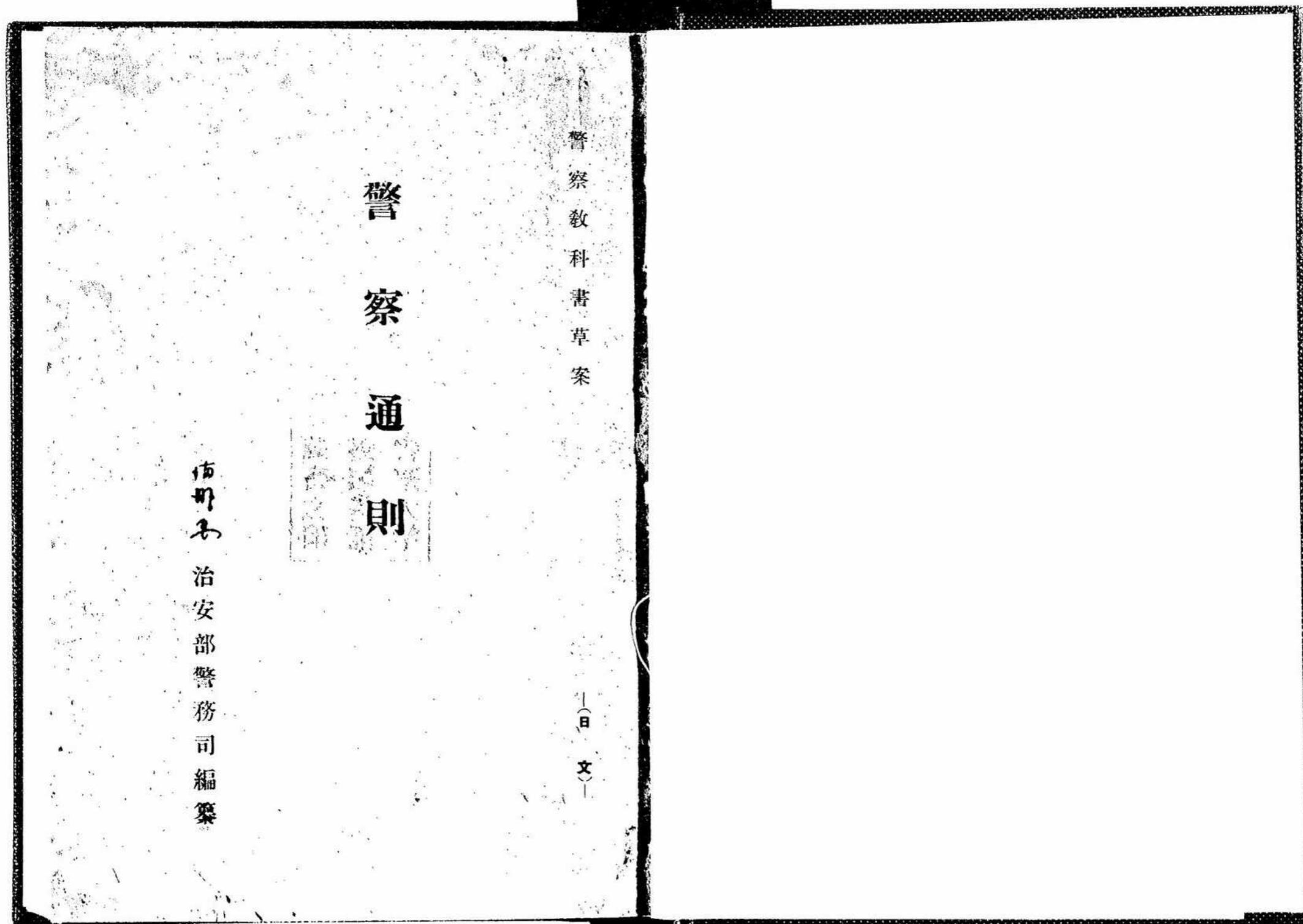


國立公文書館	
分類	警察庁
	平成13年度
排架番号	つば 書庫6
	6-31
	46



番号	
分類	登録
P23.1	1884



警察教科書(草案)

警察通則 目 次

第一課 警察の本質	一
一、警察の觀念	(一)
二、警察の變遷	(八)
三、警察の目的	(二)
(一) 國家の自衛	(二)
(二) 秩序の維持	(三)
(三) 國利民福の擁護	(四)
四 警察の手段	(五)
五 警察權行使の限界	(六)
(一) 必要の限界	(七)

目 大



目次

II

(11) 私生活干渉の限界 (二)

第二課 警察の種類

(三)

一 警察権に基く分類 (四)

二 目的に依る分類 (五)

三 特殊警察 (六)

四 分掌事務に依る分類 (七)

附表一 警察の分類表

附表二 行政警察一覧表

第三課 警察の組織

(四)

一 警察制度 (四)

二 警察機関 (四)

(1) 警察機関の觀念 (四)

(2) 警察機関の組織及び權限 (五)

(1) 治安部大臣

(2) 省長

(3) 警察總監

(4) 縣長

(5) 警察署長

(三) 蒙旗地方に於ける警察機構 (六)

(1) 興安各省長

(2) 旗長

(3) 警察官署

(四) 特別警察機關 (六)

(1) 海上警察隊

(2) 國境警察隊

(3) 森林警察隊

(4) 警察遊撃隊

(5) 治安肅正辦事處

(6) 鐵道警護總隊

(五) 非常警察機關 (六)

目次

III

目 次

四

三 司法警察機關	…(セ)
(一) 司法警察官	…(セ)
(二) 司法警察吏	…(四)
四 警察教育機關	…(五)
(一) 中央警察學校	…(五)
(二) 地方警察學校	…(五)
(三) 縣旗警察官訓練所	…(五)
五 軍事警察機關	…(六)
(一) 憲 兵	…(七)
(二) 日本國憲兵	…(七)
、附表 警察命令系統	…(八)
第四課 警 察 官	…(九)
一 警察官の本質	…(九)
(一) 警察官の地位	…(八)
(二) 警察官の身分	…(八)

(三) 官吏の義務 ……………… ……………… ……………… ……………… (八)

(四) 警察官の使命 ……………… ……………… ……………… ……………… (八)

二 警察官の種別 ……………… ……………… ……………… ……………… (九)

(一) 階級制度 ……………… ……………… ……………… ……………… (九)

(二) 階級に依る種別 ……………… ……………… ……………… ……………… (九)

(三) 職務に依る種別 ……………… ……………… ……………… ……………… (九)

第五課 警察法規 ……………… ……………… ……………… ……………… (一〇)

一 法の觀念 ……………… ……………… ……………… ……………… (一〇)

二 警察法の本質 ……………… ……………… ……………… ……………… (一〇)

三 警察法規の解釋 ……………… ……………… ……………… ……………… (一〇)

四 法典の構成 ……………… ……………… ……………… ……………… (一〇)

第六課 警察處分 ……………… ……………… ……………… ……………… (一七)

一 警察處分の觀念 ……………… ……………… ……………… ……………… (一七)

二 警察上の行政處分 ……………… ……………… ……………… ……………… (一七)

(一) 命令處分 ……………… ……………… ……………… ……………… (一七)

目 次

五

目次

(11) 禁止處分 (一三四)

(3) 認許處分 (一四六)

三 警察制裁

(1) 違警罰 (一三一)

(11) 連坐罰 (一三二)

(3) 説諭 (一三八)

(4) 執行罰 (一三九)

第七課 警察活動

一 警察上の強制

(1) 強制執行 (一四三)

(2) 即時強制 (一四八)

(1) 身體に對する強制

住居に對する強制

財産に對する強制

(3) 武力強制 (一五〇)

二 事實行為

(1) 警察的手段 (一五八)

(11) 社會的手段 (一五九)

三 司法強制

(1) 捜査の端緒 (一六一)

(1) 通常検査 (一六二)

(3) 強制検査 (一六九)

(4) 司法警察事務の共助 (一七四)

第八課 警察の監督

一 上級官署の監督作用

(1) 指揮命令 (一九)

(11) 監察 (一九)

二 警察監督

(1) 指揮命令 (一八四)

(11) 監督の種類 (一八六)

目次

八

(三) 監督の方法	…(八)
附 行政救済	…(九)
第九課 警察の官紀	
一 身分上の義務及び特權	…(九)
(一) 誓 約	…(九)
(二) 身分の異動	…(九)
(三) 賞 嘉 嘲	…(九)
(1) 行 勤 賞	…(九)
(2) 懲 戒	…(九)
(四) 升進及び昇給	…(九)
(五) 身分上の保障	…(九)
二 服 務	
(一) 出 勤	…(九)
(二) 休 養	…(九)
(三) 居住及び移轉	…(九)

第十課 服装及び携帶品

一 被 服	…(三)
(一) 被服及び屬具	…(三)
(二) 裝 具	…(三)
(三) 服 裝	…(三)
(四) 著裝及び容姿	…(三)
二 携 帯 品	…(三)
三 給與品及び貸與品	…(三)
第十一課 禮式及び呼稱	
一 禮 式	…(三)
(一) 禮式の種類	…(三)
(二) 帝室に關する行禮	…(三)
(三) 旗章、國歌に對する表敬	…(三)
(四) 神佛、靈廟に對する拜禮	…(三)
(五) 上官に對する表敬	…(三)

目次

10

(六) 敬禮の交換	・(三四七)
(七) 行禮省略の場合	・(三四七)
二 呼稱	・(三四八)
第十二課 教練及び練武	・(三四九)
一 警察教練	・(三四九)
(一) 警察基本教練	・(三四九)
(二) 警察乘馬教練	・(三五)
(三) 警察戦闘教練	・(三五)
二 練武	・(三五)
(一) 武器愛護	・(三五)
(二) 射撃術	・(三五)
(三) 戒衛術	・(三五)
(四) 武道	・(三五)
第十三課 一般警察官の活動	・(三六〇)
一 検問	・(三六〇)
(一) 不審者	・(三六一)
(二) 検問の実施	・(三六一)
二 事故の處理	・(三六)
(一) 保護を要する者	・(三六)
(二) 燐死燐傷人	・(三七三)
(三) 災害	・(三七)
(四) 犯罪	・(三八)
(五) 傳染病	・(三八)
(六) 遺失物	・(三八)
三 其の他の活動	・(三八)
(一) 検索	・(三八)
(二) 偵避	・(三九)
(三) 待伏	・(三九)
第十四課 管區勤務員の活動	・(三九)
一 哨戒	・(三九)

目次

11

目次

111

- (一) 哨戒勤務の使命 (二六四)
(二) 哨戒勤務の心得 (二五五)
(三) 哨戒勤務の要領 (二五六)
二 警 還
(一) 警還の本質 (二六五)
(二) 警還の要領 (二九一)
三 戸 口 査 察
(一) 戸口査察の目的 (二〇一)
(二) 査察の要領 (二〇四)
四 臨 檢 視 察
(一) 臨檢視察の目的 (二一一)
(二) 臨檢視察の要領 (二一四)
五 休 憩
第十五課 特殊勤務
　　看守護送勤務 (二一六)

- (一) 留置場看守 (二一七)
(二) 護 送 (二一〇)
二 警 衛 及 び 護 衛
(一) 警衛、護衛の重要性 (二二七)
(二) 路上警衛 (二二八)
(三) 鉄道沿線警衛 (二二九)
(四) 護 衛 (二三〇)
三 非 常 勤 务
(一) 非常警戒 (二三一)
(二) 非常召集 (二三二)
第十六課 處 務
　　事務分掌 (二三三)
　　報告及び通報
　　(一) 報 告 (二三六)
　　(二) 通 報 (二三五)

目次

111

目次

一四	三統計
(三五六)	四警察文書
(三六〇)	(一) 文書の種類
(三六一)	(二) 文書の作成
(三六二)	(三) 文書の取扱
(三六三)	(四) 文書の整理
(三六四)	五願
(三六五)	附當
(三六六)	直

(終)

第一課 警察の本質

國家の存立を危殆に陥れる危険思想、或は不穏なる言動を取締るのは警察である。安寧、風教を紊乱する出版物の發賣頒布を禁止するのも警察である。人民の生命、身體、財産に對する危害を豫防、排除し、犯罪あらば犯人を捜査、檢舉し、或は傳染病を豫防、防遏する等、日常の社會生活に不安なからしめるのも警察である。又金融を攪亂し、產業の發達を阻害する行爲を取締り、經濟生活の安定を圖るのも警察である。

斯く觀じ來れば、警察は國家生活、國民生活に關聯せざるはなく、國家、國民の利害休戚に關する所、蓋し絶大であつて。若し、一日無警察の日があつたとした場合、社會生活の混亂は吾人の想像に餘る惨澹たる狀態を出現するであらうことは疑のない所である。故に、一瞬、一時の無警察あるを容さず、警察の不眠不休なる所以は茲に存して居る。

一 警察の觀念

警察とは國家及び國民の健全なる生活を擁護するため、國家生活、國民生活を脅威すべき事

第一課 警察の本質

一

警察の意義

第一課 警察の本質

二

態を防止することを目的とする行政である。而して、此の目的を達成するための手段として、人民の自由を制限し、之を強制する権力作用を作ることを特質として居る。

之を分説すれば

- (1) 警察は國家及び國民の健全なる生活を擁護することを目的として居る。
- (2) 健全なる生活といふのは、國家の存立が確保せられ、社會の秩序が維持せられ、國利民福が保全せられて居ることである。
- (3) 骨感すべき事態といふのは、國家及び國民生活に危害を惹起し、又は其の虞ある事態の謂であつて、人の行爲たる場合もあれば、自然力たる場合もある。
- (4) 防止するといふのは斯る事態の發生を豫防排除することである。
- (5) 之がために、人民の自由を制限し、之を強制する権力を行使することを特質として居る。
- (6) 而して、人民を強制するのは、目的を達成するため、已むを得ざるに出づる最後の手段であつて、強制を加ふることは警察の特質ではあるが、其の本質を成すものではない。

一般行政と
行政は國家の發展、國民の康福のためにする國家の政務であつて、國是の擁護、國策の遂

行、社會秩序の維持、國民の幸福増進を以て其の目的として居る。而して、行政は國家機關たる各部行政官署の分掌する所であつて、大要左の如く分類することが出来る。

外務行政

在外權益の擁護、通商の促進、在外邦人の保護の如きは外務行政である。

軍務行政

外敵を撲滅し、國威を保つために軍備を強化し、國防を嚴にするのは軍務行政である。

法務行政

國法を擁護するための行政は即ち法務行政である。

助長行政

教育の振興、國民の厚生、文化の維持向上、産業の開發、經濟の發展を圖る如きは助長行政である。助長行政は亦保育行政ともいふ。

財務行政

國家の歳入、歳出を司り、財政基礎の確立を圖るのは財務行政である。

公安行政

治安を維持し、社會の秩序を確保するのは公安行政であつて、是即ち本來の警察である。

警察は實に公安行政のみならず、行政の凡有部門に關聯を持たざるはなく、換言すれば、警察を伴はない行政はない。警察と一般行政とは、凡そ左表の如き關係にある。

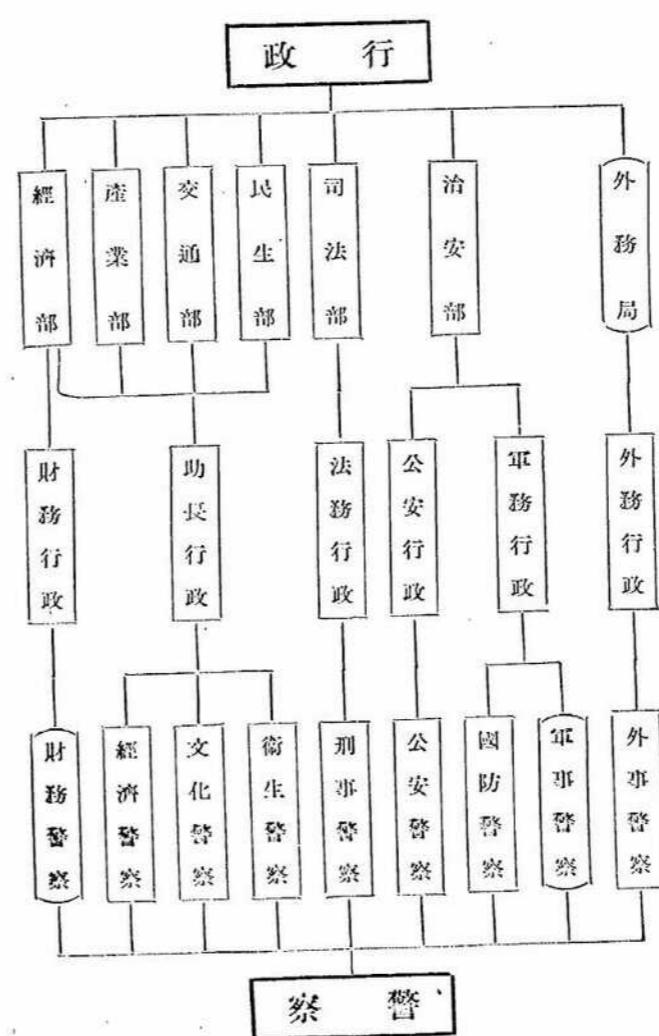
第一課 警察の本質

三

第一課 警察の本質

四

一般行政と警察との關係



助長行政と
警察

警察は治安を維持し、危害を豫防排除する如き、國家、社會の平安なる現状を保持するといふ消極的な方面、即ち公安行政が其の本來の使命ではあるが、進んで國家の發展、國民の幸福増進に對する脅威を防遏することも、我が警察の大いなる任務であつて、助長行政の分野にも關聯を持つて居る。

國家を人體に例ふれば、行政は血液が全身を循環することに相當して居る。人體は身體の何れの部分にも血液が循環して、其の活力を維持し、健康を保持して居る如く、國家も亦疆土の隅々まで行政が行届くことに因つて、健全なる生活を營み、其の發展を期することが出来るのである。

血液中には赤血球と、白血球がある。赤血球は全身に栄養と、酸素とを運んで、身體の活動を維持し、其の活動を旺盛ならしめて居るのに對し、白血球は病毒や、其の他健康に有害な毒素を解毒し、搬出する機能を有して居る。助長行政は恰も赤血球であり、警察は將に白血球にも相當して居る。

血液中には赤血球が缺けて居ては、栄養を全身に供給するの使命を果すことが出来ず、又白血球が缺けて居ては病毒等を解毒することが出来ずして、疾病となり遂には死に到るのである。國家の行政も助長行政のみでは健全なる國家生活は之を營むことを得ず、又警察のみでは國家の行政も

第一課 警察の本質

五

第一課 警察の本質

六

警察と國民
發展は圖れない。即ち、兩者が合力して國家の機關としての各々の機能を發揮することに依つてのみ國家の發展も、國民の康福も期待することが出来るのであって、兩者は相背馳することの出來ない密接にして不可分なる關係にある。

國家の發展は國民の全體一體の努力に因つてのみ期し得られる。如何に政府が政治の刷新を策し、官吏が各々の職務に勉勵しても、國民の協力がなければ國家の理想實現に近づくことは出来ない。助長行政に國民の協力が必須であると同様に、警察も亦國民の協力を必要とする。即ち、治安の肅正も、國防の強化も、民族の協和も、國民思想の健全も、警察のみでは其の目的は達成し得らず、國民の支援協力に俟つ所甚だ多い。殊に火災、水災等の災害時に際して之が防遏又は罹災民の救護に關し助力すること、防空のために警戒、防護に參加すること、或は匪襲の防衛に協同することの如きは、人民が直接に警察に協力して、災害の防止、罹災民の救護乃至は治安の維持に任することである。

國民の生活は國家あつての國民生活であるから、國民生活は國家生活を主とした從的生活でなければならない。勿論、國民生活が充實し、健全であることが、國家が強大であり、健全である所以であつて、政治は此のために行はれ、此のために運営せられて居るが、國家と國民との利害が一致しない場合には、國民は國家構成の一員、全體一體の一分子として、其の私生活

警察の語義

を犠牲にしても國家に奉仕するの義務がある。
警察なる語は警戒し、察知するの義であつて。公共の危害を警戒し、或は危害の發生を察知して、未然に之を防止することを使命とせる警察の本質を誠に能く顯はして居る。更に之を各文字に就て其の字義を考案するに

(1) 警の字義

- (イ) いましむ 警戒の意、戒と同義にして氣を附ける、用心するを意味す。
- (ロ) 備へ守る 「謹警敵人」(韓非子) 警防、警備の義
- (ハ) 謹衛 「出稱警、入稱蹕」(漢書)、蹕はさきばらひであつて、共に護衛するの義である。

(2) 察の字義

- (イ) 観る 觀察するの義
- (ロ) 檢べる 檢分するの意
- (ハ) つまびらか 「察民之故」(易經) 寅かにするの義
- (ニ) こまかく行き届くこと 「人太察則無徒」 手落ちなく行き届くの義
- (ホ) 知る 察知するの意

第一課 警察の本質

八

(ヘ) 考へる 考察するの意

(ト) 才氣の鋭いこと 「淮陽憲王子時諸侯爲職察矣」（漢書）

(チ) おもひやる 推量、推察するの義

即ち、警察なる語は警備、警戒、護衛に任じ、査察、検分以て事態を事前に察知、究明し、而も細大を漏らさず、之がためには警察官は機略、鋭敏なることを必要とし、能く警察の使命、機能を表現せる名證、明徹の語である。

二 警察の變遷

警察の變遷は人類共同生活の變遷と其の軌を一にし、國家觀念の變遷は恰も警察觀念の變遷に勞拂たるものがあり、往古に於ては國家の政治が政治即警察であつたらうことは、人類共同生活の變遷に徴しても之を窺はれる。

人類の生活が始まつた當初に於ける生活上の脅威は、天災と、野獸の襲来とであつたらうし、人類間の鬭争は強い者が勝ち、他の侵害に對しては自ら之を防衛するの外なく、氏族は相團結して自然力に基く災害、野獸の危難、他部族の襲撃を排除し、以て一族の安全を期し、其の日常生活を營んだのであらう。

原始警察

氏族社會が次第に大を成し、原始的な國家を形成するに至ると共に、此等の外力的侵害を排除するの外、共同生活の秩序を維持するため、權力を以て團體員を強制するの必要を生ずるに至つたことも、自主的共同生活に附隨する必然の經路である。

併し、人を殺した者は殺す、人を傷けた者には相應の傷害を與へる、財物を盜取した者には相當の財物を返還せしめるといふ如き、應報的な刑罰を加へることが、秩序を維持するための手段であり、今日の政治の觀念、今日の警察の觀念とは甚だ隔りのあるものである。即ち對内的には租稅を徵收することと、秩序を保つ又は命令に服せざる者に制裁を加へることとが、當時に於ける政治であり、之に任ずる國家機關が警察であつて、同時に警察は對外的には戰闘に從ふ軍隊でもあつた。

國家の形態が漸次整つて來た中世紀に於ても國家の政務は仍、租稅の徵收と、治安を維持することとの範圍を出でず、爲政者は其の意の儘に政治を行ひ、人民の権利の保障とてはなく、人民は唯、被治者として統治の客體たるに過ぎなかつた。人權の保障なき政治を警察政治といひ、斯る國家を警察國家といふ。

總ての國家は何れも警察國家時代の過程を経て來たのであつて、其の最も顯著であつたのは、所謂、封建政治である。

第一課 警察の本質

九

第一課 警察の本質

三権分立の思想

爲政者の他くなき搾取と、暴政とは、自由民權の思想の擡頭となり、三権分立の政治思想を生むに至り、封建的政治體系の崩壊を速めた。三権分立といふのは、國家の政務中、軍事、外交を除いた政務を、立法、司法及び行政に三分し、各々異つた國家機關をして之を掌らしめるといふ思想であつて、近世政治の原則となつた。

法 治 國

此の思想は國家は其の權力を以て人民に對しては如何なる強制をも爲し得るといふ爲政者の專横に對する反動であつて、其の受動的なると、能動的なるとに拘らず、國家の政治に對する自制となり、近代國家は法律に據らずして、人民を強制しないといふ政治體制を成すに至つた。是今日の所謂法 治 國である。

近代警察

文化の進歩は國家の生活に大いなる變動を與ふると共に、政治にも反映し、文化的建設と、國民の福祉増進とが、國家の重要な政治部門を占むるに至り、行政機構は漸く複雑を加へて來た。

斯くて、行政は國利民福を圖る積極的な行政と、秩序を維持するといふ消極的な行政との二つの大なる分流を成すに至り、國民の福祉を増進するといふ積極的行政は助長行政であり、秩序を維持するといふ消極的行政は即ち公安行政であつて本來の警察である。

曩にも述べた如く、警察は秩序を維持するといふ現狀維持のみが警察の使命ではなく、國利民福を擁護することも亦其の任務として居り、之が近代警察の觀念である。

警察は時代の變遷と共に、國家の政治部門に於ける間口が、漸次狭められたかの觀があるが、往古に於ける國家の政治は、今日の裁判、警察の範圍からは大して超えては居なかつたと見ることが出來、警察の權限が縮少せられたとは考へられない。殊に福祉を目的とする行政の如きは、先づ往昔に於ては政治の觀念外であつた。

警察は社會の進展、文化の向上と共に益々複雑多岐を加へ、愈繁劇を増大しつつある。即ち人智の發達、科學の進歩は犯罪を智能的ならしめ、交通機關の普及發達は犯罪人の逃亡を容易ならしめて、警察活動の範圍を甚しく擴大し、他面には保安警察務の增加を招き、人口の都市集中は國家が凡有國民精神の作興、國民道德の振作を策しあるに拘らず、社會惡は却て遞増し、警察務を日と共に錯雜、繁忙ならしめて居る。

又既往の警察は國內的關心のみにて其の使命を果すことが出來たのであるが、現在に於ては、國外よりの思想的攪亂を防制し、間諜の跳梁を防遏する等平時に於ける國防も新に加へられた責務であつて我が警察の双肩に懸つて居る。

三 警察の目的

第一課 警察の本質

第一課 警察の本質

二二

國家は目的を持ち、其の目的を遂行するために永遠に生存を續けて居る生活體である。即ち、我が滿洲國は王道を宣布し、日滿一德一心の道義社會を顯現し、輜内の民族和協の樂土を建設し、永遠に光輝ある世界の模範國家たらんことを目的とし、此の目的のために活動を續けて居る生活體である。國家は主權、領土、人民とから成立つて居り、之を人體に例ふれば、主權は生命であり、人民は細胞であり、其の組織する社會は身體である。而して、國家生活、社會生活に障害を惹起すべき事態は疾病とも觀ることが出来る。警察は國家又は國民の生活に障害となるべき事態を防止するために、人民の自由を制限し、之を強制するのであつて、警察が人民の自由を制限し、之を強制するのは、恰も疾病を豫防する衛生であり、疾病を治療する醫療とも觀られる。警察の目的とする所は國家及び國民の健全なる生活であつて、警察は公共の醫療機關であり、警察官は公共生活の醫師に外ならないとも謂ひ得られる。

(一) 國家の自衛

國防
國家は生活體であるから、若し他から其の生存を脅かす者があれば、之を防衛しなければならぬ。武力を以て侵害せんとする者に對しては武力を以て排撃を加へるのであつて、外國の武力的侵害を排除するのは戰鬪機關たる軍隊の任ずる所である。

嘗ての戦争は武力と武力との抗争、即ち武力戦であつて、兵力と兵器の優秀とが勝を制したる。

平時の國防
防諜及び思想擾亂の防遏は平時に於ける國防として、我が警察に科せられた重大な任務であつて、警察は當時武器なき戦争を續けて居る。
のであるが、近代の戦争は國力と國力との抗争、即ち國力戦であつて、國力の強大なる國家が勝利を得るのである。國力は軍備、國民の精神力及び國家の經濟力の總和であつて、而も干戈を用ひざる戦争は當時展開せられて居る。軍備、國情を諜知せんとする諜報戦、國民精神を混亂せしめんとする思想戦、經濟的優位を獲得せんとする經濟戦は、武力を行使せざる平時の戦争であつて、若し、思想戦、經濟戦に敗退すれば、武力戦を俟たずして國家は滅亡するのである。

(二) 秩序の維持

秩序の意義
國家が健全なる生活を營み得るには、國家の身體である所の社會が健全でなければならぬ。社會が健全であることは社會の秩序が保たれて居ることである。
秩序とは非然として、整へる狀態の謂であつて、社會の秩序とは、社會生活が圓滿に行はれ、共同生活の脉絡繁ざる社會狀態を指稱して居る。之を具體的に謂へば
(1) 治安が維持せられること
(2) 風教が守はれること

第一課 警察の本質

二三

第一課 警察の本質

一四

- (3) 人民の生命、身體、財産が安全に保護せられること
(4) 人民の権利、義務の畛域が守られること

秩序の維持

身體は各部の平衡が保たれ、何れの部分もが統制ある機能を發揮して居ることに因つて、健康が保持せられて居る。若し、身體の何れかに障害、即ち疾病があれば、機能の異状を惹起し健全ではあり得られない。社會の秩序を紊乱すべき事態は、國家生活の疾病、即ち障害である。此の障害を未然に防止し、或は早期に發見して、之を排除するのが警察の主要なる任務であり、秩序を維持する所以であつて、是警察本來の使命である。

(三) 國利民福の擁護

人が健全なる生活を營むには衣食住が必要である如く、國家生活にも衣食住の充足が其の健全生活を營む要件である。文化を保全し、更に之が向上、建設を圖るのは衣住を善美、快適ならしめることにも當り、產業を開拓し、其の發達を助成するのは食糧を充足し、身體を組織する細胞の栄養を良好ならしめ、活力を旺盛ならしめることでもあつて、斯くて國家は健全なる生活を營むことを得る。是國利民福の擁護増進である。

國利民福とは國家及び國民の利益、幸福の義であつて、政治は國利民福を増進し、之を擁護

國利民福の意義

するために行はれて居り、之を増進するのは助長行政であり、之を擁護するのは警察である。國利民福を擁護するとは、國家及び國民の利福を侵害し、又は之が増進に有害なる事態を排除することであつて、我が警察使命の一である。

自衛のための警察、秩序を維持するための警察は、國家の存立を確保し、國家及び國民生活に對する危害を防止し、現狀を保衛することが目的であるが、國利民福に關する警察は、進んで國家、國民の利益、幸福を擁護することを其の目的として居る。

四 警察の手段

警察が國家公共の危害、又は國利民福の障害を豫防排除するために人民の自由を制限し、之を強制することは避け難い處であつて、這は警察の目的を達成するための手段である。人民の自由を制限し、之を強制する、國家の權力を警察權といふ。

警察權は國家統治權の一部である。統治權は領土内にある總ての者に及ぶのであるから、國民は勿論、外國人と雖も警察權に服するの義務がある。

註——人民は國家の組成分子として、國家に對して國民といひ、皇帝に對しては特に臣民といふ。

單に人民といふときは、國民は勿論、外國人、無國籍人にして國內に居住する者及び此等の國

第一課 警察の本質

一五

第一課 警察の本質

一六

警察権の根

所謂、警察國家時代に於ては、爲政者は意の儘に人民の自由を制限し、之を強制したのであるが、近世國家、特に法治國に於ては、國家と雖も人民の自由を制限し、之を強制するには、法律に根據あることを要するのである。

人權保障法第一條には「滿洲國人民ハ身體ノ自由ヲ侵害セラルコトナシ公ノ權力ニ據ル制限ハ法律ノ定ムル所ニ依ル」と規定して居る。警察が其の目的を達成する手段として、人民の自由を制限し、強制するのは、公の權力に據る制限であつて、法律に根據がなければならぬ。警察作用

警察権が發動して、人民に對して行爲の制限として顯はれるのを警察作用といふ。警察作用は人民の自由を制限し、之を強制することを特色として居る。

法は法無くして秩序が維持せられることを理想として居り、若し、國家生活、國民生活を脅威する事態がないならば、警察は無用であり、警察権の發動もない。警察は人民の自由を制限し、之を強制はするが、強制を用ひずして、制限が遵守せられることを理想とし、強制なき社會生活の實現を希みて居るのである。

茲に、自由といふのは人民の行爲の自由を指稱して居る。之を制限するといふのは人民の意志如何に拘らず、行ふことを禁じ、又は行ふことを命じ、人民をして遵守せしめる、ことである。警察が人民の自由を制限する手段としては、命令を發すること及び處分を行ふことを擧げることが出来る。

命令 行政官署長は職權又は特別の委任に據つて、命令を發し、命令には違令罰基準法の定むる範圍内に於て罰則を附することが出来る。行政官署長が警察の目的のために發する命令を警察命令といひ、警察命令は人民の行ふこと、又は行ふべからざることを規定し、之に遵はざる者に對しては制裁を加ふることに依つて命令が遵守されることを確保して居る。

警察命令は處分たる命令と區別するために法規命令とも稱せられて居る。

處分 行政官署が特定の事項に關し、行ふことを命じ、又は行ふことを禁じ、若し行ふことを得しめるのを處分といふ。道路に倒壊する虞ある建造物の取扱を命じ、古物商營業の申請ありたるとき其の身元を調査して、或は之を許可し、或は之を許可しないのは何れも警察上の處分であつて、警察が目的を達成するための手段である。

人民に行ふことを命じ、或は行ふこと禁じても、之が行はれなければ警察は其の目的を達成

強

制

第一課 警察の本質

一七

第一課 警察の本質

一八

することが出来ない。自由、制限し、之を強制するといふのは、人民が制限に遵はざる場合、強いて行はしめる、ことを指稱する。法令が禁止、命令せる事項を行はざる場合に違背したる者に制裁を加へ、禁止したる事項を敢て行ふ者を阻止し、命じたる事項を行はざる場合之を行ふの義務ある者に代つて第三者をして行はしめ、或は警察が自ら之を行ふ如きは、何れも警察作用としての強制である。例へば、市場の出入口に荷車を放置したる者に對して科料五十銭に處することは、斯る公共の迷惑となるべき行為を再び行はざらしめるがためにする制裁であり、傳染病菌に汚染せり疑ありて立入りを禁止せる場所に敢て入らんとする者あるとき警察官が之を抑止するのは、實力を以て行ふことを阻止することであり、倒壊の虞ある建造物の取扱を命ぜられて之を行はざる場合、警察が第三者をして取扱さしめる如きは、義務者の行ふべきことを強いて行ふことであつて、何れも自由を制限し、之に遵はざる者に對して強制することである。

強制の手段

強制の手段

警察が人民を強制するの手段としては處罰と警察上の強制とがある。

處罰 法令に違背したる者にして、其の行為が拘留又は科料に該當するものなる場合、違犯罪即決法に據つて之を即決する權能を有する警察官が、拘留又は科料に處するのは警察上の處罰である。投宿人届を怠りたる旅店營業者を科料一圓に處し、強談、威迫の行為ありたる者を拘留五日に處する如きは、何れも處罰であつて、警察の目的を達成するためにする強制の手段である。

である。

警察上の強制 行ふことを命ぜられた者が之を行はざる場合、警察が自ら行ひ、又は第三者をして行はしめ、或は行ふことを禁ぜられた行為を敢て行ふ者に對し、實力を以て阻止する如きは警察上の強制である。前例の場合立入を抑止し、或は第三者をして行はしむる如きは、何れも警察上の強制であつて、警察の目的を達成するためにする強制の手段である。

五 警察権行使の限界

國家は人権保障法に依つて國民の権利を保障せる一面に、法律を以て其の自由を制限して居る。勿論、國家が個人の自由を制限するのは、秩序を維持し、國利民福に障害となる事柄を防止するにあるが、之がために却て、人民の権利を制限し、其の日常生活に犠牲を拂はしめるの結果となつて居る。

警察権の限界といふのは、國家が警察上の目的のために、人民の自由を制限し、其の日常生活に干渉する、限度の謂である。

國家は合法的に人民の自由を制限しようとするれば、其の立法権を行使することに依つて必要とする制限を人民の日常生活の上に加へることが出来る。併し國家は假令國家生活のために必

要であつても、人民をして其の日常生活に拂ふ犠牲が常に最少限度ならんことを念願して居り、警察権の限界は即ち之がための國家の自制である。

警察権の限界は之を必要の限界と、私生活尊重を原則とする私生活干渉の限界とに分つことが出来る。

(一) 必要の限界

警察は本來人權を擁護するのが其の窮屈の目的である。然るに警察は其の目的を達成する手段として人民の自由を制限し、之を強制することの已むを得ない場合があるが、其の制限、強制は警察上の目的を達成するために、必要な限度を超えてならないと共に、人民をして拂はしめる犠牲が其の保護せんとする利益より常に小でなければならない。

警察官署は警察上の目的を達成するために命令を發し、處分を行ひ、警察官吏も亦其の裁量に依つて人民に行ふことを命じ、或は行ふことを阻止するのであるが、此等行政上の行為が假令、それが不法、越権でなくとも、若し必要的限度を超え、或は拂はしめる犠牲が保護せられる利益よりも大なるときは、國家の自制に反して人民の自由を制限することとなり、王道政治に相反するの結果を招くこととなる。

不當制限

法令に根據があり、不法なる制限でなくとも、程度を超えた不當なる制限は必要の限界を制限行為の制限

超えた制限である。例へば、警察官吏は商品たる飲食物を試験のため收去することが出来るが、牛乳であれば小壺を二本も收去すれば試験する材料とは充分である。然るに三本、五本を收去する如きは、必要的限度を超えて人民の財産權を侵害する不當なる制限である。

制限を加へる行為は、直接に障害となり、又は障害を惹起する虞ある事項でなければならぬ。例へば、乞食を爲し又は爲さしめる行為は國法の禁ずる所であるが、乞食に金品を施與する者があるから、乞食を爲す者が絶えないのであるとて、乞食に物品を施與することを禁ずる如きは直接的ならざる行為の制限であつて、必要的限度を超えて居る。但し、警察署長が公園、名勝地等に於ける施物行為を禁ずる榜示を爲し、之を取締る如きは浮浪者、乞食等が此等の場所に聚集することを防止せんがためであるから、必要的限度を超えない妥當なる制限といはなければならぬ。

無用の制限

制限は努めて犠牲を専ららしいべきである。例へば、出版物の發賣を禁じ、之を差押ふる場合、安寧、風教を害する部分は、其の一部に過ぎないのが普通であるから、一小部分のために、他の有益なる大部分を犠牲にすることは、無用の制限である。其の他、旅館、興行場等にして設備の一部に危険又は不適當なる箇所ありとて、營業を停止し、使用を禁ずる如きも亦、其の經營者に徒なる犠牲を拂はしめる無用の制限である。一室、一部の使用を禁止し、又は制限す

第一課 警察の本質

三一

目的外の濫用

ることに依つて、警察の目的は達成し得られる。制限は法令が目的とする其の目的のために運用せらるべきであつて、他の目的のために濫用せられてはならない。例へば、交通取締規則は交通の安全を期することが目的であるに拘らず、他の犯罪を取調べる手段として名を交通違反に藉り、之を引致する如きは法令の濫用であり、年末に際し違警罪の処罰件数が前年度に比し著しく少いからとて、故なる法律の履行を爲すが如きも目的外の権力の濫用である。

(二) 私生活干渉の限界

人民の私生活に立入り、之を蹂躪することがあつてはならないことは、警察が人民の日常生活に不安なきを期することを目的として居る點からしても當然である。併し、警察が其の目的を達成するためには、私生活に立入り、又は私生活に干渉する場合もあるのであつて、警察の本質上避け難い事項であり、法律が之を許容して居る場合もあれば、又事實行爲として私生活に觸れる場合もある。

住居は各人生の本據であつて、他人の干渉を受けない安息所である。故に人民の家宅内に立入ることは、假令法令が許容して居る場合であつても、努めて自制しなければならない。例へば、料理屋、飲食店、旅店等は夜間と雖も其の公開時間内は立ち入ることが出来るのである

家宅立入

が、視察のために夜間臨検する如きは差控へるを要する。興行場の如きは單に興行場のみの取締ではなく、興行其のものの取締が重要な眼目であるから、夜間興行に際して夜間臨検するには、取締上當然爲さられる事項である。

私法關係

民事に関する紛争の裁決は法院の所管する事項であつて、警察の關與すべき事項ではない。併し、警察上全く放任するを得ざる場合がある。例へば、工事請負人が其の使役する労働者に賃銀を支拂はず、或は正當なる賃銀が支拂はれざるために、兩者間に紛議を生じた場合、之は工事請負人の契約不履行であるから、民事事件として法院の裁決すべき事項なりと爲し、之を放任する如きことあらば、凡そ、事理を辨へざることであり、警察が工事請負人を説示して、之が支拂を爲さしめるのは警察として當然の使命である。其の他賃を支拂はざるために、民族間に悪感情を招來する虞あるとき、其の支拂を爲さしめる如きも、警察が民族協和の楔子としての使命である。

警察官は債権の取立てとか、其の他人民に利用せられる私法關係には断然、關與してはならない。

第一課 警察の本質

三三

第一課 警察の種類

警察は國家の凡有政治部門、國民の凡有日常生活に關係を持つ行政であるから、其の活動範圍は頗る廣汎にして、且つ複雑多岐であり、其の對象となるものも千狀萬態であつて、警察の種類も種々の角度から類別せられる。

一 警察權に基く分類

警察は其の目的を達成するために、人民の自由を制限し、之を強制するのであるが、其の根據は國家統治權の一部たる警察權に基く所である。而して警察權が如何なる形式に依つて發動するかに依つて、行政警察、司法警察、武力警察及び非常警察に分つことが出来る。

警察が國家の行政機關として、國家から與へられた權限の範圍に於て、其の目的を達成するため活動するのが行政警察である。換言すれば、行政機關として行政警察權に基く警察活動が茲に所謂行政警察である。

警察は國家の機關として警察命令を發し、警察處分を爲し、人民を強制することが出来る。

行政警察

之を行政警察權といふ。警察命令又は警察處分は人民に行ふことを命じ、又は行ふことを禁じ、若は行ふことを得しめる國家としての意志表示であつて、人民の自由を制限することを内容として居り、之に違はざる場合、又は警察上必要あるときは警察は實力を行使しても人民を強制するのである。

警察が人民の自由を制限し、之に違はざる場合強制力を加へるのは、國家生活又は國民生活に対する障害を防止するためにするのである。即ち行政警察は國家又は國民の健全なる生活を擁護せんがための保健であり、衛生であつて、公共生活の疾病とも稱すべき障害を未然に防止することを其の目的として居り、日常の最も普通なる警察務である。行政警察は障害を未然に防止するための警察であるから豫防警察ともいふ。

司法警察

司法警察權に基く警察活動が司法警察である。國家は國家生活又は國民生活に有害なる行為を犯罪として法律を以て禁し、之を犯す者には刑罰を科して居る。警察官は刑事訴訟法に基き司法警察官吏として犯罪を捜査し、犯罪者を檢舉するために強制力を行使する權能を有して居る。之を司法警察權といふ。

犯罪者が檢舉せられることは社會生活の大いなる脅威であつて、司法警察は犯罪を撲滅することに依つて公共の秩序を維持することを目的とする警察である。

第二課 警察の種類

犯罪者に對し刑罰を加へるのは、身體的、財產的苦痛を與へて、犯罪者をして反省せしめ、再び罪となるべき行爲を爲さざらしめんことを期し、一般人民に對しては、法を犯す者は斯くあるべしと戒め、以て法の威儀を示し、法律を擁護することに因つて公共の秩序を維持せんとするにある。司法警察は國法を犯す者に刑罰なる制裁を加ふることに因つて警察の目的を達成せんとするのであるから之を制裁警察とも稱せられる。

武力警察
武力を以て抗する匪徒、實力を以て抗争する暴徒には行政警察の作用も、司法警察の威力も及ばず、之を鎮壓するには實力を必要とする。武力警察は武力を行使して秩序を維持せんとする警察活動である。

他人に危害を加へることは法の嚴禁する所である。併し法の庇護の及ばない現在する危難を排除するために已むを得ざる加害行為は、正當防衛又は緊急避難として違法性を阻却し、不論罪として國法は之を認めて居る。暴動を抑壓するために警察が武力を行使することも、他に之を鎮壓し、秩序を維持するの方法なく、緊急已むを得ざる事態に對處する手段であつて、之を警察急状權といふ。武器を持つて抗する犯罪者の逮捕に際し警察官が武器を使用するのは、警察急状權に基く正當なる行為である。

匪團の討伐に當つて臨陣格殺することは、暫行盜匪懲治法に依り警察に與へられてある權能

であつて、武力警察は暫行盜匪懲治法及び警察急状權に基き行動する警察活動である。武力警察は武力を以て現在する暴力を鎮壓し、以て秩序を維持せんとする警察であるから、鎮壓警察ともいふことが出来る。

警察官は何時兇暴に遭遇するやも圖られず、又武力を行使するにあらざれば、其の職司を果すを得ざる場合がある。建國以來日滿軍警の絶えざる肅正工作に因つて匪團は絶滅に頻して居るが、仍、王化に沿せずして殘存する匪徒があり、殊に我が國は思想的に相容れざる共産主義國家と接壤し、國際赤化機關たるコミニンテルンは、間隙だにあらば此等を使嗾して疆土を擾亂する傀儡師たらんことを策しあるのであつて、偷安を許さず、常に非常に對處する武力警察の活動に間然する所があつてはならない。

非常警察といふのは普通警察機關のか及ばず、又は特別なる必要に依り、警察權の全部若は一部が軍隊に委ねられる場合の警察活動の謂である。
省長、警察總監、縣長、旗長は安寧、秩序を維持するため兵力を要するときは、軍隊の長に出兵を請求することが出來、之に因り軍隊の出動ありたるとき、或は防衛令の宣告ありたるときは警察權の一部又は全部は軍隊の指揮者、若は防衛司令官に移り、此の場合軍隊は警察機關としての活動をするのであつて、之を非常警察權といふ。

第二課 警察の種類

二八

出兵請求に基き軍隊の出動があつても、軍隊は實力を行使して治安の維持に任するに止まり、行政警察権は本然の行政機關に存するのである。警察が討伐のために單獨に出動するのは、普通警察機關としての活動であつて非常警察ではなく、重大事件が發生して警察官が非常配備に就く場合があつても、軍隊の區處を受け又は防衛令が宣告せられざる限り、茲にいふ非常警察ではない。

防衛令の宣告ありたる地域に於ては、普通警察機關は防衛司令官の隸下に於て秩序の維持に任ずるのである。

註——區處といふのは本來の命令系統以外の者が指揮命令することの謂である。

匪襲防衛のための自衛團の活動、戰時、事變の場合に於ける防護團の活動の如きも、一種の非常警察といふことが出来る。

二 目的に依る分類

警察は國家生活又は國民生活に對する脅威を防止するための行政であつて、警察の保護せんとする所、即ち警察の目的とする所は國家及び國民の健全なる生活である。

警察の目的は之を大別して、國家の存立を擁護し、又は公共の秩序を維持するといふ消極的

な目的と、國利民福を擁護するといふ積極的な目的との二つに分つことが出来、前者は安寧秩序を維持せんとするための警察であつて、之を公安警察と名づけ、後者は國家の發展、國民の厚生、利福を目的とする警察であるから之を福利警察と名づける。

國家生活及び人民の生命、身體、財產に對する危害を豫防、排除することを目的とする警察が茲にいふ公安警察であつて、國家生活を目的とするか、人民の權利の保護を目的とするかに依つて、安寧警察と安全警察とに分つことが出来る。

安寧警察 安寧警察は國家の存立を確保し、公共の安寧を保持することを目的とする警察であつて、帝室、國防、外事、思想、治安及び安寧保持の立場よりする出版物等の檢閲の如きは安寧警察に屬して居る。

安全警察 安全警察は人民の生命、身體、自由、財產の安全を擁護し、其の日常生活を保護することを目的とする警察である。交通、建築物、危險物、危險行爲其の他天災等より生ずる危害を豫防、排除し、或は犯罪に因る人民の權利の侵害を豫防する如きは安全警察である。

國家及び國民の利福厚生を目的とする警察が即ち福利警察であつて、國民の精神生活に關する文化警察、經濟生活に關する經濟警察及び保健、衛生に關する保健警察に分つことが出来る。

文化警察 國民風教を維持し、風致美觀を保存する如き精神文化の向上保全、文化の維持、

第二課 警察の種類

二九

福利警察

第二課 警察の種類

三〇

其の他保護救濟に關する事項等社會的警察の如きが茲に謂ふ文化警察である。

經濟警察 經濟生活の安定、資源の開發保全、國力の増進を目的とする警察が經濟警察である。產業、金融、商取引、財務に關する警察の如きは何れも經濟警察に屬して居る。

保健警察 傳染病を豫防防遏し、其の他人民の健康に有害なる事態を豫防排除するのは保健警察である。醫事、藥事、飲食物に關する警察、患者の撲滅、防疫の如きは何れも保健警察である。

三 特殊警察

特殊警察といふのは通常警察の如く一般的でなく、限定された範圍に於てのみ權限を有する警察の謂であつて、鐵道警察、森林警察、財務警察及び軍事警察等の如きは特殊警察であり、宮廷警察の如きも一種の特殊警察である。

鐵道警察 鐵道警察は鐵道、列車、鐵道附屬物の警護、並に列車内、驛構内に於ける警察を指稱し、我が國に於ては鐵道警護總隊が特別警察機關として之に任じて居る。

鐵道警護總隊は治安部大臣の指定する船舶、自動車及び港灣の警護をも其の職能として居るが、之は鐵道總局に於て經營するがために、其の所管となつて居るのであつて、所謂鐵道

警察の觀念とは別である。

森林警察 森林の保全保護に關する警察を森林警察といひ、營林官署は森林警察に關し權限を有して居る。

森林警察隊は名は森林警察隊であるが、其の目的は治安の維持及び森林伐採事業を警護するにあつて、茲にいふ森林保護を目的とする森林警察ではない。

財務警察 關稅、稅務、專賣事業に關する警察が即ち財務警察である。財務官署は其の主管事務に關し警察權を持つて居る。

禁制品の密輸取締の如きは保安警察に屬し、本來の財務警察ではなく、阿片、麻薬の專賣は收入が其の目的ではないのであつて、從つて純然たる財務警察の觀念の外である。

軍事警察 軍の統帥、軍律の維持に關する警察が軍事警察である。軍事警察は憲兵の管掌する所となつて居り、軍事警察に關しては憲兵の警察權は一般人民にも及ぶのである。

四 分掌事務に依る分類

事務の分掌は其の事務の目的に依つて分擔されることが最も合理的であり、且つ效果的である。警察の事務分掌も亦、此の原則に依ることが事務能率を擧げる所以であつて、概ね目的に

依つて分掌が定められてある。

警察は事務分掌の上から、之を特務警察、保安警察、刑事警察、警備警察及び衛生警察に分たれて居る。特務、保安及び衛生の三警察は、目的に依つて事務分掌が定められてあり、刑事及び警備の二警察は主として目的を達成するための手段から事務分掌が定められてある。此等の名稱は必ずしも目的なり、手段なりから名付けられたのではなく、傳統的に使用されて來た稱呼である。

特務警察 特務警察は國家の存立を擁護し、公共の安寧を保持することを目的とする警察にして、目的に依る分類中安寧警察に屬して居る。

元來、特務警察は廣義の保安警察に屬して居るのであるが、國家の存立、公共の安寧に關する事項を保安警察から分離して、特務警察の分掌としたのであって、特務警察なる名稱は保安警察中、特別なる事務を管掌する警察の義である。

安寧警察中、警衛、警護に關する事項及び治安肅正に關する事項は、警備警察の管掌となつて居り、檢閲に關する警察中、風教に關するものは本質上保安警察であるが、便宜上特務警察の分掌となつて居る。

(1) 帝室に關する事項

御容の取扱ひ、御紋章日用等の取締は帝室の尊嚴を保持するための警察である。

(2) 日本皇室に關する事項

日滿兩國の關係よりして、日本皇室の尊嚴を維持するためにも、御肖像、菊花御紋章、皇室に關する文字の濫用に關する取締が行はれる。

(3) 防諜に關する事項

軍事機密の漏洩、資源、國情等の調査及び此等の謀知を禁退するのは防諜である。

日滿議定書に基き日本國軍隊、日本國の資源、國情に關しても亦同様の取締が行はれる。

(4) 治安に關する事項

結社、集會、多衆運動を取締るのは治安を維持せんがためである。

(5) 思想に關する事項

民族問題、勞資問題其の他の教育、宗教、言論、文書等を取締るのは危險又は不健全なる思想の傳播を防止するための警察である。

(6) 出版物に關する事項

新聞紙、雑誌、其の他の出版物、脚本、著者機レコード、映畫フィルム、ラヂオ放送等を檢閲し、安寧、風教を紊亂する處あるものの搬頒を禁止するのは、公安及び風教を擁護せんがためである。

(7) 外事に關する事項

第二課 警察の種類

外國人の入國、外國船舶の寄港、在留外國人の取締、外國人労働者の制限、外事關係團體の取締の如きは國家自衛のための警察であり、外因人を特に保護するのは外交に關する障害を防止するにある。

本邦人の外國旅行を制限するのも亦、國家の不利益を防止せんとする自衛に外ならない。

保安警察

保安警察は國民の精神生活、權利生活及び國家並に國民の經濟生活に關する警察であつて、目的に依る分類中、文化警察、安全警察及び經濟警察が保安警察の分掌となつて居る。特務警察は國家の存立、公共の秩序維持に關する警察であるが、保安警察は國家の經濟生活、人民の日常生活に關する警察であつて、人爲又は自然力に基く人民の精神的、身體的、財產的危害を防止すること及び國家の發展、人民の福祉を擁護することを其の目的として居る。

(1) 風教に關する事項

社寺、壇廟に於ける尊嚴を冒瀆する行爲の取締、墳墓、死體の神聖の褻瀆、葬祭の妨害等の取締は禮教の維持であり、興行其の他風紀に關する諸營業の取締の如きは良俗を擁護せんがためである。

(2) 文化に關する事項

古蹟、天然記念物を保存するのは、學術研究の資料として文化の向上に貢献せんがためであり、名勝、公園の風致を保全し、都市の美觀を維持する如きは、國民の情操陶冶に資せんことを目的として居る。娛樂其の他の文化的施設の利用に妨害となるべき行爲を取締るのは、人民をして文化の恵澤に浴せしめんがためであり、騒音を防止する如きも快適なる生活を保護せんとする文化生活の擁護である。

(3) 救護に關する事項

救貧、防貧、其の他精神的、身體的落伍者を救護するのは王道政治であり、文化國の體面でもある。射撃行為の取締は憲兵の防止であり、行旅病人、行旅死亡人の救護、家出人、迷子等の保護、人事相談の如きは王道警察の人道的活動である。貧民は不健全なる社會的實在であつて、其の原因は怠惰、疾病其の他社會的事情に因る等二様ならず、此等を指導、救助する隣保事業は直接警察の事務ではないが、社會不安を除く見地から警察の關心すべき事項であり、災害時の救護の如きは最も警察の活動を要する事項である。

(4) 従屬者保護に關する事項

労務者、從屬者の身體的、物質的虐待、虐使を禁ずるのは此等に對する身體的保護であると共に、彼等の生活及び利益の擁護である。

看護婦會、家政婦會、其の他労務請負を業とする者を取締るのは、利用者の保護も其の目的ではあるが、從屬者を保護することが眼目である。

藝妓、妓女、如きは法律上の解釋は兎も角、事實上は人身賣買の殘骸であつて、其の從業を制限するのは公衆衛生上傳染病の傳播を防止するにもあるが、自由の拘束及び掠取の對象たることから免れしめるために之を保護することも其の目的である。

(5) 建築に關する事項

第二課 警察の種類

第二課 警察の種類

三六。

建築物に關する取締は建築物より生ずる危險防止が其の目的であるが、市街地に於ける美觀、風致の維持、商業地域、工業地域、住宅地域設定に依り精神的、身體的に市民の日常生活を擁護することも其の目的であつて、文化警察上の目的を多分に持つて居る。

廣告物の取締も亦、風致、美觀の保持及び建造物の倒壊、顛落等に因る危險の防止が目的である。

(6) 工場礦山に關する事項

工場灾害、礦山灾害に因る人命、財産の損害防止が其の主たる目的であるが、婦人労働者、年少労働者の作業制限、從業員の待遇等、此等の保護をも目的として居る。

(7) 交通に關する事項

陸上交通、水上交通、航空交通より生ずる生命、身體、財産に對す危害を防止すると共に、他方に於ては交通、通信施設の性能を障害する行爲を排除し、公衆の利用、産業の發達に裨益し、併せて國家總動員に支障無きを期することを目的として居る。

(8) 災害に關する事項

火災、爆發等の原因となり人畜、財産に危害を及ぼす危險物の取締、公衆の用に供する場屋に對する火災豫防、危險防止及び公衆衛生上よりする制限、工場灾害、礦山灾害、森林灾害等の防止、水災防止のためにする河川の取締、消防等は物又は自然力に基く危害を豫防鎮壓するための警察である。

(9) 犯罪行爲に因る被害防止に關する事項

他人の金錢を取扱ふ寄附金募集、講會の取締、犯罪に因つて得たる財物を取扱ふ處ある質業、古物商、家畜賣買業、仲介業等の制限、遺失物の拾得届出を受理する如きは犯罪に基因する財產上の被害を防止せんがためであり、代書業、信用告知業、金貸業、三百代言、強請行爲等を取締るのは、犯罪に因る自由、名譽、業務等に對する脅威の防止であり、祈禱、禁厭、賣卜、催眠術等の取締は、人心を惑惑し、個人の自由意志を侵犯することの防止である。

精神病者を監置し、或は浮浪者を取締るのは危害行爲、犯罪に基因する被害を防止し、社會不安を除くことを其の目的として居る。

(10) 商事に關する事項

度量衡器の取締は商取引の公正を期し、之を助成すると共に、經濟生活に損害なからしめんがためであり、暴利を取締り、賣情み、買占めを禁するのは人民の日常生活の脅威を排除すると共に、軍需品、生活必需品の統制をも目的とし、質業の利率を制限するのは庶民階級を保護せんとする社會政策である。

(11) 產業に關する事項

產業の取締は、產業自體の發達、資源の保全、企業の統制及び生産物の需要、供給の均勢を保持せんがためであり、併せて、國防上、國力を充實、涵養することも其の目的である。家畜傳染病の豫防、野生鳥獣の保護、漁撈の取締の如きも產業に關する警察に屬して居る。

第二課 警察の種類

三七

刑事警察

(12) 金融に関する事項

紙幣類似證券の取締は幣制の維持であり、產金賣買の取締、爲替管理、金銀の輸出禁止の如きは、資本の死滅、逃避を防止するにある。金融を擾亂し、市場を動搖せしむる如き行爲を取締るのは、金融、財政の安定を圖らんがためである。

刑事警察は司法警察事務及び之に關聯する事項、並に刑事犯防止を目的とする警察である。

保安警察は主として危害を未然に防止することを目的として居るが、刑事警察は既に發生したる危害行爲、即ち犯罪を捜査検舉し、或は犯罪者を出さざらんための警察であつて、保安警察は被害防止が其の眼目であるに對し、刑事警察は犯罪の撲滅が其の直接の目的である。

(1) 司法警察に関する事項

司法警察は刑事訴訟法の規定に基き、犯罪を捜査、檢舉し、被疑者の尋問を爲し、證憑を蒐集、保全し、事件を檢察廳に送致する手續を爲し、或は令狀を執行する等、國家の公訴權に基く作用を司る警察である。

(2) 違警罪即決に関する事務

違警罪即決は、法律に依り特定の警察官をして行はしめる實質的司法作用であつて、刑罰を加ふることに依つて法令を維持せんとする行政警察上の二の手段である。

(3) 看守押送に関する事項

警察は現行犯人の逮捕、令狀の執行、違警罪即決に基く刑の執行、及び之が確保のために人民を拘禁するのであるから、留置、押送に關する事務は刑事警察に當然附帯する事項である。

(4) 犯罪防止に関する事項

保安警察に於ける犯罪の防止は、被害を防止して、人民の権利を保護することが主たる目的であり、犯罪防止は從たる關係にあるのに對し、刑事警察上の犯罪防止は、犯罪者を出さざることが主なる目的であつて、被害の防止は其の手段、又は結果たる第二義的のものである。

(5) 刑事鑑識に関する事項

指紋の採取、前科の査出、商標、商號、徽章類の蒐集、犯罪に關聯ある物の科學的鑑識等が、刑事鑑識事務であつて、科學的捜査に依る犯罪の剔抉、人權の尊重、證憑の科學的解剖、研究等が其の目的である。

警備警察

警備警察は治安を維持するために、現在する實力的脅威を鎮壓、防止することを目的とせる警察である。

(1) 警衛護衛に関する事項

第二課 警察の種類

第二課 警察の種類

四〇

行幸、行啓の警衛、行在所、御旅館の警護、外國使節其の他の護衛等、不逞者なきを保せざることを前提として不敬行爲を防止し、身邊を警護することを目的として居る。

(2) 治安補正に關する事項

匪賊の討伐、匪製防衛、防護施設の整備、民匪の分離等は胡匪を清掃し、治安の肅正を期するにある。

(3) 銃砲火薬類に關する事項

銃砲火薬類は危険物として之が取締は本質上保安警察に屬するが、治安と不可分の關係にあるので、警備警察の分掌となつて居る。

(4) 國家總動員に關する事項

資源の調査、總動員計畫に對する妨害の排除、防護團の指導、訓練等は非常に對處するための平素の準備である。

(5) 警備に關する事項

國境警備、軍事施設、交通機關の警備、森林、礦山等の産業警備、騒擾の鎮壓、其の他災害時に於ける警備の如きは、實力的侵害を實力を以て防壓、對處するための警察である。

(6) 保甲に關する事項

保甲は隣保、友愛の精神を基調とし、隣佑相倚つて牌を成し、其の社會の康寧、各人の幸福を維持、増進することを目的とする組織であつて、豫防警察の基底を成して居り、市街村制の實施せられざる地方

衛生警察

に於ては、市街村に代るべき地方團體でもある。

保甲自衛團及び市街村自衛團は平素に於ては愛鄉、奉公の國民的訓練であり、有事の際は郷土を保衛するために警察に協力する實力機關である。

衛生警察は保健衛生及び家畜衛生に關する警察である。

無病、健康は何人も希ふ所であるが、他人の健康には頓着なく、又自らも健康に馴れて衛生に無關心なる者が甚だ多い。衛生警察は公衆衛生上有害なる事態を豫防、排除し、人民の健康を擁護することを目的とし、國家としては人的資源保育のために個人衛生にも干渉するのである。

(1) 醫事に關する事項

醫療、醫療に關聯する助産、看護、治療を目的とする按摩鍼灸術、其の他療治を標榜する業務行爲を取締り、治病の目的に添はしめると共に、醫療を妨害する行爲をも取締り、人民をして天罰を全うせしめるための警察である。

(2) 藥事に關する事項

藥品は主として、治療の目的に使用せられるが、藥品中には毒藥、劇藥の如く、其の使用量を誤まると即ち生命の危険を齎す物がある。之が製造、貯蔵、取扱を制限して、過誤、故用に因る危険を防止することを目的として居る。

第二課 警察の種類

四一

第二課 警察の種類

四二

(3) 阿片麻薬類に関する事項

阿片、麻薬類も薬品ではあるが、我が國に於ては嗜好品として國民に廣く吸用せられ、其の害は國民の體質を低下し、遂には廢人たらしめて居る。之が吸用、販賣、授受を制限して、廢者の漸減を策し、吸用を禁斷せんとするにある。

(4) 飲食物に関する事項

腐敗又は變敗し易き飲食物、有毒、有害なる飲食物の製造、販賣の取締、着色料、防腐剤、漂白剤の使用制限、有毒、有害なる飲食物用器具の取締等、飲食物に基因する健康障害を防止するための警察である。

(5) 防疫に関する事項

急性傳染病（法定傳染病）を豫防撲滅するための種痘其の他の豫防接種、或は検疫等に依る傳染病の發生、若は侵入の防止、發生時に於ける防疫、又は慢性傳染病豫防のために理髮業者、接客業者、飲食物を取扱ふ從業者の制限、其の他病毒傳播の虞ある物品の取締等である。

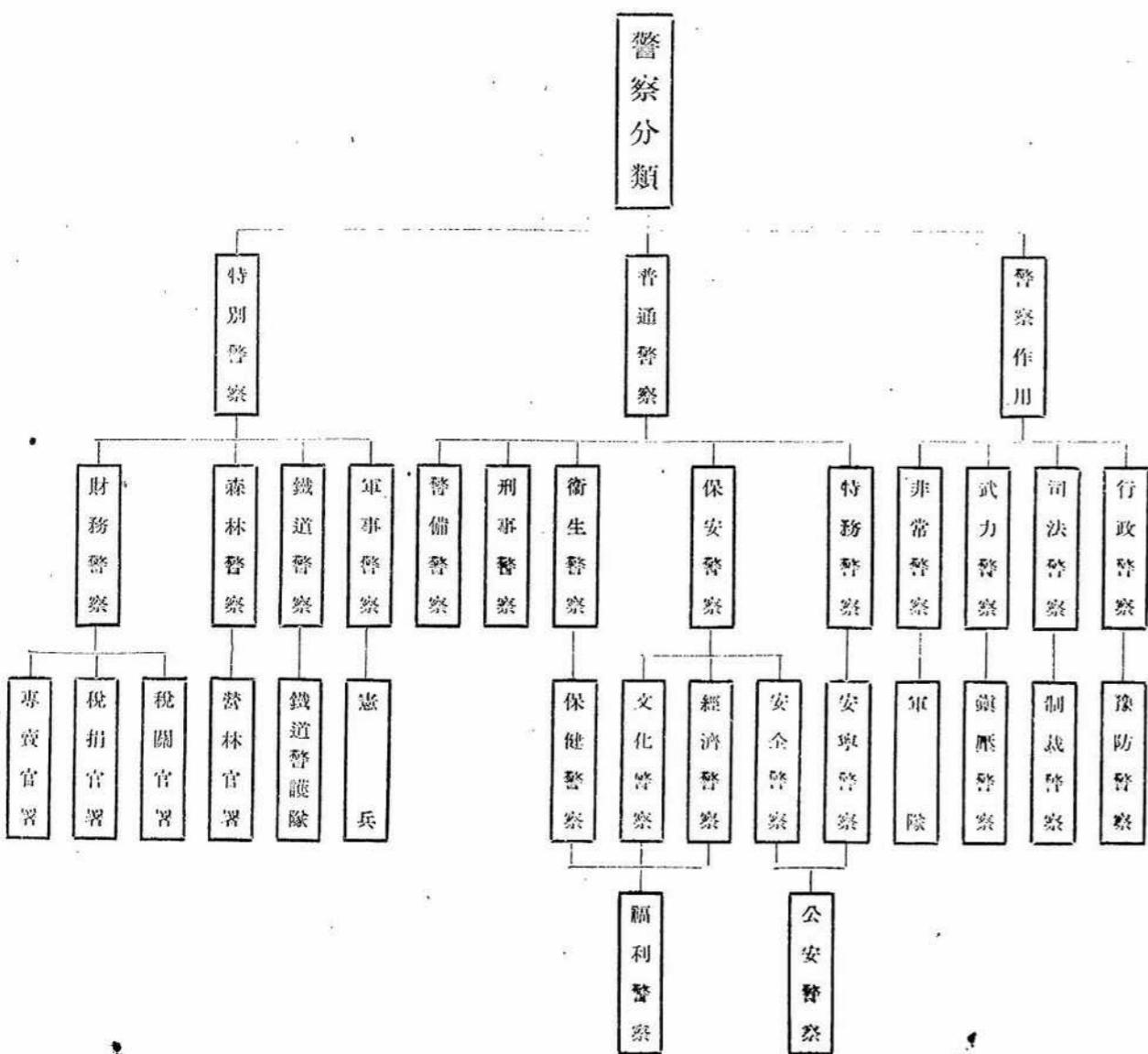
(6) 家畜傳染病に関する事項

家畜傳染病の豫防は、本來畜産の保護が其の目的であるが、家畜傳染病中には人に感染するものもあり、且つ、事務の性質上衛生警察に屬して居る。

(7) 清潔保持に関する事項

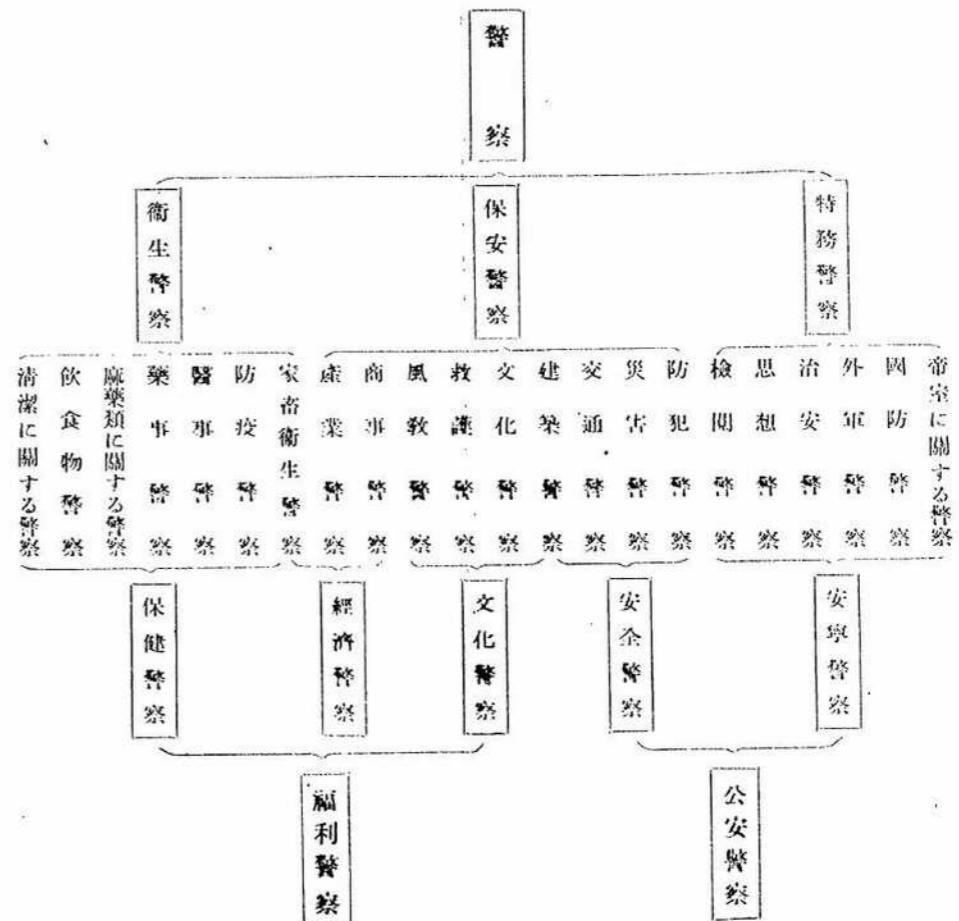
清潔法の施行、屎尿、塵芥其の他汚物の處理を取締り、清潔を保持して、傳染病の發生、蔓延を防止するのが目的である。

警察分類一覽表



行政警察一覽表

四五—四六



第三課 警察の組織

一 警察制度

中央に於ける
制度

警察は行政の各般に亘つて居るので、中央に於ける警察事務も行政各部に關係を持つて居るが、警察の権限を成すものは公安警察であつて、公安警察は本來の警察事務といふことが出来治安部大臣の主管する所である。

福利警察は民生、産業、經濟、交通の各部大臣の所管事項であり、刑事警察は司法部大臣の管掌する所となつて居る。

地方に於ける一般警察事務は、地方行政官署又は警察官署の管掌する所であつて、各省及び興安各省に於ては省長の管掌する所であり、新京特別市に於ては警察總監の所管である。

縣及び旗に於ける警察事務は縣長、旗長の管掌する所であり、警察執行機關としては警察署の設置がある。市に於ては普通警察事務は總て警察署長の管掌する所であつて、市長は警察權を有せず、市の警察署長は省長に直隸して居る。新京特別市に於ては、首都警察廳の下に下級

第三課 警察の組織

四七

執行機關として警察署の設置がある。

首都其の他の都市にして特に消防署の設置ある地があり、消防署長は消防警察に任ずる警察機関である。

特別なる制度として、海上警察隊、國境警察隊、警察遊撃隊、森林警察隊、治安肅正辦事處及び鐵道警護隊があつて、特殊の組織、編制の下に特別なる警察務に任じて居る。

憲兵は軍事警察機關として、軍事警察を管掌し、日本憲兵機關は一般警察に關しても權限を有して居る。

警察機關以外の國家機關にして、警察權を有するものがある。即ち、軍隊は非常の場合非常警察權を有し、稅關官署、稅捐官署、專賣官署は稅務、專賣業務に關し當時警察權を行使し、營林官署は森林行政に關し警察權を有して居る。

二 警察機關

(一) 警察機關の觀念

警察機關は、國家の行政機關であつて、中央警察機關と地方警察機關とがある。機關といふのは、組織體の一部として其の活動を司る機能を有するものを謂ひ、例へば、眼は物を觀る身體の機關であり、胃は食物を消化する身體の機關である。行政機關とは行政を司る國家の機關を指稱し、警察機關とは警察事務を司る國家機關の謂である。軍隊は國防のために戰闘に當る戰闘機關であり、法院は裁判を司る司法機關であつて、何れも國家の機關である。

治安部大臣は中央軍事行政機關たると共に、中央警察機關として、最高の警察機關であり、省長、縣長、旗長は地方行政官署長として地方に於ける警察事務を管掌する警察機關であり、警察總監、警察署長の如きは専ら警察事務を司る警察機關である。

首都警察廳、警察署の如きを警察官署といふ。官署といふのは國家の機關としての組織體の謂である。即ち、官署長以下之を補助する官吏を以て組織して居る組織體が官署であつて、治安部、省公署、警察署の如きは、何れも國家機關としての組織體たる官署である。通常、官署といふときは、國家機關としての組織體を指稱するが、法令の用語中には官署を國家機關としての官署長の義に用ひられて居る場合がある。

警察官署なる語は専ら警察事務を管掌して居る警察機關の意に用ひられるのが通例であるが警察事務を所管とする一般行政官署を指稱する場合もある。

警察總監、警察署長は國家の機關たる警察官署長である。警察官署なる語と同様に、法令中には警察事務を管掌する一般行政官署長を指稱して居る場合がある。官署長とは國家機關とし

第三課 警察の組織

第三課 警察の組織

五〇

て國家の意志を決定する官吏を指稱して居り、官署長は國家の機關として國家の意志を決定し、國家の政務を行ふの權限を與へられた官吏である。

官署長は前述の如く國家の機關として各々固有の機能を有して居る。機能とは機關としての能の謂であつて、此の機能の範囲を權限といふ。權限は皇帝から國家機關に附與された國家事務を處理し得る權能の範囲の謂であつて、法令の定むる所である。

(二) 警察機關の組織及び權限

(1) 治安部大臣

治安部大臣は中央行政機關たる各部大臣として、國務總理大臣の統督を承け、軍事行政及び公安行政を管掌して居り、最高軍事行政機關たると共に、最高警察機關である。

治安部大臣は警察に關しては左の權限を有して居る。

(1) 法律又は勅令を制定、廢止又は修正をするものありと認むるときは、案を具し、國務總理大臣に提出するを得る。

(2) 職權に依り、又は特別の委任に依つて、治安部令を發し、部令には六月以下の徒刑又は禁錮、三百圓以下の罰金、拘留又は科料を附することが出来る。

(3) 警察事務に關し、警察總監、省長、興安各省長、中央警察學校長、海上警察隊長及び鐵道警察總監

を指揮監督する。

(4) 下級行政機關の命令又は處分にして、成規に違ひ、又は公益を害するものありと認むるときは、之を停止し、若は取消すことを得る。但し、重要な事項なるときは、國務總理大臣の指揮を承ることを要する。

(5) 所屬官吏を指揮監督し、其の進退及び賞罰に關し、國務總理大臣に具狀し、委任官以下は之を専行する。

(6) 特定事項に就き、行政處分を爲すことを得る。其の主なるものは概ね左の事項である。

イ 政治結社、特殊公事結社の許可、又は解散及び該社員の除名

ロ 新聞記事の掲載禁止及び解除

ハ 出版物發行の禁停止及び出版物の發賣、輸入、頒布の禁止

ニ 銃砲、火薬及び火薬原料の製造、販賣營業並に輸入の許可

ホ 外國人の退去處分

ヘ 外國人労働者取扱人の許可

治安部次長

治安部次長は大臣を佐け、官房及び各司局の事務を監督し、大臣事故あるときは其の職務を代理する。但し軍の統率に關する事項に就ては代理することを得ない。

警務司の機

第三課 警察の組織

五一

第三課 警察の組織

五一

職員としては警務司長の下に理事官、督察官、事務官、技佐、屬官及び技士を置き、事務は警務、警備、特務、保安、刑事、教養督察の六科及び兵事恩賞室に分掌されて居る。

警務司長は大臣の命を承けて司務を掌理し、理事官以下を指揮命令し、併せて省警務廳長以下、全國の警察職員を指導監督する。鐵道警護隊は大臣の直轄であつて、警務司長の監督權は及ばない。

警務司長は中央警察學校長を兼ねて居る。

(2) 省 長

省長は國務總理大臣に直隸し、地方最高の行政機關たると共に、警察を司る省最高の警察機關である。

省長は國務總理大臣の指揮監督を承け、各部主管事務に就ては各部大臣の指揮監督を承け、管内の行政を掌り、普通警察務に關しては治安部大臣の指揮監督を受けて居り、左の權限を有する。

(1) 省内の縣長、旗長、市長及び直轄警察署長並に地方警察學校長を指揮監督する。

(2) 所屬官吏を指揮監督し、其の進退、賞罰に關し、應任官以上に對しては國務總理大臣に具狀し、委任官以下に就ては之を専行する。

(3) 所管事務に關し、職權又は特別の委任に依り省令を發し、省令には三百圓以下の罰金、拘留又は科料の罰則を附することを得る。

(4) 法令の定むる所に依り、行政處分を行ひ其の他法令を執行する。

(5) 下級官署の命令又は處分にして成規に違ひ、若は公益を害し、又は權限を超ゆると認むるものあるときは、之を取消し、若は停止することを得る。

(6) 安寧秩序を保持するため兵力を要するときは、之を國務總理大臣に具狀し、非常急變の場合に際しては、地方駐劄の軍隊の司令官に對し出兵を請求することを得る。

(7) 其の職權に關する事務の一部を縣長、旗長又は市長に委任することを得る。

省次長は省長を輔佐し、省長事故あるときは其の職務を代理する。

省公署に於ける警察事務は警務廳の管掌する所であつて、其の分科は省に依り一樣ではないが、事務分掌は警務、特務、保安、刑事、衛生及び教養督察に分れ、各事務科に於て分掌し、省の事情に依り外に警備科の設置ある省がある。通化省には保安科がなく、其の事務は警務科の主管となつて居る。
警務廳には警務廳長の下に理事官、督察官、事務官、警正、技佐、屬官、技士及び警尉等の職員が置かれてある。

第三課 警察の組織

五三

第三課 警察の組織

五四

黒河省には警務廳を置かず、省警務科が警務廳に該當して居る。

警務廳長は省長の命を承け警務廳所管の事務を管掌し、警察事務の執行に關しては縣、旗警察科長、直轄警察署長以下の警察官を指揮監督するの權能を有して居る。此の種の權能は警務廳長たる廳長のみに特有なる權能であつて、警察が特に強固なる統制を要すること、及び警察事務が常に敏活、正確に處理するを要する等、警察の本質上然らしめる所である。

警務廳長は地方警察學校長を兼ねて居り、黒河省に於ては警務廳長の職務は省警務科長の行ふ所である。

(3) 警察總監

警察總監は首都警察廳の首長であつて、國務總理大臣に直隸し、新京特別市の區域に於ける警察事務を管掌する國家機關である。新京特別市長の權限と、警察總監の權限とを合したもののが、省長の權限に該當して居る。

首都は警轅の下であつて、政府諸機關が所在し、國家を人體に例ふれば、首都は頭部である。頭部は強固なる頭蓋骨を以て保護せられる如く、首都の安寧を保持することは頭腦を保護すること程重要なが故に、警察總監なる特別の國家機關が設置せられたるのである。

警察總監は左の權限を有して居る。

- (1) 國務總理大臣の指揮監督を承け、各部大臣の所管事務に就ては其の指揮監督を承け、主管事務に付き行政處分を行ひ、其の他法令を執行する。
- (2) 管内の警察、消防及び民生部大臣の指定する衛生事務を管掌し、隸下警察署長及び消防署長を指揮監督する。
- (3) 所屬官吏を指揮監督し、薦任官以上の進退賞罰を國務總理大臣に具狀し、委任官以下の任免を専行する。
- (4) 主管事務に付き職權又は特別の委任に依り、首都警察廳令を發し、廳令には三百圓以下の罰金、拘留又は科料の刑罰を附することを得る。
- (5) 治安維持上必要あるときは、隣接各縣の警察官を指揮することを得る。
- (6) 非常急變の場合に臨み兵力を要するときは、地方駐劄の軍隊の司令官に對し出兵を請求することを得る。
- (7) 違警罪を即決する權能を有す。
- (8) 其の職權に屬する事務の一部を警察署長に委任することを得る。
- (9) 警察署長の處分にして、成規に違ひ、又は公益を害し、若は權限を侵せるものありと認むるときは、其の處分を取消し又は停止することを得る。

警察副總監は警察總監を輔佐し、警察總監事故あるときは之を代理する。又、警察副總監は

第三課 警察の組織

五五

副總監

第三課 警察の組織

機
構

新京地方警察學校長を兼ねて居る。
首都警察廳には警務、特務、保安、司法、工場建築及び衛生の六科を置き、必要に依り、外事科を置くことが出来る。

職員としては警察總監の下に、警察副總監以下理事官、事務官、警正、技佐、警佐、屬官、技士、譯官、警尉及び警尉補、警長、警士がある。

管内に若干の警察署及び消防署を置き、其の名稱、位置は治安部大臣の定むる所である。

(4) 縣
長

縣長は下級地方行政機關として省長の指揮監督を受け、縣内の一般行政を管掌し、且つ普通警察務を執掌せる警察機關である。

註——縣長は地方團體たる縣の代表者として國家から附與された特別の權限をも有して居る。

- (1) 省長の指揮監督を承け、主管事務に關し行政處分を行ひ、其の他法律、命令を執行する。
- (2) 所屬職員を指揮監督し、其の進退、賞罰に關し、省長に具狀する。
- (3) 縣内の行政事務に關し、其の職權又は特別の委任に依り縣令を發し、縣令には百圓以下の罰金、拘留又は科料の罰則を附することが出来る。

- (4) 警察署長の處分にして、成規に違ひ、又は權限を侵すものありと認むるときは、其の處分を取消し、若は停止するを得る。街村長の處分に關しても亦、同様の權限を有して居る。
- (5) 安寧秩序を保持するため兵力を要するときは、之を省長に具狀し、非常事變に際しては地方駐劄の軍隊の長に出兵を請求することを得る。
- (6) 其の職權に屬する事務の一部を警察署長又は街村長に委任することを得る。

副
縣
長

副縣長は縣長を佐け、其の命を承けて各科の事務を監督し、縣長事故あるときは、其の職務

縣公署の警
察機構

務を代理する。
縣公署に於ける警察事務は縣警務科の主管である。警務科の分掌は縣に依り一樣でなく事務分掌は警務、特務、保安、刑事及び衛生に分れ、其の一、又は二以上の事務を一括して各股が管掌して居る。

縣警職員としては、警正、警佐、警尉及び警尉補、警長、警士がある。
縣警務科長は警正を以て充てられ、縣長の命を承けて警務科主管事務を管掌し、警察事務の執行に關しては、縣内の警察官吏を指揮監督し、違警罪を即決する權能を有して居る。

(5) 警
察
署
長

警察署長は下級行政機關として専ら警察務を管掌する國家機關であつて、警察執行權を有す

第三課 警察の組織

る執行機關であり、總ての普通警察務は警察署長が其の執行に任じて居る。警察署長には警正又は警佐を以て充てられるのが原則であるが、地方の事情に依つては警尉を以て充てることが出来る。

警察署は一定の地域を管轄區域とし、其の名稱、位置並に管轄區域は首都警察廳にありては治安部大臣、其の他に於ては省長之を定める。

警察署長は警察總監、省長、又は縣長、旗長の指揮監督を承け、管轄區域内に於ける警察事務を管掌し、左の權限を有する。

- (1) 法令又は上級機關の委任に依り、行政處分を行ひ、法令を執行する。
- (2) 遠賄罰を即決することを得る。
- (3) 職務に關し、他の官公署と文書を往復することを得る。
- (4) 替備、其の他に關し所屬員を以て不足する場合には、上級機關に應援員の派遣を申請し、事態急迫なる場合には、直接隣接警察署長に應援を求むることを得る。
- (5) 處務内規を設くることを得る。
- (6) 所屬職員（分駐所長以下の所員を含む）を指揮監督し、其の功過を上級機關に具狀し、特に規定ある場合の外、署員の身分に關し左の各號を專行する。

イ 署員の配置、勤務に關する事項

ロ 署員を部内に派遣すること

註——部内といふのは縣、旗、市の區域をいひ、必ずしも警察署の管轄區域ではない。

ハ 警尉補以下の休暇旅行を認許し、又は除服出仕を命ずること

警察署には警察署長以下、警佐、警尉及び警尉補、警長、警士を置き、警察署に依つては警佐又は警尉の配置を缺くものもある。警察署長事故あるときは次席者之を代理する。

警察署の事務は警務、保安、特務、刑事、衛生の各般に亘つて居り、執行機關として執行務、即ち實務が其の主要なる任務である。管轄區域を數箇の分擔區に分ち、署員をして其の分擔を定めて公共の危害を豫防、排除する等秩序の維持に任じて居る。

警察署に依つては、警察官分駐所又は警察官派出所の設けあるものもある。

警察官分駐所は警尉又は警尉補を長とし、警長、警士の配置があり、數名又は十數名の定員を有するものもある。一定の區域を其の管轄として居る。

分駐所長は警察署長の指揮を受け、所員を監督し、警察署長の名に於て、管轄内に於ける職務の執行に任じて居るが、國家機關として、獨立した權限を有するのではなく、從つて、職務上の責任は分駐所長の責任ではなくて、警察署長の責任である。尤も責任問題を生じた場合、

第三課 警察の組織

六〇

警察官派出

分駐所長が官吏としての服務上の責任を有することは勿論である。

警察官派出所は警察官の勤務所であつて、數名の警長、警士を配置し、派出所に依つては警尉補を配する所もある。國家機關として事務を掌理する官署ではない。

派出所に於て投宿局、居住局、盜難局等を受けるのは、民衆の利便のため、又は事務の敏活を期するがためであつて、之を受けることは、警察署長が國家機關として受理する手續を爲すものと解すべきである。故に派出所は警察官が哨戒勤務に服し、或は警運を爲し、又は管區の事務を處理するための勤務所たるに過ぎない。

(三) 蒙旗地方に於ける警察機構

蒙旗地方とは、興安各省及び各省に於ける旗制を施行せる地域の謂である。此等の地方は蒙古人の主要居住地帶であつて、他地方と著しく事情を異にし、旗に於ける世襲の王侯たる札薩克が蒙古人を支配し、今尙、參佐制度の組織を持つて居る。

參佐制度といふのは、札薩克の下に參領、佐領があつて、蒙古人を支配して居る自治制度である。參領は保甲制度に於ける保長の如き者であり、佐領は甲長に當り、其の下に什長がある。什長は即ち十家長であつて、牌長に該當して居る。

蒙古地方に於ける國の行政區劃としては、興安各省及び旗がある。興安各省は各省に相當し、

旗は縣に該當して居り、行政機關としては興安各省長及び旗長が置かれてある。

(1) 興安各省長

興安各省長は國務總理大臣に直隸し、蒙古地方に於ける最高地方行政機關として、一般行政を司り、且つ警察務を管掌する警察機關である。

興安各省長の權限は、概ね省長の權限と同様であつて、唯出兵請求権を持たない。

興安各省には省次長の制度がなく、參與官が各省に於ける省次長に相當して居る。參與官は省長を輔佐し、省務に參畫し、省長の命を承けて事務を執掌し、省長事故あるときは之を代理する。

興安各省に於ける警察事務も亦警務廳の管掌する所であつて、警務、特務の二科を置き、保安、衛生に關する事項は警務科の分掌する所となつて居る。

職員としては、警務廳長の下に理事實官、警正、警佐及び警尉が置かれてある。

警務廳長は省長の命を承け、警務廳主管に屬する事務を執掌し、各省警務廳長と同様の權能を有して居る。

興安東省には警務廳の設置なく、警務廳所管事務は民政廳警務科の管掌する所であつて、警務廳長の權能は民政廳長に屬して居る。

第三課 警察の組織

六一

(2) 旗 長

旗長は興安各省長又は省長の指揮監督を承け、旗の行政及び慣例に依り札薩克の権限に属する事務を管掌し、縣長に準ずる地方行政機關である。従つて、其の権限も亦、縣長に準じて居る。

旗制の施行せられるのは、興安各省に限らず、吉林、龍江、濱江の各省にも旗制施行地があり、熱河、錦州の兩省には特別なる旗制施行地がある。又興安各省の區域にも縣制を施行する地方もある。

旗公署には參事官の制度があり、縣に於ける副縣長に該當して居る。警察事務は旗警務科の主管にして、其の組織も亦縣警務科に準ずる。

熱河省及び錦州の旗の旗長の権限は旗内の蒙古人にのみ及ぶ屬人的行政權であつて、興安各省及び其の他の省の旗とは趣を異にして居る。

(3) 警察官署

蒙旗地方に於ける警察官署としては、警察署の設置ある地方もあるが、從來の制度たる參領又は佐領が警察權を行つてゐる地方もある。

興安各省の縣に於ける警察機構は各省の縣と同様である。

(4) 特殊警察機關

茲に特殊警察機關といふのは、治安部大臣の隸下にあつて、特殊の任務を有する警察組織を指稱し、行政官署として一定の権限を有するものと、事實上の組織として目的に添ふ如き機構を持ち活動して居るものとがある。海上警察隊、鐵道警護隊の如きは前者であり、國境警察隊、森林警察隊、警察遊撃隊、治安肅正辦事處の如きは後者である。

(1) 海上警察隊

海上警察隊は治安部大臣に直隸し、渤海及び黃海に面する港灣及び海面、並に遼河及び鴨綠江下流水面を其の管轄區域とし、左の事項を其の任務として居る。

- (1) 不正入國者の取締
- (2) 審輸出入の取締
- (3) 密漁の取締
- (4) 海面の警戒及び水上に於ける治安維持
- (5) 海港検疫

海上警察隊長は治安部大臣の指揮監督を承け、各部所管の事務に關しては各部大臣の指揮監督を承け、左の権限を有して居る。

第三課 警察の組織

第三課 警察の組織

六四

- (1) 隊務を掌理し、隊員を指揮監督する。
(2) 隊員の進退、賞罰に關しては、薦任官にありては之を治安部大臣に具狀し、委任官以下は之を専行する。
(3) 違警罪を即決することを得る。

機 構
本部に警務、特務、船政の三科を置き、警務科は警務、保安、刑事、衛生に關する事項を、特務科は特務に關する事項を、船政科は船艇及び整備に關する事項を分掌して居る。
部隊としては航空部隊、黃海警備船部隊、渤海警備船部隊及び沿岸水上警察部隊があり、水上警察部隊は主要地に分隊を分駐せしめてある。
隊員としては、隊長の下に警正、警佐、技士、譯官、警尉及び警尉補、警長、警士を置いてある。

(2) 國境警察隊

國境警察隊は省長の轄下にあつて、國境警戒、國境警察事務及び國境地方に於ける治安維持を任務とする特別警察組織である。

國境警戒といふのは國境を侵し、我が主權の侵害せられざることの警戒であつて、警察は當時之が警戒に任じて居る。

國境警察隊の任務は概ね左の事項である。

- 任 務
(1) 入出國者の取締
(2) 越境者即ち密入國者、密出國者の取締
(3) 密貿易即ち密輸出、密輸入の取締
(4) 國境地方に於ける防諜
(5) 國境検疫即ち傳染病、家畜傳染病豫防上必要な取締
(6) 河川、湖沼を國境とする地方に於ては舟筏の航行、漂流物、水難等に關する警察務
國境地方に於ける治安維持に關しては軍隊及び地方警察機關と協力して之に任ずる。
編制は當時、部隊編成であつて、隊長は省長の命を承けて隊員を指揮監督し、其の任務遂行に關しては軍隊及び警察機關と緊密なる連絡を保持する。
國境警察隊は必要なる地には隊員を分屯せしめて居る。

(3) 森林警察隊

森林警察隊は縣長の轄下にあつて、森林伐採地域の警備及び取締、樹木の伐採、採木の搬出等の掩護並に附近に於ける治安の維持を其の任務とする特殊警察組織である。

森林警察隊は勿論、其の行動地域内に於ける森林警察事務に關し營林官吏を援助するが、本

第三課 警察の組織

六六

來、森林警察事務を管掌するための機關ではなく、森林採伐地域に於ける治安の維持、肅正が其の主なる目的である。

編制は任務の性質上、當時、部隊編制であつて、森林警察隊長は縣長の命を受け所屬隊員を指揮監督し、任務の遂行に關しては軍隊、警察機關及び營林官吏と緊密なる連絡を保持する。

森林警察隊の設けあるのは治安不良なる森林地帶を其の管轄區域とする吉林、龍江、濱江、三江、牡丹江、問島及び通化の各省である

(4) 警察遊撃隊

警察遊撃隊は縣長の羈下に屬し、縣内の治安肅正のため治標工作、治本工作に任ずる特殊警察組織である。

縣は義に武装警察組織として警察隊を持つて居たが、康徳三年軍に移管せられ、治安隊として専ら治安肅正に任じ、縣としては此の種部隊を持つて居なかつた。警察遊撃隊は治安隊の一部が縣長の羈下に還元された武装警察部隊である。

警察遊撃隊は剿匪を其の主たる使命とし、併せて、民匪分離、其の他治本工作に依る治安の肅正を任務として居り、一般行政警察には關與しない。

編制は部隊編制であつて、隊長は縣長の命を受け隊員を指揮監督し、軍隊及び警察機關と緊密な連繋を保持し、其の任務の遂行に任じて居る。

(5) 治安肅正辦事處

治安肅正辦事處は省長の羈下にあつて、特別地帶に於ける清鄉を任務とする臨時的特殊警察組織である。

建國以來、日滿軍警の不撓なる剿匪工作に因つて、匪團は絶滅に頻して居るが、仍、省境、縣境等討伐を免れるに都合よき地帶には殘存匪が蠢動して地方の治安を擾亂して居る。此等の蟠踞する境界地方は概ね、山嶽重疊又は森林地帶であつて、人煙の稀薄なると、行政の迨び難きこと、清鄉工作が動もすれば一縣主義、一省主義に陥り、自主、守勢的立場より爲されたると、警備力の薄弱なるとに因由して居る。

治安肅正辦事處は此の缺陷、間隙をなからんしめんがために、省、縣の管轄を超越して、不良地區一帯に於ける清鄉工作を使命とし設置せられた組織である。

辦事處の任務は治標工作、治本工作の全部に亘り、左の事項を分擔して居る。

- (1) 匪賊討伐及び匪襲防衛に關する事項
- (2) 匪賊歸順工作に關する事項
- (3) 檢舉檢匪に關する事項

第三課 警察の組織

六七

第三課 警察の組織

六八

- 編制
- (4) 民匪分離に關する事項
 - (5) 品種密作取締に關する事項
 - (6) 散在銃器回収に關する事項
 - (7) 集家工作（部落建設）に關する事項
 - (8) 警備通信施設及び警備道路の建設保全に關する事項
 - (9) 自衛團の指導に關する事項
 - (10) 保甲制度の強化運用に關する事項
 - (11) 宜撫に關する事項
- 委員會
- 辦事處に處長を置く。處長は警正又は警佐を以て充てられ、省長の命を承けて處務を處理し、所屬員を指揮監督する。警察事務に關しては關係縣長の指揮監督を受けて居る。
- 辦事處の事務に從事する者を除き、處員は之を中隊編成とし、中隊長は處長の命を受け、隊員を統率し、任務の遂行に任じて居る。
- 現在辦事處の設置しあるのは奉天、安東、吉林、通化、濱江、三江及び黒河の各省である。
- (6) 鐵道警護總隊

鐵道警護總隊

鐵道警護總隊は治安大臣に直隸し、國有及び南滿洲鐵道會社の所有又は經營に屬する鐵道、船舶、自動車運輸事業及び港灣施設の警護に關する事項を管掌する特殊警察組織であつて、警察執行に關しては一般警察機關も之を共助する。

鐵道警護總隊は治安大臣の指揮監督を承けて鐵道警護總隊を統轄し、其の主管事項に關し左の権限を有して居る。

- (1) 主管事務に關し職權又は特別の委任に依り隊令を發することが出来る。
- (2) 主管事務の一部を警護本隊長に委任することが出来る。
- (3) 所屬職員を指揮監督し、其の進退、賞罰に關し、薦任官にありては治安部大臣に具狀し、委任官以下は之を専行する。
- (4) 法令中、省長又は警察總監の職權事項を其の職權として居る。

組織及び編制

鐵道警護總隊の編制は六箇の鐵道警護本隊に分たれ、各本隊を數箇の鐵道警護隊に分ち、其の所管に係る鐵道、其の他を分轄して居る。總隊には總監部を置き、總監部には總務、警備及び警察の三處があり、本隊には本隊本部を置いてある。

職員としては警護總監の下に參事官、本隊長、警護官、事務官、技佐、巡監、屬官、技士、巡監補及び巡長、巡警がある。警護官は警正、巡監は警佐、巡監補は警尉、巡長及び巡警は警

第三課

警察の組織

六九

第三課 警察の組織

七〇

尉補、警長、警士に相當し、警察官として司法警察官吏の職務を行ふことが出来る。

警護本隊長 警護本隊長は警察機關として法令中、縣長の有する職權を其の職權とし、隸下の警護隊長を指揮監督する権限を有して居る。

警護隊長 警護隊長は警察執行機關として法令中、警察署長の有する職權を其の職權とし、違警罪を即決することが出来る。警護隊長には警護官又は巡監が充てられてある。

(五) 非常警察機関

普通警察機關を以てしては地方の治安を維持する能はざる場合、又は戦時事變に際して警防に任ずる普通警察機關以外の機關を非常警察機關といふ。

軍隊 軍隊は地方行政官署長の請求に因り、地方の治安を維持するために出動して之に任ずる非常警察機關であり、又戦時、事變に際し防衛令の宣告ありたるときは、全部又は一部の警察權を行ふ非常警察機關である。

自衛團 暫行保甲法又は市街村自衛法に基く自衛團は警察の補助機關としての非常警察機關である。

自衛團の活動は警察署長の指揮命令に基くのであるが、匪團の急襲に際し、其の指揮を受くるの違なきときは獨自の立場に於て防衛に任じ、臨陣格殺を爲すことを得るが、之は緊急自衛權に基くにはあらずして、法律に依り認められた公法的活動、即ち警察活動に外ならない。

防護團 防衛法に基き警護のために組織せられる防護團も亦一の非常警察機關である。

防護團には公共團體の組織する一般防護團と、特殊施設又は企業を警護するために組織せられる特殊防護團がある。

防護團は戦時、事變又は非常事態に際し、安寧秩序を維持し、敵の各種の攻撃、特に空襲に因り生ずべき危害を防止し、又は之に因る被害を軽減するのが目的である。非常に際し其の活動を遺憾ながらしめるためには、平素に於ける計畫、訓練に遺漏なきを要するのであって、警察は防衛司令官の意圖を承け、之が計畫に遺算なきを期すると共に、平素の指導訓練に任じて居る。

三 司法警察機関

司法警察機關は検察官の職務を行ふ警察官及び検察官の職務を輔佐し又は之を補助する特定の官吏であつて、之を司法警察官吏といふ。凡そ犯罪の捜査は迅速にして、且つ確實なるを要し、少數なる検察官のみを以てしては其の目的を達することは實際上困難なるが故に、刑事訴訟法は司法警察機關を認め、之をして検察官を補はしめ以て其の目的の達成を圖つて居る。

司法警察官吏には司法警察官と司法警察吏とがある。

第三課 警察の組織

七一

(一) 司法警察官

司法警察官は犯罪の捜査に關し検察官の職務を行ひ、又は検察官の輔佐として其の指揮に從ひ犯罪の捜査に任ずる官吏をいふ。

司法警察官には普通司法警察官、捜査に關し検察官と同一の權限を有する司法警察官、検察事務を取扱ふ司法警察官があり、又司法警察官の職務を行ふことの出來る官吏がある。

普通司法警察官とは刑事訴訟法第二百十三條に規定する官吏にして、検察官の輔佐として其の指揮に從ひ、犯罪の捜査に任ずる者の總稱であつて、左の四種に類別することが出来る。

- (1) 實力行使の權能を有する普通警察官——警正、警佐及び警尉
- (2) 権限に依り司法警察官と解するを相當と思料せられる普通警察官
 - イ 警察總監、警察副總監、海上警察隊長、警務廳長及び黒河省、興安東省の警務科長
 - ロ 首都警察廳及び警務廳の司法事務を管掌する科長

(3) 鐵道警察官——鐵道警護官、巡監及び巡監補

(4) 憲兵——軍官、準尉及び軍士

「檢察官の指揮に從ひ」といふのは、司法警察官が犯罪の捜査に着手するには、一々検察官の指揮を受けなければならぬといふにはあらず、捜査に關して検査官の指揮ありたるときは、之に從ふを要するの謂である。故に司法警察官は犯罪ありと思料するときは、直に捜査に着手するを要するものとす。

特別の權能を有する司法警察官といふのは、刑事訴訟法第二百十四條に規定する司法警察官を指稱し、犯罪の捜査に關しては検察官と同一の權能を有し、現行犯にあらざる事案に就ても、被疑者を勾引し、又は留置することが出来る。此の權能を有する者は警察署長、海上警察隊長、鐵道警護隊長、憲兵軍官及び専ら司法警察事務を管掌する司法警察官である。専ら司法警察事務を管掌する司法警察官とは、警察署に於ける司法主任、廳、省、隊の刑事科長、司法科長、司法股長、司法股長の如きを指稱するものと解せられる。

此等の司法警察官が検察官の權能に屬する強制捜査権を行使するのは、緊急の必要あるときに限り、且つ其の場合に於ても、支障無き限り之を検察官の處分に俟つべきものとする。

専ら司法事務を管掌する司法警察官中、特に検察官の職務を行ふ權限を與へられた者がある。

検察官事務

第三課 警察の組織

第三課 警察の組織

七四

司法院警察官

之を、檢察官、事務處理官、司法警察官といふ。

檢察官事務處理官は康徳三年勅令第百〇二號に依り、之を委嘱せられた司法警察官であつて、區檢察官と同様の權能を有し、犯罪搜査に關し同一の權限を有するのみならず、公訴を提起する權限をも有して居る。

准司法警察官とは、刑事訴訟法第一百十六條に依り、特別の事項に付、司法警察官の職務を行ふ官吏の謂である。準司法警察官には營林官吏、稅關官吏、稅務官吏及び專賣官吏がある。

此等の官吏は其の所管する事務に關し司法警察官の職務を行ひ、搜査上必要あるときは、普通司法警察官吏の援助を求むることが出来る。

(二) 司法警察吏

司法警察吏は檢察官又は司法警察官の補助機關として、其の命令を受け犯罪の搜査に從事する官吏である。

司法警察吏は犯罪の搜査に從事するの外、書類の送達、令狀の執行、現行犯人の受取、引致、訊問の立會、現行犯人の逮捕又は令狀執行のための搜索、其の他法院の爲す押收、搜索の補助等を職務として居る。

司法警察吏には普通司法警察吏と司法警察吏の職務を行ふ官吏とがある。

普通司法警察
官吏

警尉補、警長、警士及び鐵道警察官たる巡長、巡警並に憲兵上等兵は普通司法警察吏であつて、司法警察吏として其の職務を行ふ權能を有して居る。

稅關巡役、專賣糾私員其の他、下級稅務、專賣及び營林官吏は其の主管事務に關し、司法警察吏の職務を行ふことを得る官吏であつて、準司法警察吏である。

四 警察教育機關

警察教育機關としては中央警察學校、地方警察學校及び縣旗警察官訓練所がある。

(一) 中央警察學校

中央警察學校は警察官の中央警察機關であつて、治安部大臣に直隸し、警察消防に關する高等なる學術並に其の運用を教授することを目的とし、併せて初任警察官の教養をも行つて居る。

職員としては主事、教授、助教授、書記、譯官及び助手を置き、校長は警務司長之を兼ね、主事は校長の命を承け、校務を掌理し、所屬職員を指揮監督する。

(二) 地方警察學校

首都警察廳、各省及び興安各省に地方警察學校を置かれてある。地方警察學校は其の所在地

第三課 警察の組織

七五

第三課 警察の組織

七六

行政長官の管理に屬し、地方警察官に對する幹部教育、初任教育及び特殊教育を行ふ地方警察教育機關である。

地方警察學校職員としては教官、助教、書記、譯官及び助手を置き、校長は首都に於ては副總監、省に於ては警務廳長又は之に代はるべき者之を兼ね、校長は教官中の一名に主事を命じ、主事は其の命を承けて校務を掌理して居る。

(三) 縣旗警察官訓練所

縣旗警察官訓練所は縣又は旗に於ける主として初任警察官の教養施設であつて、縣旗警察職員をして教養に任せしむる臨時的施設である。

五 軍事警察機關

軍事警察機關は軍事警察を管掌する警察機關であつて、憲兵は軍事警察機關である。軍事警察機關の活動範囲は甚だ汎く、軍の統帥、軍隊内の秩序の維持に關する警察の外、募兵、服役、召集、徵發、其の他軍機保護に關する事項、防衛令の宣告ありたる場合に於ける法令の執行等各般に亘り、軍人、軍屬に關する警察のみならず、軍事警察に關する限に於ては一般人民にも其の警察權は及ぶのである。

我が國に於ける軍事警察機關としては憲兵及び日本國憲兵がある。

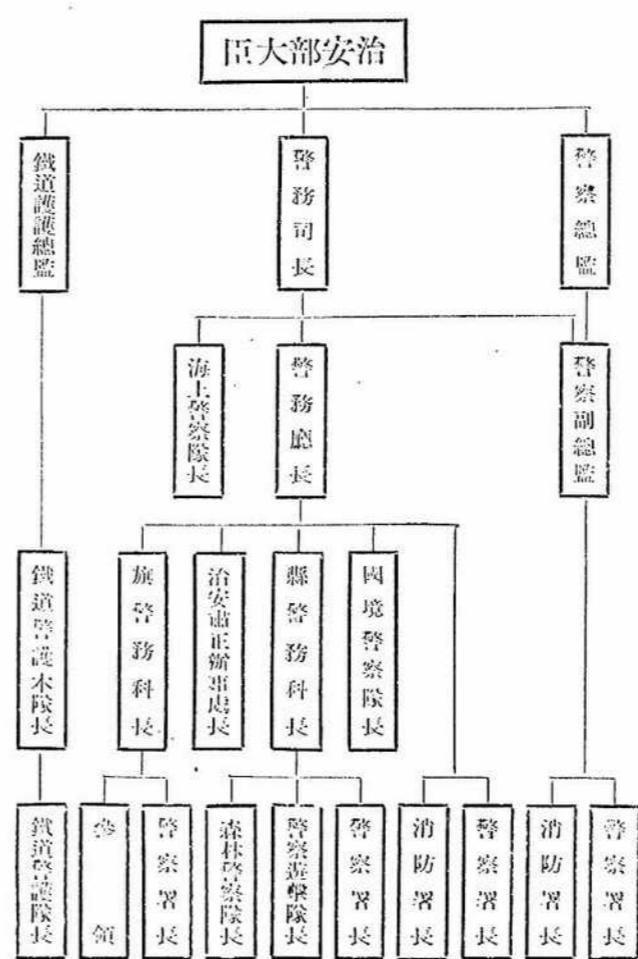
(一) 憲 兵

憲兵は陸軍の一兵科であつて、國軍陸海軍人、軍屬の非違を警め、犯罪を搜査檢舉し、戰時に於ては野戰軍所在地、又は兵站線路に於ける警察務を執行する警察機關である。憲兵は平時に於ては一般人民に對しては行政警察權及び司法警察權を有しない。

(二) 日 本 國 憲 兵

我が國に駐屯する日本國憲兵は日本國軍隊及び國軍に關する軍事警察事務を管掌するの外、人民に對しても一般行政警察權及び司法警察權を有して居る。

警察命令系統圖



第四課 警 察 官

一 警察官の本質

汎く警察務に從事する官吏を警察官といふときは、警察務の範囲が甚だ廣汎であるから、其の種類も亦甚だ多種である。即ち帝室の警察務に從事する帝室警察官、軍事警察を管掌して居る憲兵、鐵道警察に從ふ鐵道警察官、森林警察權を行ふ營林官吏等は總て警察官である。

通常、警察官といふときは、此等の如く限定された警察務に從事する官吏ではなく、普通警察務に從事し、執行權を有する官吏を指稱して居る。執行權を有することは、警察の目的を達成するため、人民を強制する權能を有するの義であつて、警正、警佐、警尉、警尉補、警長、警士の如きが茲に所謂警察官である。

普通警察事務に從事する職員中には、事務官、技術官の如く執行權を有せざる官吏がある。

此等は一般警察官と共に警察職員と併稱されて居る。

一般警察官に對し、限定了された警察務に從事する官吏を特別警察官といふ。

特別警察官

七九

警察職員

第四課 警 察 官

(一) 警察官の地位

文

警察官は國家の官吏である。官吏には武官と文官とがあり、而して、警察官は文官である。警察官中には恰も、軍隊の如く、當時、武裝編隊し、匪賊を討伐する等戦闘に従ふものもあるが、這是治安を肅正するといふ特別の目的を達するための組織であつて、本來の警察は戦闘を目的とする國家の戦闘機關ではない。故に、警察隊の如きは軍隊に酷似して居るが、軍隊ではなく、從て警察官は武官ではなくて文官である。

行政官

文官には司法官、外交官、行政官等の別があつて、警察官は行政官である。警察官は司法警察官吏として、法院の命令に依り司法事務を執行し、或は検察官の事務を處理する者があり、若は検察官の輔佐又は補助機關として、犯罪搜査に關し強制力を行使する場合があるが、此等は行政官として司法機關の活動を輔佐又は補助するのであつて、司法権を行ふのではなく、從て警察官は司法官ではなくて行政官である。

執行官

官吏中には専ら官署内にあつて事務の處理又は技術を擔當する者と、人民に對して實力を使して職務の執行に任ずる者とがある。前者は事務官又は技術官であり、後者は執行官である。警察官は警察の目的を達成するために、人民に對し實力を行使し、之を強制する權能を有する執行官である。

(二) 警察官の身分

警察官は一般官吏と同様に、皇帝から任命せられ、皇帝及び皇帝の政府に對し、忠實に服務する義務を負ふて居る王道宣布の使徒である。

任命

皇帝は國家の政務を總攬あらせられて居るが、政務を運營せられるには人が必要である。官吏は皇帝が國家の政務に從事せしむるため、官吏たらんとする者に對し、大權に基いて官吏たることを命ぜられた者であつて、皇帝が官吏たらんとする者を官吏に任用せられることを任命といふ。

警察官は官吏として、文官令の規定する所に従ひ任用せられ、一般官吏と同様、其の身分を保障せられ、文官令に依つて其の分限が定められてある。分限といふのは、官吏たるの身分、分際をいひ、休職、退官、免官等は即ち官吏の分限である。

休職 官吏たるの身分を留保し、其の職務を行ふことの停止するを休職といひ、文官、懲戒委員會の審査に附せられたるとき、刑事事件に關し起訴せられたるとき、其の他文官令第百條に規定する場合には、休職を命ぜられる。

休職を命ぜられた官吏は職務に從事せず、休職中は俸給其の他の給與を減ぜられ、又は之を受けざる外は、在職官吏と同様である。休職に關し期間ある者は、其の期間中に復職を命ぜられるときは、期間

満了と共に當然退官となる。

復職 休職中の官吏が、再び職務を命ぜられるを復職といふ。定員の改正、官署事務の都合、又は廢官、廢署に因つて休職となりたる者、若は生死不明、又は身體、精神の故障に因り休職となりたる者に對しては、何時にも復職を命することが出来る。

退官 官吏たるの身分の自然消滅を退官といふ。官吏停年に達したるとき、又は有期休職にして満期となりたるとき、或は試補にして在職三年六月以内に適格考試に合格せざるときは自然退官となる。官吏の停年は満五十五歳である。

免官 官吏、願に依り、又は職務に堪へざるに因り、官を解かれ、若は禁錮以上の刑に處せられ、又は懲戒處分に因り失官するを免官といふ。官吏は免官に依り官吏たるの身分消滅する。

官吏 官吏として、職務上の義務に違背し、又は職務に懈怠ありたるときは懲戒を受く。懲戒は國家が官紀を維持するため、官吏の官紀紊亂行爲に對して科する應報、戒飭であると共に、官吏に對する自省、他戒を意味して居る。官吏が腐敗して居ては國家生活の健全は望めない。殊に警察は嚴肅なる紀律團體であり、警察官は非違を匡正することを其の使命として居るのであるから、綱紀が維持、確保されることは警察の生命である。

懲戒には懲戒免官、停職、謹慎、申誠の四種がある。

懲戒免官 懲戒免官は懲戒に依り、官職を褫奪せられるをいひ、懲戒免官となりたる者は、同時に官職を失ひ、二年間は官職に就くことを得ない。

停職 二月以上一年以下の期間に於て官吏の職務を停止し、起居を自戒せしめるを停職といふ。

停職は官の褫奪ではなく、職務を行ふことの停止である。休職も亦職務を行ふことを停止せられるが、懲戒に因るのではなく他の事由に因つて休職を命ぜられるのに對し、停職は懲戒に依つて職務を停止せられる。起居を自戒せしめるといふのは、其の私生活をいましめるることをいふ。

停職中は俸給三分の二以下に減俸せられ、職務津貼、勤務地津貼は支給せられない。

謹慎 二月以下の期間に於て官吏の執務、起居を自戒せしめるを謹慎といふ。執務を自戒せしめるといふのは、事務の處理、職務の執行を慎重にせしめることであり、起居を自戒せしめるといふのは停職の場合と同様、其の私生活を慎ましめることがある。

謹慎に處せらるべき事由にして、情狀重きときは、二月以下の期間俸給三分の一以下の減俸を併科せられる。

申誠 輕易なる事案に對して、文書を以て再び過誤なからんことを諒告自戒せしめるを申誠といふ。

懲戒處分は高等官にありては高等文官懲戒委員會に於て、委任官にありては委任文官懲戒委員會に於て裁決する。特任官には懲戒はない。

第四課 警察官

八三

註——官吏は其の待遇に依つて、高等官と委任官とに分たれ、高等官には特任官、簡任官、選任官の別がある。警察官としては警正以上は高等官であり、警佐以下は委任官である。

刑事責任

官吏は官吏たるの身分あるがために、其の行為が特別の犯罪を構成し、又は刑罰を加重せられる。官吏なる身分に依つて構成する犯罪を職務犯といひ、官吏なる身分に依つて刑罰を加重せられる犯罪を準職務犯といふ。收賄罪、辱職罪、公務機密漏洩罪、職權濫用罪等の如きは職務犯であり、濫職捕禁罪、濫職凌虐罪の如きは準職務犯である。

警察官の職務犯

警察官なるがために特に犯罪を構成し、又は刑罰を加重せられる犯罪は左の諸罪である。
濫職捕禁罪 審判、検察若は警察の職務を行ひ、又は之を補助する者、其の職務を濫用して人を逮捕又は監禁したときは、十年以下の徒刑又は禁錮に處せられる。(刑法第百三條)

濫職凌虐罪 審判、検察若は警察の職務を行ひ、又は之を補助する者、其の職務を行ふに當り、犯人其の他の者に對し、暴行又は凌虐の行為を爲したときは、七年以下の徒刑又は禁錮に處せられる。(刑法第一百四條第一項)

法令に因り拘禁せられたる者を看守又は護送する者、被拘禁者に對し、暴行又は凌虐の行為を爲したるときは、七年以下の徒刑又は禁錮に處せられる。(同條第二項)
濫職放囚罪 被拘禁者を看守又は護送する者、被拘禁者を逃走せしめたるときは、一年以上の有期徒刑に處せられる。(刑法第二百二十一條第一項)

(三) 官吏の義務

官吏は皇帝陛下及び皇帝陛下の政府に對し、忠實に自己の職責を全うし、且つ官吏たり、其の家族たる體面を汚損せざるの義務がある。

忠實の義務
忠實は官吏の公生活に於ける國家に對する義務である。忠實とは、皇帝に忠誠を致し、至誠以て其の職務の遂行に任じ、國家の利益を増進するは勿論、其の不利益となる行為を避け、陰陽なく事務を處理することである。

忠誠は身、官吏たると否とに拘らず、臣民として均しく皇帝陛下に對する義務である。況んや、皇帝陛下の警察官を以て任ずる警察官が、一入忠誠なるべきは、言を要せざる所である。忠誠とは真心の謂にして、私のないことである。明鏡の如き心が忠であり、誠であり、私は明鏡の義である。「私心不忠、忠臣不私」私なきの心が忠誠に外ならない。

職務のために己を捨て、頑みざる、是私無きの極致にして、君のため、國のため、世のため、人のために己を犠牲とする精神は、人として崇高を極めた道徳であり、此の精神こそ、茲にいふ忠誠である。警察官は己を莫うし燒れ後已むの氣魄あることに因つて其の職務を全うするこ

第四課 警察官

八六

とが出来、皇帝陛下の警察官たるに愧づなき忠良なる警察官たり得られる。

遵従の義務
官吏は上官の命令を遵守し、之に服従するの義務がある。遵従は官吏の公生活に於ける縦の關係であつて、上官は下官を愛撫し、下官は上官を尊敬し、渾然として融合、一體たることに依つて、上官の意圖、命令が組織の末端に迄透徹し、其所に國家機關としての活動の圓滑があり、能率の向上があり、官紀がある。殊に警察は紀律團體であつて、上命下服、一絲索れざるの統制あることが其の生命である。

官吏は職務に精勤するの義務がある。職務に精勤するといふのは、與へられた職務を遂行し、懈怠なきを期することであり、啻に、與へられた仕事をすれば、それ以上は爲すに及ばぬといふのではなく、無定量の事務を處理するの義務である。無定量とは多々益々辦じ、執務時間内は勿論、執務時間外に於ても、事務あるときは之を處理し、自己の分擔事務以外、同僚の事務をも應援、援助することをも意味して居る。警察は一刻、一瞬の休止あることなき、不眠不休の行政であるから、警察官たる者が、無定重の勤務に服することは當然である。

官吏は其の職務に懈怠なきを期するは勿論、常に、研究を懈らず、創意、工夫を加へ、更に進んで献策を行ひ、時世の進歩に順應して施政の伸張、事務の刷新、改善に努むるの義務をも有して居る。

官吏が恣に職務を離れ、又は勤務地を離れるを得ざること、或は轉任を命ぜられた場合、速に赴任するを要する如きは、職務に懈怠なからしめんがためである。
機密保持の義務

官吏は自己の職務に關すると否とに拘らず、官の機密を嚴守するの義務を有し、此の義務は、官を退きたる後に於ても、仍負擔する所である。又官吏は積極的に官の機密を嚴守するのみならず、消極的に機密の漏洩することを防止する責任をも有し、機密の漏洩を防止するためには細心の注意を拂ふの義務がある。

法院又は検察廳の召換に依り、證人又は鑑定人として訊問を受くる場合に於ても、職務上の機密に關する事項なるときは、本屬長官の許可を受け、其の許可の範圍に於てのみ供述することが出来る。官吏が法院又は検察廳より證人若は鑑定人として召換を受けた場合には、其の事項が職務上の機密に關するに拘らず、本屬長官に申告すべきである。

官吏は職務に關する未發の文書を私に漏示することを得ない。
官吏は自身は勿論、家族に至る迄、品行を正しくし、禮節を重んじ、廉潔、恭儉、勤勉にして、高き道德律を守り、官吏たり又其の家族たるの體面を汚損せざる義務がある。

(四) 警察官の使命

國家、公共の康寧を保持し、國利民福を擁護するのが警察であつて、警察官は此の聖なる天

第四課 警察官

八八

職を遂行することを使命として居る。蓋し男子たる者の本懐である。

警察官は官吏であるから、一般官吏としての義務、責任を有するのみならず、職務の性質上、身を免暴、疫病の危険に曝らし、敢然として其の任務を遂行する勇者であり、平素に於ては非違を匡正する社會の木鐸であり、自ら身を持することと嚴なる人民の師表である。又警察官は最も廣き民衆との接觸面を持つ官吏として、上意下達、下情上達に任する公儀もある。

警察官は皇帝陛下の警察官といふのは警察官が官吏として皇帝陛下より任命せられたる者なるがためではなく、警察官が聖なる天職に任ずるがための矜恃である。我等は此の矜恃を傷けざることに於てのみ、畏多いことであるが、皇帝陛下の警察官といふ矜稱を用ふることが出来る。

王道警察官

警察官は王道警察官である。王道警察官たるの要件は粉骨碎心、至誠以て事に當り、斃れて

後已むの氣魄を持し、一徳一心の山來を牢記して、一視、同仁、偏見なき護民官たることである。王道警察官たるの要件は

一 警察官は治國の柱石たるべし

外敵を攘ふは軍隊の使命にして、軍人は護國の柱石である。治安を維持するは我が警察の任務にして、警察官は治國の柱石である。治安確保せられずして、政治あることなく、民生ある

治國の柱石

警察官は治國の柱石たるべし

垂統萬年の國體を擁護し、國家を泰山の安きに置くは、我等警察官の双肩に懸れる重責にして、君國のためには身を鴻毛の輕きに置き、盡忠報國の至誠を致すを得る。是、治國の柱石として警察官たるの名譽である。

一 警察官は民族の楔子たるべし

民族の楔子

我が國は民族複合の國家にして、原有の五族は勿論、疆内一切の民族安住の樂土であり、國民をして熙熙皞皞として春台に登る如くあらしめ、世界に模範たる國家たらしむること、是、我が建國の精神である。

警察官は民族性を理解し、其の職務を行ふや諸族の習俗を尊重し、公私を論せず融和協力の實踐者として民族協和の先覺者たり。自ら民族の楔子を以て任ずべく、斯くて民族協和の樂土は顯現せられる。

一 警察官は紀律の精華たるべし

紀律の精華

警察は紀律團體として紀律の殿堂である。服従は紀律の緯にして、和合は其の經であり、而して禮節は其の體である。上官は下官を愛撫し公私に其の兄たり、下官は上官を尊敬し、其の弟として命は是從ひ水火も之を辭せず、同僚は友情を厚うし、上下渾然一體となり、協心戮力以て克く光輝ある重任を果すことを得る。派閥、徒黨を戒しめ、苟も紀律を棄り、統制を破

るが如きことあるべからず。

禮式の嚴然として行はる所、紀律團體たるの嚴肅があり、親しき仲にも禮節を盡すありて、友情は是渝はらざるべし。服従、融和、禮節は紀律の真髓にして、警察が嚴肅なる紀律團體たるの名譽を恣にするを得る。是紀律の精華である。

正義の権化

一 警察官は正義の権化たるべし

天の理法は公正にして二つならず、之を敢て擁護するを正義といふ。警察官は其の職務を行ふや公明正大にして、破邪顯正以て一人の無辜に泣くあらしめず、正邪を明にし、權勢に左右されず、權門に傍ねず、利慾に迷はず、私情に捉はれず、斷々平として職務を執行する勇邁果敢の士たるべし。事を處するに表裏なく、時に會して躊躇逡せざる、即ち正義の権化である。公正なる警察官、明朗なる警察官、激刺たる警察官、生彩ある警察官、是眞に王道警察官たる所以である。

一 警察官は護民の勇士たるべし

君を敬し、國を愛し、職を努め、分を盡すは臣民たる者の君國に報ずる所以である。況んや、國家の康寧を保持し、國利民福を擁護することを天職とする警察官に於てをや。

彈丸兩飛の下に敢然として討匪に從ひ、身命を賠して兇暴の徒輩を逮捕し、身を挺して濁流

護民の勇士

に溺るるあるを救助し、或は火煙に咽ぶ老幼を救出し、時には疫病も物かは防疫に從ふ。是、護民の勇士たる警察官の尊き姿である。

一 警察官は王道の使徒たるべし

王道の使徒

政は道に本づき、道は天に本づく、順天安民は我が政本にして、皇帝陛下は仁愛を以て政治を樹はせ給ふ。是王道政治である。

仁慈なる歎慮を人民の上に具現する即ち皇帝陛下の警察官たる所以であつて、人民を處遇する叮嚀、親切を以てし、地位低き者にも、貧困なる者にも、輕侮の念を挿まず、温情慈父の心を以て之に臨み、美事善行は之を奨め、法を犯す者も其の罪は問ふも人を惜まず、困窮は密に之を救ふの陰徳を積む。是王道の使徒である。

温情の存する所尊敬があり、權柄の存する所敬遠が生ずる。上意下達、下情達上は警察官の責務であり、仁愛を以て職務を執行する即ち王道警察官たるに恃らざるの道である。

一 警察官は清貧の公器たるべし

警察官の職務は至重なる職司である。其の官は低くとも、其の祿は微なりとも、職務は聖に

第四課 警察官

して、是警察官たる者の矜持である。警察官は名利を遂はず、物質に恬淡にして清貧に安んじ、誘惑を一蹴し、華美、優柔を排し、質實、剛健の志操を堅持し、渴しても温泉の水を飲まず、困苦窮乏に堪へて天職に満進する高潔の士にして、光榮ある清貧の公器である。

勤労の典型

一 警察官は勤労の典型たるべし

勤労は神聖である。勞を惜しまざる克く其の職責を果し、曠職、懈怠なきを得る。鐵をも鎔かす炎熱の日も、地軸も凍る極寒の夜も、任務の前には物ならず、其所に人民の感謝が溢れ、天職に仕ふるの快哉がある。

刻苦勉勵、日を倍するの恪勤は、啻に職に忠實なる警察官たるのみならず、其の精勵は汝を玉とすべく、不屈不撓の精神と、勤勉力行とが警察官たるの責務を遂行せしめ、又汝を彼岸に到らしめるであらう。

二 警察官は人民の儀表たるべし

警察官は人倫の擁護者、道義の維持者である。謹直、謙讓は其の備ふべき徳にして、齊家、檢素は實踐すべき信條である。常に品性を陶冶し、身を修むるは勿論、家族に至るまで言行を慎み、警察官たり、又其の家族たる體面を汚損するが如き所業あるべからず。高き道德律の堅持者たることに於て、克く人民の儀表たることを得る。

時流の達識

一 警察官は時流の達識たるべし

警察官は時潮、世相、民心の動向に活眼を聞き、形無きに觀、眼光紙背に徹するの炯眼あるべく、聲無きに聽き、第六感に應するの慧敏あることを要する。

時代は進展して歛まず、文化は進歩して駐まる所なし。舊態を墨守し、偷安に耽り、世の進運に取残されてはならない。其の勤務は劇しくとも、繁劇の裡に閑暇を見出し、職務に關する研鑽は勿論、努めて見聞を弘め、常識を涵養することに因り時流の達識たることを得る。是特ある王道警察官である。

二 警察官の種別

(一) 階級制度

階級とは社會生活に於ける緯の段階であつて、警察官の階級は制度上に於ける職務上の段階である。

階級の觀念

警察は組織體である。組織體といふのは部分から成立し、各部分が各々の機能を持ち組織體の目的のために活動する有機的形態をいふ。故に組織體が其の目的のために全能力を發揮するには各部分の働く統制、制御することが必要である。強力なる統制を要する組織體は總て階級

第四課 警察官

九四

制度であつて、上下の關係を明にし、上命下達、組織體としての命令、方針は組織の末端に迄透徹し、一途に出でて相俟すことからしめて居る。軍隊、警察の如きは其の本質上特に強力なる統制を要する組織體であつて、これがため階級制度となつて居る。

警察官の階級制度は上下の關係を明確にし、服務を規律すると共に忠實の義務を一層強調した警察の本質上より来る必然なる制度である。

警察官には服制があつて、階級に應じ一定の服飾を使用して居る。服制は警察官たる職務を行ふ者たることの表示であると共に、服飾は警察官の階級の表示して居る。階級を表示する服飾は帽飾、肩章、腕章及襟章であり、佩力も亦階級を表示する服飾の一部であつて、此等は何れも勅令の定むる所である。

上官 警察官の階級は警察官の職務上於ける隸の關係を生じ、上官は下官を指揮、監督するの權能を有し、下官は上官の命令に服従し、之を尊敬するの義務を有する。禮式を行ひ、官相當の敬稱を用ひるのは階級規律の顯現である。

上級の階級にある官は、下級の階級にある官に對して上官といひ、職務上其の直系なるものを直屬の上官又は上司といふ。上官といふのは下官に對する相對語であつて、警佐は警尉以下に對しては上官であるが、警務廳長、警正に對しては下官である。

下行ひ、敬稱を用ふることを要する。

階級は警察官の官等俸給を超越して居る。例へば、日系警長の俸給が他の警尉補の俸級より高級であつても、警尉補は警長より上官であり、縣警務科長より附科たる警正の官等が高くても、警務科長は上官であつて、科附警正は下官である。

下官は其の直屬せざる上官に對しても其の命令に遵ひ、之を尊敬するの義務を有し、敬禮を行ひ、敬稱を用ふることを要する。

上司とは下官が其の直屬する上官に對する監督、被監督關係に於ける稱呼である。上司には職務上の上司と事務上の上司とがある。例へば、縣旗警務科長より見るとときは省長、縣長、旗長は職務上の上司であり、警務廳長は事務上の上司である。警務廳長より見るとときは治安部大臣、省長は職務上の上司であり、警務司長は事務上の上司である。又、警察官は司法警察官吏として、司法警務に關しては検察官は職務上の上司である。

上司は下官を指揮命令し、之を監督するの權能を有し、下官は上司の命令に服従し、之に對し忠實の義務がある。

同階級に於ける席次の上位なる者を上席者といふ。高等官にありては官等高き者、官等同等なるときは其の官等となりたる時の早き者、此等皆同じときは俸級の高き者が上席者であり、委任官に於ては俸給の高き者、同給なるときは其の俸級となりたる時の早き者、皆同じときは、

上席者

第四課 警察官

九五

其の拜命の早き者が上席者である。

席次は階級ではないが、組織體の序席であつて、下席者は上席者を尊敬し、之に譲るの序がなければならない。席次を明確にすることは法令上代理の定めなき場合に於ける代行者を決定する要件ともなる。

(二) 階級による種別

警察官の階級は警察官の緯の關係に於ける種別となつて居り、階級には官職が階級を成すものと、官が階級を成すものとがある。警察總監、警察副總監、海上警察隊長、督察官の如きは官職が階級を成して居る警察官であり、警正、警佐、警尉の如きは官が階級を成せる警察官である。警察事務に從事する理事官、事務官、屬官は官ではあるが、警察官としての階級ではなく、其の官に應じて警察官の服飾を使用するのは警察務の本質より來る階級制の準用であつて、其の官が階級を成すものではない。

警察官署長は官職たると共に、警察官としての階級であつて、警察總監、警察署長は其の官署に於ける最高の階級である。警佐たる警察署長の下にある異様たる警佐は、假令、高級であつても警察署長は絶対に上官である。

警務司長、警務廳長及び警察副總監は輔佐官として其の所屬する官署に於ける次席であり、

官職

又は警察事務上の上官である。

警務司長、警察總監及び警察副總監は簡任官であり、警務廳長には簡任官たる者、又は薦任官たる者がある。

此等の官職にある者は、其の官に應じ警察官服制の定むる特別なる服飾を使用する。警察署長たる者の服飾は其の官に應する一般警察官としての階級相當の服飾を用ひる。

督察官は警察務に關し一般警察務を督察することを職務とする官職であつて、同時に階級を成して居る。

督察官には治安部督察官及び省督察官があつて、前者は全國の、後者は省内の警察務を督察して居る。興安各省には督察官の制度はない。

督察官は薦任官であつて、其の官等に應じ警正に準ずる服飾を用ひる。

警正は一般警察官として最高の階級であつて警察廳警正、省警正、海上警察隊警正、縣、旗警正等があり、警察官署長としては警察署長、消防署長に補せられ、補佐官としては縣旗警務科長、警務廳科附、其の他特殊警察隊附の者等がある。

警正は薦任官であつて特に定められた服飾を使用し、警佐以下の警察官を指揮、監督する。

警佐は警正の次階級にある警察官として、省警佐、首都警察廳警佐、海上警察隊警佐、縣、

旗警佐等があり、警察署長、消防署長又は股長等に補せられ、科僚、署僚たる者もある。

委任官としては最上級警察官であり、特に定むる服飾を使用する。

警尉は警佐の次階級の警察官として、之亦省警尉、首都警察廳警尉、海上警察隊警尉、縣、旗警察等がある。

警尉は警佐の輔佐官として事務を分擔し、警察務の中堅を成し、地方に依つては警察署長に補せられる者があり、又、分駐所長として警察署長の委任に依り其の職務を行ふ等重要な地位である。

警尉は委任官として、特に定められた服飾を使用する。

警尉補は警尉の補助官であつて、隊、廳、縣、旗の警察官である。

警尉補は下級監督者として警長、警士に最も直接し、其の監督、指導の適否は直に警察務の能率、成績に關係し、職責は甚だ重大である。委任官であつて、特に定められた服飾を使用する。

警長は第一線に於ける執行官として警察務の執行に任じ、警士の補導者として之が指導に任ずる。警長は警士に對しては上官ではあるが監督者ではなく、從つて警長は警士を指揮監督する立場にある者ではない。

警

士

警長も亦隊、廳、縣、旗警察官として警察署又は特殊警察隊に配屬され、上司の指揮命令を承けて勤務に服する。警長は委任官であつて、特に定められた服飾を使用する。

警士は最下級の警察官として、上官の指揮命令を受け、第一線勤務に服し、執行官署たる警察官署又は特殊部隊に配屬せられて居る。

警長と同様、隊、廳、縣、旗の警士があり、外に警察學校又は縣、旗警察官訓練所に於て教育中の未だ職務を有せざる者がある。警士は委任官であつて、特に定むる服飾を用ひる。

(三) 職務に依る種別

警察官は其の職務上から之を行政警察官、武装警察官、消防官等に區別せられる。此の區別は警察官として本質上の別ではなく、配屬に依り又は其の職務を執行するに因る稱呼である。

行政警察官は警察官署に配置せられ、行政警察事務即ち保安、衛生等の諸取締、戸口査察、警邏其の他の警戒勤務、或は特務、刑事等の勤務に服する警察官であつて、最も普通なる警察官である。

武装警察官といふのは海上警察隊、國境警察隊、警察遊撃隊、其の他森林警察隊等の隊員にして、當時、部隊編制を成せる警察官をいひ、行政警察に關する任務にも服するが、主として討伐、警備に任じ、當時武装せる警察官である。

第四課 警察官

100

請願警察官

請願警察官は人民の請願に依り經費を請願人が負擔し、請願に係る警察務に從事する警察官である。

請願警察官は請願人が其の經費を負擔する點に於てのみ一般警察官と異なるが、其の他に於ては全く同様であつて、所屬官署長の指揮監督を受け勤務に服する。請願警察官は請願人の雇ひ官吏ではなく、又請願警察官といふ特別なる身分を有する譯でもない。

請願警察官は通例請願人のために警備に任ずるが、中には一定の分擔區を持ち、全く一般警察官と同様の勤務に服する者もある。

消防官 消防官は消防署又は消防隊に配属せられた警察官であつて、専ら消防又は水防にのみ從事し、一般行政警察官としての職務は行はない。

消防官たる警察官は専ら都市にのみ存し、地方團體が常置せる官吏たらざる消防隊員、義勇消防團員の如きは官吏ではなく、從て警察官ではない。併し、此等も消防に關しては警察官署長の指揮を監督を受けて居る。

司法警察官 司法警察官吏とは刑事訴訟法の規定に従ひ司法警察權を行使する警察官の謂であつて、司法警察官たる特別なる官吏がある譯ではなく、警察官が刑事訴訟法に規定する司法警察官又は司法警察吏の職務を行ふ場合に於て司法警察官吏と稱する。

警尉以上の警察官は司法警察官の職務を行ふことが出来、警尉補以下の警察官は司法警察吏の職務を行ふことが出来る。

第五課 警察法規

秩序

一家に於ても家族が各自、我が儘な行動を執つたのでは一家の平和は保たれず、一家の繁栄は望まれない。家には家風があり、家族間には長幼の序があり、各自が自制し、家長が家族を保護、統制して一家の和合が保たれ、一家の繁栄が期せられる。斯る整つて居る狀態を秩序といふ。

多數人が集團して秩序ある共同生活を営んで居るのを社會といひ、國家は最も大いなる、且つ最も組織的なる社會である。各人が不安のない日常生活を送ることの出來るのは、國家の政治が行き届き、社會の秩序が保たれて居るからである。

一家は最も濃厚な血縁の繋りある者の集團であるが、社會は血縁を離れた、必ずしも利害の一致しない多數人の集團生活である。故に、社會の秩序が保たれるためには、一層強力な共同生活を規律するものがなければならない。之を規律するものは道德と法とである。

一 法の觀念

道徳

道徳は社會生活の規範ではあるが、各人が自發的に行ふ所の準則であつて、一種の社會的拘束力を持つて居るけれども、之に敢て遵はない者に對して強制力を有するのではなく、道徳が行はれるには各人の良心、即ち自制力に俟つの外ない。

法

法は國家が團體生活を規律するため、認められた準則であつて、國家は権力を以て人民に之を遵守することを強制して居る。故に規範的な道徳事項であつても、團體生活上遵守されなければならぬ事項は國家は之を法として強制して居る。組織法、人權保障法の如きは國家統治の基本的準則として國家は此の準則に據つて政治を行つて居る。法律、勅令其の他の命令の如きも亦國家の準則として拘束力を有して居り、此等は何れも法である。

法は國家の意志表示であつて、團體生活を規律するために國家が認めた行為の準則であり、原則として國家が制定した制定法であるが、國家が制定したものではなくて法と同様の效力を認められたものがある。即ち大同元年教令第三號「暫ク從前ノ法令ヲ援用スルノ件」は建國前の法令にして建國の趣旨、國情に抵觸せざる從前の法令を認め、尙適用すべきものなきときは從來の慣習、慣行及び條理をも法令と同様に其の效力を認めて居る、故に法は國家の認めた團體生活上に於ける行為の準則であるといふのである。

法には法律の外に勅令、部令、省令、首都警察廳令、縣令、旗令、市令等各種の命令があつて、

それぞれ制定の手續を異にして居る。此等を總稱して法規といひ、或は法令といひ、又廣義に法律と稱せられる場合もある。

二 警察法の本質

警察法は特に警察法と稱せられる法規がある譯ではなく、警察の目的を達成するために制定された法令を總て警察法といふ。即ち治安を維持し、又は國利民福に障害となるべき行爲を防止するためには人民の自由を制限することを内容とする法規は總て警察法である。

警察法は公法である。法規には公法と私法とがある。公法といふのは國家又は公共團體と、私人との關係、即ち公生活關係を規定した法規を指稱し、私法とは私人相互の關係、即ち私生活關係を規定した法規の謂である。

警察法は治安を維持し、國利民福に對する障害を防止するためには、國家及び人民の公生活關係を規定した法規であるから公法である。

成文法

警察法は成文法である。國家は法律に規定なき事項に關しては、慣習又は條理を以て法規と同様の效力あることを認めて居る。併し、人民の自由は人權保障法の保障する所であつて、法律に依るにあらざれば之を制限することを得ず、法令に正條なき事項は人民に強制することを得ない。

警察法は警察の目的を達成するためには、人民の自由を制限することを前提とする法規であるから、不文法たる警察法は考へられない。即ち警察法は成文法である。

不文法たる慣習又は條理が法規として效力を有するのは、任意法として人民の権利が保護せられる場合に限らるべきである。

強制法

警察法は強制法である。法令には強制法と、任意法とがある。強制法といふのは、人民に行ふことを命じ、又は行ふことを禁じ、如何なる場合にも強いて之を遵奉せしめる法規を謂ひ、任意法といふのは、權利關係を定めた法規であつて、當事者が主張しなければ、國家は之を強制しない法規を指稱して居る。刑罰法、租稅法の如きは人民が遵奉せざる場合には國家が之を強制する法規であるから強制法である。

警察法は警察の目的を達成するためには人民に行ふことを命じ、又は行ふことを禁じ、之に違背する者に對しては刑罰を科し、或は之を遵奉せざる者に對しては實力を以て強制することを規定した法規であるから強制法である。

例へば、治安警察法は許可なくして政事又は公事に關し團結すること（秘密結社）を禁じ、集會を開き又は多衆運動を爲す場合には豫め届出づることを命じ、之に反する者に對しては刑

第五課 警察法規

一〇六

罰を科する罰則があり、又警察官は安寧秩序を紊乱り、若は風教を害する虞ある印寫物を拘留するを得ることを規定した法律であつて、警察法である。自動車取締規則は自動車の車體検査を受くること、自動車を運転せんとする者は運転免許を受くること、其の他自動車の構造、運行等を制限し、之に違背する者に對しては刑罰を科することを定めた治安部令であつて、警察法である。

一般に何々取締法、何々取締規則と稱せられる法令は總て警察法である。

警察法の種類

國家、公共の康寧又は國利民福に障害となるべき事態を防止するため、人民の自由を制限することを内容とする法規が警察法であるから、法律、勅令、院令、省令、縣令、旗令には警察法があり、首都警察廳令、鐵道警護總隊令の如きは當然警察法である。新京特別市令及び市令には所謂警察法なるものは考へられない。

警察命令 警察署長以外の上級行政官署長は其の職權に基いて命令を發することが出来る。行政官署長が其の職權に基いて警察法規を制定することは、人民に對して行ふことを命じ、又は行ふことを禁ずることを其の内容として居り、此の種の命令を特に警察命令といひ、又之を法規命令ともいふ。警察命令を發することは一種の警察作用である。

警察官署長が人民の行為を制限するために爲す榜示も亦、一の警察命令と見ることが出来る。

榜示といふのは、社寺、擅廟の境内等に於て魚介の採取を禁ずるとか、河中に塵芥を投棄することを禁ずる如き旨を標示せる榜示である。

榜示は特定せる實在の事項に對して爲す國家としての意志表示ではないから、警察處分ではなく、一般的、且つ抽象的に人民の行為を制限する國家としての意志表示であるから、形式の上では命令ではないが、實質上は法規の性質を持つて居る。

榜示せる禁條に違背したる者に對しては、違警罪處罰令第二條第一項に依り、拘留又は科料に處することが出来る。榜示は必ずしも警察が直接榜示したる場合に限らず、警察が命令して榜示せしめたる事項に就ても同様である。

禁條は權利の制限に亘り、又は義務を命ずることであつてならないこと勿論である。蓋し権利の制限、又は義務の下命に亘るときは、法律に依らずして、人民の自由を制限することとなるからである。

三 警察法規の解釋

運用

警察の活動は法の運用が主要なる部分を占めて居る。而して、法の運用は法規の正條の解釋が前提である。

第五課 警察法規

一〇七

警察法規は人民の自由を制限し、之に違はざる者を處罰することが出来る法規である。併し、處罰は法の目的ではなく、法を履行するための手段であつて、法の目的は秩序を保つために法を維持することにあるのであるから、法は處罰せんがために運用されるべきではなく、警察の目的を達成する範圍に於て、運用せられなければならない。

正條の解釋
法規の正條は、多くは抽象であつて、廣義にも、狹義にも解釋せられる場合があり、法を運用する者の認定が之を左右するのである。法規は人民の権利に關しては、廣義に解釋せらるべき、人民の権利を制限する場合には狹義に解釋せられなければならない。警察法は人民の自由を制限する法規であるから、狹義に解釋せらるべきである。狹義に解釋するといふのは、法が保護せんとする目的に添ふ範囲の限度に解釋することを指稱し、假令、法條の解釋としては違反となる行爲であつても、法の保護せんとする目的を外れて居るものと處罰する如きは、目的の限界を超えた的外れの不當なる處罰であつて、王道警察ではない。

例　違警罪處罰令第三條第九號は、道路、堤防、田圃、園圃又は社寺、壇廟の境内に於て菜果、花卉、其の他樹枝を採折する行爲の禁止規定であるが、其の目的は、道路堤防の損壊を防止し、或は、田圃、園圃に於ける憑戯又は窃盗罪として處分すべき程度でない窃取行爲に因る菜果、花卉栽培者の利益を保護し、乃至は、道路、社寺、壇廟の境内の風致を保全することが、本條項の目的である。堤防に自生せる

例示規定

草花を採摘する行爲は、正條の解釋としては本條項に該當するけれども、之を處罰する如きは、法的目的に添はざる不當處罰である。

法條には各種の状態を例示して、法條の目的を明して居るものがある。例へば、交通取締規則第七條の如きであつて、其の適用すべき行爲は例示に依つて必然、該當する行爲でなければならぬ。

例　交通取締規則第七條　車馬ヲ濫ニ左ノ場所ニ駐ムルコトヲ得ズ

一　道路ノ交叉點、坂路、隘路、橋梁、隧道、見透ノキカザル場所

交叉點は交通の錯綜する場所であり、橋梁、隧道等は本道よりは狹隘なのが通例である。故に此等の場所及び隘路に駐車することを禁ずるのは交通上の妨害を避くるためであり、坂路に駐車することは車自體が僅の衝動に因つて振動する危険があるのみでなく、登坂の際は役力に由る諸車は直行すること困難なるがため其の斜行の妨害となり、降坂の諸車に墜落に因る操縦の不如意より生ずる衝突等の危険があり、主として危険防止が其の目的である。橋梁に駐車を禁ずるのは橋梁の性質上其の保全も亦目的の一である。

二　消防機械器具置場ノ直前又ハ其ノ兩端ヨリ三米以内ノ場所

三　消防用諸施設（火災報知機、消火栓等）ヨリ三米以内ノ場所

前二號は火災発生の場合消防に支障を生ぜしめざることが目的である

四　電車及乗合自動車ノ停留所又ハ駐車場ヨリ五米以内ノ場所

第五課 警察法規

一一〇

電車又は乗合自動車乗降客の妨害となり、若は自動車駐車の妨害となる行爲を防止するのが本號の目的である。

五 其ノ他交通ヲ妨害スル處アル場所

第五號の規定は甚だ抽象的であるが、一號乃至四號の規定は危險の防止、又は甚だ交通の妨害となる場所、若は消防上の妨害となる場所、及び利用者に妨害となるべき場所を例示されてある。本來道路上に駐車することは交通の妨害となるべきことが必然であり、道路上に諸車が駐まることも諸車の用途上當然のことであつて、妨害する處ある場所といふのは、甚だ妨害となる處ある場所であると推論することが出来る。故に興行場、集會場其の他の公設市場等、多數人の出入する出入口附近に、其の開場中車を駐むる如きが妨害となる處ある場所に車を駐むることである。

一定の事實に付き法令に規定なき場合、他の法令の類似規定を、其の事實に準用することを類推解釋といふ。私法上の訴に對しては明文なしとて其の判決を拒むことを得ざると共に、國家は慣習又は條理をも法令として認めて居るのであるから、私法上の解釋としては容されるのみでなく、斯くあるべきであるが、刑罰法令では類推解釋は容されない。故に、勿論、警察法の解釋としては排斥せられる。蓋し、法令に正條なき行爲は罰することを得ざることが原則であり、法令に制定なき反社會的行爲を罰するよりも、刑罰法の比附援引を容すの害更に大なるものあるがためである。

四 法典の構成

法令は逐條的に正條を規定されてあるのが通例の形式であるが、「法律命令 施行期日ニ關スル件」の如く、一般文書の形式を執れる法律もある。逐條的形式の法令の各條を正條、條項又は條文といふ。

條文が甚だ多數に亘るときは、各條を目的、性質等に類別して編、章に大別し、更に章を節に小分する場合もある。刑法は編、章に類別された形式の法律であり、文官令は編、章、節に類別された形式の勅令である。

編は法典が甚だ浩瀚である場合に大別される形式であつて、刑法第一編は總則として十二章七十八條から成り、第二編は分則として三十九章、百九十條から成つて居る。故に刑法は二編五十一章、三百七十二條から成る法典である。

編は法典が甚だ浩瀚である場合に大別される形式であつて、刑法第一編は總則として十二章七十八條から成り、第二編は分則として三十九章、百九十條から成つて居る。故に刑法は二編五十一章、三百七十二條から成る法典である。

章は法典が稍浩典であり、且つ條項を類別することが法典を明確にする場合、又は編を細分する場合に採用される形式である。自動車取締規則は九章、百十五條、附則五條から成り立て居る治安部令である。

章別するの實益は、法條を性質、對象等に類別することに依り、條項の索出に便せんがため

第五課 警察法規

一一一

である。

節は章を更に細別するの必要ある場合に採用せられる形式である。文官令第二編、第一章は三節、二十六條から成つて居る。節は概ね法條の繁雑を避くるため、立法技術上採用せられるのが通例である。

條は單純なる一連の章句から成立つて居るもの、二連以上數連の章句から成立つて居るもの、或は其の章句の内容を列舉した章句から成立つもの等があり、其の構成、長短は一樣でない。今、便宜上暫行懲治盜匪法第一條を例として之が説明を試みる。

第一條 強暴又ハ脅迫ノ手段ニ依リ他人ノ財物ヲ強取スル目的ヲ以テ聚衆又ハ結夥シタル者ハ之ヲ盜匪ト

ス

盜匪ハ左ノ區別ニ依リ之ヲ處斷ス

- 一 首魁又ハ謀議ニ參與シ若ハ多衆ヲ指揮シタル者ハ死刑又ハ無期徒刑
- 二 其ノ他ノ者ハ無期徒刑又ハ十年以上ノ有期徒刑
- 盜匪ヲ帮助シタル者ハ正犯ヲ以テ之ヲ論ズ
- 盜匪ノ爲單ニ役ヲ執リ又ハ附和隨行シタル者ハ七年以下ノ有期徒刑
- 本條ノ罪ヲ犯シタル者ハ公權ヲ褫奪ス

「強暴又ハ」より末端「褫奪ス」迄が第一條であつて、之を條といふ。編、章、節は法條を類別する稱呼であるが、條は法典の實體を成し、一般成文法は條から構成されて居るのが通例である。

條が二個以上の章句から成立つて居る場合各一連の章句を項といふ。「強暴」より「盜匪トス」、「盜匪ハ」より二の末端の「有期徒刑」、「盜匪ヲ」より「論ズ」、「盜匪ノ」より「有期徒刑」、「本條ノ」より「褫奪ス」迄は何れも一連の章句であつて、各章句を項といふ。

項は其の順序に従ひ第一項、第二項の如く稱呼ばれる。盜匪法第一條は五項より成立つて居る條である。

號は條又は項の内容を列舉若是例示する場合に用ひられる形式である。「一 首魁ハ云々」、「二 其ノ他ノ云々」は第二項「盜匪ハ左ノ區別ニ依リ之ヲ處斷ス」の内容を列舉せる規定であつて、盜匪法第一條第二項の各號を成して居る。

號は順次連續の番號を冠せられ、第一號又は第二號の如く稱せられる。「一 首魁ハ云々」の規定は之を第一條第二項第一號といひ、條が一連の章句にして項を有せざる場合には、單に第一何條第何號の如く稱呼ばれる。

條又は項の章句が數個の事項を表示して居る場合、其の各個を段といひ、二個の場合には前

第五課 警察法規

一一二

項

段

但

附
則
書

第五課 警察法規
二二四
段、後段、三個の場合には前段、中段、末段の語が使用される。例へば「暫ク從前ノ法令ヲ援用スルノ件」第三條は「前二條ノ規定ニ依リ尙適用スルモノナキトキハ從來ノ習慣又ハ慣行ニ依リ」は同條の前段であり、「習慣又ハ慣行ナキトキハ條理ニ依ル」は同條の後段である。

但書は條又は項の規定事項の條件を表示する章句であつて、其の條又は項の一連章句の中に包含され、獨立する項又は號ではない。

附則は該法典の施行又は效力に關する表示であつて、法典の内容を規定するものではなく、從て法典の本文ではない。條を冠せないのが通例である。

警察法規





第六課 警察處分

一 警察處分の觀念

警察取締に屬する諸營業を許可し、或は國民思想に有害なる出版物の發賣領布を禁止し、其の他法令に違背し、又は命令に従はずる者に制裁を加ふるが如きを警察處分といふ。警察處分は原則として、警察官署長が國家の行政機關として行ふ行政處分である。

行政處分といふのは、官署長が其の権限に於て、實在の事項に關し法令に基き人民に對して行ふことを得しめ、又は行ふことを命じ、若は行ふことを禁ずることであつて、此等は國家の意志として、行政機關が決定する。

法令は國家意志の表現であるが、一般的な準則として抽象的なに對し、行政處分は特定的にして、且つ具體的な國家意志の表現である。

例 質業取締法第二條は「質業ヲ營マントスル者ハ警察官署長ノ許可ヲ受ケバシ」と規定せる抽象的な國家意志の表示であるが、質業を營まんとする者の營業許可申請に對して、警察官署長が許可を與へ、又

第六課 警察處分

一一七

は許可しないのは特定事項に對して「許可する」、又は「許可せず」といふ具體的な意志表示である。

又、質業取締法第五條には「質業者質入主ノ入質セントシ又ハ入質シタル物品ニシテ不正品ノ疑アルトキハ直ニ警察官吏ニ申告スベシ」と規定せるのは抽象的な命令であるが「十六型精工合製エンバイヤ銀側懐中時計、番號何々、右は盜品に付き、入質又は賣却せんとする者あるときは、警察官吏に申告すべし。」と命ずる（品觸）のは具體的な命令であり、此等は何れも行政處分である。

一方的行為

行政處分は國家の權力作用に依つて、一方的に行はれるのであって、行政官署と人民との合意に依つて行はれるのではない。前例の場合、質業を營むるとする者が、警察官署に許可申請書を提出するのは、質業營業の希望を官署長に申立てる手續であり、警察官署長が之に基いて、申請人の人物其の他に關し支障無きや否やを調査して、或は許可を與へ、或は許可しないのは、申請人との合意の上行はれるのではなく、行政作用に基く一方的行為である。

警察處分は警察権に基いて、警察官署長又は警察官の行ふ處分である。行政處分は行政官署長が行ふ處分たることを原則とするが、警察處分中には警察官署長が其の權限に依つて行ふのみでなく、警察官も亦法律の規定に基いて行ふ場合がある。例へば、秩序を維持するため必要あるときは、警察官は集會の解散を命ずることが出来る（治安警察法第十條）。蓋し、警察は現場にある警察官が處分を爲すにあらざれば、其の目的を達成せられない場合が多く、警察の本

質上より來る當然の作用である。

警察處分は其の處分の輕重、緩急に依つて、之を行ふことを得る權限の段階が定まつて居り、警察権を有する官署長が均しく、如何なる警察處分をも行ひ得るといふ譯ではない。例へば、出版物の發賣禁止、銃砲、火薬類の營業又は輸入許可の如きは治安部大臣の權限であり、一定路線に依る自動車運輸事業の許可是交通部大臣の所管に屬し、自動車運轉手の免許は省長の權限とし、自動車の駐車を制限する如きは、警察署長、縣長又は旗長の權限となつて居る。其の他、輕易なる營業の許可是警察署長の權限であり、又、前例の如く、緊急なる處分は一般警察官も之を行ふことが出来る。

處分の消滅

警察處分は一定の原因ある場合に消滅し、處分なかりしと同様の結果となる。

死亡 處分が特定の個人に對して爲され、且つ其の人に専属するものなる場合には、其の人の死亡に依つて當然消滅する。例へば、拳銃携帯の許可を受けた者、又は健康診斷を受くべき命令を受けた者が死亡した場合、其の效力は消滅する。

對象の滅失 處分には常に特定せる對象がある。其の對象が滅失すれば處分は當然消滅する。例へば、輸入を禁止した外國に於て發行する出版物が其の發行を廢止した場合、又は集會に對して解散を命じた場合集衆が退散したときの如きは、對象の滅失による效力の消滅である。

取消處分が取消されたときは其の效力を失ふ。取消には處分に瑕疵のある場合と、其の後發生せる事由に因つて取消される場合とがある。例へば、清潔法を施行せざる者に對して警察署長が過料十圓の處分を爲したる場合、警察署長が處分することを得る過料は五圓であつて、過料十圓に處するのは違法たる瑕疵があり、之を縣長が取消する場合の如きが前者であり、警察官署長が營業上不都合ありたる特殊飲食店營業の許可を取消す如きは後者の例である。

二 警察上の行政處分

警察上の行政處分は之を命令處分、禁止處分及び認許處分に分つことが出来る。

(一) 命令處分

命令處分といふのは、特定事項に對して積極的に行ふことを命ずる處分である。警察法は一般的に人民に對して行ふことを命じ、又は行ふことを禁じて居る。行ふことを命じて居る條項を勅令といひ、行ふことを禁ずる條項を禁令といふ。

勅令は通例「何々スベシ」又は「何々スルコトヲ要ス」若は「何々スルコト」の如く、一般的に規定されて居るが、命令處分は法令の規定に基き特定の事項に關して行ふことを命ずる點に於て、法規の勅令と異つて居る。

例 特殊飲食店女給取締規則第十條

「營業者、家族若ハ雇人ヲシテ其ノ營業ニ從事セシメタルトキハ、五日以内ニ醫師ノ健康診斷書ヲ添ヘ、所轄警察官署ニ届出ヅベシ、異動ノ生ジタルトキ亦同ジ」といふのは一般的な命令規定であり、雇人にして不適當と認むる者あるとき、警察官署長が同條第二項に基いて、營業者に對し該雇人の解雇を命ずる如きは、特定の事項に對する命令處分である。

命令處分は通例、危害を未然に防止するために行はれる警察處分であつて、處分を受けた者は之を行ふの義務を生じ、之に従はざる場合には制裁を加へ或は行ふことを強制するために實力をも行使する。

命令處分は警察處分中重要な處分であつて、其の種類は甚だ多く、其の態様も亦多様であるが、主なるものを舉ぐれば概ね左の事項である。

特務警察上の命令處分

除名 治安部大臣は政事結社又は公事結社に對し、安寧秩序を保持するため必要ありと認むるときは、社員の除名を命ずる。

除名は社員に對しては社員たることを褫奪する處分である。

解任 治安部大臣は不適當なる定期出版物の出版關係人の解任を命ずる。

第六課 警察處分

第六課 警察處分

一一一

解散 團體を解體せしめ、又は集團を退散せしむる如きは解散である。治安部大臣は結社の解散を命じ、警察官は集會、多衆運動又は群集の解散若は退散を命ずることが出来る。

保安警察上の命令處分

危險防止施設 倒壊の虞ある建造物、顛落の虞ある物件、荷重に耐へざる橋梁其の他建築物、又は道路の損壊箇所、崩壊の虞ある地物等より生ずる危険を防止するため、警察官署長は其の所有者、管理者其の他責任者に對して補強工事、其の他危險防止上必要な施設を爲し、又は撤去することを命する。

改選又は解僕 警察官署長は不適當なる營業組合の役員の改選を命じ、又は營業者に對し不適當なる雇人の解僕を命ずることが出来る。

精神病者の監置 警察官署長は強暴性ある精神病者を、其の扶養義務者に對して、監置することを命する。

畜犬の羈束 警察官署長は畜犬飼養者に對し、人を咬傷する嫌ある畜犬に絞口具を施し、又は之を繫留することを命する。

品觸 特徴ある盜難品、又は遺失物の品目、形狀、模様等を記載して、質業者又は古物商に周知せしむる品觸といふ。品觸は該當品又は似寄の物品を質に取り、又は賣買交換したるとき、申告の義務を負はしめる命令であつて、犯罪捜査のためにする處分である。

助力下命 警察官は火災其の他に際し、樂力を必要とするときは、附近にある者に對し警察官に助力することを命ずることが出来る。

衛生警察上の命令處分

出頭下命 警察官署長は職務上必要あるときは、業務上其の他義務ある者に對して、職權に依り出頭を命ずることが出来る。業務上其の他義務ある者といふのは、警察取締の諸業者及び其の従業員、其の他人又は物件に對し権利を有し、若は義務を負ふ者の謂である。出頭を命ずるのは必ずしも保安警察上に限られた譯ではない。

健康診斷 警察官署長は直接客に接觸する業務、又は飲食物を取扱ふ業務に從事する者に對し、健康診斷を受くることを命する。

治療下命 警察官署長は傳染性疾患に罹れる接客業者其他の従業員に對し疾患の治療を命じ、之に従はざる者には治療を強制し、其の費用を徴収することが出来る。

種痘その他の豫防接種 警察官署長は傳染病流行の際、又は流行の微あるとき、人民に對し種痘其の他傳染病豫防上必要な豫防接種、豫防薬の服用等を命する。

清潔法の施行 警察官署長は春秋の二期、清潔法の施行を命じ、又は臨時に之を命ずることを得る。

(二) 禁止處分

禁止處分は警察機關が人民に對して、特定事項を行ふことを禁ずる處分である。故に、禁止する事項は一般には禁止せられて居ない事項であつて、特殊の事情ある場合、警察上の必要により特定人又は一般人に對して特定の事項を行ふことを禁ずることである。

第六課 警察處分

一一三

法規の禁令 との差異

法規條項中の禁令は「何々スルコトヲ得ズ」、「何々スペカラズ」又は「何々セザルコトヲ要止スルコトヲ得」又は「警察官署長ハ何々ハ之ヲ禁止スペシ」等の條項に従ひ、特定せる事項に對して警察官署長が禁止を命ずるのであつて、此の點に於て兩者其の趣を異にして居る。

第六課 警察處分

一一四

例 傳染病豫防法

同法第十三條「傳染病毒ニ汚染シ、又ハ汚染ノ疑アル物ハ、當該官吏又ハ吏員ノ指示ヲ受クルニアラザレバ、之ヲ使用、授與、移轉、遺棄又ハ洗滌スルコトヲ得ズ」と規定してあるのは、條件附の一般的の禁令であるが、省長が同法第二十一條に依つて、古著、櫻鏡、古綿、獸皮その他病害傳播の處ある物の搬出を一定期間禁止するのは、同條に基き省長が特定事項に關して行ふ禁止處分である。

禁止處分も亦、危險を未然に防止するためにする警察處分であつて、處分ありたるときは、権利を行使すること、又は行為を行ふことを得ざるの義務を生じ、之に反したる者は處罰を受け、若は實力を以て阻止せられる。

警察は其の目的を達成する手段として、人民の自由を制限することの止むなきを本質として居るから、禁止處分も亦警察作用中重要な作用である。禁止處分は之を大別して、絶對禁止と、相對禁止とに分つことが出来る。

禁止處分の種類

絶對禁止　如何なる事由あるも禁止せられる事項である。例へば、安寧、風教を害する映畫の上映禁止、國家に不利益なる外國人の入國禁止又は在留禁止の如きは、禁止の解除せられざる限り絶對に上映又は入國若は在留を禁止せられる絶對禁止である。

許可を留保せる禁止　一定の條件を具有せる場合に行ふことを許可することを留保せる禁止である。通例は「何々ヲ爲サントスル者ハ願出デ許可ヲ受クベシ」の如く、禁止の旨を表示せず許可を受くることを要する旨を表示して居る。

除外例ある禁止　一定の條件を具有せる場合に行ふことを得しむる禁止である。通常「何々スペカラズ、但シ何々ハ此ノ限ニアラズ」の如く、禁止の旨を表示し、其の除外する事項を明示して居る。

期間を附せる禁止　省長が傳染病毒に汚染せぬ疑ある水面に於て、期間を限り漁撈、游泳を禁止する如きである。

停止　治安部大臣が定期出版物の發行を停止し、又は省長が自動車運轉手の就業を停止し、或は警察官署長が業務上不都合ありたる營業者に一定期間營業の停止を命ずる如きは、許可せられたる行為を或る期間禁止される處分である。

記事差止　警察上の必要に依り警察官署長が、新聞紙に記事の掲載を差止めるのは、差止の解除ありたるとき掲載することを得る一種の有期禁止である。但し、治安部大臣より掲載を禁止せられたるときは絶対禁止となる。

第六課 警察處分

一一五

條件附禁止　警察官署長が重量諸車の橋梁通行を制限し、荷重に耐へざる處ある重量諸車の通行を禁する
が如きは條件附の禁止である。

(三) 認許處分

認許處分は警察機關が人民に對して特定事項に關し行ふことを得しめ、又は事實を容認し、
若は義務を免除する行政處分である。命令處分又は禁止處分は義務を負擔せしめ、或は行爲の
自由を制限する處分であるが、認許處分は行ふこと、又は行はざることの自由を與へられ、或
は人民の申請に因つて人民の利益のために行はれる處分であつて、前二者と甚だ趣を異にして
居る。

許可處分には許可、認可、公證及び免除等がある。

許可

一般的には禁止せられる事項であるが、一定の條件を具有する特定の場合に、禁止を解き、
人民をして行ふことを得しむる行政處分を許可といふ。

許可せられる事項は、之を放任するときは國家生活又は國民生活に有害又は危害を及ぼす虞

があつて禁止せられて居る事項であるが、公益上又は日常生活上有用、若は必要な事項であつ
て、一定の條件を具有する場合には、實害の虞のない事項でなければならない。例へば、賭博
は犯罪として法律が之を禁止して居り、何れから見ても日常生活上有用、若は必要な事項では
は許可される。

なく、且つ良俗に反する行爲である。故に賭博を目的とする遊技場の營業は許可せられない。
民生部大臣が營業を認許するとか、省長が寄附金募集を許可するとか、警察官署長が乗用馬
車營業を許可する如きは、一般に禁ぜられて居る行爲を、一定の條件を具備する場合に、特定
人に對して解除する行政處分であつて、何れも許可である。

一定の條件は、許可すべき事項に依つて、一樣ではない。質業、古物商、仲介業、紹介業、
代書業の如きは、主として營業申請者の人物如何が條件であり、特殊飲食店、料理屋、旅店、
舞踏場、遊技場の如きは、人物及び設備、營業の場所如何が條件であり、興行場、浴場の如き
は主として建物、設備如何が條件であり、寄附金募集、懸賞、富錫の如きは人及び目的如何が
其の條件となつて居る。

許可は一般に禁止せられて居る事項にして行ふことを特に解禁された権利であるが、同時に
義務を負擔する場合がある。醫師、助産士に應聘の義務を負擔せしめてあるのは、業務が公共
的性質を有する見地から業務に附帶する義務であつて、此等は患者又は妊娠に對する義務では
なく、業務者として國家に對する義務である。

許可と同様なる效果を有する處分にして、認許、免許、允許等の語が使用せられて居る場合
がある。此等は慣用の用語であつて、法律上からは何れも許可に外ならない。

第六課 警察處分

二二八

許可せられたるときは通例許可の旨を記した文書を交付する。之を許可證、又は免許證といふ。

醫師、薬剤師等の認許證は資格證明書であつて、業務を行ふには登録を受くることを要する。

許可には許可に際し附款を附する場合がある。之を許可の命令條件といひ、概ね左の場合である。

貢税附許可 主として公益に關係ある業務等の場合に附せられる條件である。例へば、一定路線に依る自動車運輸業の許可に際して旅客、貨物の有無に拘らず定期に運行することを條件とし、又は渡船營業の許可に際し休止することを得ざることを條件とする如きである。

停止條件付許可 一定の設備を完備することを許可條件とする場合である。公衆の集來を目的とする諸營業の如きが之に屬して居る。

解除條件付許可 一定期間内に營業を開始せざることは許可の效力を失ふ場合である。例へば、興行場設立の許可を受けたる者が、六箇月以内に工事に着手せざる場合失效する如きである。

期限付許可 一定の期限内に於て有效なる許可であつて、道路の使用許可の如きである。

取消權保留許可 警察官署が必要なる場合、何時にも取消すことを條件とする許可である。

解除は禁止處分ではなく、特定せる禁止處分を解き、行ふことを得しむる處分である。許可は一般的に禁止せられある行為を特定の場合に解禁する處分であるが、解除は特定の禁止處分を解き、行ふことを得しむる

る點に於て、許可と異つて居る。例へば、新聞紙に掲載を差止めたる記事の差止めを解除する如きである。

解除は禁止處分の取消ではなく、特定せる禁止處分を解き、行ふことを得しむる獨立せる處分である。

認可といふのは、禁止されて居る行為ではなく、特定の行為を有效ならしめるために、監督作用に依つて國家として承認を與へる處分である。現行法規に於て、認可なる語の使用せられて居るのは、諸營業組合の設立、規約及び役員の認可、料金、營業管理人の認可等であつて、此等は禁止された行為ではなく、組合の規約、役員の如きは、組合に當然必要なるものであり、料金は營業することに依つて、之が利用者より當然受くべき金錢であり、營業者が自ら管理する以外の營業所に管理人を置くことは法令の命ずる所である。故に、認可は禁止の解除ではなく、事實に對し承認を與へる處分である。

公證は特定の事項が事實なることを證明する行政處分である。警察官署長が人民の申請に對し、居住證明書、居留證明書を發給し、印鑑證明を爲すが如きは、何れも公證であり、此等は警察官署長が、居住、居留の事實あること、又は本人の印影に相違無きこと等を國家機關として證明することである。

第六課 警察處分

二二九

第六課 警察處分

一三〇

手數料

證明書を交付したるときは、通例、規定の定むる所に依り、手數料を納付せしめる。手數料は個人の利益、又は個人の必要のために、國家が行ひたる行為に對し、本人より納付せしめる對價であつて、直接金錢を以て納付せしめず、印花票を以てする。

租稅中にも印花票を以て納付する印花稅の如きがあり、印花稅は國家が收入を得ることが目的であるが、手數料は收入が目的ではなく、行為に對する實費の徵收である。

免除といふのは法令の規定、又は命令處分に依り、行為を行ふ義務ある者に對して、行為の必要なからしめる行政處分である。例へば、種痘を受くる義務ある者が、既に、痘瘡に罹り治療したる者なるときは種痘を受くるの義務を免れしめ、或は貧困なる外國人に對して居留證明書發給手數料を徵收せざる如きは免除である。

許可は禁止行為に對する解除處分であるが、免除は命令事項に基く義務を解除し、行ふことを要せざることを認許する行政處分である。

三 警察制裁

警察制裁は法令の規定に違背し、又は警察處分に從はざる者に對して、制裁を加ふる行政作用である。制裁を加へるのは之に依つて、法令又は法令に基く處分を維持せんとする應報及び

他戒である。

警察制裁には違警罰、連坐罰及び執行罰の三種がある。法令に違背したる各種營業者又は從業員に對し營業者は從業の停止、或は營業の取消處分を爲すが如きも、一種の制裁を意味して居るが處罰ではない。

(一) 違 警 罰

違警罪即決法に規定する警察官は、其の屬する官署の管轄内に於ける違警罪を即決する權能を有して居る。違警罪といふのは、拘留又は科料に該當する犯罪を指稱し、之を即決するといふのは、裁判に依らずして、刑を量定し、其の言渡を爲し之が執行を確保することである。

警察法規に違背することに依つて、罪となる犯罪を警察犯といふ。而して警察犯に科せられる刑罰には徒刑、禁錮、罰金、拘留、科料及び沒收等があるが、警察官が即決することを得る警察犯は拘留又は科料に係はる違警罪に限られて居る。

刑法其の他警察法以外の刑罰法に規定する犯罪を刑事犯といふ。刑事犯と警察犯とを區別する實益は、刑事犯は故意又は過失を伴ふ有責違法の行為であるが、警察犯の構成には必ずしも故意又は過失を伴ふことを必要としない點である。例へば、街角に荷車を駐めた場合(交通取締規則第七條第一號)、行為者が街角なることを知りながら敢へて駐めた場合(故意)、街角なら

警察犯と刑

第六課 警察處分

一三一

すと誤認して駐車した場合（過失）は勿論、敢てしたるにもあらず、又誤認したるにもあらず、唯、漫然と駐車したる場合であつても、街角に駐車した事實があれば違反となるのである。

又、刑事犯は自然人の有責違法行為であつて、行為者のみが罰せられるが、警察犯は法人に對しても刑罰を科する場合があり、使用人、家族等本人以外の行為に對しても刑罰を科せられる場合がある。併し、此の責任は業務者の責任事項に關して使用人等に違反があつた場合であつて、業務者の責任事項でない事項に關して迄連坐して責任を負ふものではない。例へば、自動車の運行より生ずる責任は運転者のみの負ふ責任であつて、自動車運輸業者の負ふ責任ではない。

即決官 違警罪を即決することを得るのは警察總監、縣旗警務科長、警察署長、海上警察隊長及び鐵道警察隊長並に此等の代理たる警察官である。

即決 違警罪の即決は即決官に於て犯罪事實を取調べ、犯罪の證明ありたるとき刑を量定して之を言渡すものとす。刑を量定するとは拘留五日にして處すとか、或は科料二十錢又は五十錢にして處すとかの如きを指稱して居る。

違警罪は犯罪事實の報告があり、之を取調べた上、犯罪の證明があれば、必ず之を處罰するといふのではない。刑事犯に於てさへ、執行猶豫、起訴猶豫の處分があり、微罪處分として、

全く、不間に附する場合もある。況んや、違警罪に該當する警察犯の多くは、公徳違反であるから、之を處罰するのは、處罰するにあらざれば法の目的を達成し得られない場合に限らるべきであつて、處罰して人民の反感を購はんより、説諭に止めて其の反省を促すこと、よりよく目的を達成せられる場合が甚だ多い。

自戒又は他戒のため處罰を要する場合に於ても、違反者の事情を考察して苛罰に陥らざることが肝要である。事情を考察するといふのは、違反者の教養の程度、財産又は收入、民族の風俗、習慣等を考慮することをいひ、農民、馬夫等に對して一回、二回の科料を科する如きは民度を無視せる苛罰たるの譏を免れない。

警察犯中、職業犯と稱せられる業務上の違反行為は、概ね、必罰主義を以て臨まなければ、法の目的を達成せられない場合が多い。蓋し、職業犯は常に反覆せられる行為であり、且つ、業務に關しては業務者なるがために、特に細心を注意を拂ひ、違反なきことを國家は要求して居り、法條の不知の如きもそれ自體、既に業務上の責任であるからである。

違警罪の即決には對席と候席との別がある。
對席といふのは、被疑者を審問し、證憑の取調べを行ひ、犯罪の證明ありたるとき、刑を量定して、言渡を爲すをいふ。

第六課 警察處分

一三四

缺席は被疑者を呼出すも、之に應じて出頭せず、又は事犯明確にして本人を呼出し審問するを要せざる事犯に對し、證憑のみの取調を爲し即決するをいふ。

言渡とは即決したる結果を被疑者に告知することの謂である。
處罰したる刑、科料なるときは科料を納付せざる場合勞役場に留置すべき日數、及び正式裁判を受くることを得る期間を併せて本人に宣告するものとす。

缺席にて即決したるときは、處分書の副本を處分せられたる者に送達して、之を告知することを要する。

被疑者の行爲が罰金以上の刑を科することを得る罰則ある行爲なるときは、即決を爲さず、之を區検察廳に送致することを要し、行爲が犯罪を構成せざるものなるときは、即決すべきにあらざること論を俟たない。

説論 説論に止むべきものと認めたるとときは、對席の場合は其の場にて説論を加へ、缺席の場合には出頭を命じて説論を加ふべきである。

正式裁判 正式裁判に對しては正式裁判を請求することを得る。正式裁判請求の期間は對席にありては言渡の日より三日、缺席にありては處分書副本の送達ありたる日より五日以内である。

即決の確定 即決の確定は正式裁判の請求期間内に之を請求せざるとき、又は正式裁判請求を棄棄し或は之を取下げた

とき、若は正式裁判の請求を却下する判決確定したるとときは、即決處分確定し、即決は其の效力を生ずる。

特別處分 即決處分を爲したる場合、被疑者逃亡の虞あり、其の他處分の執行を確保するため必要あるときは、即決官は特別なる處分を爲すことを得る。

保證金の納付下命 被疑者逃亡の虞あり、其の他必要あるときは、即決官は言渡と共に、保證金の納付を命ずることが出来る、保證金は拘留にありては一日を一回に折算したる金額、科料にありては其の科料額を超ゆることを得ない。

拘留處分に付したる者に對し保證金を納付せしめるのは、刑の執行を確保せんがための保障であつて換刑處分ではない。故に、處分確定したるとときは刑を執行して保證金を還付することを要し、刑の執行不能なる場合に限り、保證金を以て刑の執行に換へることを得る。保證金は現金を以て納付せしめ、刑を執行したるときは之を本人に還付するを要する。

留置 即決處分を受けたる者、保證金納付の命令に従はざるとときは、即決處分確定する迄之を留置することが出来る。留置は拘留にあつては其の刑期、科料にあつては勞役場留置期間を超ゆることを得ない。

留置は刑の執行を確保する手段であつて、刑の執行ではないが、留置期間は拘留又は勞役場

留置日數に算入控除せられる。

責付・被疑者、確實なる身柄引受人があり、且つ逃亡の虞なく、處分確定後刑を執行し得る確實性ある場合には、保證金を納付せしめずして身柄を其の者に引受けしむることを得る。之を責付といふ。

處分確定したるときは、拘留は拘留場に拘禁して之を執行し、科料は科料相當額の印花票を納付せしめ、現金を以て納付せしむることを得ない。警察官署の留置場は拘留を執行する拘留場として代用せられる。

留置したる者に對する處分確定したるときは、本刑拘留なるときは留置日數一日を本刑の一目として控除したる殘餘の刑期を執行し、本刑科料なるときは即決の際定めたる換刑處分に比例して、一日を其の科料額に折算し殘餘の金額を印花票を以て納付せしめ、若し之を納めざるときは引續き換刑日數の殘日數を執行する。

科料を納付せざるときは、即決の際言渡したる換刑日數の期間、之を勞役場に留置する。警察官署の留置場は勞役場として使用せられる。

(二) 連 坐 罰

連坐罰は暫行保甲法及び市街村自衛法に規定する一種の處罰であつて、牌の住民中に特に治安に關係ある犯罪者ありたる場合、警察官署長が其の牌の各家長に對し、二回以下、の連坐金を科するをいふ。

連坐金は罰金でも科料でもないから刑罰ではなく、又家長は唯、牌の住民たるといふに止まり、行為に對して關聯なきに拘らず、公法上の責任を負はしめられる點に於て、刑事犯又は警察犯とも甚だ趣を異にして居る。蓋し、地方の治安を維持し、無苦、無憂の社會生活を營み得る社會であることは、國民の共同責任なりとの觀念に出發し、現在の情勢下に於ける過渡的責任と見るべきである。

連坐罰は保甲又は市街村の牌の住民にして、左の各號の一に該當する罪を犯したる者あるとき、牌の各家長に科せられる。

- (1) 刑法に規定する帝室に對する罪（第七十九條乃至第八十一條）、内亂の罪（第八十二條乃至第八十五條）、
背叛の罪（第八十七條乃至第九十五條）、國交危害の罪（第九十六條乃至第一百條）、危險物に關する罪（第一百三十八條乃至第一百四十二條）、放火及び決水の罪（第一百四十三條乃至第一百四十九條）、交通妨害の罪（第一百五十條乃至第一百五十三條）、飲料水汚毒の罪（第一百五十四條乃至第一百五十六條）
- (2) 軍刑法に規定する軍旗凌辱罪（第二十一條）、哨所侵犯罪（第五十七條）、哨兵暴行脅迫罪（第六十七條乃至第七十條）、哨兵侮辱罪（第七十六條）、掠奪の罪（第八十二條及第八十三條）、軍用物盜賣の罪（第八

十四條及第八十五條)、軍用物損壊の罪(第八十六條乃至第八十九條)、入隊忌避罪(第九十一條、第九十二條)、欺瞞入隊罪(第九十三條)、服飾冒用罪(第九十四條)、俘虜に關する罪の内(第九十六條乃至第九十九條)、軍事諺言流布罪(第一百二條)

(3) 軍機保護法に規定する罪

(4) 暫行懲治叛徒法に規定する罪

(5) 暫行懲治盜匪法に規定する罪

(6) 銃砲取締法に規定する罪

此等は何れも國家又は公共に危害を及ぼし、又は治安に重要な關係を有する犯罪である。牌の住民中前掲の罪を犯したる者ありたる場合、警察官署長は其の牌の家長に對し二回以下の連坐金を科すことが出来る。連坐金の多額は二回を超ゆることを得ないが、寡額に就ては何等規定する所がないから、十錢、二十錢を科するも支障はない。

連坐金は處分を爲したる警察官署に印花票を以て納付する。

(三) 説 論

説論は警察官吏が、人民の法令違反、行為に對して再び違反、からしめるため、戒飭を加へ、又は反公徳、反道徳的行為に對して、反省を促すために諭示するをいひ、法令に基く處分にあつて、場合に依つては處罰を加ふるよりも寧ろ有效な警察手段である。

過

科

執行罰は他人が代りて行ふことを得ざる義務といふのは、健康診断を受けしめるとか、傳染性疾患ある接客從業者に其の治療を命じた場合等である。此等は本人以外には、何人も代行し得ない義務であつて、之を履行せしめるための一種の威迫手段である。

過科の金額は其の處分を爲す各官署長に依り一様でなく、各左の額を超ゆることを得ない。

過科の限度

- (1) 國務總理大臣及び各部大臣は三十四回
- (2) 省長、特別市長及び警察總監は二十四回
- (3) 縣長、旗長及び市長は十四回
- (4) 其の他の官署長(警察署長の如き)は五回

戒 告

過料は戒告を爲すにあらざれば、之を科することを得ない。戒告とは命令、事項を通知し、之に遵はざるときは過料幾何に處すといふ豫告を爲すの謂である。例へば、「何月何日某所に於て健康診断を行ふ。正當の事由なくして、出頭せざる者は過料一同に處す。」の如き通知を兼ねたる豫告である。

處分の執行

過料は印花票を以て、處分を爲したる官署に納付せしめる。

第六課 警察處分

「四〇

警察は國家生活及び國民生活に對する障害を豫防、排除する行政である。障害を豫防するといふのは、障害の發生することを未然に防止することであり、障害を排除するといふのは、既に發生せる障害又は障害となるべき事態を防遏することであることは趣に述べた所である。

警察活動とは、障害を豫防、排除するためにする直接的な警察作用の謂である。即ち、公安を害する言動ある者を検束するとか、風教に有害なる出版物を差押へるとか、交通を整理するとか、舉動不審者を検問するとか、衛生上有害なる飲食物を廢棄するとか、傳染病患者を隔離するとかの如く、現在する事態に對する直接の活動であり、警邏を爲し、哨戒を爲し、戸口警察を爲すが如きは、障害となるべき事態を發見せんがための事前の活動である。

警察處分も亦警察が其の目的を達成するために、障害を豫防、排除する作用であるが、警察處分は法律的作用に依つて、其の目的を達成せんとする間接作用なるに對し、茲に謂ふ警察活動は實行に依つて、其の目的を達成せんとする直接作用である。直接作用は之を實力を行使する強制と、強制を伴はざる實行、即ち事實行為とに分つことが出来る。實力を行使する強制を警

第七課 警察活動

第七課 警察活動

「四一

警察強制といふ。

一 警察上の強制

警察強制の性質

警察強制は法令又は處分に依る義務を履行せざる者、若は法令又は處分に背んぜずして、敢て禁止行為を行ふ者に對し、或は警察上の目的を達成するため危害の状態を察知する手段として、人民の身體、財産に實力に加ふる警察作用である。警察處分は人民を畏服せしめ、其の自制を俟つて警察上の目的を達成せんとするに對し、警察強制は人民の自制に俟つことを得ざる事態に對して、第三者をして行はしめ、又は警察が自ら行ひ、若は實力を行使して人民に行ふことを強制し、或は行ふことを阻止し、以て警察の目的を達成せんとするにある。

之を人體に例ふれば警察法規、命令處分、禁止處分、認許處分の如きは保健衛生上、攝生を爲さしめ、或は豫防注射を爲すが如きであり、處罰は疾病となりたる場合、治療のため服薬せしめ、或は治療注射を爲すにも匹敵し、警察強制は疾病を發見するために強制診断を行ひ、或は疾患を治療するために手術を行ふことにも相當して居る。

警察強制に對しては被強制者は之を拒むことを得ない。之を受忍の義務といふ。正當なる警察強制に對し抗拒するときは、公務妨害罪（刑法第百十三條及び第百十四條）、又は公務障害罪

受忍の義務

警察強制の根據

（同第百十七條）の罪となる。

警察強制は警察活動の権限を成して居り、其の手段も亦、甚だ多様であつて、各種の警察法規の規定する所であるが、其の基本的手段は行政執行法の定むる所である。

警察上の強制は之を強制執行及び即時強制に分つことが出来る。

行政執行法第二條、第三條及び第八條に所謂當該行政官署は同施行令第十條に依り、警察總監以下の行政官署長を指稱して居る。第一條の如きも當該行政官署は法令を執行する行政官署長るべきことを窺ふに難くないが、第五條の如きは其の性質上官署長が直接執行する執行務ではなく、且つ、施行令第十一條には「當該官吏にして云々」と規定し、官署長以外の補助機關たる官吏も亦權能を有することを豫定して居る。故に行政執行法に所謂當該行政官署とは官署長は勿論、官署の構成員たる一般執行權を有する官吏をも含むものと解すべきである。尤も、官署長にあらざれば行ふことを得ざる處分、又は官署長の權限たるべき事項に關しては消極的に解するを妥當とする。

（二）強制執行
特定の行為を爲すの義務ある者が其の義務を履行せざるとき、又は危害を豫防し、若は危害を察知するため強制するを強制執行といふ。

第七課 警察活動

代執行

第七課 警察活動

一四四

特定の行為を爲すの義務ある者が、其の義務を履行せざるとき、警察が代つて之を行ひ、又は、第三者をして之を行はしめるを代執行といふ。代執行に要したる費用は義務者の負担であつて、國家は義務者より之を徴収する。家屋の取扱を命ぜられて之を行はざる場合、第三者をして取扱はしめ、之に要したる費用を義務者より徴収する如きは代執行である。

代執行は義務者に代はりて行ひ、之に要したる費用を徴収するものなるが故に、代執行を爲すを得る義務なるがためには左の性質を具有するものたることを要する。

- (1) 特定の事項を行ふことを命じ、又は許可條件たる義務事項を義務者が履行せざるとき
- (2) 第三者が代りて行ふことを得る義務なること

健康診断を受け、或は出頭するの義務等の如きは、第三者が代りて之を行ふを得ざる行為なるを以て、此等には代執行はない。

- (3) 義務者が代執行に依り要したる費用を支拂するの能力あること

代執行は執行に際し経費を要することを前提として居る。故に、費用を負担する能力なき義務者なる場合には他の強制法に依るべく、代執行に依るべきではない。

代執行を爲すには左の手續を要する。

- (1) 僅め戒告を爲すこと 代執行を行ふには僅め戒告を爲すにあらざれば、之を執行することを得ない。

直接強制

第七課 警察活動

戒告は義務者に對し、文書を以て期日迄に義務を履行せざるときは、代つて之を行ひ、之に要したる費用を徴収する旨を義務者に通告することである。但し、緊急なる場合、例へば、家屋が今にも道端に倒壊する虞のある場合の如きは、戒告を行はずして直に執行することが出来る。

(2) 戒告の期日迄に義務を履行せざるとき 戒告を爲すも行ふの意志なきことを察知し得られる場合でも、其の期日内に於ては執行に着手することを得ない。但し、緊急なる場合は前同様である。

(3) 費用の徴収 代執行に要したる人夫賃、材料代、又は第三者をして行はしめたる場合は其の請負料金に依り、納付すべき金額を決定し、決定書を義務者に交付して之が納付を命ずる。之に應ぜざるときは、強制徴収を爲すことが出来、國稅に次ぎ優先權を有する。

他に強制するの方法なき義務を強制するため、身體、財産に對し、實力を加ふるを直接強制といふ。(行政執行法第一條第一項第二號)

直接強制を行ひ得るのは左の場合である。

- (1) 事態急迫にして、代執行又は執行罰を科する等の方法にては時の經過に依り益々障害を甚しくし、或は危険を防止し得ざるとき、又は義務履行の戒告を爲したるも、事態急迫にして、義務者の履行するまで俟つを得ざるとき
- (2) 例 道路に面し倒壊に瀕せる建物を取扱す如き場合等

四五

第七課 警察活動

一四六

營業の取消を命ぜられたるに拘らず、仍引續き營業を爲せる等の場合、實力を以て營業所を閉鎖する如きである。

(3) 他人の代りで行ふことを得ざる行爲義務にして、戒告を爲すも之に應ぜず、更に過料に處すも仍、義務を履行ざるとき 例へば種痘の場合等

(4) 代執行を爲すも、之に要したる費用を義務者に於て支拂し得ざる場合 例へば、強暴なる精神病者の監置を命ずるも、居宅療養にして之を監置すべき房室なく、精神病院に入院せしむるも、貧困にして其の費用を支拂するを得ざる場合、之を私立精神病院に監置し、費用を國庫より支出する如きである。

直接強制は代執行、執行罰の如く、戒告を要せずして直に強制することを得る。又直接強制は義務者のために代つて行ふのではなく、假令、他人をして行はしめる場合でも警察が、國家機關として、其の意志に基いて行ふのである。

家宅立入 警察官は職務執行のため必要あるときは、家宅に立ち入ることが出来る。職務執行のためといふのは、法令の規定に基き、強制する場合を指稱して居るのであつて、戸口査察又は法令の厲行状態を観察するために臨検視察を爲すが如きは、茲に謂ふ家宅立ち入りではない。

家宅に立ち入ることの出来るのは、書簡を原則とするが、旅店、料理店、飲食店等にして、夜間と雖も公衆の出入する場屋に對しては、其の公開時間中は何時にも立ち入ることが出來る。

尋問 (行政執行法第五條第一項前段)

警察官は職務執行のため必要あるときは、尋問を爲すことが出来る。職務執行のためとは、法令の規定に基き、應答の義務ある者に對し、職務上必要あるときはを指稱し、何等義務を有せざる舉動不審の廉にて檢問する如きは事實行爲であつて、茲にいふ尋問ではない。(行政執行法第五條第一項後段)

健康診断 傳染性疾患の傳播を防止するため、必要ある者に對して健康診断を爲し、又は指定したる醫師の健康診断を受けしめることが出来る。(行政執行法第三條第一項)

行政執行法に依り行ふ健康診断は所謂九種法定傳染病及び三種指定傳染病の豫防が目的ではなく、結核、トラコーマ(トラホーム)、花柳病等の豫防を其の目的として居る。健康診断を強制することを得るのは左に該當する者である。

(1) 衛生上の取締を要する業に從事する者にして、命令を以て定むる者 理髮從業者、藝妓、妓女、其の他飲食店の從業者、牛乳の搾取、處理を爲す者、其の他屠夫等である。
(2) 賣淫を爲し、又は其の常習ある者 賣淫罪を犯したる者、又は其の前科ありて常習ありと認められる者であつて、主として花柳病の傳播豫防が其の目的である。

第七課 警察活動

一四七

強制治療

衛生上の取締を要する業務に從事する者、又は賣淫を爲し、若は其の常習ある者にして、傳染、性疾患に罹り、必要ありと認むるときは、診療所に入らしめ、或は指定したる醫師の治療を受けしめ、又は治療に至る迄居住、外出の自由を制限することが出来る、衛生上の取締を要する業務に從事する者なるときは、疾病が治癒に至る迄、其の業務に從事することを停止することも出来る。(行政執行法第三條第二項)

治療に要したる費用は衛生上の取締を要する業務の從業員にありては營業主、其の他の本人の負擔である。

物の性質、性能を技術的に試験するのを検査といふ。警察官署が飲食物の有害なるや否やを試験し、汽機、汽罐の對壓試験を行ひ、自動車等の試運轉を爲さしめ、或は權度官吏が度量衡器の検査を爲すが如きは何れも検査である。(行政執行法第九條)

(二) 即時強制

即時強制といふのは現在する危害、又は障害となるべき現在の事態を排除する手段として、實力を行使し、人民の身體の自由を制限し、或は財産を侵害する警察作用である。換言すれば、急迫なる危害、又は危害を及ぼす事態を防遏するために、實力を以て個人の権利を侵害し、又は自由を制壓する權力作用である。

檢

査

個人が實力を行使することは國法の禁ずる所であるが、急迫不正の侵害に對して之を防衛するため實力を行使することを法は認容して居る。警察官が現在する危害を防遏するため實力を行使することは、其の職司上當然とする所であつて、警察官は常に急迫なる事態のみならず、危害を及ぼすべき事態に對しても亦實力を行使することが出来る。

即時強制は警察活動の中核を成すものであつて、此の手段なくしては、警察は全く其の目的を達成するを得ず、秩序の紊亂を傍観せざるを得ないであらう。警察活動を社會惡に對する一の戦線と觀れば、即時強制は戦闘の手段でもある。

(1) 身體に對する強制

檢束は警察の目的を達するため、人民の身體の自由を拘束する處分であつて、保護檢束と、防遏檢束との二つに分たれる。(行政執行法第二條)

(1) 保護檢束 淫醉者、自殺企てる者等にして、本人の生命、身體を保護するためにする場合
(2) 防遏檢束 暴行、闘争、騒擾等を爲すの處ある者、又は精神病者等に對して、安寧を維持し、若は他人の生命、身體、財産に對する危害を防止するためにする場合

保護檢束は本人の保護が目的であるから、此等を同行するに當り、戒具を施す如きは目的の程度を超えた實力の行使である。被同行者の暴力を抑壓するため戒具を施すことは必要なる

手段であつて、防遏検束に際して戒具を使用することは當然である。

検束は五日以内に於て、期間を定めずして身體を拘禁し、其の自由を拘束する處分であつて、其の目的とする事態止みたるときは、何時にも直に拘束を解くことを要する。

検束處分を爲すのは警察官署長であつて、補助者たる警察官は檢束するの要ありと思料する者を同行するために實力を加ふることが出来るのである。

強制隔離
強制隔離は、傳染病患者、傳染病を保有する者は病毐傳播の虞なきに至る迄一定の場所に隔離せられ、傳染病毒に汚染せる疑ある者、例へば、患者の家族又は患者に接觸し、若は病毐に汚染せる場所にありたる者等に對しては一定期間、隔離し又は一般との交通を遮断せられる。

(2) 住居に對する強制

家宅侵入
警察官は生命身體又は財産に對し、危害切迫せりと認むるときは、或は犯罪を防遏し、其の他公安を維持するため、緊急已むを得ざるときは、何時にも一般民家に立ち入り職務を執行する、ことが出来る。(行政執行第五條)

出火の疑あり又は屋内に悲鳴を擧ぐる者あるを覺知したる場合の如きは、生命、身體又は財產に對する危害切迫せりと認められる場合であり、匪賊其の他の犯罪人、又は特務警察上の危険人物等が潜伏せるの證跡ありて、翌朝迄放任するときは其の逃走する虞ある場合、深夜民家

に立入り搜索、逮捕する如きは、犯罪を防遏し、又は公共の秩序を維持するため緊急已むを得ずして、住居に立ち入ることである。

(3) 財産に對する強制

假領置
假領置は、自他に危害を及ぼす虞ある物件の占有權を、一時械奪し、警察官署が其の物件を保管するをいふ。(行政執行法第五條)

假領置を行ふ物件は、其の物件が自他に危害を及ぼす物なること、又、其の物件は所持者共の他の狀況に因つて、危險の虞ありと認められる場合である。例へば、精神病者が棍棒を所持し、家出人が毒劇薬を所持する如きは、所持者に依り危險の虞ある場合であり、政談集會場に入場する者が護身用拳銃を携帶する如きは、狀況に依り危險の虞ある場合である。如何なる物件が危險なる物件にして領置するを要するかは、絶對的ではなく、普通では危險物と認め難い物も、所持者又は狀況に依つては危險の虞ある物件たる場合がある。

假領置は危險防止の目的以外に之を爲すことを得ず、又、假領置の期間は、三十日を超ゆることを得ない。假領置したる物件にして、期間満了の翌日より起算して一年以内に返還の請求なきときは、其の物件は國家に歸屬する。

警察官は安寧秩序を紊乱り、又は善良なる風俗を害する虞ある文書、圖畫を抑留することが出

抑留 第七課 警察活動

第七課 警察活動

一五二

来る（治安警察法第十五條）。抑留は假領置ではなく、之を其の所有者に還付するを要しない。但し、抑留することの出来る文書、圖畫は公衆の集合來往する場所に掲出したる物、又は撒布朗讀する物なることを要する。

假領置をするのは、生命、身體に危害を及ぼす虞ある物件であるが、抑留するのは思想上有害なる文書、圖畫である。

差押 治安部大臣は發賣頒布、又は輸入を禁止した出版物を差押へ、必要あるときは出版物の原版をも差押ふることが出来る。

差押も亦假領置ではなく、之を還付するを要しないが、其の大部なる物は、有害なる部分を消削して還付されるのが通例である。這是不必要に人民の所有權を侵害せざらんこと、及び一部が有害なるために、他の有益なる部分をも犠牲にすることを避けんがためである。（出版法第二十六條）

質業者が質に取りたる物件が盜品又は遺失物なるときは、警察官署長は其の物件を徵收して被害者又は遺失者に還付し、被害者知れざるときは其の物件の保管を命ずる。（質業取締法第七條）

徵收は裁量處分ではなく、法の執行であり、保管を命ずることも、警察官署に代つて保管せしめる

のであつて、下命ではなく、何れも強制である。

見本品收去 物品が同一性を有し、其の一部を試験することに依つて、其の物の性状を明にするを得る場合、試験のため物品を無償にて提供せしめるのを見本品の收去といふ。見本品の收去は検査に隨伴する必然の強制であつて、飲食物、飲食物用器具等を試験のため提出せしめる如きは、見本品の收去である。（行政執行法第六條）

收去は所有權を侵害するの結果となるのであるから、收去する物品の數量は試験に必要な限度たるべく、試験以外の目的のために收去するを得ない。

廢棄 危険なる物又は衛生上有害なる物は之を廢棄することが出来る。廢棄といふの其の物の本來の效用を失はしめることであつて、必ずしも焼却、投棄することを意味するのではない。

廢棄は重大なる所有權の侵害であり、廢棄の目的たる危険又は有害なる虞なき状態に處分するを以て、其の目的は達せられるのであるから、其の限度に止むべきである。例へば、傳染病以外の疾病にて斃死した家畜の肉は食用としては不適當であるが、生皮は皮革とするを得べく肉、内臓は肥料とすることを得るが故に、之が廢棄は食用に供し得ざる如く處分するを以て足り、又規定以上の鉛分を含有する錫合金を以て鍍金せる飲食物用器具は、鍍金を剥落せしめ、規定に適合する合金を以て鍍金せしめることに依つて、取締の目的は達せられる。

第七課 警察活動

一五三

警察官署長は左の場合危害を豫防し、又は公衆衛生上、人民の土地、若は物件を使用し、又は處分し、或は其の使用を制限することが出来る。（行政執行法第七條）

（1）天災事變ありたるとき

（2）生命、身體又は財産に對し、危害發生し、若は危害切迫せりと認むるとき

（3）交通其の他公共の生活に重大なる障害を生じ、又は生ずるの虞あるとき

土地、物件を使用するといふのは、天災、空爆等の場合避難者收容のため家屋を使用し、道路の損壊したる場合隣接地を通行せしむる如きであり、物件を處分するといふのは、火災の延焼を防止するため家屋を破壊し、殺傷事件發生せりと認められる家屋の門戸を破壊して家宅内に入り、或は狂犬病に罹れる飼犬を撲殺する等の如きである。

損壊し或は危険の虞ある船車、爆發の危險ある汽罐又は倒壊の虞ある建物等の使用を禁じ、若は重量の荷重に堪へざる公衆用建物の階上に於ける定員を制限する如きは、重大なる障害を生ずる虞ありて、物件の使用を制限するの例である。

（三）武力強制

自己又は他人の生命、身體に對する急迫なる侵害を排除するためには、何人が武器を使用するも違法ではない（刑法第十二條）。武器は一般には所持、携帶を禁止せられて居るが、特定人

に對して之を所持、携帶することを許可されるのは本人の生命、身體に對する急迫なる侵害にして、國家が之を防護し得ざる場合自衛せしめんがために外ならない。

武器携帶

當時、武器の携帶を許されて居るのは軍人と警察官とである。警察官が當時武器を携帶し、警察が武装をして居るのは、勿論、有事に際して之を行使することを目的として居るのであり又一面には不良分子に対する威嚇もある。軍備の充實せる國家が、他の侵略國から超然として干戈を用ひずして其の侵害から免れて居り、軍備が平和の保障である如く、警察の武装も不良分子に對する威壓であり、警察官が武器を携帶して居るがために、公共の秩序が保たれる上に好影響を及ぼして居ることは決して尠少ではない。

武器使用

警察官は急迫なる侵害を排除する場合は勿論、左の場合、武器を使用することが出来る。

（1）職務上警護する人、場所又は物件を防護するに當り、暴行を受け、若は暴行を受けんとし、情況急迫なるとき

警衛、警護の場合、被警衛者又は被警護者に危害を加へんとする者あるとき、或は武器庫に所藏せる武器、若は自己の所持する武器を暴力を以て奪取せんとする者ある場合の如きが其の例である。直訴を企つる者に對し武器を使用する如きは程度を超ゆる行為である。

留置場看守、又は犯人護送中、被拘禁者が暴力を以て逸脱、逃走を企て、若は之を奪取せん

とする者ある場合の如きも本例に該當する。

(2) 多衆聚合して暴行を爲し、又は爲さんとし、情況急迫なるとき

騒擾の鎮壓の如きが此の場合に該當する例である、

(3) 職務執行に當り暴行を受け、又は受けんとして、其の情況急迫なるとき
犯人を逮捕するとき、或は阿片、麻薬類の隠匿場所を捜索する等に際し、暴行を受くる場合の如きである。

防衛は結果に於て相手方を攻撃することであつて、武器を使用することは相手方を傷害することを前提として居る。併し、警察官が職務上武器を使用するのは相手方をして抗拒又は攻撃を不能ならしめる範圍であつて、殺害することを許容されて居るのは匪賊討伐の場合に於ける臨陣格殺の場合に限られて居る。故に、他の場合に於て、若し、相手方を死に致さしめたるときは、刑法の緊急防衛の條項が適用せられる。

警察官は武器を使用したるときは、對手方に傷害を與へたると否とに拘らず、其の頃末を詳細に所屬長に報告することを要する。

警察隊は部隊を成す盜匪を剿討するに際しては臨陣格殺を爲すことを得る。臨陣格殺といふのは、戰脚行爲に據つて、對手方を殺傷することである。假令匪賊と雖も部隊を成さず、潜伏する者に對しては之を格殺することを得ず。對手方が武器を以て抗する場合に武器を使用するのは臨陣格殺ではなく、武器使用の(3)の場合に該當して居る。

警察隊の高級警察官は、臨陣中に盜匪を逮捕し、事態急迫にして、猶豫を許さざる事情あるときは、現場に於て其の裁量に依り之を措置することが出来る。措置するといふのは、殺害することをも意味して居り、裁量に依りとは高級警察官の獨斷に依り惠むることを得るの意である(暫行懲治盜匪法第八條)

二 事實行爲

事實行爲といふのは、強制を伴はない警察作用である。警察強制は警察が其の目的を達成するため、已むを得ずして發動する作用であつて、警察としては望まざる所である。事實行爲は強制を用ひずして其の目的を達成せんとするにあつて、警察の理想とする所であり、警察活動の重點は茲に置かれて居る。

曩に、警察強制は疾病の治療であり、強制診断であると述べたが、事實行爲は強制せざる診察であり、強制せざる衛生であるといふことが出来る。又、警察活動を戰線と觀た場合、警察強制は戦闘手段であつて、事實行爲は敵情偵察であり、歸順工作であり、宣撫工作であるとい

ふことも出来る。

事實行為は之を警察的手段と、社會的手段とに分たれる。

(一) 警察的手段

警察的手段たる事實行為は、法令に據る強制力を用ひずして、障害となるべき事態を事前に察知し、又は法網を潜る者を發見せんとする警察活動である。故に、警察戦線に於ける索敵行動、あり、疾病を發見せんとする診察行為である。

警察的手段として行はれる事實行為中、概括的な目的を以て行はれるのは戸口査察であり、限定な目的を以て行はれるのは臨檢視察、検問、検索等である。此等は何れも事實行為であつて、強制する手段ではないが、實際には任意應諾の形にて半ば強制的である。而も人民をして威壓を感じしめず、「職掌柄御苦勞様である。」といふ感謝の裡に行はれることが、王道警察の眞諦である。

故に其の實施に當りては權柄に流れず、苟くも尊大、横柄の態度を以て臨み、粗雑、非禮の言を弄し、所謂被告人扱いに陥つてはならない。被告人と雖も、之が取扱が粗暴、侮辱に亘ることがあつてはならないのであつて、王道警察では「被告人扱」といふ語は抹殺さるべき、存在すべからざる語である。

王道警察官を以て任ずる我等は、人民をして全體一體の國家構成の一員として、警察官の職務を理解せしめ、欣然之に應ぜしめるのみならず、進んで國民皆警察官たるの氣持を以て、直接、間接に警察を援助せしめる如く仕向ける工夫と、熱意とが必要である。

此等は何れも、警察官の日常勤務として行はれる事項であるから、重複を避け、勤務の課に於て詳述することとする。

(二) 社會的手段

社會的手段としての事實行為は、直接警察上の目的を達成するための手段ではなく、國家組成の分子たる國民個人の厚生を主眼とし、延いて社會を健全ならしめ、以て犯罪其の他の社會悪の絶滅を期せんとするにある。

畢竟、警察強制の必要なからしめんがための活動であつて、謂はば宣撫工作であり、隣保工作、であり、文明國の體面もある。

家出人、自殺企圖者を救護し、迷人を保護するのは王道警察の温き手である。

家出人は家庭的に、又は社會的に、複雑な事情の存在する場合が多く、家族は百方手段を盡して之が探索に當り、其の安否に就て日夜心労する所であり、中には自殺を企圖する者、或は犯罪者もある。

第七課 警察活動

一六〇

迷児の保護は都市に於ける當時の警察務である。親を求めて恸哭する幼童が制服嚴めしき警察官に抱かれて、與へられた菓子を、玩具を、不安顔に受取つて、莞爾たる場面は、王道警察の一情形である。

社会の裏面には働くに働きざる者、働きども貧困に追はれる者があつて、近代社会相として悲しむべき病集である。

貧困の原因には働き手の死亡又は病弱、家族の長病等、境遇の然らしむる者もあれば、失業、事業の蹉跌、責務の連帶等、社会的事情に因る者もあり、其の他貧乏の子福者でなく、子福者なるがために貧困なる者もある。貧故に盜み、貧故に伸び行く第二世の心身を不健全ならしめ、社会の落伍者たるを運命附けられる如きは、王道政治の放任さるべき事項ではない。此等水車に溺れんとする者に對する救の手は及ぶべくして及ばず、社会には餘りにも多くの救護を待つ者があつて、彼等を救の手に導くことも王道警察の任務である。

行旅病人及び其の同伴者を救助し、行旅病亡人を懇に葬むることも亦、警察として關與する救護である。

周代には五家を以て隣とし、隣は社会生活の最少単位を成して居る。日本に於ても向三軒、兩隣は社会生活上、親族にも増して互に扶け合ふ隣佑である。隣保とは、近くに住む者と共に救護である。

喜を一にし、悲を一にし、互に相扶け合ふをいふ。

社会事業としての隣保事業は、細民階級の厚生を圖るために、其の生活の向上指導、福利増進に關する施設を指稱して居る。

保甲は牌を單位とし、隣保の精神を強調し、以て社会悪を排除すると共に、互に相扶け、相戒しむることを以て目的とし、時代に依り爲政者の指導如何に因つて盛衰はあつても、周代以来、連綿として我が民族に残る美風であつて、永遠に保存され、獎勵さるべき制度である。

強制に依らずして理想社会の實現を期すること、即ち警察の窮屈の目的である。之を達成するには隣保精神の具現を指いて他に之に勝るものは見當らない。

道德の向上を策し、社会教育に任することは、更に進んだ精神的指導であり、作物の品種改良、耕作方法を指導するのは、農民の生活改善に資する王道政治の實踐であつて、此等も亦警察に科せられた職務外の使命である。

物質的に恵まれた生活を營み得る者の中にも、心裡の惱に喘いで居る者があり、法の庇護を

第七課 警察活動

一六二

知らずして不良者の威迫に脅えて居る者もある。不遇を嘒つ寡孤もあれば、児の不行跡に泣く親もある。此等も亦現代社會の悲劇であつて、彼等に道を訓へ、光明に導き、不安を解消せしめるために指導するのが人事相談である。

人事相談は動もすれば、私生活に立入り、私法關係に關與するの結果となるが、他く迄人類愛を基調とし、社會生活上の不安を除去するの域を超えてはならない。

孝子、節婦、義僕共の他篤行者が頤徳せられるることは道義國家の面目であつて、隠れたる篤行者を見出して頤徳の法を講ずることは、國民精神の作興であり、王道警察の一任務である。

三 司法強制

司法強制は警察官が刑事訴訟法の規定に基き、司法警察官吏として、犯罪の捜査に關し検察官の職務を行ひ、又は検察官を輔佐若は補助し、或は法院の命令に依り令狀を執行し、又は押収、捜索を爲すが如き警察活動であつて、犯罪の捜査及び證據の蒐集、保全が其の目的であり、謂はば病源を確め、之を措置することである。

盜難に罹りたる旨の届出でに依り、警察官が被害の現場に臨み、犯人の侵入口、被害金額、

犯罪の捜査

貨幣の種別、被告品の種類、形狀、特徵、數量、價格、其の他犯人の逃走日、或は指紋、足跡、遺留品の有無等を調査し、警察官署が被害の手當を爲し、或は特徵ある被告品に對して品觸を發する如きは、犯人の何人なるやを探究し、其の檢舉に努めることがあつて、何れも犯罪の捜査である。警察官が質業者又は古物商の店舗に臨檢して届出がありたる盜難品、若は品觸に該當する物品を探索し、或は帳簿又は物品を取調べ、身分不相應なる入質物、若は盜品、遺失物に疑はしき物品を發見し、不正品なるや、又犯罪に依り得たる物品なりせば何者の犯罪なるや、或は被害者は何人なるやを探索するのも犯罪の捜査である。

殺人事件にして、犯人は判明せるも、何れにか逃走して其の所在不明なる場合、隣接縣市其他犯人の出廻る疑ある地の警察官署に指名手配を爲し、船車の乗降地、犯人の故舊、縁家先等に待伏を爲し、或は旅店、妓館等を檢索する如きも亦捜査である。

捜査とは犯罪ありたるとき、犯人は何人なるやを探究して之を檢舉し、或は證據を蒐集、保全し、又は反證を調査して犯罪を明確にし、若は犯罪を探索するための警察活動である。捜査は被疑者送致の手續を了し、警察官の起訴ありたる後に於ても、直接證據又は反證蒐集のために續行せられる。

(一) 捜査の端緒

第七課 警察活動

一六三

捜査には犯人不明にして犯人を確めるための捜査と、犯人分明し又は推定せられ、之を逮捕するためにする捜査とがあつて、犯罪が官に發覺することが捜査の端緒となるのである。

犯罪が官に發覺するは犯罪の現認、現行犯人の逮捕、被害の届出、被害品の發見、檢視、告訴、告發及び自首等の場合である。

犯罪の現認
檢察官、司法警察官吏の職務を行ふ者が犯行の現場を認識するのを犯罪の現認といふ。警察官が傷害の現場に遭遇し、或は警邏中窃盜犯人が家宅に潜入するを認見し、其の他賑博の場所に踏込み博奕を爲しつつあるを認むる如きは何れも犯罪の現認である。

現行犯
犯行中又は犯行直後に發覺したる犯罪、又は犯跡既然にして、近接せる時間内に犯行ありたりことを認定せられる犯罪を現行犯といふ。窃盜犯人が赃物を携帶して犯罪の現場より逃走せんとする場合、或は殺害後間もなしと認められる慘殺死體を發見したる如き、其の他犯行中を現認したる如きは何れも現行犯である。

兇器、赃物共の他犯罪を構成すべき物を所持し、或は警察官に誰何せられて逃走し、又は犯人として他人に追呼せられ、若は身體被服に血痕等が附着し、其の他抗争に因る身體の傷害、被服の損綻と認められる痕跡ある等の場合、刑事訴訟法は犯人犯行の現場にありたる者と認定し、現行犯人として取扱はれる。斯る犯罪を準現行犯といふ。

現行犯、準現行犯は總て之を現行犯といひ、其の他の犯罪を非現行犯と稱する。犯罪は何れも現行犯か、然らざれば非現行犯かであつて、之を區別する實益は現行犯に關しては捜査上特別なる處分を爲すことを得るにある。

犯罪に因り被害を受けた者が、官に犯罪の發覺する以前に、警察官署又は警察官吏に申告することを被害の届出といふ。

被害の届出は口頭、電話、書面だるとを問はず、被害事實を検査官に告知することは總て被害の届出である。

被害品の發見
質業者又は古物商が被害品の疑ありとて申告を爲し、或は破壊せられる手提金庫を投棄しあるを警察官に於て發見し、若は人民の申告に依つて覺知したる場合の如きは、犯人、被害者共に不明なるも、犯罪ありたることを推定せられ、犯罪發覺の一の端緒である。

檢視
變死體又は變死の疑ある死體あるとき、檢査官又は司法警察官が死體を檢分するを檢視といふ。變死體とは病死、又は老衰死、即ち自然死にあらざる死體であつて、檢視は死因が自然死なるや、變死なるや、又變死なる場合、其の原因は自殺、或は本人の過失、若は災害に因るや、乃至は犯罪に基因するものなるやを確むることが其の目的である。

變死が犯罪に基因するものなるときの檢視を司法檢視といひ、犯罪に關係なきものなるとき、

の検視を行政検視といふ。司法検視なるや、行政検視なるやは、當初より定まれるにあらずして、検視の結査犯罪に直接關係あるものなるときは司法検視となり、犯罪に關係なきとは行政検視となるのである。

司法警察官變死體の検視を爲し他殺の疑あり、又は犯罪に關係ありと認められる場合、検視官は之を検察官に報告し、其の指揮を受くることを要する。

告訴は、被害者又は被害者のために権利を行ふ者が、犯罪の事實を検査官に申告して、其の處罰を求むる意思表示である。告訴は犯罪事實の申告であつて、犯人不明なる場合に於ても之を爲すことが出来る。

被害者のために権利を行ふ者は、心神喪失者又は心神耗弱者、若は未成年者なる場合に於ては其の法定代理人、或は子女のために親権を行ふ者の如きを指稱する。

告訴は文書を以てすると、口頭を以てするとを問はない。告訴を待つて論ずる親告罪にあつては告訴は公訴提起の要件である。

犯人、被害者又は被害者のために告訴權を有する者、若は検査官、以外の者が犯罪事實を検査官に申告するを告發といふ。

犯罪又は検査に關係なき者と雖も、何人に限らず犯罪ありと思料するときは、之を告發する

自首 告發

ことが出来、公務員は其の職務を行ふに當り、犯罪ありと思料するときは、之を告發するの義務がある。故に警察官吏も其の職務上告發の義務を負ふて居るが、司法警察官が犯罪ありと思料し職務上之を司法警察官に申告するのは告發ではなくて犯罪の報告であり、司法警察官が犯罪ありと思料するときは犯罪の覺知であつて直に検査に着手することを要する。

告發も亦犯罪事實を検査官に申告することであつて、犯人を指摘せず、又は犯人分明ならざる場合に於ても之を爲すことが出来る。

検査官が犯罪事實又は犯人を覺知せざる以前に、犯人、自ら検査官に對し自己が犯人なること、及び犯罪事實を申告するを自首といふ。犯罪の事實、官に發覺せるも、犯人の何人なるや不明なる場合に犯人なることを自ら検査官に申告するは、仍自首であるが、既に犯人の何人なるか判明し、未だ逮捕に至らざる場合、官に申告するも、普通には自首と稱せられるけれども、刑事訴訟法上の自首ではない。

自首は刑罰を輕減せられる要件となる。犯人判明せる場合に於ける事實上の自首は法律上刑罰輕減の要件とはならないが、情狀を酌量せられ、刑罰を輕減せられるの結果となる。

(二) 通常検査

強制力を須ひずして犯罪の検査を實行することを通常検査とひ、非現行犯の検査上普通に行

第七課 警察活動

はれる捜査手段である。

司法警察官は捜査上必要あるときは、犯罪の嫌疑者其の他の關係人に對し任意出頭を求める、或は本人の承諾を得て同行し、若は其の所在に就き、或は犯所其の他の場所に於て任意に其の陳述を聞くことが出来る。之を尋問といふ。

此の場合司法警察官は總取書を作成し又は始末書を提出せしめることを得る。

司法警察官が嫌疑事案の證據となるべき物件を、所有者、所持者又は保管者の承諾を得て任意に之を提出せしめることを領置といふ。

證據となるべき物件とは嫌疑者の遺留品、赃物其の他の犯罪に因つて取得し、又は生じた物、

或は兎器其の他の犯罪に使用したる物件、若は犯罪の證跡ある物を指稱する。

司法警察官物件を領置したるときは、領置書を作成し、又物件提出者の請求あるときは受領書を交付するを要する。

司法警察官が嫌疑者の犯行、犯跡又は證跡を明にするため、犯所其の他の場所に就き其の場所の所有者、又は管理者の承認を得て、實状を検分するを實況見分といふ。

司法警察官檢分を爲したるときは、實況見分書を作成し、見分書には成るべく寫真又は圖面を添付すべきである。

鑑

識

司法警察官が捜査上の必要に因り、事物を明にするため、特別の學識、経験ある者に事物の鑑別を爲さしめるを鑑識といふ。

司法警察官鑑識を爲さしめたるときは、鑑識書を提出せしめ、必要あるときは尙其の説明書を提出せしむることが出来る。

(三) 強制捜査

強制捜査とは強制力を用ひて爲す捜査處分をいひ、其の處分を受くる者の自由を認めざる強制手段である。

司法警察官は左の場合捜査處分、即ち強制捜査を爲すことが出来る。

- (1) 現行犯人を逮捕し、又は之を受取りたるとき
 - (2) 事件送致前に於て被疑者を召喚するとき
 - (3) 捜査上特に緊急なる必要あるとき
 - (4) 檢視に因り犯罪發覺し、引續き検證を爲すとき
- 司法警察官が犯罪捜査上強制處分を爲すことを得るのは次の諸事項である。
- 人、通告し、指定日時場所に出頭せしむるをいふ。

第七課 警察活動

第七課 警察活動

一七〇

司法警察官は被疑者召喚に應じたるときは、之を訊問し、若し召喚に應ぜざるときは、勾引状を發することが出来る。

引致といふのは搜査上の必要のために、被疑者を法院又は検査官の許に強制同行し、其の自由を拘束するをいふ。

司法警察官吏は左の場合、犯人又は被疑者を引致することが出来る。

(1) 現行犯人を逮捕し又は其の引渡を受けたるとき

現行犯人は何人も之を逮捕することが出来、現行犯人を逮捕したる者は速に之を検査官又は司法警察官吏に引渡すを要する。司法警察官吏現行犯人を逮捕し、又は其の引渡を受けたるときは、之を司法警察官に引致する。

司法警察官は現行犯人に就ては、四十八時間以内に訊問を爲し、記録及び證據物件と共に検察廳に送致する手續を爲し、或は留置し、若は之を釋放するを要する。

司法警察官吏は其の職務を行ふに當り、現行犯あることを知り、犯人現場にあるときは其の逮捕を命じ、又は之を逮捕するの義務がある。但し、違警罪の現行犯に就ては犯人の住居若は姓名明白ならざる場合、又は犯人逃亡の虞ある場合に限る。

(2) 勾引状を執行するとき

勾

引

令狀の執行

司法警察官は事件送致前に限り、左の場合勾引状を發することが出来る。
イ 被疑者を召喚するも正當の事由なくして之に應ぜざるとき
ロ 被疑者一定の住所を有せざるとき
ハ 被疑者罪證を湮滅する虞あるとき（違警罪を除く）
ホ 被疑者逃亡したるとき、又は逃亡する虞あるとき（違警罪を除く）
審判長より被告人勾引の嘱託ありたるときは、司法警察官は勾引状を發することが出来る。
(3) 審判官又は檢察官の發したる勾引状又は勾留状を執行するとき

司法警察官は被疑者を訊問したる後、引續き之を勾引すべき事由あるときは、二十日以内の期間、被疑者を警察官署の留置場に拘禁することが出来、之を留置といふ。
引續き勾引すべき事由といふのは左の場合である。

イ 被疑者一定の住居なきとき
ロ 被疑者罪證を湮滅する虞あるとき（違警罪を除く）
ハ 被疑者逃亡したるとき、又は逃亡する虞あるとき（違警罪を除く）
留置は留置状を發して之を行ふ。

訊問とは眞實なる供述を強制することをいひ、司法警察官は其の召喚又は引致したる被疑者

第七課 警察活動

一七一

を訊問することが出来、之を被疑者、訊問といふ。

司法警察官、被疑者を訊問するときは、司法警察吏を立會はしめ、訊問調書を作成することを要し、調書には立會したる司法警察吏に署名捺印せしめる。

司法警察官は亦被疑者の所在する場所に至り、迅問することが出来、之を臨場訊問といふ。押收とは被疑事件の證據物件又は犯罪に依り發生したる物件等の提出を強制するをいひ、通常検査の場合に於ける領置は此等物件を任意に提出せしめるのであるが、押收は之を強制する點に於て異なるのみである。

司法警察官は法院の押收状に依り其の表示せる物件を押收したるときは、検察廳を経て法院に送致することを要する。

司法警察官は法院の命令に依り押收又は搜索を爲すに當り、他の犯罪に關する顯著なる證據物件を發見したるときは押收することが出来る。之を假押收といふ。

假押收を爲したる物件は之を検察廳に送付することを要する。
押收物又は犯人を發見するため、人の身體、物件、住居共の他の場所に就き、強制力を用ひて點檢、検索するを搜索といふ。

司法警察官吏は左の場合検索を爲すことが出来る。

- 検 証
 - 假 押 收
 - 搜 索
- イ 法院より検索状を發せられたとき
 - ロ 現行犯あることを知り之を逮捕するとき
 - ハ 現行犯人を追行したる場合犯人家宅共の他に逃入りたるとさ
 - ニ 令狀を執行するため必要あるとき
 - 司法警察官は左の場合押收又は検索を爲すことが出来る。
 - イ 事件送致前に於て被疑者罪跡を湮滅し、又は逃亡し或は逃亡の虞あるとき
 - ロ 人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若は艦船内に現行犯あるとき
 - 此の場合、司法警察官は他の司法警察官に押收又は検索を嘱託することが出来る。
 - ロ 人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若は艦船を検査するため、権に依り、身體の検査、屍體の解剖、墳墓の發掘、物の毀壊を爲し、又は場屋、艦船其の他の場所に就き、實狀を検分するをいふ。
 - 司法警察官は左の場合に検證を爲すことを得る。
 - イ 檢察廳の嘱託あるとき
 - ロ 事件送致前にして被疑者罪證を湮滅し又は逃亡の虞あるとき
 - ハ 現行犯ありて人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若は艦船を検査したるとき
 - 前二號の場合、司法警察官は検證を他の司法警察官に嘱託することが出来る。

第七課 警察活動

一七四

参考人訊問

参考人といふのは、被疑者以外の者にして、其の事件に關聯し過去に於て知得せし事項を陳述せしむるため司法警察官が事件送致前に召喚する者をいふ。

司法警察官参考人を召喚したときは、之を訊問することを得、又他の司法警察官に参考人の訊問を嘱託することが出来る。

定

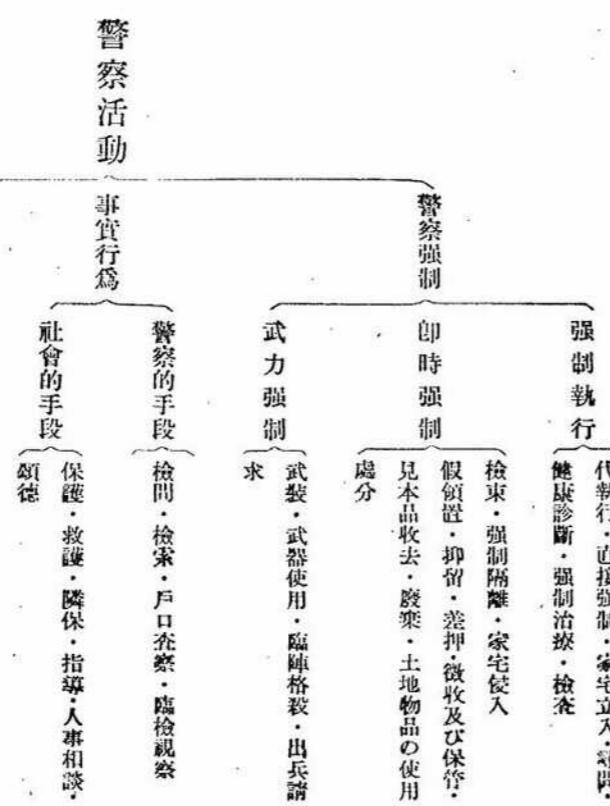
法院が事件に關聯する事項を究明するため其の職權に依り、學識経験ある者に對し、人又は物の鑑別を命ずるを鑑定といふ。

司法警察官は事件送致前に限り、其の事案に關し鑑定を命ずることが出来る。

(四) 司法警察事務の共助

共助 司法警察官吏が刑事訴訟法の規定に基いて、犯罪捜査に關し強制力を用ふるのは、所屬する官署の管轄内なるを原則とするのであるが、事實上、其の管轄區域外に於ても之を爲さなければならぬ場合がある。此のために、國內の司法警察機關が相互に助力することを司法警察事務の共助といふ。

刑事訴訟法は司法警察官が管轄區域外に於ける司法警察事務に關し、其の地の司法警察官吏に委嘱することを認めて居る。勾引狀の執行、押收若は搜索、検證、参考人訊問等の如きである。



(犯罪の現認・現行犯・被害の届出・
被害品の發見・檢死・告訴・告發・
自首)

司法強制 通常捜査 等問・領置・實況見分・鑑識
強制捜査 (召喚・引致・逮捕・勾引・令狀の執
行・留置・訊問・押收・假押收・搜
索・檢證・参考人訊問・鑑定)

通常捜査の場合に、相互間に共助のあるのは當然である。

國際共助

交通機關の發達による國際相互間に交通の頻繁を加へること、國際間の經濟關係が益々緊密を加へる現状に於ては、國際間に於ても同様に司法警察事務共助の必要を生ずる。

殊に日滿、滿華の關係は、旅行券なくして自由に交通するを得ること、人文關係、經濟關係に於て極めて密接なる關係にあること等よりして、日華兩國との間に司法警察事務の共助がなければ、到底司法警察の目的は達成し得られないものであるが、滿華の關係は政治上の事情に依つて、未だ共助の途が開かれてない。

日滿間には滿日司法事務共助法の制定があつて、兩國間に於ける司法警察事務も亦圓滑なる運用を期することを得るに至つた。

司法警察官は同法に基き、直接には共助することを得ないのであるが、元來、司法警察官は檢察官の指揮命令に依り犯罪捜査に從事する者であるから、其の必要ある場合には、檢察官の指揮を受け、檢察廳より嘱託することを得るのであつて、運用の上には支障はない。

通常捜査の場合には、日滿兩國の關係に鑑み、事實上直接、兩國司法警察機關相互間に共助あるものと解せられる。

日滿間の共助

第八課 警察の監督

監督とは内部關係に於ける秩序を維持するための取締の義であつて、行政機關内部に於ける監督を行政監督といふ。

行政監督は行政行為の圓滑、適正を期し、及び官紀を振作することを目的とし、上級官署が下級官署に對し、又は上級官吏が下級官吏に對し、其の監督權に基き、事務の統一、法令の運用、事務處理の適否、官吏の服務狀態等を監督するをいふ。

監督の手段としては指揮命令、報告の徵收、其の他指導、監査等の方法が行はれ、事前監督と、事後監督とがある。事前監督といふのは、豫め行政上の缺點なきことを期するために行ふ監督であり、事後監督といふのは、既に行政上に瑕疵を生じたる事後に於て、之が善後措置のために行ふ監督のことである。

警察は行政機關であるから、警察に於ける監督も亦一般行政機關としての行政監督が行はれるのであるが、警察は其の職務の性質が、不眠不休にして、一瞬一時の懈怠あるを容されず、且つ人民の自由を制限、強制する等、直に人民の権利、義務に關聯する所が多いので、強固なために行ふ監督のことである。

警察は行政機關であるから、警察に於ける監督も亦一般行政機關としての行政監督が行はれるのであるが、警察は其の職務の性質が、不眠不休にして、一瞬一時の懈怠あるを容されず、且つ人民の自由を制限、強制する等、直に人民の権利、義務に關聯する所が多いので、強固なために行ふ監督のことである。

一 上級官署の監督作用

上級官署の下級官署に對する監督作用としては指揮命令、報告の徵收及び監察等である。

(一) 指揮命令

上級官署は其の職權に依つて下級官署を指揮命令するのであるが、之が手段としては、訓令を發し、又は下級官署の伺に對し指示を與へ、或は下級官署の命令又は處分を取消し、若は之を停止する等の如きである。

訓令は上級官署が下級官署に對して、文書を以て指揮又は命令するをいひ、訓令中には特定的にして、一時的のものもあるが、處務細則、取扱手續、執行心得等の如く一般的準則を成すものがあつて、下級官署を拘束し、法規たる命令に酷似せるものがある。併し法規命令とは本質的に全く異つて居る。即ち、法規たる命令は國家の權力作用に基く國家意志の準則であるが、訓令は上級官署の監督作用に基く事務處理の方針乃至は心得たるに過ぎない。訓令は下級官署を拘束する點に於ては命令と何等變る所なく、準則たる性質を有する訓令は廢止又は之に反す

第八課 警察の監督

一八〇

る新訓令の發せられざる限り、永久に效力を有する。

指令　指令は特定の事項に關する下級官署の伺に對し、上級官署が指揮命令を爲すをいふ。訓令は上級官署の能動的な指揮命令であるが、指令は下級官署の伺に對して爲す受動的な指揮命令であつて、此の點兩者其の性質を異にして居る。

通達　通達は上級官署が下級官署に對して、特定事項に關し命令するをいふ。

訓令は法規よりは具體的であるが、通達は更に具體的である。即ち、訓令は一般的方針を示し、或は法令の解釋を與へる等概して準則的であるが、通達は特定事項に關し、行ふことを命じ、又は行ふことを禁ずる等、處分たる下命の性質を有して居り、下級官署に對する拘束力も遵守的でなく、服従的である。

通牒は上級官署より下級官署に對し、又は他系統官署との間に於ける事務處理上の希望を通知するをいふ。即ち訓令、指示、通達の如く、監督權に基く指揮命令ではなく、斯く處理したきものなりとの希望の通告である。從て拘束力を有するものではないが、命令系統官署間に於ては事實上拘束力を生ずるものである。例へば、警務司長が省警務廳長に對して爲す通牒は、警務司長が治安部大臣の決裁を受け、又は概括的に其の意を承けて爲す通牒であつて、單なる要望ではなく、指揮命令を意味して居る。係る命令系統より發せられる通牒を特に依命通牒と

もいひ、拘束力を有する。

通牒は文書を以てするのが通例であるが、急速を要するものは電報又は電話を以てせられる。又、通牒は公文程式に於ては一般通報と同様、公函と稱せられて居り、通牒といふ語は慣用語である。

訓令、指示、通牒にして、將來執務上の参考準則となるべきものを例規といふ。即ち例規は例規といふ特別なる準則がある譯ではなく、司法上の判決例にも相當する行政上の執務例である。

訓令、指示、通牒にして、將來執務上の参考準則となるべきものを例規といふ。即ち例規は例規といふ特別なる準則がある譯ではなく、司法上の判決例にも相當する行政上の執務例である。

訓令と性質を異にして居る。

訓示は監督權を有する官吏が被監督者に對して、執務方針、服務上の心得等を口授するをいふ。訓示は監督者の要望、希望であつて、監督者が國家機關として爲す指揮命令ではなく、此の點、訓令と性質を異にして居る。

訓示は其の本質上拘束力を有するものではないが、官吏は上官の命令に遵從なるの義務があり、訓示は監督作用に基くものであるから、事實上に於ては拘束力を有し、之を遵守せざるときは服務紀律上の責任を生ずる。

官署長と雖も自然人であるから、其の發したる命令、行ひたる處分にして、瑕疵なきことを保せられない。上級官署は下級官署の命令又は處分にして成規に違ひ、又は公益を害し、若は

行政行為の
取消

第八課 警察の監督

一八一

第八課 警察の監査

一八二

權限を超ゆると認むるものあるときは、之を取消すことが出来る。

行政行為の停止 取消ありたるときは、下級官署の發したる命令、又は行ひたる處分は、既往に遡つて其の效力を失ひ、命令を發せず、若は處分を爲さざりしと同様の結果となる。即ち取消は行政機關内部に於ける一種の行政處分である。

下級官署の發したる命令、又は行ひたる處分が、成規に違ひ、或は權限を超ゆるものではないが、公益を擁護するために、上級官署が其の命令又は處分の執行を停止する場合がある。之を行、行政の停止といふ。

停止は命令又は處分の效力を一時中斷せられる。停止には有期停止と無期停止とがあつて、有期停止は其の期限の到来と共に、原命令又は原處分の效力は復活するが、無期停止は停止の解除ある迄效力を停止せられる。行政行為の停止も亦行政機關内部に於ける一種の處分である。

(二) 監 査

凡そ監督を爲すには、先づ被監督者の事務處理の状況、服務狀態等を知悉しなければならぬ。監察とは執務、狀態等を知悉するための監督作用をいひ、其の方法としては視察及び監査である。監察には上級官署の直接監察、一般監察及び審計官の會計監査等がある。

上級官署長は自ら、又は其の部下官吏をして、下級官署に於ける事務處理の状況、官吏の服務狀態等を視察、監査せしむることが出来る。警察に於ける監察としては、警察巡閲及び警察官の制度があるが、警察監督の項に於て述べることとする。

一般監察 總務長官の補助機關として監察官制度がある。監察官は總務長官の命を受け、全國の一般行政に關する監察を掌つて居る。

監督官は法令の運用、事務處理の適否、官吏の服務狀態等に關し、視察、監査を行ひ、總務長官に對し行政の統一、行政運用の適正を期するに必要な資料を蒐集報告することを職司とし、其の權能は各行政機關に及び、勿論警察機關にも及ぶのである。

國家各機關の會計、經理に關する監察事務を管掌するため、國務院に審計局がある。審計局は國務總理大臣の管理に屬し、國家の歳入、歳出の監査を司り、之が監査に任ずる者は審計官及び副審計官である。

二 警 察 監 督

警察に於ける監督作用は其の職司の關係上、他の行政機關に比して强大且つ嚴格であることは義に述べた所である。之がために警察には特別なる監督機構を持ち、特有なる監督、指導の方法が行はれて居る。

第八課 警察の監査

一八三

監督を以て恰も監督者が被監督者の自由を拘束し、私行に迄立入る威脅なりと考ふるものあらば、這是甚しき誤謬である。監督は官吏が如何にして執行務の適正を期し、如何にして國家機關としての能率を揚げ、以て皇帝及び政府に忠實なる官吏たり、又國民に信賴さるべき公儀たらんかのためにする努力であつて、行政對象の實相、行政行為の實狀を明確にする對内部的作用である。故に監督の手段たる指揮、命令を爲し、監督、視察を行ひ、報告を徴する如きは、必ずしも、消極的なる拘束のみを意味せず、積極的な指導、教養をも其の内容とし、又必ずしも命令的縁の關係ではなく、協力的、啓發的經の關係である。此の經緯の渾然たる融合につて強調にして善美なる行政の錦が織り出される。

警察に於ける監督も亦、一般行政監督の範圍に於て行はれるが、別に警察の本質上特別なる方法、制度がある。

(一) 指揮命令

一般行政監督上の指揮命令の外、警察に於ける指揮命令としては訓授、下達、手配等がある。

訓授は監督者が被監督者を一定の場所に集合せしめ、執務方針、服務要領、勤務方法等に就き口授するをいひ、一般行政監督上の訓示に該當して居る。

警察署に於ては、訓授は毎日行はれる恒例の行事であつて、之を毎朝訓授といひ、其の他必要な依り又は特別なる勤務就勤に際して臨時的にも行はれる。

訓授は職務上の指針であり、教訓であり、同時に命令である。故に警察官は之を服膺するの義務があつて、訓授が取消され、又は趣旨に反する新たな訓授なき限り永久に之を遵守するを要し、其の要旨は之を訓授筆記簿又は日誌に記載すべく、之を單なる参考として聞き流すべき性質のものではない。

毎朝訓授を爲し、毎回之を受けるのは、當日の服務上の心構即ち心の準備であり、職務執行に關し過誤なきを期する毎日の誓である。

毎朝訓授は毎朝の通常點検を終りたる後、署長又は其の代理者、若は其の他の監督者が之を行ひ、訓授前に各自の申告、又は應問を行ふ場合もある。

監督者は下官に對して指揮命令を與へるのを下達といふ、下達は服務、勤務、處務等各般に亘つて行はれる下命である。

手配とは犯人の搜査、逮捕のため、又は警察上注意、視察を要する者、若は家出入人其の他の保護を要する者等を發見するため、被害の状況、事案の内容、逮捕發見すべき者の姓名、人相、特徴、年齢等を指示する命令をいふ。

手配は文書を以てせられる場合、電話又は口頭を以て爲される場合がある。電話又は口頭を

以て指示せられたる手配は勿論、文書を以てせられたる手配にして特に重要なものは手帖に記載し、手配命令の遂行を期すべきである。

(二) 監督の種類

警察に於ける監督には點検、應問、監査及び書類の査閲等がある。

點検は人員、服裝、姿勢、携帶品、教練、禮式等を外形上より監察するをいひ、通常點檢、服裝點檢、物品點檢、禮式點檢等種々の點檢があり、通常點檢は毎朝之を行ひ、其の他の點檢は必要に依り隨時行はれる。

通常點檢 通常點檢は毎朝就勤に先じて之を行ひ、人員を點呼し、規律の張弛を観察し、姿勢、服裝、裝備、携帶品等點檢するをいひ。

訓授を受けるのは前述せる如く、服務上の心構、即ち心の準備であるが、毎朝點檢を行ひ、之を受けるのは當日の身體的活動の準備である。

通常點檢は左の順序に依り行はれる。

- (1) 人員點呼
- (2) 姿勢、服裝、裝備の點檢
- (3) 手帳、名刺の點檢

(4) 捕縄の點檢

(5) 銃笛の點檢

服裝點檢に引續き刀身の點檢、教練、禮式の點檢を行ふ場合があり、捕縄點檢の際施縄術の練習を行ふ場合もある。

物品點檢 物品點檢は給貸與品の保存、代料を以て給與する物品の適否を點檢するをいひ、必要ありと認められる場合、隨時行はれる。

受閱者は其の現に着裝、携帶する物の外、一切の給貸與品を一定の順序に依り整頓し、點検官の點檢を受くるものとす。

應問は上司が個々に各人に就き職務、法規、常識又は管区内の情勢等を推問するをいひ、職務に關する知識、注意力、攻究の状況を監察する手段たると共に、併せて教育を目的として居る。指名せられた者は姿勢を正し、推問事項に對し自己の所見又は知得せる範圍に於て明確に應ふるを要し、柔弱に流れはならない。

應問は毎朝訓授の際行はれ、又は監督者巡視の際に於ても行はれる。應問を受くることは己の誤謬を正し、知識を啓く機會もあるから、他人の應答と雖も之を諒聽し、質疑ある場合には應問の機會に於て努めて之を爲すべきである。

第八課 警察の監督

第八課 警察の監督

監査

監査とは執行務、勤務の状態等を實際に就き督勵指導するをいひ、同行監査、單獨監査の別がある。

同行監査とは警邏、戸口検査、臨検視察等に被監督者と同道して、其の方法、注意すべき點等を督勵指導するをいひ、單獨監査とは間接に勤務振、執行振を觀察し、又は事後執行務に就き觀察、査閲を爲し、現認又は監査したる結果に基き督勵、指導するをいふ。

書類の査閲は文書又は日誌に依つて、事務處理の状況、執行務の適否、勤務状態等を監査するをいひ、同時に其の状態を上司の見聞に達する手段であり、又其の決済を受ける方法でもある。

文書は直接の監督者の査閲を經、署長の閲覧に供し、其の印あるにあらざれば之を編綴することを得ず。日誌は毎日所屬上司を経て、署長の査閲を受くることを要する。

監督者は書類整理の状態又は處理状況を監査するため、隨時文書、簿冊を査閲するものとす。

(三) 監督の方法

監督巡視

監督者が職務の執行、管内の状況視察を兼ね、勤務員の紀律、執行務等を監督するため、管内を巡回するを監督巡視といふ。

監督

監督巡視は勤務員の怠勤、非行の摘發が目的ではなく、職務の執行、管内の状況視察及び勤務員の督勵、指導が目的である。故に、監督者は常に、如何にして被監督者をして執行務の適正を期せしめるか、如何にして勤務能率を擧げしめるか、如何にして過労ならしめるか、如何にして其の精勤、功績を顕彰するかに、日夜、工夫、専心して居るのである。若し、監督者の巡視を以て、怠勤、非行の摘發が其の目的である如く考ふる者あらば大いなる誤謬である。

警察とは警察官が實地に就き、紀律、處務、法令の執行状況、勤務状態等を督勵監察するをいひ、警察官の制度は警察に特有なる間接監察制度である。

警察官としては、治安部警察官及び省警察官があり、治安部警察官は全國の通常警察全般に互り督察することを職司とし、省警察官は省内一般警察を督察することを其の職能として居る。審計官、監察官は審計、監察のみを其の職能とし、一般行政に關しては何等職權を有しないが警察官は警察官として、一般警察官と同様、警察務に關し執行權を有して居る點が二者と異つて居る。

警察官も亦非行、怠勤の摘發が其の職司ではなく、警察も亦一般監督者の監督と同様、實情の觀察、督勵、指導が其の目的である。

警察巡閲は警務司長、警察總監、又は警務廳長が所管下警察各部に於ける紀律の張弛、執務

状態、一般事務状況等を査閱するをいふ。

警察巡閲は毎年各隸下全部に對して行ひ、土地の情況、又は事務都合に依り、其の一部を省略する場合がある。

巡閲を受くることは、既往一年間に於ける活動、實績に關し親しく上司の見聞に達する機會であつて、警察としては光榮ある行事であり、賞すべきは賞せられ、改むべきは指摘せられ、茲に働き效もあれば、處務の刷進向上も期せられる。

附 行政救濟

行政救濟とは國家機關の行政行為に因つて、人民の権利又は利益が侵害せられたる場合、其の被害者又は利害關係人が、行政官署に對して救濟を求むる手段をいふ。

訴願は行政官署より、不當なる行政處分を受け、権利又は利益を侵害せられたりとする者が、其の處分を爲したる上級の行政官署に對し審査裁決を請求するをいひ、國務總理大臣又は各部大臣の處分に關するものなるときは、其の處分を爲したる大臣に對して訴願する。

訴願の裁決に對して、仍、不服ある者は、更に其の裁決を爲したる上級の行政官署に訴願することが出来るが、國務總理大臣又は各部大臣の裁決に對しては、更に訴願することを得ない。

訴願に關する手續は訴願手續法の定むる所である。

行政訴訟

行政訴訟は行政官署の違法なる行政處分に關し、其の審判を行政審判所に請求するをいふ。

行政訴訟に關しては、組織法第三十條但書に於て、特に法律を以て定むる旨の條項があるが、未だ之が公布なく、現在に於ては、訴願に依るの外救済の方法はない。

人民は行政官署に對し訴願又は陳情を爲すことが出来る。訴願とは人民が國家に對して行ふこと、又は行はざることを請求するをいひ、陳情とは行政機關に對して行ふこと、又は行はざることを希望する意志を達上するをいふ。

行政官署が訴願又は陳情に對して、文書を以て指示を爲すときは、批文を以てする。(公文程式に關する件第四條)

投書は人民が官署に對して、事實を通告する文書であつて、官署をして該事實に對して處置することを意圖する一種の請願とも見ることが出来る。

無記名又は變名の投書中には、他人を誹謗し、官署を利用して私怨を晴さんとする甚だ不純なる動機に出づるものもあるので、之が處理に關しては特に慎重なるを要する。

投書ありたるとときは、其の事實の如何に拘らず、文官署に關するものなると、人民に關するものなるとに拘らず、直に署長に提出することを要する。

第九課 警察の官紀

警察官は國家の官吏として、身分上の責任、服務上の義務のあること勿論であるが、警察が紀律團體として常に強力なる統制の下に活動を要するがために、警察官は一般官吏より更に義務、責任を加重せられて居る。此の重且つ大なる義務、責任こそ、皇帝陛下の警察官として、聖なる天職に精進する者の光榮である。

一 身分上の義務及び特權

(一) 誓 約

警察官は文官として、其の任用せられたるとき、建国精神を體し、官紀を遵奉し、忠誠且つ忠實に自己の職責を全うすべき旨の宣誓を爲すこと勿論であるが、警察官は更に、皇帝陛下の警察官たることの矜持を持し、一死以て公に奉ずること及び一身の故を以て三箇年未満にして其の職を去るが如きことなきを誓約し、天地神明に誓つて其の天職の遂行に任ずる者である。

(二) 身上上の異動

自身及び家族の身上に關し、戸籍面に異動を生じたるときは、戸籍原本又は抄本、若は之に代はるべきものを添付し届出づることを要する。

戸籍面の異動といふのは、轉籍、改姓、改名、地名の改稱、生年月日に相違あることを發見したる場合、又は家族の出生、死亡等をいひ、出生、死亡の場合には、戸籍原本の類は之を添付するを要しない。

娶妻とは婚姻、養子縁組、入夫婚姻等自身が妻帶することの謂である。娶妻せんとするときは、豫め所屬官署長に願出で、其の認可を受くることを要する。蓋し、警察官は自身は勿論、家族に至る迄身を堅持するの義務があり、且つ職務の性質上、警察上注意を要する者の子女と婚姻する等の如きことありては、職務上不都合を生ずるからである。

娶妻願には妻となるべき者の本籍、住所、姓名及び媒酌人の住所、職業、姓名等を具するものとす。

娶妻の許可ありて、婚姻（養子縁組等を含む）したるとさは婚姻届出を爲すを要する。

官吏及び其の配偶者は本屬長官の許可を受くるにあらざれば、直接又は間接に營業を爲すことを得ざると共に、其の他營利會社の職員又は從業員となり、報酬を受けて他の事務を行ふことを得ない。殊に、警察官は職務の性質上、斯る行為を行はざるべきものであるが、萬已むを

得ずして行はんとするときは、事由を具し所屬官署長に願出で、其の許可を受くるを要すること勿論である。

(三) 賞罰

信賞必罰

賞罰は功過に對する應報である。功ある者は之を賞して懋め、過ある者は之を罰して斥く、是所謂信賞必罰にして、威令は斯くして行はれる。賞すべき者賞されず、罰せらるべき者罰せられざれば、士氣は阻喪し、綱紀は維持せられざるべし。法を行ふ者、衆に長たる者の常に心を用ふる所である。

「顯罰以威之、明賞以化之、威立則惡者懼、化行則善者勵」であつて、賞罰を明にすることは古今政治の要諦であり、團體生活の一絲素れざるの統制は實に信賞必罰に依つて保たれる。警察は動もすれば、紀律團體たるの故に、又非違を匡正することを使命とせるが故に、過に嚴にして、功に寬なるの弊に陥り易い。過は素より責むべし、同時に功は之を讃ふべきである。

賞を受け、其の他表彰せられたる者は本人としては名譽であると共に、一層責任の重きを加へる。若し、表彰せられたる者にして、曠職、過誤の生ずるあらば、开は啻に本人の不名譽たるのみならず、行賞者の名をも害ふ。功過は信賞必罰さるべきであるが、功過は常に相半せず、過は功を償ふに足らずと心得べきである。

(1) 行 賞

警察賞は警察官吏其の他警察事務に從事する者、又は急迫の際警察官に對して爲したる警察以外の者の協力にして、功績ありと認められた行爲に對する行賞をいひ、左の事項に關し、特に功勞ある者に對して行賞せられる。

- イ 犯罪人の逮捕又は犯罪の搜査
 - ロ 重要犯罪の防止
 - ハ 不穏行動の豫防又は察知
 - ニ 匪賊の掃蕩、警戒又は匪情蒐集
 - ホ 人民救助
 - ヘ 水火災、黒疫流行、其の他天災事變に際する防護、警戒
- 此等に關し特に功勞ある者は、官民の別なく行賞せられるが、警察官又は其の職務を行ふ者に對しては、其の功勞特に顯著なる場合に限られる。
- 功勞ある者、行賞前死亡したるときは追賞せられ、官吏にして行賞前刑事被告人となり、又は懲戒處分に依り其の職を免ぜられたるとときは、若は人民にして處刑せられたるとときは、行賞せられる場合がある。

警察賞は最高賞、特別賞及び普通賞の三種とす。

最高賞 最高賞は功勞抜群、一般の龜鑑と認められる者に對し、治安部大臣の行ふ警察賞であつて、五十圓以上二百圓以下の賞金を付與せられる。

特別賞 特別賞は功勞顯著なる者に對し、省長又は警察總監の行ふ警察賞であつて、十圓以上五十圓以下の賞金を付與せられる。

普通賞 普通賞は前二賞に該當せざる者に對して、縣、旗長又は警察署長の行ふ警察賞であつて、十圓以下の賞金又は賞詞である。

勵 勵 賞

警察賞に該當せざる功績又は勤労に對しても行賞が行はれる。之を假に勵勵賞といふ。勵勵賞は所屬長其の他の上司が功績、職務勵勵又は善行ある者に對し、警察賞與規程に依らず行賞するをいひ、行賞の方法としては賞金、賞品、賞詞とがあり、概ね左の事項に付き行はれる。

イ 警察賞に該當する事項に對して取敢へず即賞せられ、又は警察賞に該當する事項なるも、功績其の程度に達せずと認められる事項

- ロ 美事善行ありたる者
- ハ 職務に關し改善工夫を爲し、其の功績を認められる事項

- ニ 職務に特に熱心にして、事績見るべきものあつて、一般に範たる者

努力賞

本 永年勤続し、身體強健にして勤務に精勵し、般に範たる者

努力賞は毎半期間の努力に對して行はれる賞與であつて、通常年末賞與又は半期賞與と稱せられて居る。

努力賞は既往半期間の努力に對する行賞であつて、其の期間在職したがために當然與へられる給付ではなく、勤務の勤否、勤怠、職務上の事績等を考科し、其の成績に依り所屬長が賞與するのである。若し、之を當然の給付と考ふる如き者あらば過れるの甚しきものであり、賞與を交付せられたるときは深く自らの前半期の努力を顧るべきである。

精 勤 章 精勤章は赤色の柄と金色の線を交叉したる腕章であつて、警尉補、警長、警士にして、品行方正、勤務勉勵、成績優秀なる者に精勤證と共に付與せられ、當時之を左腕に付して、其の名譽を表形せられる。

精勤章は初め引續き在職満二年以上を経過したる者に一條を付與せられ、爾後満一年以上を経過する毎に一條を付與せられ五條に及ぶ。

懲戒處分を受けた者は、爾後更に其の期間を経過しなければ付與せられない。但し、懲戒處分を受けたる事項が輕易なるものなるときは、六箇月以内の期間を短縮せられる。

精勤章を付與せられたる者刑罰又は懲戒處分を受けるとき、又は品行不正、若は勤務怠慢に

第九課 警察の官紀

一九八

して、精勤章を保有せしむるに適せずと認むるときは、其の一條又は數條を褫奪せられ、免職處分を受けたる者は全部を褫奪せられる。

再職者は前職中に付與せられた精勤章を付することが出来る。

(2) 懲 戒

誠 諭
警察官は文官として、職務上の義務に違背し、又は職務に關し懈怠ありたるとき、若は職務の内外を問はず警察官たるの威信を損じ、又は信用を失ふべき所爲ありたるときは、文官令に依り懲戒せられ、懲罰を科せられる。懲罰には免官、停職、謹慎、申誠の四種あることは要に述べた所である。

警 察に於ては懲罰の外に誠諭がある。誠諭といふのは、懲戒すべき事由なるも、事案比較的輕微にして、懲戒を行はず、本人を諭示して其の反省を促し、本人の名譽を損ぜずして、爾後過誤なきを期せしめんとするにある。誠諭には監督者が現場に於て爲すものと、所屬長に於て爲すものとがあり、現場に於て爲す誠諭を特に現場誠諭といふ。

誠諭は勿論懲罰ではないが、再び懲戒すべき事案發生したるときは、懲罰の加重條件となり、其の他本人の考科に關すること勿論である。

懲戒の事由 懲戒を受くる事由としては概ね左の事項を舉げることが出来る。

(1) 服務に關し

- イ 遅刻 所定の出勤時限迄に出勤せざるとき
- ロ 無届缺勤 正規の手續を爲さずして缺勤したるとき
- ハ 無届旅行 正規の手續を爲さずして旅行したるとき
- ニ 携帶品 所定の携帶品を遺忘したるとき
- ホ 服裝違反 所定の服装に反するとき
- ヘ 抗命 上官の命令に服從せざるとき
- ト 機密漏洩 職務上の機密又は職務上知得したる秘密を漏泄したるとき
- チ 缺禮 上官に對し缺禮したるとき
- リ 給貸與品の亡失損壊 給貸與品を亡失又は損壊したるとき、此の場合には實費を辨償せしめられる場合もある

(2) 勤務に關し

- イ 勤務缺略 勤務を缺略したるとき
- ロ 交代不確實 交代時に就勤せず、又は後勤者就勤せざるに拘らず勤務の部署を離れたるとき
- ハ 勤務所恣離 出務時間中濫に勤務所を離れたるとき、休憩時間中と雖も所定の場所にて休憩せざる

第九課 警察の官紀

100

場合も亦勤務所志雄となる。

二 就勤中の假睡 就勤中假睡したるとき

本 就勤中の喫煙攝食 就勤中喫煙を爲し又は飲食物を攝取する等の行爲ありたるとき
ヘ 就勤中の書見 就勤中新聞紙、書籍等の披見、其の他私書簡を認むる如き行爲ありたるとき

(3) 執行務に關し

イ 搞遇不當 民衆の接遇粗暴に亘り、又は長時間待たしむる等處遇不當に亘りたるとき
ロ 不法又は不當執行務 執行務不當又は不法に亘りたるとき

ハ 執行務の失態 執行務に關し重大なる過誤失態ありたるとき

ニ 執行務の粗漏 戸口查察其の他の諸調査臨檢視察等に粗漏ありたるとき

ホ 執行務の懈怠 執行務を躊躇し、其他職務上に懈怠ありたるとき

ヘ 報告懈怠 職務上報告を要する事項を遅延し、其の他報告に關し懈怠ありたるとき

(4) 私行に關し

イ 素行不良 素行を棄り、警察官たり又其の家族たるの體面を汚損したるとき

ロ 金錢の貸借 職務上關係ある者、又は下官より借財を爲し、或は其の斡旋を爲し、若は金利を得る目的を以て貸金を爲し、其の他分不相應の負債を生じたるとき

ハ 营業 許可を受けずして營業を爲し、又は妻をして爲さしめたるとき

二 報酬を要ぐること 報酬を得て他の業務又は事務に從事したるとき

本 破廉恥的行爲 他の警壁を買ふ不道徳、破廉恥的行爲ありたるとき

ヘ 公私混淆 官物を私用し、私用のために下官を使役し、其の他公私混淆に亘る行爲ありたるとき

ト 懇應 職務上關係ある者の懇應を受けたるとき

此等は動もすれば陥り易き最も普通なる懈怠又は紀律違反であつて、苟くも警察官たるの義務を怠り、體面を汚損する如き所業は、總て問責せられること勿論である。

懲罰又は誠諭は自己の服務違反の責任として當然負ふべき應報であつて、改悛以て、爾後違反なきを期するの覺悟を固むべしに拘らず、違反行爲の現認者又は其の調査者を怨み、反感を抱くが如き者あらば、既に官吏たるの資格に缺けて居る。過を改むるに憚ることなく、之に發憤して其の不名譽を回復するために其の行を慎み、職務に勉勵すること、眞に皇帝陛下の警察官たるの矜持を傷けざる所以である。

(四) 升進及び昇給

警察官は文官として、登格考試に合格したる者は階級を進められ、其の官にありて職務に勉勵し、一定の期間を経過したる者は昇等、昇給の榮譽を膺ふことが出来る。

警察の組織は階級制度であつて、警察官の階級は職務上の地位たると共に、階級相當の服飾

を使用し、尊敬を受くる榮位もある。而して、警察官たることを志し警察の職にある者は、均しく努力以て其の地位の向上を望んで居る。警察は民族の如何に拘らず、學歴の如何に拘らず、實力を有し、職務に精勵する者は登格考試を経て、順次昇格することの出来る制度であつて、警士たる者も警佐となり、警正となり、更に進んでは縣長其の他の要職にも榮進することが出来るのであつて、昇進の機會は均等に開かれてある。舊政權時代に於ける如く金錢に依つて官位を購へず、情質賣縁に因つて昇進を望めないが、本人の努力に依つては階一階其の地位を昂めることが出来るのである。

明治天皇の御製に

「大空にそびへて見ゆるたかねにも登ればのぼる道はありけり」

の如く、登る道は開かれてあり、之を登るのは本人の努力次第である。登格考試は既往の勤務成績を審査し、且つ識見、基礎的學術及び執務能力に就き考査するのであつて、如何に頭腦が明哲で、學力があつても、勤務成績が舉がらない者は絶対に登格考試には合格しないのである。勤もすれば學術の研究にのみ没頭し、實務を顧ない者があるかも知れないが、官吏たる者は其の職務に忠實にして、勤務成績を擧げなければ、官吏として徒に祿を食む者であつて、官吏たるの資格に缺けて居る。

昇等

簡任官、薦任官たる高等官には官等がある。官等は其の官の階級であつて、此等の官にある者の官等は、其の官等にあること三年以上にして、勤務成績優良なる者は昇等せられる。

文官の給與としては俸給、職務津貼、冬期津貼及び勤務地津貼であるが、委任官たる警察官は此の外被服、器具、職務上の携帶品を給與又は貸與せられる。此等の給與は官吏が其の體面を維持するため、又は職務執行上必要ながために、國家が支給するのであつて、會社員の給料、勞働者の勞銀等の如く、單に労務に對する報酬を意味するものとは、聊か其の性質を異にして居る。

諸給與中、俸給を除いては職務、季節又は勤務地に依つて支給せられる附帶給與であり、俸給が給與の根幹を成して居る。

俸給は實に物質的給與たるのみならず、官吏の序席を定むる標準ともなるのであつて、勤務成績良好にして、懲罰又は長期の缺勤なき者に對しては、一定の期間を経過したるとも昇給せられ、特に勤務成績良好なる者は抜擢して昇給せられることがある。

註一職務津貼

職務の性質及び職務上の交際の程度、其の他に依り必要ありと認むる者に之を給せられる。

特務係、司法係の手當の如きも一種の職務津貼である。

冬期津貼 冬期に於て生活費増加の状況に應じ支給せられる。

勤務地津贴、危險の虞ある地方、其の他僻遠地等勤務地の状況に依り必要ありと認むる者に對して支給せられる。

(五) 身分上の保障

一般的保障

警察官の身分は文官令に依つて保障せられる所であるが、文官令施行前に採用せられた者に對しても、勿論保障せられる所であつて、大同元年三月訓令第一號「警察官吏ノ身分及服務ヲ規定スルノ件」は身分保障の原則を明確にし、將來に於ても渝らざるものである。即ち其の第二に「警察官ノ免職ハ國民政府或ハ舊東北政權ト通ズル者、若ハ不正行爲アル者ノ外之ヲ行ハザルヲ以テ晏ジテ其ノ職ニ精勵努力スベシ」と明示されてある。

傷病に因る

公務の爲め傷病を受け、又疾病に罹りたるときは、特別の休暇を賜はり、治療に要する費用として療治恤金を支給せられ、若し、死亡したるときは遺族に對して遺族恤金を支給せられる。警察官は強暴の徒を取押へ、或は匪賊討伐に従ひ、又は傳染病の豫防に従事する等、常に身を危険に曝して居る。若し、公務のため傷病を受け、或は疾病に罹り、或は死亡したるとときは、國家は之に要する治療費を支給し、又は遺族恤金を支給する等、後顧の憂なからしめ、以て其の天職に精進することを得しめて居る。

警察官は退職したるときは退職賜金を支給せられ、在職中死亡したるときは其の遺族に死亡賜金を支給せられる。

懲戒に依り免官となりたる者には、退職賜金は支給せられない。

退職賜金は官吏が退職後に於ても、官吏たりし體面を維持せしめんがための生活の保障であり、死亡賜金は官吏の死亡後に於ても、官吏たりし者の家族としての體面を保たしめんがための保障であつて、官吏をして他を顧みず、職務に精勵するを得しめんことを期して居るのである。

二 服 務

(一) 出 務

出勤時刻

警察は他の官署の如く、出勤と同時に直に執務、就勤するのではなく、就勤前に點検を受け、教練を行ひ、訓授を受くる等相當の時間を要するのである。故に、警察官は所屬長の定むる所に従ひ、一般官署登廳時刻より早さ時刻に出勤するを要する。

警察は其の職司の本質上、不眠不休であつて、警察には休日なく、又執務时限もないのですが、官署事務は一般官署執務時間内に處理することを原則とする。

一般官署執務時間は「官署執務時間規則」の定むる所である。

第九課 警察の官紀

- イ 三月一日より四月三十日迄 午前九時より午後四時迄、但し土曜日は正午迄
ロ 五月一日より七月十五日迄 午前八時より午後四時迄、但し土曜日は正午迄
ハ 七月十六日より八月十五日迄 午前八時より正午迄
- ニ 八月十六日より九月三十日迄 午前八時より午後四時迄、但し土曜日は正午迄
ホ 十月一日より十一月三十日迄 午前九時より午後四時迄、但し土曜日は正午迄
ヘ 十二月一日より翌年一月末日迄 午前九時三十分より午後四時三十分迄、但し土曜日午後〇時三十
分迄

執務時間は土地の状況に依り異りたる執務時間を定められる地方があり、又事務の性質に依つて變更せられる場合もある。晝夜連續して勤務する警察官の就勤時間が、一般官署の執務時間と異つて居る如きは後者の例である。

毎日勤務者は一般官署退勤時間に退勤することが出来、又一般官吏と同様休日には出務せずして休養することが出来る。

疾病其の他已むを得ざる事由に因り、遅刻又は早退せんとするときは、豫め其の事由を具し所屬長に届出で、其の承認を受くることを要する。

過失又は不可抗力に因り遅刻したるときは、其の事由を具したる始末書を提出し、不可抗力して休養することが出来る。

に基因する場合は、之を陳明すべき書類をも添付すべきである。

超過勤務 官吏は官吏執務時間外と雖も、必要あるときは執務するの義務があり、況んや、不眠不休なる警察に於ては當然なることである。執務時間後引續き勤務に服するのを殘留勤務といふ。

警察官は又職務の性質上、休日或は休養日（後に詳説）に於ても、何時臨時に勤務を命ぜられるかも知れない。執務時間外、又は休日、若は休養日に臨時に勤務に服するを臨時勤務といふ。

殘留勤務及び臨時勤務を超、勤務といひ、超過勤務に服したる時間、四時間を超ゆるとときは超過勤務時間に應じて手當を支給せられる。

(二) 休 養

官吏は平素の勤勞に對し一定の休養を與へられる。

一般官署の休日には執務せず、慶祝日には慶祝の式典に列したる以後休養することが出來、其の他の休日に於ては出務せず休養することが出来る。

一般官吏の休日は左に該當する當日である。

(1) 慶 祝 日

元 旦 陽曆一月一日

第九課 警察の官紀

第九課 警察の官紀

二〇八

萬壽節 陽曆二月六日

建國節 陽曆三月一日

訪日宣詔記念日 陽曆五月二日

(2) 節 紀 日

春 節 陰曆正月一日に相當する日
元宵節 陰曆正月十五日に相當する日

春丁祀孔 陰曆二月上丁日に相當する日
端午節 陰曆五月五日に相當する日

中秋節 陰曆八月十五日に相當する日
秋丁祀孔 陰曆八月上丁日に相當する日

(3) 年始、歲末

陽 曆 一月二日三日、及び十二月二十九日より同三十一日迄
陰 曆 正月二日、三百及び十二月末日に相當する日

(4) 休 喇 日

日滿兩國の關係よりして、日本國の三大節（紀元節、天長節及び明治節）には事務支障なき限り、退職することを得るを例とする。

休養日

晝夜連續の勤務に服する管區勤務員、留置場看守勤務員等は、勤務状況に應じ、隔日又は三日に一日の休養を與へられる。休養日は連續勤務に服したるがために與へられる休日であつて、休養豫定日に相當して居ても、前日迄連續勤務に服しない場合には、休養を與へられず、出務して所屬長の指定する勤務に服するものとす。

一般休暇

文官は毎年二十日の休暇を與へられる。之を一般休暇といふ。一般休暇は與へられた権利ではなく、賜はるべき特典である。故に、官署の都合により與へられざる場合もあり、且つ、文官令第九十一条の趣旨に従するも、已むなき限り精勤せしめることが本旨である。

警衛補以下の一般休暇は一年を通じて十日とし此の外一年以上皆勤したるときは、一年間皆勤の者には一年毎に十日、五年間連續皆勤の者には更に十日、十年間皆勤の者には猶十日の皆勤休暇を與へられる。

休暇を賜はん者は、事由を具し、豫め届出でて所屬長の承認を受くることを要し、承認ありたる場合に於ても、官署事務の都合に依り取消されたるとときは出勤するを要する。

休暇日數の通算の場合）若は休養日（晝夜連續勤務者の場合）は休暇日數として通算せられる。

文官令第九十二條の事由あるときは特別休暇を與へられる。特別休暇を賜はんとする者は

特別休暇

第九課 警察の官紀

二〇九

第九課 警察の官紀

二二〇

其の事由を具し、所屬官署長に届出で、其の承認を受くることを要し、特別休暇を賜はるのは左の場合である。

イ 忌中休暇 子又は孫死亡したるとき賜はる休暇

ロ 忌辰休暇 父母、祖父母、配偶者又は子の忌辰に賜はる休暇

ハ 婚姻休暇 本人、子又は孫の婚姻のとき賜はる休暇

ニ 出生休暇 子又は孫の出生のとき賜はる休暇

ホ 分娩休暇 婦人たる文官、分娩の前後に賜はる休暇

ヘ 公務休暇 兵役其の他特別の公務のため、其の職務を執ること能はざる場合に賜はる休暇

ト 公傷病休暇 公務に因る傷痍疾病のため職務を執ること能はざる場合に賜はる休暇

特別休暇は出勤と看做され、缺勤とはならない。

近親者死亡したるときは出勤せず、遠慮引籠を爲し忌に服する。忌服日數は親等に依り定まつて居り、所定日數を経過したるときは、除服出仕の命令を俟たずして出務すべく、所定期間内と雖も、除服出仕の命令に接したるときは、何時にも出務するものとす。

除服出仕といふは遠慮引籠に及ばず、出務差支なしとの意である。

忌服の際は所屬官署長に其の旨届出づることを要する。

忌服

缺勤

疾病、傷痍其の他にむを得ざる事由に因り缺勤せんとする者は、豫め其の事由を具し所屬官署長に届出で、其の承認を受くることを要し、傷病に因る缺勤にして、七日を超ゆる場合には、醫師の診断書を添付するを要する。

缺勤は公務に支障を生ずるのみならず、各自の勤務成績にも關するものなるを以て、萬にむを得ざる場合の外、努めて之を避くべく、之がためには平素より攝生して、常に健體を保持することが肝要である。

(三) 居住及び移轉

警察官は所屬勤務所所在地に居住するの義務があり、許可なくして勤務地を離れることを得ない。蓋し、警察官は其の職務の性質上、何時應召しなければならないかも知れないからである。

新に任用せられたる者、又は他に轉勤を命ぜられたるときは、遅くとも左の期日内に出發し、通常の旅程に依り速に任地に赴任するを要する。

イ 任地同一省內なるときは、辭令を受けたる日より五日以内

ロ 任地省外なるときは、辭令を受けたる日より十二日以内

ハ 國外の場合二十日以内

赴任

第九課 警察の官紀

二二一

第九課 警察の官紀

二二二

此の期日は五日或は十二日以内に出發すればよいといふのではなく、猶豫するべき最大限の時日であり、通常の旅程に依りとは迂回路を執らず順路に依り、且つ途中滞在せざることの謂である。

事務引繼其の他の事由に依り右期日内に出發し得ざる事情あるときは、其の事由を具し、新所屬官署長に願出で許可を受くることを要し、途中、通常の旅程に依り赴任するを得ざる事情生じたるとき亦同様である。

着任したるときは、直に着任届を提出しなければならぬ。

警察官は勤務所所在地に宿所を定むることを要し、宿所を定め又は宿所を移轉したるときは、其の旨直に所屬長に届出することを要する。

宿所届は召集、其の他命令傳達等の必要上之を爲すのであるから、宿所届には、宿所附近の略圖を添へ、目標となるべき建物又は地物を表示し、利用し得べき電話あるときは、其の番號をも記載すべきである。

尙、宿所を管轄する派出所其の他管區擔當員にも宿所を通知し、呼出等を依頼し置くを要する。

通報人 警察官は何時召集があるやも圖られないのであるから、行先は常に家族又は宿所の管理人に

告げて外出するを要し、尙、別に通報人を定めて、家族連にて外出したる場合、又は管理人不在なる場合等の連絡を依頼するを要する。通報人は宿所を定めたると同時に之を定め、宿所届に之を記載しなければならぬ。

警察官は許可なくして勤務所所在地を離れることを得ず、他に旅行せんとするときは、其の旨所屬官署長に願出で、許可を受くることを要する。

旅行には普通旅行、家事整理、展墓、轉地療養、忌服旅行等種々の場合あるべく、休暇届、病氣缺勤届、忌服届等を提出したる場合に於ても、尙旅行願を提出し、許可を受くることを要するのである。

轉地療養には醫師の診斷書を添付しなければならぬ。

第十課 服裝及び携帶品

警察官の制服は警察官たるの身分及び其の階級を表す職服であつて、警察官は其の職務に從事中は特別なる勤務に服する場合の外、制服を着用する義務がある。制服を着用することは、又一面には権利であつて、何等の證票を所持せずして、法令に依り與へられた職權を行使することが出来、其の官職にある者之外、何人も之を濫用、又は冒用することを得ない。

警察官は所定の帽子、衣、袴を着用し、手袋、靴を穿ち、佩劍するのが正規の服装である。

一 被 服

(一) 被服及び属具

帽子には單に帽と稱せられる普通帽子及び防寒帽、夏期帽がある。

イ 帽 又、制帽とも稱せられる。制式は各階級一樣であつて官階級に依り横章が異つて居る。

ロ 防寒帽 酷寒の際に着用する。貸與品となつて居る。

ハ 夏期帽 ヘルメット型の帽子であつて、夏期交通取締専務員、其の他特殊の勤務に従事する者が着用する。

帽子

衣には冬衣と夏衣とがあり、服飾として肩章、袖章及び襟章を附す。

イ 層 章 肩章には肩章及び略肩章の別があり、肩章は普通、正肩章と稱せられて居る。

肩章は官階級を標示する代表的服飾であつて、警務司長以下十種類ある。

ロ 襟 章 立襟の兩側に附せる梅花章であつて、高等官はモール製、委任官は金屬製である。

ハ 袖 章 袖の外側に附せる暗褐色の紺線及び幹筋以上は梅花章を附す。警務司長以下十九種類あつて、官階級を標示して居る。

袴には通常袴、短袴及び各夏冬の二種があり、總てで四種となる。短袴は長靴又は脚絆使用の際着用する。

外套には甲種外套、乙種外套、防寒外套及び防水外套の四種類がある。

イ 甲種外套 防寒、防雨兼用の最も普通なる外套である。衣と同様の略肩章及び袖章を附し、階級を識別する。

ロ 乙種外套 雨等用外套であつて、襟章を以て階級官、萬任官、委任官を區別する。

ハ 防寒外套 酷寒用防寒外套であつて、甲種外套と同様略肩章、袖章を附し、階級を識別する。貸與品である。

ニ 防水外套 専ら雨等用であつて、階級を標示する服飾はない。甲、乙の二種があり、甲種は警尉補以

外 袴

下、乙種は警尉以上が着用する。

手袋は白色の物を用ひる。但し、常装の場合には黒茶又は鼠色の物を使用することを得る。

靴には短靴、編上靴、長靴及び防寒靴の四種がある。

イ 短 靴 黒色革製とし、常用及び禮装、正装の際着用する。警尉補以下は布製又はゴム製を使用することが出来る。

ロ 編上靴 常用靴にして、黒色革製又は布製とす。

ハ 長 靴 乗馬又は雨雪、泥濘の際使用す、黒色革製とし、時宜に依りゴム製を使用することを得る。乘馬用長靴には拍車を附し、拍車は簡任官は金色、薦任官以下は銀色とす。

ニ 防寒 靴 酷寒用にして貸與品である。乗馬用の際は長靴と同様拍車を附す。

脚絆には巻脚絆と革脚絆の二種がある。行軍、討伐其の他特殊の勤務に服する際、命令に依り使用する。

(二) 裝 具

装具には刀又は銃剣がある。消防に從事する警察官は手袋を携帶する。

刀は通常刀と短刀との二種である。

刀は刀身、刀柄及び刀鞘より成り、其の属具たる刀緒、刀帯を總稱する。

刀

脚

紺

手

套

靴

刀

脚

紺

手

套

靴

刀緒 刀緒は刀柄に附着する紺緒であつて、刀の使用に際し其の脱落を防止するためであり、同時に装具である。

刀緒には正緒と常緒とがある。正緒は儀禮用であり、常緒は常用の刀緒である。警尉補以下には正、常の區別がなく、正緒は薦任官は金色、警尉以上の委任官は銀色である。

刀帶 刀帶は帶革、帶留及び鉤革より成り、刀を佩用するための用具である。帶革及び鉤革の裏面は高等官は紅色、警佐、警尉は藍色の絨を用ひて官を區別し、警尉補以下には絨裏を用ひない。

短刀は水上、交通、消防、衛生等特殊の勤務に從事する者の常用佩刀であつて、刀緒を缺き、他は長刀と同様である。

銃剣は警尉補以下にして、執銃の勤務に服する者の佩刀に代はるべき装具である。

銃剣は劍身、之を收むる劍鞘及び劍柄、並に属具たる帶革とから成つて居る。

(三) 服 裝

警察官の服裁には正装、禮装及び常装の別がある。

正装は儀式、祭典等に著用し、正装を著用するのは左の場合である。

第十課 服裝及び携帶品

二一七

イ 新年參賀

ロ 國家儀式

ハ 廉典參賀

ニ 祭典參賀

ホ 任官、叙勳のため參内の場合

ヘ 一般大禮服着用の場合

ト 其の他重要公禮又は公宴參賀

禮裝は帽、衣、袴に略肩章を用ひ、刀緒は正緒とし、白色の手套を用ひ、短靴を穿つ。

イ 普通公禮又は公宴參賀

ロ 始政出處

ハ 歲暮參賀

ニ 任官、叙勳の御禮

ホ 巡閱を行ひ又は巡閱を受くるとき

ヘ 通常禮服着用のとき

ト 普通慶弔、宴會のとき

チ 自家親族其の他の賀儀葬祭

常 裝
常裝は帽、衣、袴を着用し、肩章は略肩章とし、刀緒は常緒を用ひ、手套は色物でも差支へない。靴は短靴、編上靴又は長靴を穿つ。

常裝は平常勤務の際の服装であつて、季節、勤務等に依り、特別なる物を使用する場合がある。

イ 夏衣袴 夏衣袴は六月一日より九月十五日迄の間着用す。所屬長は氣候の關係に依り其の期間を伸縮することが出来る。

ロ 短 補 脚絆又は長靴を使用する場合に着用する。

ハ 甲種外套 何れの服装の場合に拘らず雨雪の際又は防寒のため室外に於て着用するものとす。但し、極寒の期節に於ては室内にても使用することが出来る。

ニ 乙種外套 雨雪の際甲種外套の上に着用する。但し、時に依り乙種外套のみを使用することが出来る。

ホ 防水外套 雨雪の場合に限り使用するものとす。

ヘ 防寒具 防寒帽、防寒靴及び防寒外套は冬服着用の期間に限り着用することが出来る。

ト 夏期帽 夏期交通専務員其の他の特別の勤務に從事する者之を使用す。

チ 長 靴 雨雪泥濘又は乗馬の際に穿つ。

第十課 服裝及び携帶品

- リ 脚 評 行軍、討伐其の他特殊の勤務に從事する場合命令に依り使用す。
ヌ 消防服具 消防職員用として、防火帽、消防防水外套がある。此等は消防職員が消防、水防等の職務中又は演習中使用する。

(四) 服装及び容姿

警察官が制服を著用するのは警察官としての威儀である。故に被服又は装具は正規に適ひ、且つ定むる所に遵ひ著装するを要し、之に違ふものは、却て其の威儀を傷くるの結果となる。被服著用に關しては左の諸點を嚴守するを要する。

イ 肌 着 常に清潔なる肌着を用ひ、素肌にて衣袴を着用することを得ない。

ロ 下 裤 白色の清潔なる下襟を使用するを要する。

ハ 衣 袴 衣袴は損綻汚染せざる如く常に留意し、損綻したる箇所あるときは直に修繕し、汚染の箇所は拂拭するをする。職務執行に際し汚損し、修繕に堪へざるときは、其の手續を爲し、交換を受くることを得る。

ニ 鈿 鈕 衣、外套の鈿紐は常に所定の個数を備へ、脱落の處あるものは附替を爲し、勤務中脱落するがことなきを期するを要する。

ホ 頭 紼 頭紐も亦脱落するがことなきに留意し、雜沓取締、火災の現場、大風の際、若は駐歩を爲すときは之を掛け、帽子の脱落を防止するものとす。

容

姿

ヘ 手 套 清潔なる物を用ひ、屋外に於ては、之を脱するにあらずれば、執務するを得ざる場合の外脱することを得ない。

手套は之を脱したときは袴又は外套の左衣兜に納め置くものとす。

ト 靴 下 靴下を着用せずして靴を穿つことを得ない。

チ 麻下に於ける着帽 屋内と雖も廊下、階段は室外なるを以て、同一建物内に於ても、廊下に於ては帽子を着用するものとす。

リ 外套類の使用 儀式、祭典の場所、又は上官の居室内に於ては、外套類を着用することを得ない。但し酷寒の候、屋外に於て行はるゝ式典に參列の際、防寒具を使用するは此の限でない。

ヌ 外套類の携帶 外套類を携行するときは、附屬品を内に納め適宜捲縛し、其の両端を結束して左肩より右腋下に掛け、乗馬の際は後鞍に繫縛するものとす。

容姿の端正なることは威儀を保つことの要件であるのみでなく、紀律である。

イ 公席に於て上衣を脱し、又は上衣の鉤を外し、若は脱靴し、或は飲食を爲すことを得ない。

ロ 公席に出て、又は外出する際は其の都度鉤の外れたるものなきやを改むるを要する。

ヌ 襪鉤(フック)及び袴の股鉤に對しても常に留意し、其の外れたるは客姿を案すのみならず非禮である。

ハ 公席其の他公衆の目に觸るべき場所に於ては、嚴肅なる姿勢を保ち、頬杖を突き、片足を膝に載せ、

或は欠伸を爲すが如きは戒しむべき事項である。

第十課 服装及び携帯品

第十課 服裝及び携帶品

二二二

他物帶著

制服著用中は他物を制服に附著し、或は外部に露出し、又は濫に他物を携帶することを得ない。

イ 勳章、記章は何れの服装を問はず之を佩用することが出来るが、其の佩用に關しては、勳章記章佩用規程の定むる所に依る。

ロ 制服には規定ある物の外他物を附着するを得ず、儀式其の他に際し、特に命令ありたる場合は此の限りでない。

ハ 時計の鎖、其の他衣兜に收めたる物品の一部を露出せしむる等、不體裁に至ることを得ない。

ニ 色變り又は異様の眼鏡を使用するを得ず。療病のため必要あるときは、所屬長の許可を受くることを要する。

ホ 頸巻、口蓋等を使用することを得ず。但し、療病のため頸巻を使う必要あるときは許可を受くることと要し、傳染病流行の際特に命令ありたるとき、若は防疫に從事するときは口蓋を使用することを得るものとす。

ヘ 杖、傘の類其の他不體裁に至る物件は之を携帶することを得ない。

二 携 帶 品

手 帳

職務上の必携品は手帳、捕縄及び警笛であつて、名刺、認印及び非常準備金も亦、服務上必要なる携帶品である。

手帳は職務上取扱ひたる事項、其の他職務上必要なる事項を記載する記憶帳たると共に、警察官たるの身分を證明する物である。故に、手帳は服務中なると否とに拘らず、常に之を携帶し、職務に關する事項、又は職務上参考となるべき事項は、事の大小に論なく之を記述し、以て後日の證左、参考と爲すべきである。

其の記載方法は初葉より順次に月日、件名、時刻、場所、状況、措置等を記し、一事項毎に縦線を劃し、一見以て、明確ならしむべく、特に必要あるものは適宜の記號を附し置く如きも、後日索出上に至便である。

手帳には餘事、私事に亘る事項を記すべからざること勿論である。

手帳は、制服着用の場合は上衣の左上衣兜に納め置くべく、萬年筆を所持する者と雖も、必ず鉛筆を插入し置くべきである。

餘白なきに至りたる手帳は之を廢棄することなく保管すべきであつて、數年前の古手帳が重失等のことなきを要する。

手帳は之を他人に披見せしむべからず、其の保管に關しては常に意を須ひ、盜難、遺忘、遺失等のことなきを要する。

第十課 服装及び携帯品

二二四

要なる事件の鍵となり、證憑となつた事例は枚舉に違ない。

手帳は義にも述べた如く、警察官たるの身分を證明する物であるから、若し、亡失したときは、直に手續を爲し、速に手配して之が悪用を防止するの要がある。

捕縄は犯罪者等を制縛する戒具たると共に、場合に依つては、人命を救助する命の綱ともなるのである。

捕縄に損傷の箇所があり、使用中に切斷する如きことがあつては、犯罪人を逃走せしめる等、重大なる失態を惹起するのであるから、常に損傷の箇所なきよう注意するを要し、最も損傷し易いのは蛇口である。

捕縄は何時にも直に解縛し得る如く巻き、袴の右衣兜に納め、外套着用の際は、其の右衣兜に入替へる等、變に應ずるの用意あるを要する。

警笛 警笛は非常を他に知らしめる信號用具であつて、職務遂行上必要具なるのみならず、場合に依つては、自己の危険を他に知らしめ、其の來援を求める用をも爲すのである。

警笛は屢々其の發聲孔が塵屑等のために閉塞されて、其の用を爲さない場合がある。斯くては、之を携帶せざるも同様であるから、常に此の點に留意し、何時にも其の用を辨する如くあらしめ、職務の遂行に、將又、自己の危難に備ふべきである。

警笛には長さ口に達するを度とする茶褐色の紐を附し、上衣の右下衣兜に納め、紐の一端を其の鉗釘を結著し置くべく、外套着用の際は、捕縄と共に之を外套の右衣兜に納め直し、非常に際し直に使用し得るの用意あるを要する。

一般警察官が警笛を携帶するのは、上述の如く非常を他に信號し、其の應援を求める、又は警戒することが主なる目的であるが、各種演習の際に於ける命令信號としても利用せられる。定められる警笛信號は左の四種である。

イ 召 集 —— (長聲二回)

ロ 非常召集 —— —— (短聲二回長聲二回を一信號とし、之を反復吹鳴する)

ハ 非常召集信號が即ち應援要求信號となる。

ハ 懸れ始め、—— (短聲二回)

ニ 止め解散 —— (長聲二回)

名刺 名刺は官職、姓名及び所屬を標示する紙片であつて、服務上の用品であり、常に若干葉を所持するを要し、専くとも、當時五葉以上は之を携帶すべきである。

名刺の様式は白色の厚紙を用ひ、縦三寸(九厘)、横一寸七分五厘(五・五厘)の矩形とし、字體は楷書體を使用し、所屬、官職、姓名の外、之を記載することを得ず、勳位ある者は姓名に

冠して記載することが出来る。様式は左圖の如くである。

(大物實) 一寸七分五厘(五・五兩) →
吉林省長春縣卡倫警察署
長春縣警長 王 永 年

↑	三寸(九 兩)	↓
---	------------	---

イ 姓名は三號活字大とし、其の他は五號活字大とす。
ロ 所屬名にして字數多きものは二行となるも差支へない。

ハ 蒙系、露系官吏にして個有の文字あるものは其の裏面に原字にて記載するが便利である。
認印は簿冊、文書等に押捺して其の責任を明にする服務上の必須品である。

認印の大さは大に失せず、過小ならず、概ね直徑三分六厘(一・二兩) 大の圓形、又は天地の徑四分二厘(一・四兩) 大の橢圓形を可とし、字體は様字の如きは之を避け姓又は姓名を明

瞭に刻したる物を使用すべきである。

非常準備金

警察官は勤務の都合上、豫定の退廳時又は交代時に、退廳若は交代し得ざるのみならず、何時不時の出動あるやも圖られず、常に、非常の際一時其の用を辨するに足る現金を携帶するを要し、之を非常準備金といふ。非常準備金は専くとも一圓とし、小使とは別に封筒等に納め、衣の内衣兜等に藏し置く等、如何なる場合にも小使と混淆すべからず、恰も農夫が空腹に堪へても、種子を春耕に備ふると同様の心構が必要である。

此等の携帶品及び非常準備金は服務中は勿論、非番、休日等の際、他出す場合に於ても携行すべく、蓋し、警察官は何時職務を執行せざるべからざる場面に逢著するやも圖られず、亦斯る場合に職務に關し意外の重大なる見聞を爲す場合があるからであつて、是職務に忠實にして、念頭常に職務ある眞に王道の警察官たる所以である。

三 給與品及び貸與品

警尉補以下に對しては、被服、屬具及び職務上の必携品を支給、又は貸與せられる。此等の制度は當分の間警佐、警尉に對しても同様に準用せられて居る。

給與品の品目、員數、支給期日及び使用期間は左表の如くである。

給與品

第十課 服裝及び携帶品

三三七

第十課 服裝及び携帶品

三八

品目	員數	支給期日		使用期間
		年	月	
帽子		年	五月三十日	
冬衣		年	九月十五日	
夏衣		年	五月三十日	年
冬靴		年	九月十五日	年
夏靴		年	五月三十日	年
手袋		年	五月三十日	年
靴下		年	五月三十日	年
冬衣		年	九月十五日	年
夏衣		年	五月三十日	年
靴下		年	五月三十日	年
冬靴		年	九月十五日	年
夏靴		年	五月三十日	年
手袋		年	五月三十日	年
靴下		年	五月三十日	年
冬衣		年	九月十五日	年
夏衣		年	五月三十日	年
靴下		年	五月三十日	年
冬靴		年	九月十五日	年
夏靴		年	五月三十日	年
手袋		年	五月三十日	年
靴下		年	五月三十日	年
冬衣		年	九月十五日	年
夏衣		年	五月三十日	年
靴下		年	五月三十日	年
冬靴		年	九月十五日	年
夏靴		年	五月三十日	年
手袋		年	五月三十日	年
靴下		年	五月三十日	年
冬衣		年	九月十五日	年
夏衣		年	五月三十日	年
靴下		年	五月三十日	年
冬靴		年	九月十五日	年
夏靴		年	五月三十日	年
手袋		年	五月三十日	年

新任者に對しては帽子、冬衣袴、夏衣袴、夏冬短袴は各二組又は二著を支給せられる。下襟、夏冬肌着、手套及び靴下は當分の間支給せられず各自の自辦である。

被服製用 制服を著用せざる特別勤務に服する者は、被服の使用期間満了後は、其の代料を支給せられる。新任者にして特別勤務に服する者の初度支給被服類は一組又は一著とし、其の期間満了と共に代料を以て支給せられる。

期間満了せざる被服は、其の制服を著用せざる勤務となりたる日より、被服使用期間迄の期間之を襲用し、儀式其の他のため制服著用を要するとき之を使用するものとす。襲用期間満了後制服着用を要するときは、臨時に貸與せられる。

靴は代料を以て支給せられ、下襟、夏冬肌着、手套及び靴下を支給せられる場合も亦代料を支給せられる。其の他制服を著用せざる特別勤務者に支給せられる被服代料等は總て月額とし、毎月俸給と共に支給せられ、在職一月に満たざる場合は日割計算とす。

代料の月額は左表の如くである。

第十課 服装及び携帶品

1110

階級別	品目	員数
警佐	夏冬手靴	一〇〇
警尉	夏靴	一一〇
警尉補	冬靴	一一〇
警長	冬靴	一一〇
警士	冬靴	一一〇

要

十月より翌年五月迄

六月より九月迄

階級別	品目	員数
警佐	夏冬手靴	一〇〇
警尉	夏靴	一一〇
警尉補	冬靴	一一〇
警長	冬靴	一一〇
警士	冬靴	一一〇

貸與品

貸與品の階級別品目及び員数は左表の如くである。

階級別	品目	員数
警佐	夏冬手靴	一〇〇
警尉	夏靴	一一〇
警尉補	冬靴	一一〇
警長	冬靴	一一〇
警士	冬靴	一一〇

階級別	品目	員数
警佐	夏冬手靴	一〇〇
警尉	夏靴	一一〇
警尉補	冬靴	一一〇
警長	冬靴	一一〇
警士	冬靴	一一〇

階級別	品目	員数
警佐	夏冬手靴	一〇〇
警尉	夏靴	一一〇
警尉補	冬靴	一一〇
警長	冬靴	一一〇
警士	冬靴	一一〇

階級別	品目	員数
警佐	夏冬手靴	一〇〇
警尉	夏靴	一一〇
警尉補	冬靴	一一〇
警長	冬靴	一一〇
警士	冬靴	一一〇

階級別	品目	員数
警佐	夏冬手靴	一〇〇
警尉	夏靴	一一〇
警尉補	冬靴	一一〇
警長	冬靴	一一〇
警士	冬靴	一一〇

階級別	品目	員数
警佐	夏冬手靴	一〇〇
警尉	夏靴	一一〇
警尉補	冬靴	一一〇
警長	冬靴	一一〇
警士	冬靴	一一〇

階級別	品目	員数
警佐	夏冬手靴	一〇〇
警尉	夏靴	一一〇
警尉補	冬靴	一一〇
警長	冬靴	一一〇
警士	冬靴	一一〇

階級別	品目	員数
警佐	夏冬手靴	一〇〇
警尉	夏靴	一一〇
警尉補	冬靴	一一〇
警長	冬靴	一一〇
警士	冬靴	一一〇

備考

イ 標章及び衣鉢は夏冬衣各一着毎に一組、袖章は夏冬衣、甲種外套各一着毎に一組とす。

ロ 防寒外套は頭巾及び袖章附とし、帽寒帽は帽章附とす。

執銃の警尉補以下に對しては刀、刀緒、刀帶に代へ銃剣一口、帶革一筋を貸與せられ、騎馬

第十課 服裝及び携帶品

一三三

勤務者に對しては、拍車を貸與せられる。

給與品の保存
給與品にして、其の使用期間中は之が使用保管に留意し、苟くも毀損亡失等のことあるべからず、被服類は使用期間満了後と雖も、任意に處分することを得ず、之を返納するを要する。初度支給として被服類を同種の物二着宛を支給せられるのは、一着は常用とし、一着は儀禮等の場合に着用せしめんがためである。蓋し、制服は其の肩章を代ふるのみにて、大禮服にも代はり、如何なる廉ある場所にも臨み得る服裝であるが、其の常用する物は平素の勤務が劇務なるがため、汚損するを免れず、其の不體裁なる物は威嚴に觸するのみならず、非禮ともなるからである。故に、一着は廉ある場合に着用する晴着として、新品の狀態にて保存し置くを要する。

被服類は支給と使用期間との關係上、常に左の着數が支給せられることとなつて居る。

品目	區別	初 年 度		
		給 支	期 滿	在 現
帽		二 年 度		
		給 支	期 滿	在 現
子		三 年 度		
		給 支	期 滿	在 現
子		四 年 度		
		給 支	期 滿	在 現
子		五 年 度		
		給 支	期 滿	在 現

冬	春	夏	秋	冬	春	夏	秋	冬	春	夏	秋
上	短	短	衣	衣	紳	靴	靴	套	袴	袴	袴
脚	長	短	編	外	外	夏	冬	冬	夏	短	上
備考	夏衣袴は布製の場合とす。										

警察官退職、又は警察官以外の官に轉官したときは、給與品にして期限未経過の給與品及び貸與品は之を返納することを要し、死亡したときは其の遺族より返納するものとす。

警察官として他に轉勤するときは期限未経過の給與品は之を返納するを要せず、貸與品にして保管を轉換せらるべき物も亦同様である。

貸與品及び使用期限内にある給與品にして、公務執行のため毀損したときは無償にて再交付せられるが、過失にて毀損又は亡失したときは相當代價を辨償することを要する。

代價の辨償

返納

第十一課 禮式及び呼稱

一 禮 式

禮は五常の一にして、人の行ふべき外形上の秩序であり、同時に心裡に存する尊敬心の顯現である。即ち、禮は心の體であつて、心に尊敬なき者の禮式は、唯、形のみの空虚なる動作たるに過ぎない。

警察禮式は上下互に其の分を守り、衷心より尊敬し、愛撫するに因り存する所であつて、敬愛の念溢れて、外に現はれた容である。故に、行禮者は衷心より敬ひ、受禮者は欣んで之に應ふる所に上下の和親があり、上下の序がある。敬禮を忽諸にする者は、即ち縱に禮を破り、統制を棄り、紀律團體たる警察の節度を冒瀆する者である。

警察官は制服を着用したるときは、警察禮式の定むる所に依り、敬禮を行ふの義務があり、敬禮は之を受くる者、行ふ者、行ふ場所、行ふ場合に依り其の方式を異にして居る。

(二) 禮式の種類

禮式は室内的敬禮、室外の敬禮、部隊の敬禮及び船舟の敬禮に區別され、其の受くる者に依り、皇帝に對する敬禮、上官に對する敬禮の別がある。

最 敬 禮

室内に於ける皇帝に對する敬禮を最敬禮といふ。

最敬禮は不動の姿勢にて、先づ受禮者に注目し、次に上體を約四十五度前方に傾け、頭を正しく上體の方向に保ち、手は之を自然に垂れ、手掌を内面にし、中指が袴外側の縫目にある如くし、軽く股部に接せしめる。

帽を持つときは右手の拇指と示指とにて其の前庇を摘み垂直に提げ、帽の内面を股部に對せしめる。

室 内 の 敬 禮

室内的、敬、禮は受禮者に面し姿勢を正し、眼は敬禮すべき者に注目し、上體を約十五度前方に傾け頭を正しく上體の方向に保ち、手は之を自然に垂れる。兩手の垂れ方、帽子を持つ場合の提升方は、最敬禮の場合と同様である。

居室、事務室、應接室、會議室、船室等は室内とし、廊下、階段、廚房、汽車、電車等は室外とする。

學 手 の 禮

學手の禮は、受禮者に面し姿勢を正し、右手を擧げ、諸指を接して伸ばし、示指と中指とを帽の前庇の右側に當て、手掌を稍前方に向け、肘を肩の高さに齊しくし、頭を受禮者に向け注

第二課 禮式及び呼稱

三三六

目し、左手は之を自然に垂れ、手掌を内面にし、中指が袴外側の縫目の部位にある如く軽く接せしめる。

舉手の禮は徒手の場合、又は武装して乗馬せる場合之を行ふ。
注目(の禮)は受禮者に注目するのみにて舉手を行はず、物品を携へ、又は舉手の禮を行ふ能はざる場合之を行ふ。

舉手、捧銃又は注目(の禮)の場合に於ける日迎又は日送は、常に眼珠が正位にある如く上半身を之に伴ひ轉ずるものとす。

捧銃(の禮)
右手を以て銃を上げ、身體の中央前に持ち來り、銃身を後にして之を垂直に保ち、同時に左手を以て木被の下部に接して銃を握り、拇指を銃床に沿ふて伸し、前臂を殆ど水平にし、兩上膊を輕く上體に接せしめ、受禮者に注目(する)。

捧刀(の禮)
肩刀せる刀を面前に上げ、其の正面を顔の中央に對せしめ、鎧を口の高さに齊しくし、肘を自然に體に接し受禮者に注目(する)。

三節(の禮)
捧刀の姿勢より右臂を全く伸し、刀を右前方斜に下げ、刀背を右にして刀身の正面が前方に向く如く爪を上にして、拳を稍下方に枉げ、頭を向けて受禮者に注目(する)。

頭右(左)
受禮者に對し、頭を右又は左に向け注目(する)、部隊の場合には、指揮者の「頭右」又は「頭

左」の號令にて之を行ふ。

部隊といふのは、人員の多寡に拘らず、隊伍を組みたるもの指稱する。

船舟(の禮)
汽船の禮、進行を止め、船員は甲板上適宜の場所に整列して敬禮を行ふ。

帆船の禮
總帆を下し進行を止め、總員起立して敬禮を行ふ。

船舟(の禮)
進行を止め總員起立して敬禮を行ふ。

端艇(の禮)
櫓手は一齊に櫓を立てゝ受禮者の方向に頭を向け注目(する)。一人にて二挺の櫓を操るときは、受禮者の側の櫓を立て、他は之を收める。櫓を立て得ざる構造の端艇にありては櫓を上げ、櫓手の外は全員起立して敬禮を行ふ。

(二) 帝室に關する行禮

室内に於ては皇帝に對しては最敬禮を行ふ。

皇帝に拜謁する場合に於ては、右手の拇指及び示指にて帽子の前庇を摘み脱帽し、帽の内方を股部に接して提げ、御室外に停止し、玉座に向ひ室内の敬禮を行ひたる後、室内に入りて再び室内の敬禮を行ひ、進みて玉座の六歩手前に停止して最敬禮を行ふ。終りたるときは玉座に面したる儘、翼の停止位置迄退歩停止して室内の敬禮を行ひ、更に退歩して室外に出で、室内の敬禮を行ひたる上退去する。

拜

謁

第一課 禮式及び呼稱

三三七

途上に於ける皇帝に對する行禮には左の場合がある。

(1) 徒手の場合 前駆通過の稍以前より鹵簿の通路に面して停止し、鳳策が側方約八步の前方路上に差かりたるとき舉手の禮を始め、他方約八步の前方路上を御通過する迄其の姿勢にて目送する。

乗車の場合には直に下車し、之を行ふ。

(2) 乘馬の場合 乘馬の儘道路の一側に停止して道路に正面し、鞭(きづな)を縮め、馬首を擧げ、前項に準じ舉手の禮を行ひ目送する。

(3) 執銃の場合 執銃の場合は、徒手の場合に準じ執銃の禮を行ひ目送する。

(4) 部隊の場合 部隊行進中なるときは直に道路の一側に停止し、部隊停止間なるときは其の位置に於て、隊列の側方約三十歩の前方に鳳策差かりたる際敬禮を始め、隊列の他方十五歩の前方を御通過ありたるとき直る。

武裝部隊なるときは「氣を著け」の號令の後、「捧げ銃」又は「捧げ刀」の號令を爲し、部隊に屬する薦任官以上は刀の禮を行ひ、目迎、目送する。

普通部隊なるときは「氣を著け」の號令の後、「頭右」又は「頭左」の號令を爲し、薦任官以上は刀の禮を行ひ、目迎、目送する。

(5) 水上の場合 皇帝乗御の船舟に遇ひたるときは、船舟の進行を止め、其の船舟を去る約三十米の所に於て敬禮を始め、約三十米を過去る迄、其の姿勢を保つものとす。

勅使に對しては、公式の場合に限り、皇帝に對する敬禮に準じて之を行ひ、非公式の場合には上官に對する行禮の例に依る。

御容に對しては最敬禮を行ひ、遙拜の場合も亦最敬禮を行ふ。

遙拜(禮及び敬禮)及び
御容に對する行禮の例に依る。

御容を拜するときは、通常御容を距る六歩前の所に於て最敬禮を行ひ、其の儘二三歩退歩したる後退去するものとす。

御容奉安所に對しても敬禮を行ひ、御容奉安所に入りたるときは、最初に奉安所に向つて敬禮を行ふべきである。

詔書奉讀の際は、起立して姿勢を正し、頭を垂れて上體を稍前方に傾け、終始敬禮を行ふ。

帝室に關する謹話は聽く際は、姿勢を正し、嚴直なるを要する。

日本國天皇に對しては皇帝に對する例に依る。日本國皇族に對しては皇帝に準じて敬禮を行ひ、日本國の勅使に對しても亦勅使に準ずる。

一般外國の元首及び皇族に對する敬禮は、公式の場合には皇帝に準じて行ひ、非公式の場合には上官の例に依る。

一般外國の元首及び皇族に對する敬禮は、公式の場合には皇帝に準じて行ひ、非公式の場合には上官の例に依る。

第十二課 禮式及び呼稱

二三九

第一課 禮式及び呼稱

二四〇

(三) 旗章、國歌に對する表敬

軍旗に對しては敬禮を行ふ。但し、上覆を附したる場合は此の限でない。
日本國軍旗に對しても亦同様である。

式場正面に掲出しある等、廉ある國旗に對しては敬禮を行ひ、國旗を背にして祝辭等を述べる場合には、先づ國旗に向つて敬禮を行ひ、然る後之を行ふべきである。

儀式等の際に於て、國旗掲揚中は不動の姿勢を持つるものとす。

國

國歌の合唱は國民たるの矜であり、感激である。國歌合唱の際は之に和して大聲に而も嚴肅に合唱し、國歌の吹奏を聞くときは、威儀を正すを要する。日本國國歌に對しても亦同様であり、其の他の締盟國の國歌吹奏の際も亦威儀を整ふべきである。

(四) 神佛、靈柩に對する拜禮

神佛に對しては拜禮を行ふ。拜禮は場所の如何に拘らず、脱帽し最敬禮に準じて之を行ふものとす。

靈柩・葬列の通過中は姿勢を正し、靈柩に對しは拜禮を行ふ。

死者・遺骨

其の何たるに拘らず、警察官は死者遺骨に對し拜禮を行ひ、行旅死亡人、犯罪に因る死者に

對し、職務上之を措置するに當つても、先づ拜禮し、其の取扱に禮を失することがあつてはならぬ。是、王道警察官たる者の至誠の發露である。

(五) 上官に對する表敬

警察官は上官に對しては敬禮を行ひ、上官は之に答禮するものとす。上官は事宜に依つては注目を以て答禮に代へることが出來、其の他下官は常に上官に對して敬意を失せざることに留意するを要する。

上官といふのは、直接指揮監督の權を有する者は勿論、之を有せざるも、上級の官職にある者總ての謂である。

入室 室内に入るとときは、執銃したる場合の外、室外に於て帽子及び外套を脱するを例とす。但し外套上より拳銃を掛けたる場合の如きは外套を脱するを要しない。

下官、上官の居室に入らんとするときは、先づ扉を敲き、其の應諾を得て開扉し、開放せらるる場合に於ては其の認諾を得、然る後入室するものとす。室内に入りたるとときは上官の席を距る通常約三歩前の所に於て敬禮を行ひ、其の居室を去るとき亦同様である。

同室に上官二人以上あるときは、先づ、入口に於て最上級者に向つて敬禮を行ふことを要し、其の去るととも亦出口に於て之を行ふ。

第一課 禮式及び呼稱

二四一

第一課 禮式及び呼稱

辭令書等の
受領

辭令書其の他廉ある物を受領する場合は、佩刀を爲し、服裝を整へ、帽子は右手の拇指及び示指を以て其の前底を摘み、内面を股部に向けて提げ、入室の例に依り、上官の前に進み敬禮を行ひ適宜前進する。上官より交付の動作あるときは、帽子を左脇に挾み、右手を以て之を受け、左手を副へて披見し、直に之を左手に持ち、帽子を右手に移し、舊位置に後退して敬禮を行ひ、退出又は自席に復するものとす。

執銃の場合には受領は左手を以て爲し、披見を要する物なるときは、銃を體に托し、右臂を以て之を支へ、右手を副へて披見する。騎銃の場合には銃身を右にし、負革を右臂に掛けて其の動作を行ふ。

廉ある場合は、上官に面して正しく前進又は後退し、或は右向け、左向けの行進を行ひ、斜行せざるものとす。

上官より命令を受け、又は上官に陳述を爲し、若くは書類其の他物品を提出し、或は上官より物を受領するときは、入室の例に依り、上官の面前に到り敬禮を爲し、適宜前進して之を爲すものとす。

返簡又は領收書等を受くる場合は敬禮を行ひたる位置に復して之を待ち、受領するときは再び前進して之を受領し、退出の例に依り室外に退去するものとす。

命令の受領
報告又は物
品の授受

室外に於て命令の受領又は報告、若は物品受授のため、上官の許に到るとときは、之を距る約六歩前にて、舉手又は挿銃の禮を行ひ、室内の場合に準じ、前進して之を行ふ。

乗馬中なるときは、敬禮を行ひたる後下馬して之を行ひ、上官乗馬なるときは、又は傳令勤務の場合等にして上官の許あるときは下乗するに及ばない。

上官の臨場
上官室内に入りたるとときは、各自起立して敬禮を行ひ、時宜に依つては、最初に之を知りたる者「氣を著け」の注意を與へ、在室中の上席者に於て號令し、一齊に各其の位置に於て敬禮を行はしめる。上官、室を退出するとき亦同様である。

同一場所に於て執務する上官に對しては、登廳及び退廳の場合の外、入室の際の敬禮は之を省略するものとす。

巡閱、點檢、視察等廉ある場合に於て上官臨場の際は、指揮官又は高級者に於て全員をして姿勢を正さしめ、臨場の最上級の上官に對して敬禮を行ひ、其の退去するときは亦同様である、屋外に於て停止中、又は休息中、上官近付きたるとときは、直に姿勢を正し、或は起立して敬禮を行ふ。

下官休息の姿勢にあるときは、上官より指名せられたるとときは、直に起立し、又は不動の姿勢を執り、上官の談を聽取し、若し、應答を要するものなるときは、其の姿勢にて應答するを要

第一課 禮式及び呼稱

する。

特に上官より其の儘聽取、應答すべき旨の命令ありたるときは、それに及ばず。

上官との對談上官と公務を談ずるときは、起立して姿勢を正したる上爲すを要する。但し、上官の許諾ありたるときは起立するに及ばず。

上官の答禮上官の下級者に對する答禮は、其の儘の姿勢にて行ふことを得るも、廉ある挨拶を受くるときは起立するを例とす。

上官との同席上官と同席する場合は、上官が着席又は着坐したる後、下官着席又は着坐す。

下官は上官より先に食卓に就き、若は喫煙を爲さず。若し、上官喫煙を爲さざる者なるときは、其の許諾ありたるとき喫煙することを得るものとす。

上官と同行上官と同行するときは、其の左側、又は後方に就くを例とす。但し、誘導する場合には誘導者は上官より先行するを要する。

上官と同行中、用務のため上官より先行し、又は後方より來り上官に先行せんとするときは、其の旨を告げたる上、先行するものとす。

車馬同乗自動軍又は馬軍に同乗の際は、乗車のときは上官を先とし、降車のときは下官を先とす。車内に於ける坐席は上官を右側とする。

船舟乗降上官と共に船舟に搭乗するときは、上官を先とし、艦船に移りたるときは、上官を先にす、艦船より端艇に移乗するときは、下官を先とし、上陸の際は上官を先とす。

行禮上官は上官たることを覺知したるときは、場所の如何、服装の如何に拘らず、敬禮を行ひ、上官二人以上同一場所にある場合は、先づ其の上級なる者に行禮し、其の儘の姿勢にて他の上官に注目する。此の場合の答禮は、上官中の最上級者のみ之を行ひ、他は答禮を行はない。

行進中上官に行進し、又は上官の傍を通過せんとするときは、姿勢を正し、舉手の禮を行ひ、上半身は注目中、眼球が正位にある如く徐に轉向するものとす。

執銃行進中の場合は、歩調を取り、「頭右」又は「頭左」を行ふ。

乗馬の際、駆歩又は速歩行進中のときは、常歩に移し、受禮者に對して舉手の禮を行ひ、乗車中は其の儘姿勢を正し、舉手の禮を行ひ。自轉車に乗車せるときは、單に注目の禮を以て代ふることを得る。

狹隘なる通路、橋梁、廊下、階段等にて上官に出會したるときは、停止して敬禮を行ひ、其の通過を待つことが禮である。

上官の傍を通過するときは、上官が注視せると、氣附かざると拘らず、敬禮を行ふものとす。

第十一課 禮式及び呼稱

二四五

第二課 禮式及び呼稱

二四六

執銃停止中に於て上官を認めたるときは、受禮者薦任官以上又は所屬警察署長なるときは挙銃の禮を行ひ、其の他は立銃の儀姿勢を正し、受禮者に對し注目の禮を行ふものとす。

階級の識別困難なるときは、上下を論ぜず互に敬禮を交換すべきである。

停止行禮

警尉補以下の階級にある者は、其の所屬直系の長官、又は之に準ずる者に對しては、行進間に於ても停止して敬禮を行ふものとす。

警尉以上の階級にある者が、停止敬禮を行ふも差支へはない。

部隊に對する敬禮は、其の指揮官に對して行ひ、指揮官のみ之に答禮する。

隊伍相遇ふときは、其の指揮官の階級に従ひ相當の敬禮を行ふものとし、隊伍は其の指揮官より上位の上官を認めたるときも亦相當の敬禮を行ふものとす。

部隊の停止間の敬禮は、指揮官警尉以上なるときは、三節の禮、警尉補以下の場合は捧刀の禮を行ひ、列員は頭右（左）又は注目を行ひ、部隊行進中なるときは、速歩行進に移したる後其の禮を行ふ。

演習、點檢等を終り、部隊を解散する場合は、指揮官より「解れ」の號令ありたるとき、列員は舉手又は立銃の儀敬禮を行ふものとす。

船舟の行禮

上官に對しては指揮官のみ起立して敬禮を行ひ、敬禮を要すべし船舟に對しては、其の船舟

を去る約十五米の所に於て敬禮を始め、過去る迄其の姿勢を保つものとす。

上官の乗組みたる船を乘越え、又は其の前を横断するときは、適宜敬禮を行ひ通過し、夜間は特に命令ある場合の外、船舟の敬禮は行はない。

（六）敬禮の交換

同僚は互に敬禮を交換するものとす。同僚間の行禮は友誼の表顯たると共に、紀律團體の紀律であり、其の行はれる所に警察の節度があり、威信が保たれる。

憲兵、鐵道警察官等は所屬系統を異にするも、同様に國家の警察務に從ふ官吏であるから相互に敬禮を交換して敬意を表すべく、是、警察官が紀律團體員たる所以である。

（七）行禮省略の場合

左の場合に於ては相互に敬禮を行はざるものとす。

- （1）警衛、護衛勤務中なるとき
 - （2）囚人、被疑者等押送中なるとき
 - （3）消防其の他特に注意を要する職務の執行中なるとき
 - （4）職務上他人に隨從するとき
- 尾行、視察其の他特殊の勤務に服務中の私服員に對しては、敬禮は行はない。蓋し、此等の

第一課 禮式及び呼稱

二四七

勤務は、警察官たることを他人に知らしめざることが重要な使命であるからである。又儀式、祭典に列したるときは、式典のためにする拜禮の外、式典執行中は敬禮を行はざるものとする。

二 呼稱

日語の場合

警察官は上官に對しては、其の直接たると間接たるとを問はず、其の官職名の語尾に特任官又は専任官にありては「閣下」、薦任官以下にありては「殿」の敬稱を用ふる。例へば、某省警務廳長閣下、某警察署長殿、といふが如きである。普通に稱呼するときは單に「廳長閣下」「署長殿」と稱するを例とし、第三者に對して稱するときは、其の姓を冠し「大山廳長閣下」、「王警佐殿」等と稱する。

公文書の宛名には専任官の場合に於ても「殿」を用ひ、敬稱を使用しないのが例である。同僚又は下官に對しては姓を冠し其の官又は職を稱呼する。

呼稱に關しても警察官に限らず、警察務に從事する總ての警察職員に準用せられる。

満語の場合

満語を使用する場合には官職のみを稱し、敬稱を使用しない。

第十一課 教練及び練武

一 警察教練

警察教練は警察基本教練、警察乗馬教練及び警察戦闘教練の三種である。警察教練の目的は、警察が統制ある團體として井然たる行動を執り得ること、及び實力機關として其の能力を發揮するために、心身の鍛冶、部隊行動の演練、並に戦闘行動の習熟を期することにある。

(一) 警察基本教練

基本教練は警察官吏を訓練して、諸制式、諸法則に習熟せしむると共に、堅質なる警察精神と體力とを鍛練し以て嚴正なる規律を練成し、不屈不撓の精神を涵養して警察諸般の要求に適應せしむることを以て目的として居る。故に教練は常に反覆練習し、練磨、熟達するを要諦とし、若し、一應の習得にて甘んずるが如きあらば、教練の精神、目的を解せざるものであつて、益々演習し、益々練磨する所に教練の目的があるのである。

基本教練を分つて各個教練、部隊教練の二種とす。

第十二課 教練及び練武

第二課 教練及び練武 二五〇

各個教練 各個教練は更に佩刀教練及び執銃教練に分たれる。各個教練の目的は各員の姿勢、習癖を匡正し、諸法則に習熟せしめ、動作の敏活、正確を期すると共に、規律的行動を練成し、心身を練磨し、部隊教練の確固たる基礎を作るにある。故に各個教練の演練、習熟なくして、部隊教練の圓熟、井然を求むることは恰も木に倚つて魚を求むるの類である。

(1) 佩刀教練 佩刀教練に於て習熟する事項は、不動の姿勢、拔刀及び收刀、轉向、行進中の轉向及び禮式、物品授受の練習等である。

(2) 挟銃教練 執銃教練には小銃教練、拳銃教練の別があり、執銃中の姿勢、動作及び銃の操法に習熟するを以て其の主なる目的とす。

小銃教練に於ては不動の姿勢、握銃及び立銃、著剣及び脱剣、弾薬の装填及び抽出、射撃、行進、突撃並に執銃中の禮式及び物品の授受等を練習する。

拳銃教練は大型拳銃、小型拳銃に依つて其の取扱が二様でなく、習練する事項は執銃の動作、銃の操作である。

部隊教練は部隊運動に練熟すると共に、服従、協同の精神を涵養し、部隊として如何なる場合に於ても、部隊長の意圖に従ひ、一致團結して警察精神を發揚し、部隊行動の目的を達成し得る如く練成するを以て目的とし、分隊教練、小隊教練、中隊教練及び大隊教練の四種とす。

(1) 分隊教練 分隊教練は部隊教練の根幹であつて、部隊教練の練熟は之を分隊教練の練成に依つ。編組

成、隊形は小隊教練に準じ、抑伍列、導導を除きたる隊形にて分隊長をして指揮、演習せしめる。

(2) 小隊教練 小隊教練は通常三十人乃至五十人を以て編隊し、隊形、整頓、隊形變換、行進、方向轉換、行進中の隊形變換、解散及び集合を練習し、執銃部隊に於ては射撃、又銃及び解銃の練習を行ふ。

(3) 中隊教練 中隊は通常三箇小隊を以て編隊し、中隊教練は中隊隊形を以て教練を行ふ。練習事項は整頓、行進、方向轉換及び隊形變換等である。

(4) 大隊教練 大隊は通常三個中隊を以て編成し、大隊教練は大隊隊形を以て教練を行ひ、整頓、行進、方向轉換等を習熟するものとす。

(二) 警察乗馬教練

警察官は其の職司上馬術に習熟し、必要に應じて乗馬に依つて敏速なる行動を爲し、或は乗馬の利點を發揮して、警察上の目的を遂行し得るの能力あるを要する。

乗馬教練に關しては、未だ之が準則の定めなきも、演練すべき事項は馬匹の取扱及び其の調教、乘馬術並に編隊運動とし、人馬一體、鞍上人なく、鞍下馬なきの練達を期するにある。

(三) 警察戦闘教練

戦闘教練は警察の職司に鑑み、其の各個たると部隊たるとを問はず、苟くも、戦闘に際して

第十二課 教練及び練武

第二課 教練及び練武

二五二

は敵の状態に即應し、地形、地物を利用して、或は行進し、或は停止し、或は射撃を行ひ、機知するや敢然突撃を遂行し、以て敵を屈伏せしむるの攻撃精神を養ひ、如何なる場合に於ても、常に自ら確固たる信念を以て戦闘し得る能力を養成し、併せて困苦窮乏に耐ふるの耐忍力を鍛磨するを以て目的とする。戦闘教練は各個教練及び部隊教練に分たれる。

各個教練 各個教練は各個の戦闘行為の習練を以て目的とし、部隊は各個の編成であるから、各個が之に練熟することが、即ち部隊の機動力、戦闘力を強大ならしめる所以であつて、戦闘行動の基礎を成して居る。

各個教練に於て習練する事項は射撃、運動、運動と射撃との連繋及び突撃である。

部隊教練 部隊教練は如何なる場合に於ても部隊長の意圖に従ひ、一致團結して能く攻撃精神を發揮し、常に戦闘の目的を達成する如く練成するを以て目的とする。

部隊に於ける戦闘教練の基本的教練は散開、集結及び援隊とし、綜合的教練としては攻撃及び防禦である。

(1) 攻撃 攻撃は索敵及び警戒の處置を講じ、地物及び地形を利用して敵に接近し、敢然攻勢に出でて敵を撃滅するにある。攻撃教練は戦闘のための前進、火線構成、火線の運動、射撃及び突撃とす。火線とは銃火を以て戦闘する戦線の謂である。

(2) 防禦 防禦は陣地に倚り、敵を陣地前に撃滅し、或は之を陣地の前方に拒止することに努め、飽く迄陣地を確保、堅持するものとす。

防禦教練に特有なる教練は陣地の構築、偽裝等である。

二 練 武

警察官は文官ではあるが、職務の性質上、文武共に練達の士にあらざれば、其の使命を遂行することを得ない。故に練武は警察官たる者の精進すべき術科である。武技に對し自信を得ることとは、益々其の心膽を榮光にし、事に面して動せず、自ら沈毅に對處して事を過まさらしめるのみならず、兎暴の徒の干犯に對して克く自他を防衛し、以て職責を全うするを得る。

(一) 武 器 愛 護

警察官が職務上携行する武器は刀剣及び銃器である。此等の武器は兎暴の干犯を防遏し、有事の際は護身托命の要具であり、且つ警察官たる者の魂である。故に之を愛すること子の如く、之に倚頼すること友の如く、之が手入れ、保全及び保管には細心の注意を拂ひ、苟くも其の取扱にして粗略があつてはならぬ。

第十二課 教練及び練武

二五三

若し、之に因つて過誤を生じ、或は他人に渡りて殺傷の具に供せられる如きことあらば、身、之が防止に當ることを職司とせる者として、責任之より大なるはなく、其の責は何物をも之を償ふことを得ないであらう。

武器を愛護すること、是武を尙ぶの所以であり、武技に練達する第一の要件である。

刀は一般警察官が常に携行する武器なると共に、制服を着用する者の装具である。之を常時佩用する所以は、護身托命の具なると共に、身、常に戦士たるの氣魄を堅持し、以て其の威嚴を保ち、不逞の徒をして乘ずる隙なからしめんがためである。

刀身は携帯者的心と共に、常に秋水の如くあるべく、鍔を生ぜしむる如きは警察官たる者の恥辱である。刀鞘も亦鍔を生ぜしむる如きことあるべからず。雨滴、泥土等の附着したるときは直に拂拭するを要する。

鯉口の留、緩みたる物は直に修繕すべく、雜沓取締に從事する場合、或は叢林中に分け入る場合の如きは、麻紐等を以て鍔と刀環とを結束し、刀身の脱落を防止すべきである。

刀の置場所に關しては、常に細心の注意を拂ひ、公邸、私宅等に於ても、何人も自由に出入し得る場所、又は外來者の手近なる場所に擱置すべからず。就寝の際は枕邊に置き、苟くも、盜難に罹る等の如きことなきは勿論、不覺なきを期するを要する。刀の所藏に關する不注意よ

り兎徒、狂人の慘劇の具となりたる事例は乏しくない。

小銃 剣
小銃劍は執銃勤務に服する者の刀に代はるべき裝具であつて、之が手入、取扱は刀と同様である。

小銃は常に手入を爲さざれば、其の性能を維持し、命數を保つことを得ず、之を忘ることは職務に忠實ならざるのみならず、己が生命をも輕んずる者である。

銃器取扱の過誤より生ずる不詳事も亦、稀ではない。故に、如何なる場合にも實彈の装填しある物と心得て之を取扱ふを要し、然らざれば思はざるの過誤を招くことがある。

執銃の勤務に服する者の所持する物を除き、小銃及び彈薬は教練、演習、出動等之を使用するとき又は手入の場合の外は銃器庫に所蔵し、之が保管を嚴にするを要す。即ち、匪徒其の他不逞の徒輩中には機會あらば、警察の銃器、彈薬を奪取せんとし、虎視耽々たるものがあり、不覺を取つた事例も絶無ではない。

拳銃は特殊の勤務に服する者の護身用として特に携行せしめられる銃器である。

拳銃は其の構造精巧なるがために、屢々分解して手入を爲すにあらば、其の用を爲さざるに至るものである。故に之が保管、保存には細心の注意を要する。

拳銃より生ずる事故は甚だ乏しからず、護身の要具たることを忘れて、苟且にも之を玩弄す

る如きは、其の之を所持し得るの適格者にあらず、人を威嚇し、人を傷くるために使用するが如きことあらば、开は最早當時武器を持つ警察官たらしむべからざる者である。

(二) 射撃術

射撃術の演練は銃の威力を發揮せしめ、警察官をして非常に際し其の任務を完全に遂行し得るの射撃技能を修熟せしむるを以て目的とす。一彈一賊を仆し得るの自信は、益々其の者をして沈勇ならしめ、戦闘の効果を適確ならしむると共に、弾丸を浪費せざる所以でもある。

射撃教練に於て修練する事項は、照準、射法、銃器の性能検知、射場勤務、監塙勤務、射撃場の警戒法等である。

(三) 戒術

戒術とは戒具を施して人の動作の自由を制限する方法であつて、警察に於て使用する戒具は捕縄及び手錠である。

戒具は犯人等を逮捕引致するとき、又は此等を他に護送するとき、其の逃走を防止するため之を施す。暴行を働き又は自殺の虞ある場合には、精神病者、家出人等の保護に際しても之を施し、或は檻房内に於ても之を施す場合があり、逃走の虞ある留置人又は重大犯人に對しては、署内に於て取調の場合にも之を施すものとす。

施縄術

施縄術は警察官としては必須の重要な武術の一である。蓋し、警察官は犯罪人、暴行者等を取押へ、之を引致することを其の任務とするがためである。

施縄術には早縄、本縄の別があり、それぞれ數種の縄法があつて施縄すべき者に依り、或は場所に依り、其の逃走防止に適當なる方法が用ひられる。早縄は取押への際に用ひる應急の縄法であり、本縄は應援者あり、又は逃走の虞なき場所にて、容易に脱縄し得ざる如く本式に緊縛する方法である。護送の場合には必ず本縄を施し、早縄を施し引致する如き場合に於ても、成るべく派出所等に於て同僚の應援を得て本縄に改むることを安全とする。

施縄は特に児童なる者、或は逃走を企つる者の外は、成るべく目立たざる縄法に依るべく、殊に婦女子、身分ある者にして之を施すの要ある場合には特に留意すべきである。

施縄術は特別の修練を積まざれば、唯縄法を知得するのみでは用を辨ぜない。

手錠は暴行を爲し、又は特に逃亡の虞ある者、重大犯人、若は長途護送の際之を施す。手錠は之を施す方法を知得することにて足り、特に修練を必要とするものではないが、施錠に際しては機械的故障の有無並に逃走せられざることに特に注意するを要する。

(四) 武道

武道は甚だ多種であるが、現在警察に於て行はれて居るのは剣道及び柔道である。勿論、劍

第十二課 教練及び練武

第十二課 教練及び練武

二五八

道は警察官が當時佩用する刀の用術であり、柔道は徒手、暴力を制壓する術である。警察官が武道を修練する所以は對手を傷けずして暴行者を制壓し、或は自他の生命、身體に對する危害を防衛せんがためであり、同時に更に大いなる目的は心身の陶冶、鍛錬にある。武道を武術と稱せず、敢て武道と稱する所以も亦茲に存する。

剣道は義に述べた如く、一般警察官が武器として當時佩用する刀の用術を練磨し、有事の際自他を防衛することも其の目的であるが、眼目とする處は心身の鍛冶である。

精神的方面に於ては一度剣（竹刀）を手にして敵と對すれば、對手の眼、姿勢、手、足、剣先の變化に因つて、敏捷確實に適當の處置を講ずるので、注意力鋭敏となり、判断力、實行力が涵養される。而も、剣道の根本たる武士道の精神と、嚴格なる修行法とは、快活、剛毅、忍耐、持久、勤勉、質素等の諸徳を養ひ、應對、起居、動作等は禮儀、作法の適當なる實習でもある。而して、修行の結果は實力を生じ、自信を得るに至るので、粗暴に陥らず、心は裕潤となり、仁愛の徳をも育成し得る至る。

身體的方面に於ては、全身の氣合を籠め、精神を専らにして、身體各器官の機能を十分にし、血行を能くし、食物の消化を進める。或は筋骨の發達を促し、四肢の運動を完全にし。身體を強壯にして耐久的ならしめるの效果がある。

柔道

對手を損せずして兇暴を取押へることが、警察官として最上、無二の制壓術である。而も武器を使用せず、素手を以て制壓するの術である柔道が、警察官として重要必須の武道であることは論を俟たない。同時に柔道も亦心身を鍛錬するの道であり、殊に柔道は筋力を強大にすることが其の特に附隨して得られる大いなる效果である。

刀を使用するのは刀なる武器を帶有することを前提とするのみならず、之を使用するは最後の手段であるが、柔道は徒手以て最善、有效に敵を制壓するの法であるから、其の應用の範圍は甚だ廣く、斯るが故に事に而して泰然自若たるを得る。是柔道練磨による精神的に大いなる收穫である。

第十三課 一般警察官の活動

警察の活動は各警察官の活動の総合である。即ち、警察官は各自の分擔事務を持ち、各々所定の勤務に服して居るが、此等各々の活動は一人一個の個別的活動ではなく、統制された連繫があり、其助脉絡ある全體の活動である。故に警察官は自己の分擔事務なると否とに拘らず、又當務中なると休養中なるとに拘らず、苟くも警察上處理すべき事態を覺知したるときは、之を處理し警察上参考となるべき事項は、之を上司に報告するの義務がある。

例へば、管區勤務の者と雖も、犯罪の搜査にも從事すれば、署内に於て庶務に從事する者も、往復の途次交通事故に遭遇すれば、之を處理するを要するのであって、分擔を定めてあるのは、主として其の分擔事務を擔當するといふに過ぎず、又特に命令ある場合には勤務の如何に拘らず、如何なる任務にも服するのである。殊に検問、注意申報の如きは警察官たる以上、何人も常に能動的に、積極的に之を行ふの義務を有して居る。

一 檢問

検問は舉動不審なる者に對して、之を呼び止め、誰問を爲し、身體を検査し、携帶品を點検し、以て不審を闡明にし、犯罪者、特務警察上の容疑者、家出入人等を發見することを目的とする事實行為である。検問は又不審尋問或は單に誰何等とも稱せられて居る。

行政執行法に所謂尋問は、法令上義務ある者に對して、必要な答辯を爲さしめることであるが、検問の際に於ける誰問、検査は、之を受ける者が法令上受忍、應答の義務を有して居るのでなく、本人の應諾を得て答辯、釋明を求め、身體、物品の検査、點検を行ひ、不審なる所以を釋然たらしめるのであるから、努めて本人の感情を害せず、警察官の職司を理解せしめ、快く之に應ぜしめる如く仕向けることが肝要である。

併し、其の間にも溫容的一面に、侵すべからざる嚴肅が保たれ、自ら對手をして畏服せしめるの威嚴がなければならない。

(一) 不審者

不審者といふのは舉動の不審、眉宇の間に心裡の動搖漾へる等、一見して不審と感ぜられる主觀的第六感の感得であつて、之を客觀的に定めることは困難であるが、凡そ不合理、不調和、矛盾等は不審者を決定する客觀的條件である。

(1) 服装の不調和又は異様

客觀的條件

- イ 身體に合はざる着衣
ロ 年齢に適はざる被服
ハ 人物に不相應なる着裝
ニ 異性の装束を着けたる者
ホ 服装上調和のとれざる者
ヘ 同行者の服装の不均衡
ト 着衣に血痕、泥土等の附着せる者又は着衣が暴力等に因り破綻せりと認められる者

(2) 警察官に對する動作の不審

- イ 警察官の姿を見て逆行し、或は横道に外れ、又は故らに買物を爲す等警察官を避けんとする者
ロ 頬を隠すが如くし、或は速足にて通過せんとする者
ハ 警察官の視線を避け、注視を懼れる者
ニ 故らに挨拶を爲す等、接近、歎心を求めるとする者
ホ 警察官を通り過し、振返つて様子を窺ふ者

(3) 取調回避

- イ 誰問を受け、濫に人を取調べるは人横跋謔なり等反抗的暴動を爲す者
ロ 嘗初より怪しき者にあらずと辯諭に是効める者

(4) 陳述の矛盾

- イ 本籍、住所、姓名を再問して一致せざる者
ロ 生國と國訛の一一致せざる者
ハ 職業に關する知識なく、又は其の職業に從事する者の特徴なき者
例 労働者といふに手掌に労働の痕跡なく、或は理髪職といふに「鍼だこ」なき等
ニ 同行者の答辯一致せざるとき
ホ 其の行進方向と自供する行先の一一致せざる者
ヘ 附近の家より出で來りたりと答ふるも、其の家人の姓名、職業等を知らざる者
(5) 推帶品の不審
- イ 服装に調和せざる物品を携帶する者
ロ 身分不相應の金品を所持する者
ハ 数個の金入、合鍵共の他鍵前破壊に使用すと認められる物を所持する者
ニ 拳銃、匕首、仕込武器、其の他危険物を所持せる者
ホ 不穏なる文書、印刷物、又は意味不明なる文書、若は記號を書したる物を所持せる者

ヘ 喫煙せすと稱するに火柴を所持せる者
ト 晴天なるに雨具を所持せる者

(6) 舉動の不審

イ 窓に門戸を覗ひ、又は深夜倉庫、物置附近、若は路次等を徘徊する者
ロ 出入口にあらざる場所より出入し、又は荷物を持ち出す者

ハ 人目を憚り、又は速足にて通行する者
ニ 深夜荷物を拂帶して通行する者

ホ 買物を爲すにあらずして、屋上市場、百貨店等に姿を現はす者
ヘ 乗車、見送り等にあらずして停車場に出入り、或は競馬場、其の他多衆集來の場所にて目的外の舉動を爲す者

(7) 時刻に依る不審

イ 夜間飲酒、酩酊し、又は遊興を爲す者
ロ 學生生徒にして登校時間中徘徊する者

ハ 自供せる行先地に向け發車する列車又は乗合自動車等なき時刻に徘徊する者

(8) 場所に依る不審

イ 物置、空屋、堂宇等に潜伏せる者

ロ 橋下、物蔵、山中等にて睡眠せる者

此等は専くとも一應不審として、其の矛盾の氷解する迄取調べなければならぬ。

(二) 検問の實施

不審者を發見し、之を検問して犯罪者、要保護者等の索出に努むることは、積極的にして職務に忠實なる所以であるが、徒に之を行ふことは良民に迷惑を掛け、警察を呪咀し、反感を抱かしめる因を作るものである。故に、之が厲行に際しては克く常識を働かし、判断の正鶴を期し、必要の程度を超えず、且つ反感を購ふ如きことなきを期するを要する。

(1) 言葉遣 言語は叮嚀に、音調は莊重に、而も激することなく、質問は輕妙にして對手の急所を衝くに心掛くべきである。

(2) 疑なき時は速に解放すること

努めて良民の迷惑とならざることに留意し、容疑なき者は速に解放することを要する。例へば、勤務先に容疑なく、或は旅行せんとする者にして旅行に不審無きに拘らず、出勤又は發車に遅刻するを懼れて、速に解放を求むる者を不審なりとして解放せざる如きは、沒常識なるを免れず、反感を購ふ素因を作るものである。

(3) 婦女子の取調 婦女子にして媚態を爲す者は一應容疑者と認むべきであるが、畏怖、羞恥の様子ある者は少い。婦女子の身體の検査は努めて之を避け、特務警察上の容疑ありて、之を行ふの要

第三課 一般警察官の活動

二六六

ある場合に於ても、單獨にては爲すべからず。

(4) 感情に走らざること 被取調者の不遜なる態度等に反感を持ち、感情に走つてはならない。感情に走るときは正鵠なる判断を爲し得ざるのみならず、勵もすれば感情的に職権濫用に陥る場合がある。
不審者の検問は、咄嗟の間に相手方の動作、心裡等の全貌の洞察するにあるを以て、之を爲すには周到なる心構を以て臨まざれば、思はざる不覺を執ることがある。尋問、取調は沈着にして緻密なるを要し、殊に犯人は自己の犯罪を廻く迄隠蔽せんとする者なれば、辯疎、擬裝に巧にして、動もすれば晦迷せられることがある。故に、其の言動の裏面を看破するの炯眼がなければならない。

(1) 誰何 不審なりと直感したときは、勇を鼓して直に呼び止むべく、躊躇、逡巡の色あるときは、對手に餘裕を與へ、或は行き過ぎて機を失することがある。

(2) 位置 遂上に於て取調べるときは、自己は溝渠、低地、障碍物等に背面して位置せざることを要し、二人して検問するときは不審者を前後より挟扼すべきである。

(3) 心構 對手は何時逃走し、或は戎器を以て攻撃に出づるやも圖り難きを以て、其の舉動に細心なる注意を拂ひ、特に右手の動に注意するを要し、不意に應するの心構が肝要である。

(4) 検問の順序

第一 用件、行先を尋問し、服装、携帯品、時刻の關係とを對比考察し、矛盾を發見すること

第二 本籍、出生地、住所、姓名、職業、年齢を尋問し、更に再問して其の相違なく述ぶるを得るや否やを確認する。若し、本籍、住所地にして己の知悉せる地方なるときは、該地方に關し、一、一二の質問を試み、訛に注意する。職業に關する質問も必要であり、年齢は何年生れ、何の歳(十二支一日人の場合)等と尋ねることも虚言を看破する一方法である。

名刺を所持する者には名刺を出さしめ、故意に偽名刺を作成せる場合の外、本人と名刺とが同一人であると看て差支へない、

(5) 服裝 服裝の不調和、不審に注意し、疑點あるときは其の理由、出所に矛盾なきやを確認する。

(6) 携帶品の點檢 携帶品の検査に當りては自己が手を下すことなく、本人をして開展せしめる。

開展前に内容品を豫め尋ね置き、陳述と實際との相違なきやに注意し、金入は在中の金額、貨幣の種類等も豫め述べすべきである。犯罪を立證すべき物件を發見したときは、直に引致の心構を爲すを要し、其の逸脱を警戒する。

(7) 身體検査 陳述、携帶品の不審の有無に拘らず、身體検査を爲すを要し、先づ、両手を上げしめ、被服の外部より戎器等を携帶せざるやを確認する。深夜に於ける取調べは、用件、行先の質問を爲すと同時に、先づ戎器攜帶の有無を確認することを第一とすべきである。

次に、懷中、衣裳、袴等を検査する。間諜其の他特務警察上の容疑者は帽子の裏面、靴底等に秘密文書を藏し、或は衣服に縫込みある場合もある。被服の襟等に無意味の物を附着し、或は襟表に記號ある如

きは、屢々不逞の同志たるの標識たる場合があり、口中、耳孔に秘密文書を隠匿する如きも彼等の常套手段であつて、苟くも、其の情況に依り、特務警察上容疑あるときは此等の検査も亦肝要である。

注意事項

尋問検査中は勿論、容疑者又は保護を要する者として同行するに際しては、左の事項に注意するをするを要する。

(1) 逃走 犯罪者、特務警察上の容疑者は、隙あらば逃走せんと窺ひ居る者なるを以て、動作に常に注意を要する。

(2) 攻撃 彼等は逃走の手段として、何時警察官に對し危害を加ふるやも圖り難い者であるから、右手の動作には一層の注意を拂ひ、戎器携帶の有無を取調べることの細密を要するのは之がためである。

(3) 證據 煙滅 證據となるべき物の發見を懼れ、或は之を燕下し、或は隙を見て之を投棄する等の行為に出づるものなるを以て、此の點に對する注意も肝要である。

(4) 自殺 自殺企圖者、重大犯人中には隙を見て自殺企圖する者があり、之亦注意するを要する。取調べに依り容疑なしと認めたる者に對しては、懇懃に職務上然らしめたる所以を婉曲に述べ、爾後疑惑を受くる如き舉動を爲し、又は不審なる物を携帶せざることを注意する等、反感の念を抱かさしめざることに努め、以て解放すべきである。

二 事故の處理

事故の種類は千狀萬態であり、之が處理方法も亦千差萬別である。事の輕重を考へ、事態の緩急に應じ、其の主眼とする所、其の目的とする所、其の因つて生ずる影響等を念慮して、本末を過らず、大綱に恃らざることが事故を處理するの要諦である。

此等各場合の處置に就ては、各科に於て修得する所であるが、茲では代表的なものに就き、其の要領を述べることとする。

(一) 保護を要する者

病傷者 路上に病傷者、産褥者を發見したるときは、直に勤務所又は附近の民家に收容し、應急の措置を行ふと共に、醫師又は助産士をして必要なる處置を爲さしめ、家族其の他に速に通知して引取らしむべきである。

行旅病人 歩行に堪えざる旅行中の病人、飢餓、凍餒に陥れる者、妊娠、産婦又は負傷者等にして、療養の途を有せず、且つ救護者なき者を行旅病人といふ。此等に對しても亦、其の狀態に應じて應急の措置を爲し、身柄は市街村長又は保長に引渡すを要する。

死者 路上に死者を發見したるときは、取敢へず死因を考察し、仍假死の状態にある者なるときは人工呼吸法を施し、其の蘇生を圖ると共に醫師を招くべく、既に絆れて如何とも爲し難き者に對しては、攜帶品等に依り其の身元を取調べ、家族其の他に急報して引取らしむべきである。

第三課 一般警察官の活動

死亡の原因にして他殺又は傳染病の疑あるときは、速に本署に報告すると共に、適切なる措置を講ずるを要する。死體は極めて懇に取扱ひ、死者に對して禮を失せざることに留意し、他に移動せしむるを得ざる場合は之に覆を爲す等、衆人の目に觸れざる如くし、犯罪、傳染病に關係なき者は最寄の場所に置き、引取人の來る迄、懇に安置し、遺族をして處置に満足せしむることに留意せねばならぬ。

行旅死亡人

死體を引取るべき者遠隔の地なるときは、又は引取人なきときは、行旅死、人として之を市街村長又は保長に引渡すべきである。

準行旅病人

行旅病人又は行旅死亡人の同伴者は、準行旅病人として、病人若は死體と共に之を市街村長又は保長に引渡すものとす。

棄兒・迷兒 同伴者を見失ひ慟哭する幼童の處置は甚だ困難であるが、宥め賤して保護者の發見される迄保護するを要する。棄兒には犯罪が伴ふて居るのであるけれども、直に保護を要する者であつて、證憑となるべき物の保全には注意しなければならないが、保護が第一に必要である。

家出人

家出人は家庭的、又は社會的に複雑な事情の存するものが常であり、中には自殺を企圖する者もあるので、家出の事由を調査すると共に、之を看視することが肝要である。

自殺企圖者 投身者あるを覺知したるときは、猶豫することなく之が救助の法を講ぜねばならぬが、不用

意に水中に入り、自ら危難に陥る等のことなきよう特に注意するを要する。

投身、又は擣死を爲さんとする者、其の他舉動不審にして、自殺を企圖する疑ある者を發見したるときは、直に保護を加へ、身體、携帶品を検査して、若し毒物、戎器等を携ふるときは之を領置し、看視の眼を嚴にして自殺、逸脱を防止することに努むべきである。

事情を能く聽取し、其の想を聽くことは本人を平靜に到らしめるものである。反抗、號泣、喧嘩する者に對して説諭を與ふるも效果は渺く、遺書等を携帶するも、之を開披する如きことあつてはならぬ。

泥酔者

泥酔者は酒精のために心身の麻痺を來し、理性を失ひたる一時的精神病者ともいふことが出来る。故に暴行を働き、反道徳的行爲にも出づるのであつて、此等の行爲に對して常人を以て律すべきではなく、仁愛の心を以て之に保護を加へ、暴行を抑へ、以て其の覺醒を待つべきである。

精神病者

精神病者は心神の平衡を失つた薄倖な生ける屍である。精神病には誇大妄想、被害妄想、色情倒錯症等があつて、政治狂、發明狂、致富狂等は誇大妄想であり、好訴狂、罪業狂、嫉妬狂、恐怖狂等は被害妄想である。被害妄想中には兎暴性を有する者があり、此等の徘徊は公共の脅威であるのみでなく、本人にも危険であり、保護を要する者である。

第三課 一般警察官の活動

乞食は社會の塵芥である、不具、廢疾にして救護者なき者は兎も角、「三日乞食すれば其の味を忘れ得ず」の譬の如く、懶怠に基く乞食は甚だ多く、社會的に不健全なる存在なるを以て此等を導導して勤勉ならしめるとは甚だ至難ではあるが、單に放逐叱咤するに止めず、救護、授産等其の根本法を考慮し、其の本を芟除するに努力すべきである。

癪なるが故に乞食する者は之を戒煙所に送り、幼童をして乞食を爲さしめることは、事情の如何に拘らず禁ぜねばならぬ。

(二) 變死・變傷人

變死といふのは、自然死にあらざる者、即ち病死、老衰死にあらざる死の謂であつて、他殺、自殺、過失死、其の他災害等に因る死亡の如きであり、變傷とは平常ならざる身體の傷痕であつて、犯罪に基く他人の傷害、自害、自他の過失、災害、其の他外力による傷害を指稱して居る。

殺傷は犯罪であるから、犯人其の場にあり、又は追呼せられ、其の他所在分明せる場合には先づ、之を逮捕することが第一である。

被害者生命あるときは、速かに最寄醫院に運び、又は應急の處置を爲し、醫師の來着を待つ等機宜の措置を講すべく、應急の適切なる措置が人命を取止め得るのであるから、何を掛くも、檢視を求めねばならぬ。

先づ其の處置を爲さねばならぬのであるが、犯人其の場にある場合等に於て、之を逮捕するとの先なるは、職司の然らしむる所である。

被害者既に絶命せるときは死體に他物を覆ひ、其の附近には人を近づかしめず、現場及び證據の保全に努むべく、其の何れの場合たるを問はず、本署に急報して檢視官たるべき者の臨場、檢視を求めねばならぬ。

自殺には縊死、服毒、銃器又は刃物に依る自害、擣死、入水、墜死等種々の自殺手段がある。未遂者は直に應急の措置を講じ、最寄醫師の手當を受けしむべく、死後間もなしと認められる場合には、人工呼吸法を施す等之が蘇生に努むべきである。

既遂者に對しては、死體を他物にて覆ひ、他人を近づけず、現場及び證跡を保全すべきこと殺人の場合も同様である。既遂の場合には自殺を裝ひたる他殺もあるので、特に注意するを要し、自殺者ありたる場合も亦、其の既遂、未遂に拘らず、速に本署に報告し、檢視官の臨場を求むるを要する。

其の他の變死傷としては、凍死、餓死、交通事故に因る死傷、火災、落雷、洪水等災害に因る死傷、壓死、墜死、電擊死、工場、礦山災害に基く死傷、其の他各種の自他の過失に基く死傷、中毒等甚だ多様である。此等の變死傷者の中にも、故意に因る既遂、未遂、業務上の

過失、普通過失に基く傷害、致死等の犯罪を伴ふ場合がある。

傷痍者の手當、假死状態にある者に對する人工呼吸法の實施、死體の處置、現場の保全等は前述の場合と同様であり、速かに本署に報告して檢視官の臨場を求むるを要する。

(三) 災害

災害には火災、爆發等火氣、爆發物等に基因するもの、天災、地變に因るもの、交通機關の運行より生ずるもの等がある。

火災は須臾にして財物を灰燼に歸せしめ、人命を損傷する場合もあり、其の損害は毎年全國的には莫大なる額に達して居る。之が原因には天災、自然發火等不可抗力に因るもの、放火或は空襲の場合に於ける焼夷弾の投下等人爲的なもの、其の他不注意に基くもの等甚だ多種多様である。

戦闘は最後の五分間といはれるが、火災は最初の五分間が被害を輕少に止める最も重要な時機であるから、當時火氣を取扱はざる箇所の火災、其の他焦吳等には常に注意を拂ひ、初期に之を發見することが肝要である。

火災を覺知したるときは、速早く消防機關に通報して其の出動を促すと共に、隣佑の援助を

求めて救出と、消火に努むべきであつて、若し、火焰中に人あるを知らば、消火よりも先づ、萬難を排して、之が救出に努めねばならぬ。蓋し人命の至重なるがためである。家人は動もすれば、財物に對する愛着心のため、身の危険をも顧ず火中に入らんとする者があるので、之を阻止するを要し、消防機關の出動あらば、消防の妨害となるべき場所に群集の立入るを防止するため、捕縄等を以て之を遮る等のことも必要である。

現場に到着したる當時の炎焼部位、狀況等は後に發火の原因を確むる有力な參考資料となるのであるから、落付いて注意するを要し、持出された財物の盜難防止にも氣を配らなければならぬ。

空襲、地震等に基因する火災は、人民が恐怖のあまり、其の舉措を失ひ、大事に到らしめる場合が多く、警察官は極めて沈着に、人民を指導して、防火に全力を注ぐことが極めて緊要である。

鎮火したるときは、左の事項を具し詳細に報告するを要する。

- イ 火災の場所(略圖を添付する可とす)
- ロ 損害者の住所、姓名、職業、家族數
- ハ 原因及び火元

第十三課 一般警察官の活動

二 発火及び鎮火の日時

ホ 死傷者の住所、姓名、性別、年齢（負傷者にありては傷痕の程度）

ヘ 損害の見積

ト 消防の状況

チ 火災保険契約の有無、あらば其の保険金額及び契約の種類、契約の年月日、契約会社名

リ 近隣の風評

ヌ 救助の要否

爆發は瞬間の現象であつて、之を覺知したるときは多くは既に事後であるが、第二の爆發を起す場合があり、又其の衝動に誘發されて他所の爆發を來す場合もあるので、爆發の場所、其の他危険物を藏置せる場所には一切人を近付かしめず、其の附近にある者は避難せしめねばならぬ。爆發に因る死傷者の救出は喫緊事であるが、爆發に伴ふ火災の防止には、更に一層の激励と努力とを要し被害の擴大を防止すべきである。火薬庫の爆發、礦山の爆發等は被害甚大なるを例とし、關係者と協力して善處するを要する。報告の要項は左の事項である。

イ 爆發の日時、場所

ロ 爆發の場所の所有者、又は管理者の本籍、住所、職業、姓名

ハ 爆發前の常態に於ける場所の状況及び藏置物件の品目、數量

ニ 爆發の原因と認めらるべき事項

ホ 爆發の模様及び爆發後の状況

ヘ 被害区域（略図を添付するを可とす）

ト 死傷者の住所、姓名、年齢、性別及び死傷の状況

チ 損害見積

リ 罹災者救護状況

ヌ 措置、其の他参考事項

空爆に際しては避難民の誘導、混雜、動搖の防止が肝要であり、爆弾を投下され、爆發に因る損害を生じたるときの處置は前に準する。不發弾の近くには人を近付かしめず、速に之が處置の法を講ずべきである。

天災は水害、風害、震災等が其の主なるものであつて、被害は廣汎なる地域に及ぶのが常である。

警察官としては、保甲を勤員して之が警防を指揮し、罹災民の救助に努め、大風、地震等に際しては、特に火災の豫防に全力を注ぐべく、若し、火を失する如きことあらば、其の惨害は

天災に基く直接被害に數倍するものとなる。

非常灾害の場合には、人心動搖し、流言行はれ、物資の買占め、賣惜しみ等の舉に出づる不逞者もあるので、流言を爲す者を引致し、物資の買占め、賣惜しみ、其の他暴利を貪る者を取締る等、人心の安定に力を注がねばならぬ。

天災の場合に於ける報告の要項は、左の諸項目であるが、先づ、發生を即報し、二報、三報と連續して刻々に判明せる災害の状況を累報することを要する。

- イ 災害発生の日時及び場所
ロ 災害の区域（略図を添付すること）

- ハ 災害発生直前の状況
ニ 災害の模様

本 被害の状況

水災の場合 決済又は氾濫、浸水の状況、浸水面積、浸水家屋数（床上、床下の別）、崩壊、半壊家屋数、死傷者、家畜の死傷、財産及び作物の損害等

風災の場合 直接被害——倒壊、半壊家屋、其の他の建造物、人畜の死傷、財産及び作物の損害等
間接被害——火災発生の有無、火災に基因する家屋、人畜の死傷其の他の損害等

震災の場合 風災に準ずる。

ヘ 公共機關其の他重要な建造物の被害

ト 被害後の状況（交通、通信の状態、物價、物資補給の状況、人心安定の状況、罹災者救護の状況、傳染病発生の有無其の他衛生状態、救護の要否、救護材料、農作物の減收豫想等）

チ 措置、其の他参考事項

森林火災 森林は國家の重要な資源であるが、森林にして一度火を發せんか、數日、數旬に亘り燃え續け、廣大なる地域を焼土と化し、損害も亦莫大なる額に達し、時には部落に延焼して人畜、財産にも損害を與へる場合がある。之が原因は自然發火、野火又は一般火災の延焼に基くものもあるが、火入れ、焚火等人爲的過失に基くする場合が多く、消防は至難であつて、自然鎮火を待つの外なき場合が通例である。

保甲を勤員して極力其の延焼を防止すると共に、若し部落に延焼する場合には、住民の避難に留意せねばならぬ。

被害報告は天災の場合に準ずる。

作物の灾害 降雹、多雨、早霜、晚霜、早冷、蟲害等に依り作物に被害あるときは、速に被害状況を調査報告するを要し、其の調査事項は左の諸項目である。

- イ 被害発生の状況
ロ 一般警察官の活動

口 被害発生の区域

ハ 被害の状況及び損害見積

ニ 収穫豫想、平年との比較

ホ 救済の要否、必要あるときは其の程度

ヘ 民心の動向

交通事故 交通事故は交通機関の整備發達と併行して遞増する近代社會生活に避け難い災禍である。交通事故には鐵道(軌道を含む)事故、自動車事故、其の他諸車の交通より生ずる道路上の事故、航空事故及び水上交通事故等がある。

道路交通事故 道路上の交通事故を覺知したるときは、速に現場に赴き、死傷者あるときは、最初に之が措置を講じ、事故の原因、責任の歸屬を判定するの資料となるべき痕跡等の消滅を防止するに必要な措置を爲し、特に重大なる事故ならざる限り、速に原狀に回復し、或は群集を退散せしむる等、一般交通に支障なからむるよう努むべきである。

現場の状況は詳細に観察し、車輛の停止せる状態、損壊箇所、道路上の痕跡等は仔細に之を見分して記録し置くを要し、關係者、目撃者の住所姓名を調査することを脱落してはならぬ。

鐵道交通事故 鐵道事故にして脱線其の他軌道運行に障礙を生じたる場合には、保甲員を動

員する等障礙の排除に努むるを要する。其の事故の處理に關しては道路交通事故に準じ、鐵道警護隊員の出動ありたるときは之に引繼ぐべきである。

航空交通事故 航空機より生ずる事故中には山林、原野等僻遠の地に不時着又は墜落する場合があり、之が形跡を覺知したるときは救急材料等を携へ、其の場所を探索することが第一である。航空機が市街地、民家等に落下したる場合には機體、搭乗者以外にも被害を與へ、火災を誘發する場合もあり、之に應じて措置するを要する。不時着等にして人畜、機體其の他に何等の被害なき場合に於ても、航空機の飛行場外離着陸には航空法上の責任問題があるので、被害の有無に拘らず即報せねばならぬ。

水上交通事故 水上交通事故の處理には航行法規、船舟運行に關する技術上の特別の知識を必要とし、之が取扱は特に注意を要する。
死傷者ある交通事故 交通事故にして死傷者を生じたる場合には本署に即報して、司法警察官の臨場を求むべきである。

交通事故報告 事故報告には左の事項を具するを要する。

- イ 事故の種類 「列車と自動車との衝突」、「自動車と自動車の追突」、「自転車と人との接触」等
ロ 事故発生の日時、場所

第十三課 一般警官の活動

ハ 關係者 事故關係者（衝突者、被衝突者等）の本籍、住所、職業、姓名、年齢

ニ 被害者 被害者の住所、姓名、年齢及び被害の状況、外傷の部位、程度

被害者即死し、住所、姓名分明ならざる者は人相、性別、着衣、推定年齢、特徴等

木 現場の模様 臨場したる當時目撃したる儘を書き、聞知又は推定に係る事項を記載すべからず。例へば、被害者は最寄り病院等に運ばれ現場にあらざるときは「被害者ハ現場ニアラズ」と書し、車輌の位置の如きも、現在する場所を書き、臨場の際事故の現場に在らざるに拘らず其の在る如く書くべからず。

ト 天象 降雨ありたるときは道路の泥濘、濕潤の状態、大雨、大雪、霧、黃沙等の場合には見透し得べき距離、夜間の場合は暗夜、月明（月輪）の別、附近の照明状況等

チ 事故發生の原因 現場の觀察、關係者、目撃者の言、被害、損傷の程度、部位、其の他天象等に據り、推定したる發生の模様を詳記し、其の原因に及ぶ。

リ 措置、其の他参考事項

水難

船舟の衝突、擱坐、轉覆、沈没、火災等の場合には多數の人命に拘る場合が多いので、之を覺知したるときは、保甲員を動員する等、敏捷、勇敢に之が救護に任すべきである。

水難の状況、救護状況、救護者の姓名、措置等は災害の場合に準じ報告するを要する。

（四）犯罪

刑法共の他の刑罰法に定むる犯罪は甚だ多種、多様であるが、當時頻發する犯罪となると共に範囲は甚だ限定されて来る。最も多數を占めるのは財物犯であり、其の中でも窃盜犯は発生件数に於て凡有犯罪の首位にある。

殺人、傷人、強盜等は當時ある犯罪ではないが、届出でありますとき其の他之が現行犯を覺知したるときは、何物をさし措いても直に之が逮捕に向はなければならぬ。平素に於ける武道の練習も、心身の鍛冶も、斯る場合に敢然身を挺して、之を逮捕せんがための平素に於ける練磨に外ならない。

此の種犯罪を覺知したるときは、電話其の他の方法を以て本署に急報し、時を移さず現場に急行して殊勵を立て、面目を施すべきである。若し、躊躇逡巡し、快慢の行動あらば、警察官としての恥辱之より大なるはなかるべく、人民の警察に対する信頼は地を拂ふであらう。併し不用意に之に對處し、不覺があつてはならない。

第十三課 一般警察官の活動

二八三

第三課 一般警察官の活動

二八四

犯人既に逃走後なるときは、被害者に就き犯人の人相、着衣、風體、年齢、言語等を詳細に聽取し、之が逮捕に努めねばならぬ。強盗事件等の場合は被害者が恐怖のあまり、人相等は之を充分に知得しあらざるのが通例であるが、詳細に述べる者あるときは、屢々本人の聯想等が加はり、就寝中に認めたる體格は實際より強大に誤認されて居るのが常である。

被害届の受理
被害届出でありたるとときは詳細に聽取し、所定の用紙に被害金品、被害の状況、

被害の日時、届出人等を記載すべく、被害金品多額なるとき、其の他特殊の被害品、特異なる犯罪手段なる場合には直に本署に報告するを要する。

臨場見分
屋内窃盜の場合は速に被害の場所に臨み、詳細に見分して、臨場報告書を作成するを要し、其の要領は概ね左の如くである。

(1) 侵入口 侵入窃盜には必ず侵入口がある。侵入口は家屋の構造、犯人の手口等に依つて一様でなく、外壁、門扉、施錠等を破壊して侵入したる場合には容易に之を知ることが出来るが、發見するとの困難な場合があるので、之を確めることが先決である。

屋内の者が犯人である場合、侵入盜を偽装するため、故に侵入口を作った場合があり、注意するをする。

(2) 逃走口 侵入盜には亦必ず逃走口がある。侵入口と逃走口とは同一の場合もあるが、常に必ずしも同

一ではなく、侵入口と逃走口とが反対に考察される場合もあり注意を要する。

(3) 被害の日時 被害は其の直後に發見する場合もあれば、數日、數十日後に漸く覺知する場合もあるので、物品を使用したるとき、或は所在場所の状況の記憶等を辿らしめ、出來得る限り、其の期間を短縮することに努めなければならぬ。

(4) 被害の金品 被害金は其の金額、貨幣の種類、員数等をも調査の上記載するを要し、被害品は品質、形狀、模様、特に特徴を聽取すべきである。

有價證券等にして記號、番號の判明せるものは之を聽取し、時計等も亦保險證等に依り番號を取調べることが、被害品發見の端緒を得ることとなる。

(5) 推定犯人の人相等 詐欺の場合には犯人又は其の一味の者は直接被害者に接して居るのが一般であり、窃盜中にも「押拂師」、「目見え」等の如く犯人の人物の判明せる場合がある。此等の場合には入念に被害者又は面接者に就き、其の人相、着衣、年齢、特徴等を聽取すべきである。

指紋を残留せる疑ある物に對しては之を檢する迄何人にも手を觸れしめてはならぬ。其の他の犯人の殘したる痕跡にして顯著なるものは撮影、見取圖の作成、採取、保存する等の措置を講ずるを要する。

人が現行犯人を逮捕し、身柄の引渡を受けたるときは、事情を聽取し、逮捕調書を作成、逮捕人をして署名捺印せしむべきである。

第三課 一般警察官の活動

二八五

現行犯人の引繼

逮捕調書には左の事項を記載するを要する。

- イ 犯人の姓名、年齢、居所
- ロ 逮捕の日時、場所
- ハ 逮捕の事由（現行犯人たることを疏明すべき事項を具體的に記載す）

（五）傳染病

患者の措置

戸口査察、臨檢視察に依り、或は行旅病人、行旅死亡人を取扱ひ、其の他聞込み等、其の動物の如何に拘らず、傳染病の疑ある者を發見したときは、直に本署に報告するを要する。特に、ペスト、コレラ、痘瘡等劇烈なる傳染病の疑ある者なるときは、本署に報告するの法を講ずると共に、其の者の他に移動せざる如く看守し、他人をして吐瀉物其の他病毒に汚染せる疑ある物に接觸せざる如く警戒し、係員の來着を待つべきである。

人を咬傷せる犬あることを覺知したときは、其の犬を捕獲することに努めねばならぬ。數人を咬傷せる犬は概ね狂犬と看做して差支なく、之が捕獲に當り、仍咬みつく處ある場合には、之を撲殺するも已むを得ない。捕獲犬又は撲殺したる犬の屍體は本署に送致するを要する。尙咬傷せられたる者の住所、姓名、年齢は直に調査して報告せねばならぬ。

（六）遺失物

遺失物

遺失物といふのは占有を離脱した財物である。即ち、不注意に因り遺失又は遺留したる物、其の他の事由に因つて占有者の支配外に置かれた金品であつて、路上に遺失された物、汽車、電車、自動車、其の他の公衆の出入する場所に遺留された物は勿論、逸脱したる家畜、家禽その他の飼養動物の如きも遺失物である。

犯罪者が故意又は不注意に遺留した財物も亦、犯罪者の置去品として、遺失物に準じて取扱われる。置去品が犯罪者の所有物なると、犯罪に依り得たる財物なるとは問ふ所ではない。置去品は犯罪の證據となる物であるから、之が取扱は一般遺失物とは區別されて居る。

埋藏物も亦遺失物に準じて取扱はれる。埋藏物といふのは、水く地中に埋没して、容易に外部から發見し得られない状態の下にあつた財物であつて、壁等に塗込まれてあつた財物の如きも埋藏物である。

埋藏物は一般遺失物とは其の性質を異にして居り、中には考古學の資料となるべき物もあるので、时效、發見者の権利等は一般遺失物とは趣を異にして居る。

拾得物の届出は警察官署に於て受理し、派出所に於ては受理することを得ない。拾得物を届出づる者ありたるときは届出人の住所、姓名及び拾得物の品目、數量、金錢なるときは其の金額を聽き、警察署に届出づることを指示し、警察署以外に於ては受理してはならない。但し、

第三課 一般警察官の活動

拾得者が其の土地の者でなく、汽車等の發車時刻切迫し、之を警察官署に届出づる逸なく、拾得者に於て拾得物に關する權利を放棄する場合には受理すべきである。此の場合には拾得の日時場所、拾得者の住所、姓名を聽取し、名刺に届出でたる拾得物の品目、員數、或は金額、貨幣の種類等を記載し、受領證として交付すべく、拾得物が貴金属である場合にも金銀とは書かず、金色何々、銀色何々の如く記載するを要する。

拾得物の届出方を指示したるとき、又は特別の事由に依り拾得物の届出を受理したるときは、其の旨直に署長に報告するものとす。

三 其の他の活動

(二) 検索

検索の目的

検索といふのは要保護者、危険人物、犯罪人、危険物件等を發見するため、場屋に臨み検索するをいひ、特定人物又は特定物件發見のためにする場合と、概略的に要保護者、又は容疑人物、若は銃器、禁制品等を發見するために行はれる場合とがある。

検索處分としての検索は強制するのであるが、検索は應諾を前提とする事實行爲であつて、一般民家に對しては行はれないのが原則である。

検索し得る

検索することを得る場屋は旅店、妓館、料理屋、飲食店、舞踏場、煙館、興行場等公衆の集來を目的とする營業所及び社寺、壇廟、停車場、倉庫、空家等であつて、検索の目的に依つて其の對象となるべき場所は必ずしも此等に限定せられて居るのではない。例へば、犯罪人が山林中に逃走したる場合、自殺を企圖する者が海濱、河岸方面に到りたる形跡ある場所の如きは、此等の場所が検索の對象となる。

検索の心得

検索に從事する者は周到なる心構と、細心なる注意とを要し、左の事項に留意するを要する

- (1) 其の目的に重點を注ぎ、一般行政上の反則取締の如きは後日に譲ること
- (2) 營業所の検索は、其の公開時間内に限り、且つ、一般利用者に對し、努めて迷惑とならざることに留意すること
- (3) 苛くも、人の潜伏し、物件を隠匿し得る場所は限なく検索するを要し、脱遺があつてはならぬ。逸脱した一室に不逞者が投宿し、用便を装ひ便所に潜伏して検索の網から免れた場合もある。什麼な所と思はれる場所に潜伏し、或は物件が隠されてあつた事例は甚だ乏しくない。

(二) 偵

偵

警巡は警察官が制服にて管区内を巡回して、概活的な警戒に任ずるのであるが、偵は警察官が私服にて管区内を巡行し、主として犯事を豫防し、犯罪人其の他警察上の要注意者を索出

することを目的として居る。警邏は警察官が巡回して居るといふことを民衆に知らしめることが、警戒の一目的を達するのであるけれども、警邏は警察官たることを民衆に察知せられず、秘密に其の目的を達成せんとする點に於て、本質的に兩者其の趣を異にして居る。

警邏は亦常時の普通勤務であるが、警邏は特に必要あるときに指定せられる、臨時特別の勤務である。

警邏の心得

警邏は概ね二人を一組とし、所定區域内を巡回して、不審者の検問を履行し、犯罪人其の他の警察上の要注意者を發見することが其の目的である。故に警察官たることを民衆に感知せられざることが絶対の要件であり、且つ何時銃器、刀劍等を以て反抗する者に遭遇するやも圖られないものであるから、護身用の防具として頑丈なる杖、十手等を携行し、夜間は懷中電燈を持することを要する。

勤務中留意すべき事項は左の諸項目である。

(1) 夜間、二人警邏の場合は相當の間隔を保ち、街路の兩側等、目立たざる場所を密に行し、談話を行ふべからず。

(2) 夜間の警邏勤務中は絶対に喫煙せざること

二人警邏の場合、一人が不審者を誰何したるときは、他是直に不審者の後方にて之を看視し、二人同時に

に前方にて檢問するが如きことあるべからず。

(3) 夜間の警邏は容易に警察官たることを感知せられざる如く、變装することも必要である。

(三) 待伏

待伏の目的

待伏は、一定の場所に身を潜め、不逞者の來るを待機し、之を逮捕するための勤務である。待伏には犯罪者其の他の通過する要衝に張込み、不逞者の發見逮捕を目的とする場合と、堂宇、空家其の他犯罪人の潜伏する處ある場所、又は特定せる犯罪人等の立廻る縁故先等に張込み、犯罪人等を逮捕することを目的とする場合とがある。

其の何れたらるに拘らず、不逞者に覺知せらざることが、最重の要件であるから、喫煙、雜談等を戒しむべきは勿論である。

特定人物の立廻先たる民家に張込の際は左の事項に留意するを要する。

(1) 待伏場所が常態を保たれて居ること

例へば、作業場、商家等であれば當時の如く作業が行はれ、平素の如く商賣が行はれて居ることを要し、若し常態が保たれず、目的人物が異常を感じすれば、附近迄來ても立寄らず逃走するからである。

(2) 家人の行動に注意すること

肉身、故舊が眼前で逮捕されることは人情上忍び難い所であつて、家人は頗る來らざることを祈つて

居り、附近迄來た場合或は合圖を爲し、其の他如何なる方法にて、警察の手の廻れることを知らしめるかも知れない。故に、家人の行動は婦女子に至る迄特に注意するを要するを要し、張込員は身を外部に曝す譯に行かないのであるから、其處に待伏勤務の苦心が存する。

(3) 猫が鼠を捕ふるの周到さと、機敏あるを要す

待伏は又、不逞者を捕押へるための罠もある。折角目的人物が民に罹つても、早まつて獲物を逸してはならない。兎暴なる犯人等の場合には危険に對する周到なる警戒を爲すと共に、逃走せられざるためには極めて機敏に活動しなければならない。

第十四課 管區勤務員の活動

警察署の直轄地域、又は分駐所、派出所の管轄地域を數箇の管區に分ち、各管區にはそれぞれ分擔を命ぜられた者があつて、管區域内に於ける一切の責任を負擔して居る。管區は管區分擔者より見るとときは之を分擔區といふ。

元來警察署管内に於ける警察權の執行、警察務の處理決定は警察署長の權限であり、且つ其の職責である。管區勤務員は警察署長の耳目となり、肱股となつて、管區内に於ける百般の事象を見聞察知して之を署長に報告し、或は其の指揮命令を承けて職務の執行に任じ、管區内に於ては署長に對し、治安上絶對の責任を負擔して居るのである。而して、管區に勤務する者は分擔區を有すると否とに拘らず、又自己の分擔區たると否とに拘らず、管區内に於ける事項に關しては管區勤務員共同、連帶の責任である。

管區勤務員は常に署外第一線の勤務に服し、勤務の外形が恰も筋肉的勤務なるが如くあるため、動もすれば之を卑下するやの觀念を抱く者もあるが、管區勤務は實に終始精神的な勤務にして、一瞬時の弛緩あるを容されない重責ある勤務である。然るに之を筋肉的勤務と考ふる

者あらば、管區勤務の本質、使命に關し認識の足らざる者と謂はなければならぬ。

管區勤務員の活動なくして、警察の活動あることなく、管區勤務員の精勤なくして、警察務の實績は挙げ得られないものである。治安の維持も、民衆の保護も、將又民衆の信頼も、一に管區勤務員の双肩に掛つて居り、宜しく其の任務の神聖にして、其の責任の重大なるを自覺し、天職に精進するを要する。

管區勤務員の活動は之を哨戒、警邏、戸口査察及び臨檢視察に分たれる。

一 哨 戒

哨戒は勤務所の公廰又は勤務所外直前所定の位置に於て、通行人其の他百般の事象に全注意を傾注し、警戒取締に任ずるをいひ、警察戰線に於ける前衛であり、歩哨であり、警察としての耳目である。

所内に於て哨戒に任ずるを所内哨戒といひ、所外の所定位置に於て哨戒に任ずるを特に立哨といふ。

(一) 哨戒勤務の使命

哨戒勤務の使命は移動せずして管区内に於ける警察百般の目的を遂行するにあつて、哨戒所

の位置は概ね、該管区内、又は警察署の管轄内に於ける重要な地點に設けられてある。侵すべからざる嚴然たる哨戒員の姿勢、眼光紙背に徹するを思はしめる隙なき態度は、不良者に対する大いなる威壓であり、良民にとつては誠に賴母しき勇姿である。若し、姿勢端正ならず、態度にして優柔ならば、不良分子は警察與し易いとし、所前を大手を振つて、出入、横行するであらう。

最も注意の行き届くのは所外に於ける立哨であつて、所内哨戒を認られる勤務所に於ても、朝夕交通の頻繁なる時間、學童の登校、歸宅時、或は深夜等は所外に於て立哨を爲すべきである。

(二) 哨戒勤務中の心得

勤務中に於ける心得は概ね、左の事項である。

(1) 哨戒勤務中は服装、姿勢、動作を端正にすることを要する。それがためには、勤務中は常に氣分を緊張するを要し、緊張せる氣分は自ら態度、姿勢の上に顯はれ、斯る鬱陶氣は不知不識の間に、豫防警察の效果を收めることを得る。勤務中は故なく其の位置を離れることを得ない。

(2) 哨戒勤務中事故發生し、位置を離れる場合は、其の旨休憩目に告げ、交代を請ひたる上、直に事故發生地に急行し、措置するを要する。

休憩員在らざるときは、直に電話を以て監督者に對し、哨戒勤務を離れる理由、事故發生の事實を報告したる上、出發すべく、若し、電話通ぜざる場合は黒板、日誌等に其の旨記載し置き、本署、其の他の勤務員との連絡を圖るべきである。

(3) 発生事件の性質に依り應援を必要とするときは、直に本署に之を要求したる上、其の來着を俟たずして速に出發することを要する。

(4) 発生事件管區外に屬すと雖も、猶豫すべからざる事態は進んで處理することを要し、該管區の勤務員來りたるときは之に引継ぎ、尙援助を要する場合は駐まりて引継ぎ應援すべきである。此の場合に於ても其の旨本署に報告することを要する。

(5) 哨戒勤務は交代時間五分前に次番者に告知し、交代は定位置に於て之を爲すものとする。此の際勤務中取扱ひ、或は見聞したる事項其の他にして、必要なものは引継を爲すを要し、尙、交代の際は敬禮を交換すべきものとする。

(6) 勤務に就き、又は休憩するときは、其の都度事前に勤務表に捺印するを要する。捺印は勤務の責任を明にするものにして、自身に於て確實に押捺すべきものである。

(三) 哨戒勤務の要領

警 戒

哨戒中は警察各般に亘り不斷に細心の注意を附近一帯に配り、五官を敏活に働かし、苟く

も警察上参考となるべき事項を感知せざる如きことなきを期し、通行人に注意し、不審の點あ

る者は之を検問することを忘るべからず。諸法令の違反者を發見したるときは、能く法令の趣旨を説示して之を懲諭し、過誤なきを期せしむるを要する。

異様の音響、叫聲、臭氣其の他異狀を覺知したるときは、休憩員に其の旨を告げて交替を求める、直に現場に赴き、之が原因を究明して措置を要するものは之を處置すべきものとす。

人民より願届ありたるときは、口頭願届は所定の用紙に記載し、書面は一應眼を通して、受理すべきものなるときは、其の不備なきやを確め、尙確むべき事項は之を質し、再び呼出す等のことなきを期すべきである。

受理したるときは、件名、願届人の姓名、處理の要領等を日誌に記載し、書類には受付けたる日時を記入捺印して處理し、本署に送致するを要するものは、速に之を送付すべきものとす。

所、番地、居住者等の指導にあたりては叮嚀親切を旨とし、嫌忌せらるる如き言動を嚴に憲まねばならぬ。一警察官の指導の良否は、直に指導者に對する愛憎の念を誘起するのみならず、民衆の一般警察官、乃至は警察全般に對する感激、憎惡となるものである。

指導に當りては必ず目標を示し、方向は本人より右、左といふ如く教示し、東西等と稱することは土地不案内なる者には不適當である。

勤務中の規
第十四課 管轄勤務員の活動

哨戒勤務中、厳守るべき規律は左の事項である。

- (1) 所内哨戒は椅子に倚ることを得るも、姿勢は極めて端正なるを要し、深夜等にして睡魔に襲はれんとするときは所外にて立哨し、睡魔を撃退すべきである。
- (2) 勤務中は相勤者と雑談を爲し、其の他書見、喫煙等を爲すことを得ない。
- (3) 勤務中は用便のためにも其の位置を離れるを得ず、若し、已むを得ずして之を辯ずるときは、休憩員に交替就勤を求める上爲すべきである。

二 警 還

警邏は警察官が制服にて一般的な警察上の任務を帶び、管区内を巡回、警戒に任ずるを以ひ、警察活動の前提となる重要な勤務であつて、謂はば、警察戦線に於ける偵察である。

(一) 警邏の本質

警邏は一定の路線を定められたるを例とし、又管轄区内に數箇の路線の定めあるもの、一路線を交互に順行又は逆行するもの、或は重要地點に警邏哨を設けある場合等もある。路線を定め、警邏哨を設置するのは、警邏が普遍的に行はれ、且つ重要な地點を必ず巡回せしめることが目的である。

路 線

巡行の方法

巡行の方法には徒歩、騎馬、自転車乗用の三種があるが、徒歩に依るのが其の目的を達成するため最も適はしき方法である。騎馬又は自転車は管轄區廣大にして、路線長き場合に用ひられる方法であり、都市に於ては徒歩に依るを原則とし、交通機關を利用することを得ない。

唯、交通専務員の警邏は騎馬又は自転車に依るものとする。

目的及び效果

警邏の目的は犯罪の防止、民衆の保護、法令の執行、管轄内の情勢偵知等、警察上凡て有方面に亘り、其の效果は積極的に警察上の目的を遂行するに止まらず、制服警察官が管轄区内を巡回することが、不良分子に對する威嚇ともなり、又自覺、反省を與ふるの機會ともなる等、消極的效果も亦甚だ大なるものがある。殊に酷暑の候、日中汗に塗れたる警察官の警邏姿は、護民官たる賴母しき勇姿であり、酷寒の深夜に響く佩劍の音、靴の音が如何に大いなる安堵を民心に與ふるかは、吾人の想像に及ばざるものがある。此の直接、間接の効果を考へるとさ、如何に警邏勤務の重要なかを明に意識することが出来る。

(二) 警邏の要領

警邏中は特に視覚、聽覚、嗅覚を鋭敏にし、人、物、場所、音響等萬象に注意を振り向け苟くも、警察上の資料となるべき事項を看過、逸脱すべからず、左の事項には特に留意すべきである。

第十四課 管轄勤務員の活動

- (1) 勉強不審者は検問を爲し、或は尾行を爲し、其の勉強に注意すること
- (2) 人の集合せる場所には速に赴き、其の原因を確認すること
- (3) 不安なる氣色にて談話せる者あるときは特に注意し、其の由來する所の察知に努めること
- (4) 安寧、風教に有害なる廣告物、張紙なきやに注意すること
- (5) 倒壊、頽落其の他危険の處ある建造物、廣告物、道路等に留意し、若し、危険の處ある物又は場所あらば、其の所有者若是管理者に注意を與へ、危険防止上必要な施設を爲さしめること
- (6) 異様なる煙氣、焦臭、怪しき燈影等は火災の初期なる場合多きを以て、其の原因を確認すること
- (7) 大風の際は特に火氣を取扱ふ業者に火の元の注意を與ふること
- (8) 異様の物音は火災の初期なることあり、其の他異變に基因する場合あるを以て、其の原因を確認すること
- (9) 戸締油斷、干物其の他の物品の取入を遺忘せる者あらば、家人に注意を與ふること
- (10) 交通の妨害となり、又は不潔物は之を取除かしめること

警邏中の規律

警邏中取扱ひたる主要事項は要領顛末を日誌に記載し、重要な事項其の他見聞したる事項にして、参考となるべきものは書面にて申報し、特に急速を要するものは電話其の他の方法にて上司に報告するをする。

警邏中は左の事項を遵守しなければならぬ。

- (1) 途上にて喫煙、雜談、其の他私用を辨ずることを得ず
- (2) 故なく民家に立寄り、又は併立して房屋内を透視せざること
- (3) 路線の定めある警邏は故なくして路線外に出で、或は一部と雖も之を缺略するを得ず

三 戸 口 査 察

警察活動を醫療行為に比喩するとき、接客業者の健康診断、飲食物の試験、度量衡器の検査の如きも診察であり、戸口査察も亦診察に該當して居り、前者は血液検査、檢便等強制力を用ひる診察であつて、戸口査察は身體の外観から察知、判断する強制せざる臨床の診察であるとも見ることが出来る。

(一) 戸口査察の目的

戸口査察は警察官が各戸に就き現住者の本籍、身分、職業、姓名、生年月日等を調査し、間接、機微の間に在住者の性質、素行、來歴、思想、生活状態等を察知するにあつて、單なる人頭調査ではない。

戸口を明確にすることは行政、經濟百般の基礎資料となるものであることは論を俟たないのであつて、其の正確を期し、逸脱があつてはならないこと勿論であり、且つ、我が國に於ては

第四課 管理勤務員の活動

三〇二

未だ戸籍の制度がなく、戸口検査に依り作成する戸口調査原簿は民籍を明にする原本となり、人民の権利義務にも至大なる關係を持つ重要な行政事務である。

内情の察知

戸口検査に依つて、間接に住民の生活状態、職業、社交關係等を知得することは、豫防警察上重要な資料となるのであり、若し、戸口検査を以て單なる人口調査なりとせば、戸口の異動を牌長をして報告せしむれば足る。

警察官が直接民家に臨んで検査を反覆する所以は、實に豫防警察上よりする住民の生活情態等を察知することが主要なる眼目なるがためである。素より個人の私生活に深く立入ることは避くべきであるが、機微の間に社會の裏面を察知するのでなければ、警察上の目的は達成せられない。

特務、保安、衛生、刑事各般に亘る資料を得るには、戸口検査が最も有效にして、且つ無理のない好個の機會である。

戸口検査は亦民衆指導の機會でもある。盜難の防止、火の元の注意、保健衛生思想の啓發の如きは、戸口検査が民衆の注意を喚起せしめ、之を指導、啓發するに最も適當な機會であり、而も甚だ有效である。

戸口検査は警察官をして見聞を弘め、常識を涵養する機會である。例へば、糧石店に到れ

常識涵養の機會

ば雜談の裡に糧石の價格、產地に依る品質の特徴を聽き、材木店に到れば、木材の材質、特徴、用途、價格、產地等を尋ねる如きは、此等が積り積つて常識となるのみでなく、斯る質問に對しては好意を以て説明を與へられ、其の間に自ら和かな氣分が湧き、戸口検査本來の目的である實相を察知することも出来る。

(二) 検査の要領

検査の時間

戸口検査の時間は克く民衆の日常生活を考慮し、迷惑とならざる時間に行ふのでなければ、其の目的を達成するを得ない。商賈であれば其の業態に應じ最も閑散な時を選び、一般に食事時間等は避けなければならぬ。併し日本人は概ね三食であり、満人は二食であるから、自ら食事をする時も異つて居る。夜間は勿論行ふべきでなく、早朝、夕方なども避くべきである。

常に、日中不在なる家は已むを得ず夕刻、早朝等に行はなければならない場合もあるが、其の事情を述べて、已むなかりしことを能く納得せしむべきである。

左の場所又は人に對しては戸口検査を行はない。

イ 外國大公使館員、及び其の家族、並に館内に居住する者

ロ 外國領事館員、及び其の家族、並に館内に居住する者

ハ 軍隊

第十四課 管理勤務員の活動

三〇三

ニ 監 獄

戸口調査規程に依れば、査察の回数は普通は六箇月に一回以上、警察上特に注意を要する者に對しては毎月一回以上となつて居る。之は如何に専くとも六箇月には分擔區内を査察一巡するを要する最少限度を定めたのであつて、査察の回数は多い程、其の目的に添ふことが出来るのであるから、時間の許す限り努めて屢々査察すべきである。特に、市街地に於ては戸口の異動甚しきを以て、専くとも二箇月に一回以上の査察を爲すを要する。

査察に臨みたる際は、町寧に來意を告げ、言語、動作を慎しみ、不快又は羞恥の感を抱かしめざるやう留意し、相手に迷惑とならざる程度に於て成るべく談話を交換し、其の間に事情を察知することが出来る。

査察に際しては左の事項に注意するを要する。

- (1) 冠婚、葬祭、急病人其の他特殊の事情ありと認むる場合は、後日其の事情の止みたるときの實査に譲ること
- (2) 老幼婦女其の他應答に堪へざる者に對しては、強て推問を行はざること
- (3) 身分ある者にして、家族、執事、雇人等に就き調査し得るものは、特に戸主に就き調査を行はざること
- (4) 風俗、習慣を異にする者に對しては之を尊重すること

戸口査察の際には戸口調査補助簿を携帶し、現場に於て、戸口の異動其の他必要なる事項を記入すべきであるが、鉛筆にて手帳其の他に假に記載し、後、清書することが適當である。戸口査察に依り調査し作成したる原簿は戸籍に代はるべき重要な原本となるのであるから、調査の粗漏、脱遺があつてはならない。直接調査を要するのは左の事項である。

- (1) 原籍 日鮮人にしては本籍、五族以外の外國人は國籍を記載し、歸化人、無國籍人は原國籍を附記する。例へば「波蘭系歸化人」、「露系無國籍」の如きである。

日鮮人以外の五族には、本籍と稱すべき制度がないから、家長たる者の生活の本據を原籍とすべきである。例へば、出稼人、雇人等にして、民國に生活の本據を有する者は其の本據地が原籍である。原籍は省略することなく、正規の全地名を記載すべく、地名を正しく書くことは甚だ困難であるから、戸籍謄本其の他據るべきものに準據して記入し、其の無きものは行政區劃便覽等に依つて正しく記入すべきである。

- (2) 出生地 出生地は同一戸籍内の者であつても同様でない場合が多いから、各人毎に記載するを要する。出生地、原籍と同一なる者は「原籍=同ジ」と記入し、地名を書くを省略して差支へない、世帯主以外の者の出生地は上欄右第一行に記すべく、地名の記載に關しては原籍に準ずる。
- (3) 前住所 現住地に來りたる直前の住所地を記載する。
- (4) 種族 漢、滿、蒙、回、日、鮮等の別を記入する。歸化人、外國人、無國人にしては、大ロシア

第十四課 管風動務員の活動

三〇六

族、ウクライナ族、白ロシア族、猶太族、バーシー族、印度族、安南族等の別を記載する。

(5) 商堂號 天茂祥、延壽堂等商號、屋號の類を記載する。

(6) 姓名 姓名は民族に依つて称呼の慣習が一樣でない。次章、通稱ある者は之をも記載する。

漢滿族 本名の外に次章を持つて居る。

蒙族 蒙古名の外に漢風の姓名を持つて居る者がある。

露人 ロシア人の姓名はイワン・セリゲエキツチ・ツルゲーネフ等の如く三段となつて居る。イワンは名、セリゲエキツチは父名、ツルゲーネフは姓である。

歐米人 正教徒以外のキリスト教徒たる歐米人の姓名は、通例チャールス・ロバート・ダーキンの如く三段であつて、チャールスは名、ロバートは教徒名、ダーキンは姓である。普通には教徒名は頭字のみが略して使用せられる。

歐米人の姓名は三段を全名（フルネイム）といふ。動もすると姓のみを省くと姓名の如く取扱つて居るが、ニウトン、ワシントンといふのは「王」、「張」といふに等しく、個人の異勳を識別する姓名とはならない。専くとも、物理學者たるニウトンはアイザック・ニウトンといふべく、アメリカの第一代大統領たるワシントンはジョージ・ワシントンと書すべきである。

日人、滿漢人の姓名は同音異字が甚だ多く、能く、文字を質して誤記なきを要する。

(7) 繙柄 繙柄といふのは戸主と本人との身分上の關係である。姓名の上欄には戸主、世帯主、又は之人が略して使用せられる。

との關係、例へば、妻、長男、弟、姉、同居者、雇人等を書し、姓名右欄には戸主の場合には「亡某長男」、妻の場合には「何某二女」、同居者の場合には「何某弟」等の如く記載する。戸主の兒女には記載するを要しない。

(8) 生年月日 生年月日は據るべき根據に基き正確なる年月日を記入する。蓋し、年齢は私法上、公法上の権利、義務に關する根基となるものであるからである。

年號は建國以前に係る者は清朝又は民國の年號に依り、日本人は日本國の年號、歐米人は西暦、舊ロシア人は露暦に依るべきである。
生年月日の分明ならざる者は、年齢を聽き、前に準じ、其の生年月日を記すべく、「何月生當何年」の如く記載してはならない。年齢の計算も亦民族に依り其の習慣を異にして居るので、各其の習慣に従つて年繰りをしないと、一年又は二年の相違を生ずる場合がある。

(9) 職業 職業は國務院訓令「產業及服務分類並ニ職業分類ニ關スル件」の職業分類小分類に依り、且つ具體的なるを要する。例へば、糧石商、國民學校教師、炭燒夫、自動車運轉手の如く記載するを要し、商業、教師等の如く書くべきではない。同一人にして二種以上の職業ある者は、其の主なるものを先に記載する。

(10) 宗教 宗教は教派、宗名をも記載する。道教、白蘭教、喇嘛教、神宗、真宗、基督教新教、羅馬舊教、希臘正教等の如く書す。

第十四課 管貯勤務員の活動

三〇八

(1) 種痘 種痘欄には善感、不善感及び其の回数、痘瘡経過者は「痘瘡経過」と記入するを要する。

(2) 来住の年月日 上欄第一行に来住の年月日を記載す。居住の長短は、直に凡そ注意の要否を判断するの目安となり、重要な事項である。

現住所にて出生したる者は記入するを要せず、同居者、雇人は同居又は雇入の年月日を記載するものとす。

(3) 兵役 日人にして兵役關係ある者は、上欄左より第二行目に、兵種、兵役別、官階級を記載するを要する。

察知事項 察知事項は調査事項の如く、直接して調査するのではなく、間接に、或は機微の間に察知する事項である。

(1) 索行來歴 獨立の生計を營む者にして、顯著なる前歴ある者は、來歴欄に「元某縣警務局長」、「元船員」等の如く記載す。

(2) 資產所得 資產、所得、負債等は間接に調査し、裏面に記載する。持地、借地、持家、借家等の別を婉曲に尋ねることは差支なく、裏面に記載すべきである。

農村に於ては牛馬羊豚等家畜の種類、頭數をも調査して裏面に記載すべく、自動車、自轉車、荷車等を所持する者も亦、其の種類、頭數を調査するを要する。

(3) 生計 生計は上、中、下の三種に區別し、概ね年收二千圓以上、又は二萬圓以上の不動産を有する者は上、不動産を有せず、年收五百以下は下、其の他を中とし、生計欄に記載する。

救助をする者は裏面に其の旨記載すべきものとす。

(4) 教育 教育程度は間接に調査し、又は婉曲に察知して記載すべく、學歴を有する者は初小卒(初級小學校卒業)、中半(中等學校半途退學)等の如く記し、學歴を有せざる者にして識字者は「識字」と書し、文盲は記入を要しない。

(5) 親族關係 親族中に高官、知名士、資產家等ある者は裏面に其の旨記載する。

(6) 駕行者 孝子、節婦、義僕其の他美事善行ありたる者は、表彰せられたると否とに拘らず、裏面に記入し置くを要する。

船舶居住者の査察は、其の船舶の定繫港を管轄する警察官署に於てする。茲に船舶定繫港といふのは、必ずしも、船籍を置きたる港をいふのではなく、事實上定繫されて居る地を指稱し、其の水面を管轄して居る警察官署の管轄員に於て査察を実施する。

要注意者 警察上注意を要する者として、規定の中に該當し一箇月一回以上査察を要する者は左の各號該當者である。

(1) 特務警察上注意を要する者
1 危險思想抱持者(共産主義、無政府主義、其の他の危險思想抱持者、又は此等と交際ある者)

第十四課 管貯勤務員の活動

三〇九

第十四課 管區勤務員の活動

三一〇

口 反滿抗日思想抱持者

ハ 政事、時事、社會問題に關し言動過激の傾向ある者

ニ 流言浮説を爲す癖ある者

ホ 直訴、建白、投書の癖ある者

(2) 刑事警察上注意を要する者

イ 假出獄者、刑の執行猶豫者、前科者、微罪處分者

ロ 博徒及び賭博常習の疑ある者

ハ 強要、強迫を爲すの疑あり、又は性質、粗暴なる者

ニ 三百代言、高利貸

ホ 頗に貧困に陥り、又は暴富を致したる者

ヘ 放蕩淫逸の者

(3) 保安警察上注意を要する者

イ、婦女誘拐を爲す疑ある者

ロ、賣淫又は其の媒介、容止を爲す疑ある者

ハ、補導教護を要する少年少女

ニ、極貧にして救護の要ある者

- ホ 家庭に錯雜せる事情ある者
- (4) 衛生警察上注意を要する者
- イ 無免許にて醫業、齒科醫業、鑲牙營業、助產等を爲したことある者
- ロ 癫患者
- ハ 病原體保有者
- ニ 衛生上取締を要する業務の從事者にして、傳染性疾患ありて其の治療を命ぜられた者
- ホ 阿片、麻薬癪者
- ヘ 阿片、麻薬等の前科者又は其の疑ある者
- 此等は名刺の裏面に其の旨を記載し、表面には適宜記號を附し置くべきである。

四 臨 檢 視 察

(一) 臨檢視察の目的

臨檢視察は警察上取締を要する諸營業の營業所等に臨み、法規に違反することなきや其の他を視察し、之が厲行を期し、以て危害を未然に防止することを以て目的として居る。取締を要する諸營業は特別の取締規則があつて、許可營業となつて居るものが主であるが、必ずしも許

可營業に限つた譯ではなく、苟くも警察上取締を要する対象に對しては臨検視察を行ふのである。例へば、食料品市場、食料品店、菓子製造業者の如きは、許可營業でなくとも衛生警察上取締を要する業態であり、其の他度量衡器の取締、量目、暴利の取締等は一般商家に對しても行はれ、精神病者、病原體保有者、癆患者等も亦視察を要するのである。

(二) 臨検視察の要領

許可營業以外の臨検視察は特に營業臨検としては行はず、戸口查察等の機會に於て行ふことが適當である。

營業臨検も亦日中に行ふことが原則である。旅店、料理店、飲食店等に對しては行政執行法に依つて、夜間にも其の公開時間中は行ふことを得るのであるが、此等の業態は營業状態を取締るのが本来の目的ではなく、保安、衛生上の施設が取締の要目である。行政執行法が夜間臨検を認めて居るのは、業務其のものの取締のためではなく、犯罪人の捜査、其の他特別なる警察上の目的のためにすることを豫想して居るのである。此の種業態に對する營業の視察は、晝間にて其の目的を達することが出來、夜間は特に客のある時間であり、夜間の臨検は營業の妨害ともなる。之に反し、興行の如きは興行場の施設も取締の目的ではあるが、興行其のものが取締の眼目であるから、夜間興行には夜間臨検をしなければ取締の目的は達せられない。

臨検視察の時間

臨検視察は取締るべき業態の性質を考へ、取締の目的を達成し得る範囲に於て、最も營業者及び利用者の迷惑とならざる時間に於て爲すことを要する。

警察上取締を要する營業は甚だ多種であつて、取締の目的も業態に依り保安、風紀、刑事、衛生等一樣でなく、且つ視察取締の要點も業務の性質、規模の大小等に依つて異つて居る。故に、克く法規を研究し、法の目的、危害防止の必要等、要點に觸れた視察、取締を爲すことが肝要であり、一般的には左の諸事項に留意すべきである。

(1) 臨検は違反を發見することが目的ではなく、違反なきを期するにある。故に違反なき如く注意、指導する心持でなければならぬ。

(2) 視察日割は同一業態を同日に行ふ如く豫定し、成るべく數種に亘らず、豫め視察すべき營業の法規を精讀、研究の上臨検すること。

特に「今日は火災防止上より視察する」の如く、一の重點の定めて臨検する如きは、視察取締の徹底を期することが出来る。

(3) 臨検視察は單に法規のみに精通して居たのでは眞の視察は出來ないのであつて、業態に對する常識、専門的な知識を必要とする。之がためには努めて緻密なる觀察を爲し、且つ必要な事項は從業員に質問し、見聞を擴むべきである。營業に關し知識を有することに因つて、適切なる視察取締が行はれる。

(4) 營業上に違反あるも成るべく指導以て矯正せしむべく、尙之を肯んぜざる場合其の猛省を促すため

第十四課 管區勤務員の活動

三二四

に處罰を加ふべきであつて、處罰は已むを得ざる最後の手段である。

營業臨檢に際し遵守すべき規律は左の各號である。

臨檢中の規律

- (1) 茶葉等を出す者あるも、口にせざるを良とす。
- (2) 観察を終りたるときは速に退出し、雑談を爲す等長居すべからず。長居は營業者其の他に迷惑を及ぼすのみならず、情質、狎昵の貢縁を醸す原因を作ることとなる。
- (3) 取締營業者の製品又は商品を購買すべからざること。

観察狀況の記載
臨檢視察を行ひたるときは、視察の結果を視察簿に具體的に記載し、「異狀ナシ」等の如く書すべからず、凡そ視察したるときは記述すべき事項があり、違反のみを記載するのが視察簿ではない。例へば、古物商にして法規が厲行せられあれば「物品ト帳簿トヲ對照スルニ記載漏ナシ」とか、或は「品觸ハ編綴保存セラレアリ、品觸該當品ヲ取扱ヒタル形跡ヲ認メズ」等とも記載し得られる。

申 報
特に注意を要する事項、又は参考となるべき事項は、別に書面を以て申報すべきである。

五 休 憩

管區勤務に於ける休憩は、所定の場所に於て休養する一種の豫備勤務である。休憩時間中に

於ては、勿論書見することも、喫煙、喫飯することも、或は睡眠することも、各人の自由であるが、必ず所定の場所に於て休養するの義務があつて、他出するを得ない。即ち、休憩時間中と雖も、哨戒勤務中の者が、事故のため勤務位置を離れる場合には、之に交替して哨戒勤務に服することを要し、哨戒勤務員なき場合、事故發生し、或は電話があり、其の他人民の願届出等ありたる場合には之を處理しなければならぬからである。

第十五課 特殊勤務

一 看守護送勤務

看守勤務は留置場にある留置人を監視する勤務をいひ、護送勤務は法令に據り拘禁したる者を他に押送する勤務をいぶ。

看守護送勤務は既に拘束したる者を監視し、押送するのであるから、大なる注意を要しないと考ふる者あらば、認識を過れる之より甚しきはない。即ち拘禁せられ、護送せられる者は、隙だにあらば逃走せんとする者であり、中には自殺を企圖する者もある。若し萬一、逃走、自殺等の事故を生ぜんか、其の責任は當面の勤務者一人に止まらず、上司にも及び、且つ社會に對しても誠に重大なる責任である。故に、勤務中は心に寸毫の弛緩あるべからず、須臾の懈怠あるを容されない。

凡そ被拘束者の考ふることは、煩悶と然らざれば如何にして逃走せんかである。其の長時日の思索と、努力とが意表に出づる畫策を繞らしたる事例に乏しくなく、寸時も其の眼を離すことを得ない。

(二) 留置場看守

留置場

留置場は代用監獄として自由刑執行の場所であり、其の他法令に依る拘禁者、檢束者の自由を拘束する場所でもある。故に、留置場には孽猛殘忍なる者、謠詐謀略を弄する者、懶惰放逸なる者、媚態嬌醜を業とする者、其の他螺寡、孤獨等、各種各態の者を收容せる場所であつて、宛然、社會裏面の縮圖を成して居る。之が看守に任ずる者は、嚴肅と温情とを以てし、彼等の一舉手、一投足にも細心の注意が拂はれなければ、任務は完うし得られない。

留置場看守は留置人の動靜を監視し、之を完全に外界と隔離して、證憑の湮滅、通謀等を防止し、逃走、自殺を豫防すると共に、其の生命、身體に異常なきを期することを以て目的として居る。

留置命令を受けたる者の身柄を受領したるとさは、左の各號に注意して檻房内に留置する。

- (1) 立會 留置するに際しては司法主任又は之に代はるべき者の立會の下に之を行ふことを要する。
- (2) 身體・被服・携帶品の検査 鈿鉗を外し、又は帶を解かしめ、嚴密なる身體、被服の検査を行ひ、刃物、發火物、毒劇薬、麻薬等を隠匿することなきやに留意する。

著衣以外は房内に携帶せしめず、紐帶の類は使用せしめざるものとす。書籍にして、司法主任の許可ある

る物は携帶せしむるものとす。

(3) 婦女子は頭髪を結束せしめるものとす。
婦女子は頭髪を結束せしめるものとす。

(4) 名簿記載 留置すべき者の住所、姓名、年齢、罪名又は留置の事由、留置年月日を記したる名簿を提出する。
置人名簿相当欄に記載し、検査者の場合は検査人名簿に所定事項を記載する。

(5) 携帶品の取扱 所持の金品は之を留置し、所定欄に品目、員数、金額を記入し、所持人をして署名捺印せしめる。

留置品は之を所持人毎に一括し、品目、員数及び所持人の姓名を記したる札を附し、一定の場所に整頓して藏置すべきである。

金錢は金額、貨幣の種類、員數を記し、合計係に保管方を委託するをする。

(6) 名票 檻房前に姓名、罪名又は留置の事由、留置年月日、釋放年月日を記したる名票を提出する。
看守勤務は普通立哨とし、勤務員の都合に依り長時間に亘るときは椅子に倚ることを許される。留置場内に於ては帶剣せず、勤務中は左の事項に留意するをする。

(1) 檻房の周囲を絶えず巡回し、留置人の動静に注意すること
(2) 病者以外の者は、睡眠時間外に横臥せしめざること

看守心得

(3) 檻房相互間又は外部より通話、合図等を爲す者なきやに留意すること

(4) 留置人に給する食物は看守者自ら之を支給し、留置人等をして運ばしむべからず。食物中に他物を隠匿しあらざるやに注意すると共に、其の腐敗、變敗せざるやにも留意すること

看守勤務は普通立哨とし、勤務員の都合に依り長時間に亘るときは椅子に倚ることを許され食事を給したるときは、名簿所定欄に給食の記號を爲すを要し、食事を終りたるときは必ず食器、特に箸の員数を確むべきである。

(5) 署長又は司法主任の許可なくして、食物其の他の物品の差入れ、又は他人との面談を爲さしむることを得ず

差入品は特に精密に點検し、他物の隠匿、通謀等のことなきやに注意すること

(6) 留置人は所定時刻に就床又は起床せしめる。就床は頭部を檻房の前方に位置せしめ、面部を夜具、衣服等にて覆はしめざること

(7) 婦女子に對しては厳格の裡に、温容を以て臨むべきも、他の疑惑を招くが如きことなからべく、婦女中には看守者に媚び、之を範縁せんとする狡猾なる者なきにあらず、深く注意を要する。

(8) 留置人と濃りに雑談し、又は狎昵し、若は私語する等のことなきこと

(9) 起床後洗面の機會に場内を掃除せしむること

(10) 檻房の附近に他物を置せざること

(11) 留置人に疾病其の他の異常あり、又は留置人中規律を守らず、制止に従はざる者あるときは、直に

司法主任其の他の上司に報告し、其の指揮を受くること

櫻房の開扉

櫻房は起床時又は用便を爲さしむる場合の外、署長、司法主任、其の他の監督者の指揮あるにあらざれば、之を開扉することを得ず、開扉に際しては左の事項に注意を要する。

(1) 開扉のため鍵を要するときは、司法主任又は宿直主任より其の交付を受け、使用を終りたるときは直に返還すること

(2) 開扉は留置場入口に鎖錠したる上、之を行ふこと

(3) 起床時に於ける洗面、用便は各房毎に行ひ、數房同時に開扉せざること、開扉に際しては宿直主任立會にて行ひ、留置場勤務者は休憩時間中と雖も總て共同にて實施するものとす。

(4) 留置人を場外に出すときは必ず戒具を施すことを要し、其の都度、「何時刻留置人何某ヲ何々ノ指揮ニ依リ、何某ニ引渡ス」と留置場日誌に記載し、引渡を受けたるとき亦其の旨を日誌に記載すること

留置場日誌

勤務中取扱ひたる事項は洩なく留置場日誌に記載し、毎朝交替直後、司法主任を経て署長の

査閲を受くるものとす。

交替は司法主任、警務主任の立會の下に人員、物品を點検し、引継ぎの後交替するものとす。

(二) 護送

護送の任務

護送勤務は囚人、刑事被疑者等を其の自由を拘束した儘、甲地より乙地に移すに際し之を監視警戒しつゝ押送するをいふ。其の任務は途中に於ける被護送者の逃走、自殺、證據湮滅、其の他通謀等を防止するにあつて、場合に依つては暴力を以て此等の者を奪取せんとする不逞者の出現することも、必ずしも絶無ではない。

被護送者の多くは拘束された當初より、逃走又は證據湮滅を念願し、其の機會を狙つて居るのであつて、押送は彼等にとつて其の念願を達成せんとする絶好の機會である。而も之を故障なく目的地に押送することが、護送の任務であるから、護送勤務は出發より、目的地に到着して被護送者の身柄を責任者に引渡す迄、一刻一瞬も心に油断あるを容されない、極めて重大な責任ある勤務である。

護送には普通護送と傳遞護送がある。普通護送は拘禁者を甲地より乙地に護送するに際し同一護送者が専従直送するをいひ、傳遞護送は中間に於て護送者が交替し、中繼の方法にて押送するをいふ。普通護送が一般に行はれる護送法であるが、陸路長途の押送等の場合には、傳遞護送の方法に依る場合もある。

又、押送は其の交通方法に依つて、陸路押送、汽船押送、水上押送に分たれる。

一般的の注意
護送は成るべく各人別に爲すを可とし、已むを得ずして數人又は共犯者を一時に押送する場

合は、特に深甚の注意を要し、護送の距離、方法に依つて、護送者の人員を決定するを要する。

護送に際しては、豫め送致すべき官署と打合せを爲し、引渡しに難點なきを期すべく、途中宿泊を要する場合も亦、豫め宿泊地警察官署に依頼して、被押送者の留置方を委嘱すべきである。宿泊地は行程上、短距離と思惟せられる場合に於ても、警察官署所在地を選ぶを可とし、押送員は押送状又は之に代はるべき書類を作成所持すべきである。

押送者は出發前及び途中に於て、一般的には左の事項に留意するを要する。

(1) 黙検及び觀察 護送者は豫め被押送者の人員を點検し、其の健康状態を検査したる上、大小便を爲さしめ、特に罪質を聽き質し、性格を看破する等押送上の参考とすること

(2) 戒具 戒具は豫め早く點検して故障、損傷なきを確かめ、留置場内に於て完全に施すこととする。施錠は張弛宜しきを得るに留意すべきである。

(3) 無形的束縛 被押送者に對しては有形的束縛を以て安心するが如きことなく、温情以て之を心服せしめ、所謂無形的束縛を加ふることに留意すべきであるが、態度は常に嚴肅なるべく、温情が歎心を購ふに墮するときは、却て蔑視せられ乘せられるの結果となる。

(4) 交通機關の利用 護送は成るべく交通機關を利用することを要す。蓋し、押送の迅速と、途中の事故を防止せんがためである。

(5) 食事 食事は同時又は押送者が済ましたる後被押送者になさしむるを要し、決して押送者より先に

攝取せしむべからず、此の際手錠は其の効き手の分を外すべきである。

(6) 用便 用便は逃走の機會であつて、護送中の事故の多くは用便の際に惹起して居る。上開せしめたるときは、決して閉扉せず、相當の距離より監視を嚴にするを要す。屢々便意を憇ふる者に對しては特別に監視の眼を緩むべからず。

(7) 宿泊 宿泊は警察官署所在地を選び、被押送者の留置方を警察官署に委嘱すべきであるが、已むを得ずして一般旅舎に宿泊するときは、施錠の儘就寝せしめ、嚴重監視すべく、押送者二人以上なるときは輪番交互に監視に任するものとする。

(8) 被護送者の奸策 被護送中には途中に於て悔悟を裝ひ、或は假病を使ひ、雜談を仕掛くる等、押送者の同情を求むることに努める者がある。此等は押送者を油斷せしめんとする奸策なるを以て、乗せられざるよう警戒すべきである。

(9) 面接談話 護送中は他人と面接せしむるを得ず、被押送者相互の談話も亦禁止すべきである。

(10) 證據品・書類 證據品、書類は破棄、亡失せられるの處あるを以て、決して被押送者に携帯せしめてはならぬ。

陸路押送の場合も、途中、乗合自動車等のある區間は努めて之を利用するべく、特に左の事項に注意を要する。

(1) 日中旅行 護送は日出後、日没前に之を爲すを鐵則とす。特別の事情ありて夜間之を爲すを避け得

ざる場合は一肩監視を厳にするをするを要する。

(2) 歩行中の位置 歩行中は常に被護送者の左後方(效き手の反対側、左效きの場合は右後方)約三尺の所に位置し、捕縄の端は手甲に二三回巻き附け保持すべきである。

(3) 市街地に於ける通路 市街地に於ては成るべく人通り少き道路を選ぶを要す。萬一の場合、人込に紛れ逃走を容易ならしむることを防止すると共に、知人を避け、被護送者を庇護することともなる。

(4) 山村に於ける通路 僕険地にして、人通り少き道路に於ては、成るべく、同方面旅行者と同道するを可とし、陥落なる道路は捷徑なりと雖も通行を避け、迂路なるも平道を選ぶを要する。

(5) 橋上 橋梁は中央を通行すること。

(6) 断崖・河岸 断崖、河岸等は山際を通行し、兩側とも低地なる箇所は中央を通行し、且つ、捕縄を縮め、接近して歩行すること。

(7) 坂路 坂路を下るときは歩速を緩め、且つ坂路に於ては上り、下り共に捕縄を縮め、接近して歩行すること。

船車押送

汽車、自動車又は船舶にて押送する場合は特に左の諸項に注意を要する。

(1) 停車場 (駐車場) 汽車又は乗合自動車を利用する場合は、発車十數分前に停車場に到着し、驅員の諒解を得て駆員室の一隅に連れ込む等、一般乗客の待合所を避くべきである。

(2) 疾車 列車到着前乗車すべき車輛の停止位置附近に位置して、其の到着を待つべきであるが、線路

より相當の距離を保ち、被護送者の飛込自殺を防止する等、萬一の過誤なきを期するを要し、車輛は最後部を選ぶを可とす。

(3) 坐席 坐席は被送者と同一坐席なることを要す、故に、乗車の際介添者を依頼し、列車の停車と共に介添者をして適當なる坐席を定めしむるを可とす。若し、介添者なく、同席すべき坐席を得る能はざるときは、乗務員に事情を話し、然るべき坐席を求むべきである。

着席は嚴寒の候にして窓を開放せざるときは、被護送者を窓際に位置せしめ、其の他の場合に於ては押送者が窓際に位置するものとす。即ち、逃走を防止せんがためである。

(4) 車内に於ける注意 車内に於ては常に被護送者の動作に注意するは勿論、附近にある一般乗客の行動にも留意するを要す。

(5) 緩行の際 坂路、構内、其の他車の徐行中は逃走の機会なるを以て、一肩監視を厳にし、停車中又は上岡中は特別なる注意を要すること言を俟たない。

(6) 降車 降車は一般乗客の降車を待ち最後に於てし、押送者が先に降車するを要する。

(7) 到着地 到着地に於ては、成るべく送致すべき官署職員の出迎へを受くる如く豫め手配し、其の援助を受くるを可とす。到着に心緩み、逃走せしめたる事例も稀ではない。

(8) 船舶に依る押送 船舶に依る押送も大要列車の場合と同様であるが、船舶は車内よりは餘裕があるため、隣を生じ易く、且つ飛込自殺の機会の如きも、車内よりは遙かに多いのであるから、終始注意を

乗船の際は相當時間前、乗船場に到着し、係員の諒解を求め、一般乗客よりは先に乗船し、適當なる坐席を占むべきである。

引渡

送致すべき官署に到着したるときは、身柄及び書類、證據品を責任者に引渡し、相當受領證の交付を受くるを要する。長途の押送、又は重大犯人に係るときは、無事引渡しを了すると共に、其の旨所屬長又は上司に即報すべく、蓋し護送は押送者のみならず、關係者一同が事故無きことを切に念願する所なるがためである。

傳遞護送の際に於ても、引渡、引繼は正確なるを期し、宿泊地等にて引渡の際は、前日の引渡のみにて責任を果せり等と考ふる如きことなく、翌日出發の際には立會を爲し、異狀なく出發したることを確認すべきである。

押送中の事故として豫想せられるのは、逃走、傷病、死亡及び毎取等である。

逃走 萬一、逃走せられたるときは、周章狼狽することなく、之が搜索、逮捕に全力を傾注すべきであるが、一面、其の地の警察官吏、憲兵等に通報して其の應援を求むることを忘るべからざると共に、其の旨を所屬長に急報して、逃走手配に遅延なきを期するを要する。自ら秘して之を逮捕せんと焦慮し、機を逸する如きことあらば、責任は更に大なるを加ふるに至るべ

事故発生の場合

く、深く戒しむべきである。

奪取 奪取は外力に因つて被護送者を逃走せしめられることとの謂であつて、勿論、一死全力を以て暴力を排すべく、力及ばずして奪取せられたるとき、之が奪還に就ては前同様である。逮捕又は奪還し得られるときは、書類及び證據金品は所屬署に持ち歸るを要する。

傷病 被護送者疾病となり、又は傷病を受けたるときは、相當手當を爲し、若し、押送を繼續すべからずと認めたるときは、事情を具し被護送者の留置方を最寄警察官署に依頼し、發送官署長の指揮を受くべきである。

死亡 被護送者死亡（自殺を含む）したるときは所轄地警察官署の検死を受け、死體は書類、證據品と共に檢死したる警察官署に交付するものとす。船車中にて死亡したるとときは、最初の停車地又は最初の寄港地の警察官署に爲すを要する。

二 警衛及び護衛

(一) 警衛護衛の重要性

警衛は行幸、行啓、勅使參向の際に於ける御道筋、行在所、御旅館を警戒し、其の平安を期すると共に、不敬に亘る行爲を排除して、帝室の尊嚴を維持することを目的として居る。

第十五課 特殊勤務

第五課 特殊勤務

三一八

警衛は警察官の勤務中、最も名誉であり、且つ光榮を擔び、同時に重大なる責任を負ふて居る。萬一、警衛中失態あらば其の責任は一身一箇に止まらず、上司に及ぼし、一族一門の恐懼である。故に、此の重任を果たすためには最深の注意と、必死の覺悟を以て任じ、天地、神明に誓つて之を完うするを期すべき献身の勤務である。

護衛は外國の元首、皇族、王族、本邦に差遣せられたる使節、各部大臣其の他の顯官の身邊を警護し、其の安全を期するを以て目的として居る。勿論、外國の元首、皇族、王族の威儀を擁護することも目的であり、殊に日滿兩國の關係に於て、日本皇室の尊嚴に係はる如き事態を絶對に防止することは言を要せざる所である。

警衛、護衛は直接たるか、間接たるか必ず管區に關聯を有するのであつて、責任は直接なるがために重く、間接なるがために輕いといふことなく、若し、管區内より不逞者を出し、又は管區内に不逞者が居住、滯在したる事實があれば、當然管區責任者も其の責任を負ふのである。

管區に於ては其の直接關係地なると、間接なると、又、直接關係地との距離の遠近に拘らず、警衛、護衛に關する事前警戒の命令を受けたるときは、左の事項を實施するを要する。

(1) 戸口査察 戸口査察の周密を期し、轉出、轉入者は牌長をして漏なく申告することを履行せしめ、派出所の設ある市街地に於ては直接届出を履行せしめること。

- (2) 要注意者 甲號（戸口調査規程）に該當する者、其の他警衛上注意を要する者の査察を密にし、所在不明となり、又は旅行したるときは直に申報すること。直接關係地以外の地に於て、此等の者にして關係地方へ旅行せんとする聞込みあるときは、懲に之を延期せしむる等の法を講じ、即報するを要す。
- (3) 銃器 許可を受けたる銃器（獵銃を含む）所持者に對しては銃器、彈薬の保管を厳にせしめ、盜難等を防止し、且つ厳に保管せられることを確認すること。同時に隠匿銃器の發見に一層努むることを要す。
- (4) 檢病的戸口査察 傳染病の発生地、又は前期に傳染病患者ありたる地域に對しては、特に檢病的戸口査察を實施すること。
- (5) 臨機視察 旅店、妓館、料理屋、煙館等の臨機視察を屢々実施し、不逞者の發見に努むること。

警衛に直接關係を有する管區に於ては、道筋に就き左の事項を調查し、其の萬全を期するを要する。

(1) 道路の故障 道筋となるべき道路、橋梁に損壊又は危険の箇所なきや

(2) 危険物 道筋に倒壊の虞ある建造物、又は頽落の虞ある物件、若は崩壊の虞ある地物なきや

(3) 目障り物 御道筋より望見しえべき場所に廣告物、其の他の物件にして、御障りとなる物なきや以上は地物、物件より生ずる事故の未然防止であつて、若し、此等の事態を發見したるとさは速に上司に報告し、措置しなければならぬ。

第五課 特殊勤務

三三〇

沿道又は沿線の住民に對しては、戸口查察、臨檢視察等の機會に於て左の事項に就き注意を與へる。

- (1) 単簿を高所より望見し、又は物蔵より覗見せざること
- (2) 御目障となる洗濯物、其の他の物件等を御道筋より望見し得べき場所に出さざること
- (3) 火氣に注意し、失火等のことなきを期すること

(4) 犬は繋留して道筋を徘徊せしめず、其の他の家畜は沿道又は沿線附近にて放牧せざること
警衛には路上警衛、鐵道警衛、水上警衛及び行在所（御旅館）警衛等があるが、一般警察官が警衛員として警衛勤務に就くのは、主として路上警衛及び鐵道沿線警衛である。

(二) 路上警衛

路上警衛は単簿又は御列御通過の御道筋沿道の警衛をいふ。単簿とは皇帝が行幸あらせられる場合、先乗より後驅迄の御列を指稱し、單に御列とは帝后行啓の御列の謂である。

註—先乗

前驅 前駕と約百米の間隔を保ち先行する騎馬又は乗車の警察官

前驅

御列の先頭にて警衛に任ずる騎馬又は乗車の警察官

後驅

御列の最に就き警衛に任ずる騎馬又は乗車の警察官

側衛

鳳輦を直接警護する騎馬又は乗車（側車附自駆自轉車）の近衛隊軍官

警衛員

警衛員には制服員と私服員とがある。制服員は主として第一線の直接警衛に任じ、或は第二

服装

線以下の警戒、取締に任ずる者であり、私服員は警察官たることを表面に顯はずして、警衛上の要注意者を發見し之を措置することを任務とし、制服員に協力して重任を完うせんとする游動員である。故に私服員は能ふ限り民衆に警察官たることを覺知せられざることに努むるを要し、單なる説諭注意の如きは之を制服員に譲り、専ら不逞者の索出に任じなければならぬ。

制服警衛員の服装は、警尉以上は禮装とし、警尉補以下は常装に短袴、脚綿を着用し、編上靴を穿つ。勤務中は帽子の頸紐を掛くるものとし、外套類は特に命令ある場合の外、使用せず、服装は命令に基き、總て齊一なるを要する。

私服員の服装には制限なきも、行動に便なる輕快なる服装を爲すを要すること勿論であつて、他署より應援の私服員は私服警衛員たることを標示するため、一般には氣附かれざる特別の徽標を定めることが便利である。

配置に就きたる警衛員は總て敬禮を行はざるものとす。

豫行演習 警衛は通例、其の前日又は前々日に豫行演習が行はれる。豫行演習は警衛が重且つ大なる責務なるが故に、計畫と實際とに齟齬なきを期するためと、當日勤務員をして迅速に部署に就くを得しめんがためであり、又、事前に於ける警戒の一層周密なるを期せんがためでもある。

豫行演習に際しては、先づ隣接警衛員と共に現場に於て自己の擔當區域を明確にするを要し、

境界の目標となるべきものを確定する。目標は樹木、電柱等道路上の建設物、又は家屋の境界、窓、出入口等目標となるべき物の延長線とすべく、指定された境界より若干移動することに依り、格好の目標ある場合には、所属隊長の指揮を受けて變更することが好都合である。若し、何等據るべき地物なきことは、白墨等にて標示するの方法を執る等、境界は之を明確にしなければならぬ。境界が確定すれば、自ら自己の擔當區域が定まるのであるから、其の區域内にある民家、空地其の他に就き、己の心行く迄の検索、査察を行ひ、且つ必要なる注意を與へ、當日集來すべき沿道奉拜者を除いては、自己の擔當區域に關する限り事故なからしむるの確信を持つて當日の警衛に臨むべきである。

配 置

當日に於ける警衛員の配置は、概ね御發輦一時間前に行はれる。警衛員配置に就きたるときは尙、入念に自己の責任區域の検索を行ひ、居住者に對しては左の注意を與へる。

- (1) 階上には人を置かず、若し、業務其の他のため在室する者あるときは、窓掛けを施す等、見下す如きことなきを期し、其の覗見する虞ある場所は總て閉鎖せしめること
- (2) 御目障となるべき物件を撤去せしめること
- (3) 奉拜せんとする者は成るべく、一般奉拜者列にて奉拜せしめること
- (4) 飼犬は之を繋留し、其の他家畜の類は畜舎内に入れ、逸脱し得ざる如くすること

奉拜者の取締

後方の検索、注意を終りたるときは、一般奉拜者に對する検索を行ふのであるが、奉拜は、御尊顔を拜せんとする臣民としての赤誠の發露であるから、奉拜者を不逞者扱にして警察官が民衆より惡感情を以て迎へられ、反感を醸す如きことがあつては、警察が帝室と國民とを阻隔することとなり、恐懼の極である。奉拜者の取扱に關しては特に心するを要する。

勤務中は職務上の應答の外、濫に談話することを得ない。

- (1) 親切を旨とし、言語は柔かく、嚴肅の裡にも溫顏、溫容の態度を持つること
 - (2) 制止、説諭等は努めて人目を惹かざるよう穩に之を爲すこと
- 奉拜者自己の責任區域内に散在するときは、最も監視に至便なる場所に集合せしむべく、奉拜者甚だ多數なるときは、老幼、婦女を前線に置き、壯者は後方に位置せしむべきである。是、奉拜者一般を便するのみならず、萬一の場合の豫防ともなる。一般奉拜者に對しては、豫め左の事項に就き注意を與ふべきである。

- (1) 御通過の際は静かに敬意を表すこと
- (2) 定められた奉拜位置を移動せざること
- (3) 御通過に際しては脱帽を爲し、特に大雨ならざる限り雨具は使用せず、日傘の類も使用せざるものとす。制服を着用せる者の帽子、西洋婦人のポンネットの類は脱せしむるを要しない。

第十五課 特殊勤務

三三四

警衛上の注意

次に不逞者其の他警衛上の要注意者が奉拜者を裝ひ、紛在することなきや、危険物を携帶する者なきや等を確むるため、検索を行ひ、左に該當する場合には直に措置するを要する。

(1) 精神病者は私服員に引渡すこと

(2) 銃器、刀剣其の他危険物を携帶する者を發見したることは、物件を押收し、身柄と共に私服員に引渡すこと

(3) 訴状、建白書の類を所持する者を發見したるときも亦、書状を押收し、身柄と共に私服員に引渡すこと

(4) 傳染性疾患ある者、泥醉者、白癡、乞食等は沿道に立入らしめず、之を肯んぜざる者あるときは私服員に引渡すこと

(5) 其の他騒動不審にして、警衛上注意を要すと認むる者は私服員に通じ、其の取調を委嘱すること

奉拜者中に左の行爲を爲す者あるときは、之を制止し、又は沿道外に退出せしむるを要する。

(1) 廣告に亘り、又は他人に迷惑を及ぼす物件を携帶する者

(2) 大其の他の家畜を運行又は携行する者

(3) 裸體其の他の醜體、又は異様の服装を爲す者

(4) 奉拜者を押し分け、又は後方より押寄せる等混雜を増す行爲ある者

(5) 放歌、朗吟其の他喧嘩に及ぶる行爲ある者

奉拜者に對する一般検索を終りたるときは、所定の位置附近に於て、奉拜者の動靜を注視し、苟くも不審ありと直感したるときは躊躇することなく之を糾し、検索終了後入り來りたる者に對しては、一層注意するを要する。

報告員の姿を認めたるときは鹵簿近きにあるを以て、所定の位置に就き、移動せざるものとす。第一線警衛員にして、鹵簿の進行し来る方向に面する者の位置は、直後の警衛員との擔當區域の境界末端とし、自己の擔當區域の略中央を正視し得る角度にて奉拜者に面し、奉拜者線列との距離は、道路の廣狭に依り一樣ではないが、鹵簿御通過に支障なき限り、其の間隔は大であることが、有事の場合擔當區域全體に對して活動するに至便であり、監督者の指示に従ふべきである。

御道筋に背面する警衛員の定位置は、其の責任區域の中間とする。

註――報告員 報告員といふのは御發策の約五分前に出發、御列に先行する騎馬又は自動自轉車に乗車の警察官を指稱する。

九個の功を一箇に缺ぐの憾が絶體にあつてはならないのであつて、特に左の事項に就き深き認

第十五課 特殊勤務

三三五

警衛時的心構

警衛員の位置・姿勢

第五課 特殊勤務

三三六

識を持し、渾身の注意を集め、此の重任を全うせねばならぬ。

(1) 自己の擔當區域に對しては全責任を負ひ、且つ警衛員は相互共助の義務あるものとす。

(2) 緊張の餘り、強直、自失し、奉拜者の勤靜に氣附かず、或は變に即應し得ざる如きことなきを期すこと。

(3) 御通過を目前に控へて、舉動に不審ある者を發見したるときは、之を注視其の勤靜を看守し、警衛線を突破せんとし、其の他不逞の行動に出でざる限り、所定位置を勤かざること、私服員にありては直に措置すべきである。

(4) 警衛線を突破せんとする者あるときは、其の何者たるに拘らず、敢然之を取押ふること、不逞の行動に出でんとする者に對しては論を要しない。

事故発生の場合
出火其の他非常事故發生したるときは、努めて人心の動搖を戒しめ、靜肅に御通過を待ち、後之が措置に任すべきである。

萬一、警衛上の事故發生し、警衛員之が措置に任じあるときは、該警衛員の擔當區域は其の後方又は側方に位置する第一線警衛員の責任區域となるものとす。此の場合後方又は側方に位置する警衛員は専ら奉拜者の動搖に留意し、責任者に於て措置しあるに拘らず、自己の部署を棄てて事故の現場に赴く等のことがあつてはならぬ。

責任者一人にて措置し得ざるとき、又は他の警衛員の擔當區域に於て奉拜者線を突破する者ある等急迫なる事故發生せるに拘らず、其の責任者之に氣附かざる場合は、後方又は兩側に配置せられたる警衛員が之を取押ふる等の措置に任すべきは言を俟たない。

奉拜者線列に直面せる警衛員、事故措置のため、其の擔當區域を分擔する能はざるに至りたるときは、其の擔當區域は兩側に位置する警衛員の責任區域となり、一側の警衛員、側面の姿勢を執る者なるときは、其の他側に位置する者の責任區域となる。

警衛員は自己の後方に於て動搖の氣配あるを覺知するも、其の部署を離れず、擔當區域の警戒に專念すべきである。但し、御召車既に通過したるときは、卒然之を助くべきものとす。警戒を解除せられたるときは、配置箇所附近にありて、交通の整理に任じ、御列の方向に向ふ者は暫く之を停止する等一般の交通取締に任じ、引上げ命令を待つものとす。

警衛員は勤務中、異狀を認めたるときは監督者に即報し、警衛終了後、取扱事項一切を詳細に報告することを要する。

(二) 鐵道沿線警衛

鐵道沿線の警衛は警衛區域が甚だ廣大であつて、擔當区域が路上警衛の場合より廣くなるのが普通であるが、特殊の場合を除いては、概ね路上警衛の場合と同様である。

第十五課 特殊勤務

三三七

- (1) 警衛員の位置は通常、御召列車の進行し来る方向に面し、擔當區域の中間とし、御召車の通過に從つて、奉拜者線列を注視しつゝ回轉を爲し、奉拜者なき場合に於ても同様である。
- (2) 橋梁、踏切に於ては特別の指示なき限り概ね御召列車通過十分前に交通を遮断すること。
- (3) 沿線の奉拜者は危険なきよう、線路より相當の距離を保ち位置せしめること。
- (4) 警衛員は濫りに鐵道地内に立入り、奇禍を招かざることに注意すること。
- (5) 夜間と雖も特に命令がなければ、燈火を用ふることを得ない。

(四) 護衛

護衛勤務は帝室の尊嚴に關する事項を除いては警衛勤務の場合と同様である。護衛勤務も亦、甚だ重責であることは言を俟たず、彼のセルビヤ國（現在のユーゴー・スラビヤ）一青年の、オーストリア國皇儲に對して放つた一彈が、彼の世界大戰爭の導火線となつたことは餘りも顯著な悲しむべき護衛上の事故であつた。勿論、當時の國際關係が一觸即發の狀態にあつたことが根本の原因ではあるが、爆發の導火線となつたのは護衛上の事故である。其の他護衛上の事故が國交を危殆に陥れた例も絶無ではない。

三、非常勤務

社會の靜謐は時に天災又は人爲に因つて破壊せられる。警察は平素より查察、警戒を嚴にし、

危害又は非常事態の發生を防止するために、凡有活動を續けて居るのであるが、何時天災のため、又は豫防警戒の力及ばずして非常事變の發生せざるなきを保し難いのである。警察が平素に於て、萬一の非常に對處するため萬般の準備を整へ、警察官が常に之に應ずるの心構を有するには、所謂、治に居て亂を忘れざるの用意である。

非常勤務は之を非常警戒と非常召集に分つことを得る。

(一) 非常警戒

非常警戒といふのは、重大犯罪發生し之が犯人を逮捕するため、又は警衛の事前警戒、年末警戒其の他人心動搖の徵あるとき等に於て、警察官が非常配備に就き、警戒に任することである。

警察署は其の管内に重大事件發生したる場合、不逞者の管外逸脱を防止するため、又は管外より不逞者の潜入を防止するため、若は管内の治安を維持するため、豫め地勢地理上重要な地點を警察官の警戒配置の場所と定め、警戒網を張ることを企畫してある。此の警戒網を非常線といふ。

非常線は其の目的に應ずるため、第一非常線、第二非常線等に區別されてある。不逞者の逸脱、潜入防止を目的とする場合と、管内警戒を目的とする場合とは、自ら警戒位置が異り、又

重要地點にも自ら輕重の差がある。非常線を數種に定められてあるのは、其の目的、事件の輕重、要員の多寡に應じ、最も迅速に、最も效果的に警戒員を配置せんがためである。

非常線は警察の目的人物が、備への網に櫛ることを目的とする消極的な警戒である。不逞者が網に掛るのを晏如として待つて居ては、急速に其の目的を達し、又目的を適確に達成することを得ないので、不逞者の潜伏せる疑ある場所を探索して積極的に目的の達成に努めるの要を生ずる。警戒線内に於ける不逞者案出のため、其の潜伏せる疑ある場所等に對して行ふ検索を非常検索といふ。

謂はば、非常線は定置網であり、非常検索は曳網である。非常線の警戒に遺漏があり、非常検索に脱漏のあることは、折角張つた網に綻びがあつて、獲物が逸脱することとなるのであるから、周密にして遺漏なきを期せねばならない。

非常警戒は當務を一時停止して、其の目的のために現在する警察力を集中するのであるから、注意力は専ら、目的の重點に注がれなければならず、且つ、必ず自己の持場に「不逞者が来る」、「不逞者が居る」といふ信念の下に全精神が傾注せられなければならない。

(1) 非常警戒勤務 非常警戒の發令ありたるときは、當務員は勤務中なると、休憩中なるとに拘らず、命

非常警戒の心得

令に應じ速に豫て定められる場所の警戒に就くものとする。非常勤務中は輕易なる行政反則等を咎め、ために折角網に掛つた目的人物を逸してはならない。

警戒勤務は數時間に亘る場合があるが、所謂、非常勤務であるから、渾心戮力と忍耐とを以て部署を譲り、任務の遂行を期するを要する。

(2) 人相・着衣・年齢等の注意

目的人物の確定せるときは人相、年齢は指示されたものと先づ疑ひはないが、着衣は何時着換をして居るやも圖られないで、着衣にのみだけはることは危険である。人相の表現法は抽象的であつて、所謂人相書に依つて目的人物を物色することは容易でなく、特徴は異同の識別には最も重要な據點である。目的人物が不確定なる場合の人相、着衣、年齢は單なる参考に過ぎない。強盜の場合には恐怖心のため小男が大男に見え、人相、着衣等は正確に認識ある場合は極めて稀であつて、屢々被害者の想像が加はつて居り、此等のみを根據とすることは過誤に陥り易い。

(3) 捕縛の場合の注意

目的人物又は容疑者を索出、看破したときは、周到にして、而も敏捷に逮捕するを要し、些の油斷があつてはならぬ。畏服の態度を示すことは油斷を作らしめる手段であるから、假令、従順の意を表しても、逃走の準備行為と考へ、心を許し隙を與へてはならない。戒具は必ず之を施すを要する。

(二) 非常召集

非常召集は非常事變に際し警戒を要するとき、又は水火災其の他の灾害に際し警戒、救護を要すと認むるとき、或は非常警戒の要員を得るために、在宅者を勤務時限外に召集するをいふ。

召集準備 警察署、分駐所、派出所には非常の際の召集準備として、警察官宿所名簿を備へ付くるものとす。宿所名簿に登載するのは、管区内に居住する自署員、省務處職員、縣旗務科員、警察學校職員及び他警察署員等であつて、名簿記載事項は宿所番地、官姓名、勤務所及び通報人の宿所姓名、並に宿所の目標となるべき事項等である。此等警察職員の轉出、转入、又は名簿記載事項に異動ありたるときは、其の都度訂正し、常に正確を保ち、有事の場合召集に際し絶対に手落なきを期するを要する。

非常召集票 警察署、分駐所には署所員の非常召集票を作成、保管し置き、職員の宿所、派出所管区内なるときは當該派出所に保管せしむるものとす。職員の宿所、他署の管内なるときは、召集票を所轄署に送付し之が保管を求め、召集方を依頼する。

非常召集通知票 警察には非常召集通知票を作成し置くものとす。非常召集通知票は電話又は電信による通信方法なき分駐所、派出所に非常召集發令を通知し、又は電話、電信不通なる際、召集發令を通知するため使用するものである。

非常召集箇 非常召集は警察勤員であつて、勤員業務に遅滞があつて、職員の應召が遅延しては、發生したる事態に急速に對處するを得ないのである。故に警察署、分駐所、派出所には、非常召集箇を設け、非常召集業務に要する。簿冊、票證共の他の物品を收藏し、散逸を防止すると共に、何時にも使用し得らるる如くし、且つ、鎖錠を施し、嚴重に保管するを要する。

非常召集箇に收藏する物は左の簿冊、物品等である。

- イ 警察官宿所名簿
- ロ 非常召集票（他官署職員の召集票は各官署毎に別の袋に納め、表面に官署名を記載し置くこと）
- ハ 非常召集通知票（警察署のみ）
- ニ 非常線圖（各種非常線位置を標示せる地圖）
- ホ 封筒、用紙若干及び色鉛筆
- ヘ 提燈、蠟燭及び火柴

以上の外警察署に於ては非常編成に關する簿冊、書類及び用品

非常召集は警察署長又は其の代理者之を發令し、分駐所に於て所員を召集する要あるときは、分駐所長之が召集を發令する。

警察署長非常召集を發令したときは、分駐所、派出所にして電話又は電信等急報すべき通信機關あるときは之を利用して發令を急報し、通信機關なき分駐所、派出所に對しては傳令をして非常召集通知票を送達する。送達には自動車、自轉車等を利用し、此等を利用し得ざるときは乗馬とす。傳遞すべき箇所ある分駐所に於ては直に別に傳令を仕立て、次の分駐所等に通知票を傳遞するものとする。

分駐所又は派出所に於て、非常召集命令を受領したときは、電話命令なるときは命令を復誦して過誤なきを確むると共に、命令受領に代へ、電報命令なるときは折返し同文の返電を爲し、復誦及び命令受領に代へる。召集通知票を受領したときは、傳令に受領證を交付して受領の確實を證するものとする。

命令を受領したときは、直に被召集者に非常召集票を傳達する。召集さるべき本人不在なるときは、家族又は房屋の管理人若は通報人に交付すべく、召集票を交付したときは被封に交付の時刻を記入し、認印を微し、命令受領證に代へる。

分駐所員を本署其の他分駐所管區外に召集するときは一應分駐所に集合せしめ、引率者を定めて出發せしむべく、此の場合、分駐所長は召集命令官に對し應召の人員、出發の時刻、歩行、車馬利用等の別、到着すべき豫定時刻等を便宜の方法に依り報告するものとする。

應

召 召集を受けたる者は、直に指定の服装、携帶品、其の他警戒に必要な準備を整へ、指定の時刻迄に集合地に到着するを要し、若し、時刻指定なきときは、能く限り迅速に召集に應ずるをする。特別の命令無きときは、制服員は制服、私服員は私服とし、制服員の服装は常装に短袴、脚絆を着用し、綿上靴を穿ち、冬期は防寒具を着用する。

携帶品は正規の携帶品及び特命の物品の外、尙左の金品とす。

イ 食料一回分以上

ロ 懐中電燈又は蠟燭及び火柴

ハ 私服にて召集せられたるときは適當なる防具

ニ 現金一圓以上

常時の心得
警察官は召集なしと雖も、非常を覺知したるときは、非常應召の支度にて迅速に警察署に參集するを要する。

警察官は常に何時にも應召し得るの用意と覺悟あるを要し、被服、給貸與品は一定の箇所に格納し、私用のため外出するときは、必ず家族又は宿所の管理人若は通報人に行先を告げ置き、連絡に間然する所なきを期すべく、非常準備金としては専くとも一圓以上を制服の内衣囊に納め置くを要する。

第十五課 特殊勤務

三四五

第十六課 處務

官署には各官署毎に處務規程があつて、之に準據して各般の事務を處理するのであるが、一般的に統制して定められる事項もあり、各官署に於て定むるものもある。

一 事務分掌

警察署に於ける事務は、必要に應じ、晝夜を分たず處理すべきものであつて、其の事務分掌は署長直裁事項と、警務、特務、保安、衛生及び司法とに分たれて居る。各係には主任があつて、分擔事務を管掌して居るが、警察署に依つては其の數箇を一人にて擔當して居る所もある。

分掌事務

特務、保安、衛生及び司法の各係に於ける分掌事務は、概ね事務分掌に依り分類された特務、保安警察、衛生警察及び刑事警察の分掌事務と一致するのが立前となつて居る。

(1) 署長直裁事項

1 人事に關する事項

- 口 重要異例に亘る事項
 - ハ 官印保管に關する事項
 - (2) 警務係
 - イ 署員の進退、賞罰其の他身分に關する事項
 - ロ 署員の服務、紀律及び教養に關する事項
 - ハ 警察區割及び配置に關する事項
 - ニ 警衛、護衛に關する事項
 - ト 統計に關する事項
 - チ 兵事に關する事項
 - リ 會計經理に關する事項
 - ヌ 廉舍、倉庫の保全、備品に關する事項
 - ル 他の係に屬せざる事項
- 兵事及び會計に關する事項は警察署に依つては各係主任を置き、警務より分離せられある所もある。

第六課 處務

二 報告及び通報

行政官署が行政行為の適正を期し、其の能率を向上せしむるためには、下級官署又は關係官署に於ける行政状態が詳でなければならぬ。上級官署が下級官署をして指揮を請はしめ、状況を報告せしめるのは、行政行為の適正を期し、又は指揮、命令を適切ならしめんがためであつて、監督作用に基くものであるが、常に積極的に申報を爲すことは官署に於ける當然の常務である。

監督關係にある下級官署又は下級官吏より、上級官署又は監督官吏に對し上知、上聞に達することを報告といひ、監督關係なき官署相互間に於ける職務上の通告を通報といふ。

(一) 報告

報告には能動的であるか、受動的であるか、或は定期的であるか等に依つて、申報、申請、申告、注意報告、回申、復命、定期報告等の別がある。

申報とは下級者が指揮命令權を有する上級者に對し、職務上に關し積極的に報告することとの謂である。官吏は其の分擔する事務に關し、其の處理の状況、所管に係する事項の状勢、其の他職務上参考となるべき事項を上官又は上級官署に報告するの義務がある。

申告

上級官署又は上官は、下級官署又は下官の報告に基いて、管内の状勢を詳にし、適切なる指揮命令を爲すことが出来、事務能率の向上、職務の遂行を期することが出来る。

文書を以て能動的に報告するのは申報であり、下官より上司に對し口頭を以てする能動的報告を申告といふ。

申告には職務上に關するものと、服務上の義務に基くものとがある。上司の着任、又は自己の着任したる場合の姓名申告、服務上の諸届の如きは、服務上の義務に基く申告である。下官は上官に對し意見を陳ぶることを得、又見聞したる事項にして職務上参考となるべき事項は、積極的に之を上司に申告するの義務を有して居る。

警察署に於ては毎朝訓授の前に申告を行ふのが例であるが、其の他の場合に於ても必要に應じ隨時、口頭又は電話を以て申告するものとす。

注意報告とは、職務上参考となるべき事項を告白又は口頭を以てする報告をいふ。警察官は警察機關の耳目であつて、哨戒勤務、警邏、戸口查察、臨檢視察の如きは耳目たるの勤を敏活、有效ならしめんがための方法である。又、警察官は勤務中は勿論、非勤務休養の際に於ても耳目を敏活にして、社會情勢を察知するの義務がある。

見聞、察知したる事項は、警察官が唯、見聞、察知せるのみでは一般警察上の資料とはなら

ないのであつて、之を中権に傳へ、考査研討が加へられて其の對處對策が講ぜられることに依つて、資料としての價値を充分に發揮することが出来るのである。主觀的には大いなる参考とならないと考へられる事項が、極めて重大なる事件發覺の端緒となつた事例は餘にも多いのであつて、苟くも参考となるべき事項は自ら取捨することなく、細大漏さず報告するを要する。一箇月を通じて、一、二の報告すべき事項をも見聞しないといふ如き者あらば、开は職務に熱意を有せず、懈怠、曠職の譏を免れない。

注意報告は通例、書面を以て爲すべきであるが、急速を要する事項は電話、又は口頭を以て申告すべきである。

注意報告を要すべき事項が如何なる事態なるやは、地方の情況、當時の世相等に因つて常に必ずしも一樣ではなく、豫め其の範圍、事態等を定めることは不可能に近いが、左の事項は事の大小に拘らず報告を要する事項である。

(1) 民族間の紛糾に関する事項 家賃、地代、労銀等の不拂、其の他紛糾、軋轢等民族協和に有害なる事態

(2) 激烈なる言動ある者

(3) 時事に関する反響 政治、經濟、外交其の他重要な時事に関する新聞記事、ラヂオニウス等に關

する民心の動向

(4) 宗教に関する事項 宗教的紛糾、又は新規なる類似宗教の布教及び人民の信仰情況、注意を要する宗教師、祈禱師等の行動

(5) 要注意者の行動 前科者、外國人其の他特務警察、刑事警察上注意を要する者の住所の異動及び特異なる行動

(6) 物價の變動 主要日用品又は重要物産の價格の暴騰、暴落及び人民の日常生活に及ぼせる影響

(7) 危険箇所 道路、橋梁等の損壊、下水溝の閉塞、堤防等の損傷、建造物、地物等にして倒壊又は崩壊の虞ある箇所

(8) 農作物の作柄 早魃、多雨、降雹、早霜、晚霜、蟲害等に因る農作物の作柄、被害、減收豫想

(9) 屢々人の集合する家 人の集來する業態ならざるに拘らず、屢々人の集合する事實ある家

(10) 飲食物等に起因する中毒者

(11) 傳染病・流行病の發生 法定傳染病に疑はしき患者、癆患者等を發見したるとき、又は傳染病にあらざるも流行續發する病患あるとき

(12) 生計に急變ある者 急に服装、家具、調度等良好となり、或は雇人を増し、又は頓に貧困に陥りたる状況ある等、日常の生活状態に急變を認められる者

(13) 不和確執 家庭内の不和等に基く老幼不具者の虐待、隣佑間の軋轢等の事實

- (14) 駕行者 孝子、義僕、節婦其の他駕行ある者
- (15) 遊情者 不孝、不義の風評あり、又は遊蕩、怠惰なる者
- (16) 犯罪に關する聞込み又は風聞

(17) 其の他 社會百般の物議に關する見聞

此等は必ず報告を要する事項であつて、注意報告事項が此の範圍に限られて居るといふのではない。

申 請
申請とは下級官署が上級官署に對し、特定事項に對して何分の指示を請求する、伺をいふ。申請には法令の解釋、又は措置に關し能動的に上級官署に伺を立てる場合と、豫て命令又は訓令に依り下級官署の意志決定を留保せる事項に對して爲す申請とがある。申請は請訓、稟請、稟伺、稟議等とも稱せられ、之に對する上級官署の指示が即ち指令であることは、第八課に於て述べた所である。

官吏が所屬長官に對して爲す身分上の願は職務上の申請ではないが、服務上に於ける一種の申請である。

質 疑
警察署に於ては毎朝訓授の際、申告に引續き質疑を許されて居る。質疑は疑問に對し、口頭にて疑問事項に關し署長、其の他の監督者の指示を受けるのであるから、官署間に於ける請訓、稟

伺にも相當して居る。

人間は全知全能でなく、疑問を生じ、不知のあるのが當然である。知識の進歩は一に疑問を持ち、之が冰解に努むることにあつて、疑問を持たず、質疑なき者は知識の進歩はない。法規、執行務、其の他の疑問は之を質し、明確にすることに因つて、執行務の適正が期せられるのであつて、質疑は自己自身を進歩啓發することでもある。

下命に對して調査を爲し、報告するを復命といふ。調査には事實調査、身元調査、素行調査、狀況調査等があるが、何れも執務上の資料となり、中には人民の権義に關し、或は罪の量定の参考となるものもあるのであるから、之が調査は正確を期し、苟くも推定に亘ることがあつてはならぬ。

素行調査、身元調査等の如きは、不良を前提とすべきではなく、性は善なりとの心持を以て調査し、惡は惡として書し、本人の利益となるべき美事善行は逸することなく記載しなければならぬ。

調査には復命期日を定められるのが通例であつて、期日前に復命するを要し、期日の指定なき場合に於ても、努めて迅速に調査を爲し、復命することが肝要である。

上級官署の下命照會に對し、調査報告を爲すを回申といふ。回申に關する要領は復命の場合

定期報告と同様である。

定期報告といふのは、月報、季報、半年報、年報の如く一定の期間に於ける事項を定例に報告するをいひ、定期報告の多くは諸統計に關する報告であつて、報告事項は法令又は例規に依つて定まつて居る。

定期報告は必ず所定期日迄に到達するよう報告するを要し、一の報告未着のために取締めが出来ず、事務の滯滞を來すことは甚しき支障である。故に、執務所内常時目に觸れる場所に左表の如き定期報告表を掲出し、報告を終りたる都度、記入を爲し置くことが、遺忘等による遅延を防止するに有效な方法である。

月	次 月	區 別	月		戶 報	者 諸營業	職業別	癡 者	要種痘 何々	月 報	者 報告	月 報	年 報
			一 月	二 月									
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

備考 ○印は報告をする月を示し、報告したときは其の月日を記入し、責任者が認印を押捺する。

(二) 通 報

通報は事務聯絡又は事務處理上必要なる事項を官署相互間に通知交換するをいひ、單に通報と指稱する一般通報、調査又は事實の回答を依頼する照會及び先方の照會に對する回答とに區別される。

一般通報は事務上關係ある官署相互間に於て、事務聯絡又は執務上の参考となるべき事項を

通知互報するをいひ、通報が相互に圓満に行はれることに因つて、事務上の聯絡が保たれ、他所管内に於ける状勢を詳にするを得て、所管内の事務を有效、適切に處理することが出来るのである。

派出所又は警察官個人としては、他の官署と文書を直接に往復することは出来ない。

照會は調査、便宜供與、回答を求むる等先方に行爲を依頼する通報である。照會は個人としての依頼ではなく、官署としての依頼であるけれども、依頼たるに變りはなく、先方も自然人が事務を處理するのであるから、案文は必ずしも辭を低うする要はないとしても、相當の禮を保つべきである。

回 答

照會に對する回答は、能く先方の目的を考へ、緩急、粗密、其の要求に適し、目的を果し得る回答でなければならぬ。

照會を爲したる場合、先方より急速にして親切なる回答の來ることを要望する如く、回答は照會者の心持を以て調査回答を爲すを要する。

三 統 計

定期報告類の大部分は統計報告である。統計は元來國家、社會の現象を大量的に觀察し以て

人口統計

施政方針の確立、學術研究の基礎資料となすものである。故に統計の基礎となるべき數字は、常に正確なるを要し、調査報告を爲すに當り、最も留意しなればならぬ緊要事である。

人口統計は諸統計中、更に其の根基を成すものであつて、行政百般の企畫は實に人口に其の基礎を置くのである。之を警察に觀るも、管區の設定も、警察官の定員も、其の基礎は管内の人口が基本資料である。戸口查察は單なる人頭調査でなく直接、間接に警察上必要な資料となるべき事項を察知することにあるのは疑に述べた所あるが、人口が漏れなく正確に調査せらるべきことの根本であることは論を俟たない。人口調査をセンサスと稱し、國勢調査と謂はれるのは此の邊の消息を物語つて居る。

人口調査には靜態調査と動態調査とがある。靜態調査といふのは、現在人口を調査することを指稱し、動態調査といふのは、出生、死亡、婚姻、轉出、轉入等人口の移動狀態を調査することとの謂である。

職業分類 人口調査に基く職業分類は康徳三年國務院訓令第六號「産業及服務分類並ニ職業分類ニ關スル件」の中分類に據るべきである。職業分類は大、中、小の三分類に分たれて居る。

參 考

(大分類) (中分類) (小分類)

第十六課 業務

三五八

1 農業	2 渔業	3 鑛業	4 工業	5 商業	6 交通業	7 公務及自由業	8 家事	9 其の他の産業及服務	10 無業
業	業	業	業	業	業	業	事	業	業
類	類	類	類	類	類	類	類	類	類
類	類	類	類	類	類	類	類	類	類
類	類	類	類	類	類	類	類	類	類

警察統計

警察統計といふのは、警察の現勢、警察の対象及び犯罪統計等を指稱する。年報として報告をする警察統計は左の各種である。

- (1) 警察職員現在員調
- (2) 警察官吏配置定員並現在員調
- (3) 諸願警察官吏調

- (4) 警尉補以下一人當面積人口調
- (5) 警察官吏原籍調
- (6) 警察官吏年齢調
- (7) 警察官吏教育程度調
- (8) 警察官吏勤続年齢調
- (9) 警察官吏休暇及缺勤調
- (10) 警察官吏公傷病調
- (11) 警察賞與調
- (12) 精勤章授與者調
- (13) 警察官吏懲罰調
- (14) 警察官吏退職者調
- (15) 警士志願者及採用者年齢調
- (16) 採用警士職業調
- (17) 採用警士教育程度調
- (18) 警察設備調

統計は一定した條件下に於て集計されるのでなければ、統計として價値はない。統計上の條

三五九

統計

第十六課 業務

件とは同類、同種の集計であつて、調査の時及び範囲が限定されて居ることを要件とする。例へば、家畜現在數調には家畜の種類、分布地域、及び何年何月何日現在の如く條件が一定されて居なければ其の統計は無價値である。

意表上の注
統計表は經緯欄の數字の合計が必ず合致しなければならない。前期との増減比較表は必ず前記の計数と相違なきやを確むることを要し、増減特に著しきものは備考欄に其の事由を記載するものとす。

四 警 察 文 書

(一) 文書の種類

行政文書と
司法文書
警察文書には司法文書と行政文書とがある。司法文書とは、刑事訴訟法並に司法警察官吏執務規範に基き司法警察官吏として作成する文書、及び司法警察に關し常人の作成する文書の謂であり、行政文書は其の他の警察上の文書を指稱し、警察官の作成したるものは勿論、常人の作用したる顧届書、始末書の如きも、事、警察に關するものは總て警察上の行政文書である。

行政文書は其の形式に依つて、一般文書、臺帳、簿冊に區別せられ、又其の取扱方に依つて、機密文書、祕密文書及び普通文書に區別される。

文書作成上
一般文書 官署間の往復文書、諸報告書、願届書等にして最も普通なる文書

臺帳 諸營業臺帳、戸口調査簿等の如く、所定事項を記録したる文書にして、記録事項に異動を生じたるときは其の都度訂正を爲し、永久に保存する文書

簿冊 日誌類其の他の諸簿冊にして、製用して順次記載する類の文書

機密文書 一般文書、臺帳、其の他の簿冊にして係員以外に縦覽せしめず、秘密の取扱を爲す文書

(二) 文書の作成

文書は其の種類の如何に拘らず、一定の形式の定まれるもの多く、形式あるものは其の形式に依り作成するを要し、殊に司法文書は其の内容又は形式に誤謬あるときは、法律的效果に影響するものなるを以て、特に形式に留意するを要する。

文書作成上注意を要するのは左の諸點である。

(1) 文章 文章は所謂一種の技術の如きものにして、之が進歩上達は平素の習熟に俟つ所多く、常に之が練習に努め、以て事務繁劇の場合は勿論、喟嗟の場合と雖も、躊躇逡巡せず、圓滑敏速に之を作成し、職務の完全を期すべきである。

(2) 文字 文字は明瞭に認め、訂正、添削はなるべく之を避けなければならぬ。辭句如何に巧妙なるも、文字明瞭を缺くときは其の文意を解する能はず。故に草書、慣用せられる略字、曖昧なる文字等は使用すべきではない。用字としては楷書が最も理想であるが、楷書を書するには時間をするを以て、行

書を使用することが適當である。

訂正、添削多きときは、其の文書の信否に影響あるを以て、成るべく之を避け、已むを得ずして挿入、削除、欄外記入を爲したときは、其の箇所に認印し、其の字數を欄外に記入すべきである。削除には闇點、斜線等を用ひ、原文字を讀み得る如く残存せしめ、塗抹、改竄、切抜き、貼紙等は避けねばならぬ。假名は片假名を使用し、濁點、半濁點等は必ず之を附するものとする。

(3) 離句 離句は平易なる常用語を使用し、且つ紛れ多き文字、離句は之を使用すべからず。警察の文書は感興を惹き、又は趣味含蓄を必要とせず、簡潔、直截なるを最上とす。

事實は眞直の寫實を旨とし、濫りに形容の章句を使用し、又、觀察、推定、所見等を挟んではならぬ。

(4) 文章の構成 長文に亘るのは、原因、關係者、狀況、措置、所見等の如く、小見出を用ひ順序よく認め、錯雜、混淆を避くることを要する。

(5) 機密密文書 機密密文書は自ら起案、浮書を爲し、濫りに他人に依頼せざるを要す。

(6) 電文 電文は特に簡潔を旨とし、帝室に關する事項以外は敬語を使用せず、略號あるものは之を使用し、字數の減少を圖るを要するも、要點を簡略して意味の正確を缺いてはならぬ。

機密密に關するものは暗號を使用するものとす。

地名、人名等にして特に漢字の表示を必要とする場合には漢字數字略號を併用することが至便である。

註 一暗號 電報料輕減の目的にて定められた符牒

暗號、他人の窺知し得ざる如く、數字の組合せ、又は文字を代用することを定めた符牒

(7) 宛名 一般文書には必ず宛名を書し、宛名は官職、姓名を正しく標示するものとす。

(8) 署名捺印 一般文書には必ず作成の年月日を記し、作成者の所属官姓名を書し、捺印することをする。

臺帳に記入、添削を加へたるとき、又は日誌の類は之を記載したる者に於て其の箇所に捺印するものとす。

(三) 文書の取扱

文書の取扱は極めて慎重なるを要し、苟くも粗略に流れ、損壊、散逸、亡失等のことなきを期せねばならぬ。

文書を收受したるときは、左の區分に従ひ之を處理するものとす。

(1) 普通公文書 他官署發送に係る普通公文書を收受したるときは、普通文書受領簿(受件名簿)に依り、該文書の受理番號を定め、件名、收受の日附、發送官署名、處理法を記載し、文書には受理番號及び受理の年月日を記入して捺印するものとす。

同一件案に關する往復に係るものは最初の原文書發送又は收受の番號を用ひ、其一二の如き番號を附す。

(2) 親展公文書 親展公文書は開披せず、被封の儘之を受理し署長に提出する。

(3) 電報 電報は白文又は略號なるときは普通文に譯書し、普通文書として受理の上、時を移さず處理

するを要し、暗號電報、親展電報は其の倣受理し、署長に提出するものとす。

(4) 電話 電話に依る通牒、通報、報告、顧問は受話筆記し、終りたるときは復誦して過誤なきを確かめ、それぞれに従ひ處理するを要する。

(5) 附屬金品 公文書、顧問書にして、現金、金券、郵票、印花票等の添付あるものは、欄外に種類金額を記載し捺印すべく、物品の附屬する場合には、文書に記載せる物品に相當する物なるや、員數に過不足なきやを確かめ、別に金品授受簿に登録して、其の授受を明にするを要する。

(6) 移牒 送達ありたる文書にして、管轄達、紛來に係るものなるときは、所管官署又は送すべき官署に移送すべく、之を移牒といふ。

文書の處理は常に敏捷なるを要し、遷延、滞滯することがあつてはならぬ。

(1) 至急文書 至急の標示あるもの、電報に依るもの、又は内容急速に處理を要すと認むるものは、一般文書とは別に取扱ひ、速に係に回付し、決裁を要するものは直接持參して之を受くべきである。

(2) 提文 檢閑を受け、又は決裁を受くるため文書を提出するときは、散逸せざるよう容器に納めて提出するを要し、機密に關するものは、其の漏洩を防止するため直接持參して供置又は決裁を受け、然らざる場合には、手輕に他人が閲覽し得ざる容器に納め提出するを要する。

重要な文書は一般文書とは區別し、自ら提出して指揮を受け、又は説明を爲すものとす。

處理

送達

文書の發送は正確敏捷を期し、左の事項に留意するを要する。

發送

(1) 淨書校合 起案に係るものは淨書校合し、原案と相違なきをや確め、原案にして脱落等あることを發見したるときは、起案者に質すべく、任意に原案に添削を加へてはならぬ。

淨書を終りたるときは原案と讀合はせ校合を爲し、誤謬なきときは、相違なきことを證するため、原案と正本との上部に契印を押捺する。

(2) 官印の押捺 官署として作成する公文書には、必ず官印の押捺あるを要し、淨書したる正本を署長の下に持參し官印の押捺を受くるものとす。

(3) 登錄 発送文書は總て公文書發送簿に登録し、發送したことの確認とす。登録事項は發送番號、件名、發送の年月日及び送達すべき宛名とす。

發送番號は發送すべき文書の原案、正本にも記載することを要し、淨書の際發送簿に據り發送番號を定むるも差支へない。

(4) 封緘 同一箇所に送達すべき文書は一括して封筒に納め、郵送料の輕減、散逸の防止を圖るべきであるが、親展文書と普通文書とは別にするを要し、親展文書には「親展」、「秘」其の他所定の記號、至急處理を要するものは「急」又は「至急」と標示して外被上より其の機密文書なること、又は急速處理を要するものなることを認知し得る如くするを要する。

(5) 発送 郵送すべき文書は其の手續を爲し、特に急を要するものは速達郵便となし、重要なものは書留(掛號)、配達證明(變掛號)の取扱を爲すを要する。

使便に依るものは、選付簿に記入して其の授受を明にするべきである。

(6) 附屬金品 附屬金品あるものは、文書に其の旨附記し、同封し得ざる物品は別途送付の方法を講じ、文書に其の旨を記載する。

爲替其他金錢の授受を證すべきものは、原案に貼布し置く等、處理方を明にするを要する。

(四) 文書の整理

文書は日々其の數を増加するが故に、常に整理を爲すにあらざれば、必要に依り急速に索出し得ざるのみならず、散逸、亡失等の虞もある。

文書は左の各號に據り、編綴整理するものとす。

(1) 一件文書 一件文書は書類の性質に拘らず之を一括編綴して事件の經過、顛末を明にするを要する。文書にして二件以上に關聯するものは、原起の文書に編綴し、關係文書には其の所在を朱記するものとす。

(2) 既決文書 既決文書は其の類別に従ひ日附順に假綴し、目次を附す。假綴は必ずしも警察文書編纂保存規程に依る類別分冊に従ふを要せず、其の署の文書件數の多寡に應じ、同類なるものは數種を一冊と爲すも差支へない。

(3) 簿冊 日誌類其の他の簿冊は厚さ概ね三寸に及びたるときは分冊す。一般文書の編冊にして、厚さ三寸を超ゆるに至りたるとき亦同様である。

編綴

保管

保管

(4) 一時撤去 編綴したる文書にして、調査等のため必要ありて一時撤去するときは、其の箇所に其の旨記載し、責任者に於て捺印し置くものとす。

未決、既決の文書は各其の事務を分擔する者に於て保管の責に任じ、完結文書は文書保管主任者に於て保管し、其の責に任ずる。既決の文書及び製用すべきものを除きたる以外の簿冊は、毎年毎に其の年末に於て完結文書となるものとす。

機密文書 機密文書は一般文書と區分し、鎖錠ある箇所に、各責任者に於て保管する。

非常持出文書 機密文書又は普通文書、臺帳其の他の簿冊にして重要なものは非常持出文書とし、一定の容器に納め、其の旨標示し置くものとす。

文書の持出 調査其の他のため、文書を官署外に持出すときは、其の都度署長の認許を受くるものとす。

但し戸口調查補助演等の如く當然職務の執行上持出をするものは都度認許を受くべき限でない。

一般文書は完結年度毎に警察文書編纂保存規程に従ひ、類別編綴を爲し、保存するを要する。

文書の保存年限は、文書の性質に依り一定せず、有期なるものと、永久なるものとがあり、有期なるものも、短期なるものは一年、長期なるものは十年、十五年、二十年に及ぶものがある。

有期なるものの保存期限の起算は、完結年度の翌年からである。保存期限満了したる文書は

之を焼却するが、必要あるものは尙相當期間保存することを要する。

五 願 届

人が其の権利義務に關し、官署に對して爲す申請が願であり、法令の規定、又は處分に據る義務に基いて爲す申告が届である。此等は直に人民の利害又は警察執行務に關係を持つものであるから、之が取扱は親切にし、常に人民の利便を考慮し、形式に流れ人民をして繁縝の感を抱かしめてはならない。

願届には文書を以て爲すを要するものと、口頭を以てすることを得るものとがある。

願届書の提出ありたるときは、受理すべきものなるや否やを確め、受理すべきものなるときは、其の要件にして具備せざることなきやに注意す。若し、不備の點あるときは、懇切に其の旨を指示して記入又は書換を爲さしむべく、本人印章を携帶し、無筆なるときは、自ら代書するの親切あるを要する。其の自ら書くことを得る者に對しては、書式を教示し、代書人をして書かしめることを懇意してはならぬ。法令が特に書式を要求し、形式を整ふことが法律上の效力に影響あるものは、必ず所定の書式に據らしむべきであるが、其の他の場合には假令一定の書式があつても、之に拘泥し形式に流れはならない。

願届書

願届書にして要件を具有するときは公文書收受簿に據り受理番號を定め、件名、願届人の姓名、受理の年月日及び處理の要領を記載する。願届書には受理の年月日及び受附番號を記入捺印す。願届書にして集會届、傳染病者發生届等法令上受理時刻に依り、法律上の效力に影響あるものは受理時刻をも記入するを要する。

口頭願届
口頭を以て足る願届を受理するときは、所定の簿冊又は用紙に、所定を事項を記入する。口頭願届にして、電話にて可なるものは努めて、之に據らしめ、本人の出頭を要請してはならぬ。

願届の處理
願届書は之を受理することに因り、口頭に依る願届は受理して文書を作成することに因つて、

同時に公文書となり、最早私文書ではないのであつて、之が取扱は公文書の例に依り處理するを要する。

願届にして直に處理することを得る事項、例へば、印鑑證明、居住證明等の如きは速に手續を爲し、人民をして徒に時間を空費せしめざることに特に留意するを要する。

附 當 直

警察署又は分駐所の勤務員は輪番にて當直勤務に服し、當直員は休日又は平日に於ける執務

時限外に於ける事務處理に任ずるものとす。

當直の種類
當直勤務は之を休日に於ける日直勤務、及び平日に於ける宿直勤務の二種に分つことが出来る。

日直勤務とは休日に於ける平日の執務時間中の勤務をいひ、宿直勤務とは退庭時限より、翌日登庭時迄の時間中の勤務をいふ。

當直勤務
當直勤務は内勤又は別勤者たる當直主任及び當直員之に服し、當直主任は當直中に於ては、署長代理として署長の事務を代行し、當直中に於ける署内外に於ける一切の責に任じ、當直員は之を輔佐するものとす。

當直員の任
當直員の處理するを要し、又は注意すべき事項は凡そ左の事項である。

- (1) 當直主任は急速を要する事案は其の擔當の事務の如何に拘らず之を處理し、其の重要なものは署長の指揮を受け、及び擔當主任に協議し、又は其の處理に委すること
- (2) 當直主任は當直員を指揮監督し、當直中に於ける署内事務を處理すること
- (3) 當直員たる監督者は適宜署内及び管内巡視を實施し、別勤員、管區勤務員の勤務の勉否、執行務の適否、紀律の張弛を監督すること
- (4) 當直員は協力して、火災の豫防、署内の警戒に任すること

(5) 當直主任は非常時變動發したるときは、直に署長に報告して其の指揮を受け、署長又は次席者不在なるときは自ら署員を指揮して事態を善處すること

(6) 萬一廳舍内より火を發したるときは速かに消防機關に通報すると共に、極力消火に努むるを要する。力及ばずして火勢如何とも爲し難きときは、留置人を移築し、非常持出物件を搬出し、尙餘裕あるときは一般書類、備品其の他の物件を持ち出し、損害を輕微に止むることに努むるを要し、類焼の虞ある場合も亦同様である。

分駐所、派出所に於ても之に準ずる。

(7) 當直員は職務執行又は巡視の外、署外に出づるを得ず、當直中は常に在署するものとす。

(8) 當直員は引繼を確實にし、當直中の事故は之を當直日誌に認め、警務主任を経て署長の査閲を受くること

(9) 當直主任は翌朝、署長の出署を俟ち、當直中に於ける事故の有無を報告すること

(終)

一付 奥—

不
許
複
製

康德五年十二月一日印刷
康德五年十二月五日發行 第二版

治安部警務司編纂

滿洲國警察協會發行
振替口座新京二・一〇〇番

新京特別市西七馬路十四號
印刷所 滿洲圖書株式會社